

平成 20 年

## 第 5 回柳川市議会臨時会会議録

開会：平成 20 年 12 月 3 日

閉会：平成 20 年 12 月 19 日

柳川市議会

第 5 回 柳 川 市 議 会 ( 定 例 会 ) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
12月3日	水	本 会 議	開会・提案理由説明
12月4日	木	考 案 日	
12月5日	金	本 会 議	議案質疑
12月6日	土	休 会	
12月7日	日	休 会	
12月8日	月	考 案 日	
12月9日	火	本 会 議	一 般 質 問
12月10日	水	本 会 議	一 般 質 問
12月11日	木	本 会 議	一 般 質 問
12月12日	金	委 員 会	
12月13日	土	休 会	
12月14日	日	休 会	
12月15日	月	委 員 会	
12月16日	火	委 員 会	
12月17日	水	事 務 整 理 日	
12月18日	木	事 務 整 理 日	
12月19日	金	本 会 議	採決・閉会

第5回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 75 号	平成20年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について	20.12.19	修正可決
議 案 第 76 号	平成20年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	20.12.19	原案可決
議 案 第 77 号	平成20年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	20.12.19	原案可決
議 案 第 78 号	柳川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	20.12.5	原案可決
議 案 第 79 号	柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	20.12.5	原案可決
議 案 第 80 号	柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	20.12.19	原案可決
議 案 第 81 号	柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	20.12.19	原案可決
議 案 第 82 号	柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	20.12.5	原案可決
議 案 第 83 号	柳川市民会館の指定管理者の指定について	20.12.19	原案可決
議 案 第 84 号	福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	20.12.5	原案可決
議 案 第 85 号	人権擁護委員候補者の推薦について	20.12.5	原案同意
議 案 第 86 号	人権擁護委員候補者の推薦について	20.12.5	原案同意
議 案 第 87 号	郵政三事業の利便性の確保を求める意見書について	20.12.19	原案可決

議案 第88号	「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（労働者派遣法）の抜本的見直しを求める意見書について	20.12.19	原案可決
議案 第89号	教育予算の拡充を求める意見書について	20.12.19	原案可決
議案 第90号	地方財政の充実・強化を求める意見書について	20.12.19	原案可決
議案 第91号	小中学校グラウンドの早急な整備改善を求める決議について	20.12.19	原案可決

請 願

	案 件	議 決 日	結 果
請願 第15号	「教育予算の拡充を求める意見書」提出に関する請願書	20.12.19	採 択
請願 第16号	「郵政三事業の利便性の確保を求める意見書」を政府等に提出することを求める請願書	20.12.19	採 択
請願 第17号	「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」等の抜本的な見直しを求める意見書提出に関する請願書	20.12.19	採 択

そ の 他

石田市長答弁の矛盾点の解明について	20.12.19	報 告 書 決 可 決
-------------------	----------	----------------

# 柳川市議会第5回定例会会議録

平成20年12月3日柳川市議会議場に第5回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
13番	伊 藤 法 博	14番	龍 益 男
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	18番	近 藤 末 治
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
21番	大 橋 恭 三	22番	藤 丸 正 勝
23番	木 下 芳二郎	24番	佐々木 創 主
26番	梅 崎 和 弘	27番	高 田 千壽輝
28番	山 田 奉 文	29番	河 村 好 浩
30番	田 中 雅 美		

## 2.欠席議員

25番 三小田 一 美

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
副	市長	大	泉	勝	利
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	大	坪	正	明
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	櫻	木	恵	美
三	橋	藤	木		子
消	防	竹	下	敏	均
人	事	高	田		郎
総	務	櫻	木	重	厚
企	画	樽	見	孝	信
財	政	石	橋	真	則
税	務	武	藤	義	剛
健	康	川	口	敬	治
福	祉	木	下	正	司
学	校	成	清	一	巳
建	設	横	山	英	廣
農	政	成	清	博	眞
水	路	安	藤	和	茂
	課				彦

### 4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	北	原	博
議	会	事	務	局	次	長	兼	議
議	会	事	務	局	庶	務	係	長
						高	巢	雄
						高	口	佳
								人

### 5. 議事日程

諸般の報告について

(1) 例月出納検査の結果について(平成20年7月、8月、9月分)

( 2 ) 市長の行政報告について

日程( 1 ) 議会運営委員長報告について

日程( 2 ) 会議録署名議員の指名について

日程( 3 ) 議案第75号 平成20年度柳川市一般会計補正予算( 第3号 ) について

議案第76号 平成20年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算( 第2号 )  
について

議案第77号 平成20年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算( 第1号 )  
について

日程( 4 ) 議案第78号 柳川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す  
る条例の制定について

議案第79号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につい  
て

議案第80号 柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第81号 柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定につい  
て

議案第82号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の  
制定について

日程( 5 ) 議案第83号 柳川市民会館の指定管理者の指定について

議案第84号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程( 6 ) 議案第85号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第86号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程( 7 ) 請願について

1 請願第15号 「教育予算の拡充を求める意見書」提出に関する請願書

2 請願第16号 「郵政三事業の利便性の確保を求める意見書」を政府等  
に提出することを求める請願書

3 請願第17号 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の  
就業条件の整備等に関する法律」等の抜本的な見直しを  
求める意見書提出に関する請願書

午前10時1分 開会

議長( 田中雅美君 )

おはようございます。本日の出席議員29名、定足数であります。よって、ただいまから平成20年第5回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

最初に、例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されておりますので、御報告をいたします。

次に、市長の行政報告を願います。

市長（石田宝蔵君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日は平成20年第5回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多用の中、御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議事に先立ちまして、議長のお許しを得ましたので、9月定例会以降の重立った事柄について御報告をさせていただきます。

まず、市長会についてでございます。

10月7日に、本市におきまして第115回福岡県市長会を開催いたしました。午前中の理事会に引き続きまして、午後から総会並びに研修会を開催いたしました。研修会には日本財団の笹川陽平会長をお招きしての講演会、それに現地研修といたしまして、川下りと白秋生家等の視察を行っていただきました。開催市といたしまして成功裏に終わることができました。

議会では、本市から「地方分権の推進に向けた改革の継続について」、また「農林水産業の振興について」など、26議案を提案し、全議案承認され、県・市長会名において、国、県などの関係機関へ要望することとなりました。

中でも、同じく本市から提案をいたしました「原油価格高騰対策について」や「学校施設整備等の充実について」など5議案は、同月16日、北九州市で開催されました九州市長会総会におきましても承認決定され、九州市長会名で国など関係機関へ要望されることになりました。

続きまして、国や県等に対する要望活動について御報告をいたします。

まず、有明海東部地区農地海岸事業推進協議会に関しましては、10月21日に有明海岸保全事業所、九州農政局、また11月19日には、農林水産省に対し、新海岸法の趣旨に沿った有明海東部海岸保全事業の促進について政策提案を行いました。

次に、矢部川・中島地区河川改修に関しましては、11月10日に筑後川河川事務所、九州地方整備局、19日には国土交通省、地元選出国會議員等に対し、事業促進のため、組織する同協議会を通じ、事業の早期完了に向けて要望活動を行いました。

また、福岡県有明海漁業振興対策協議会におきましては、10月20日に協議懇談会を開催し、同月27日に福岡県に対し「有明海再生に係る有明海特別措置法の運用支援」や「燃油高騰対策」、「外国産ノリの輸入枠割り当て」や「IQ枠の堅持」など、7項目について要望活動を行いました。



そのほか福岡県土地改良事業団体連合会、花宗川改修期成会、大川 - 瀬高間佐賀線跡地道路建設促進期成会、県道久留米柳川線道路整備促進期成会、福岡県海岸協会等で、それぞれ国土交通省、農林水産省、財務省を初め、関係省庁及び地元選出国會議員等、さらには福岡県に対し、事業の早期促進と予算の確保について要望提案を行ったところであります。

次に、柳川市内の近況でございますが、去る10月17日にノリの種つけが解禁され、ノリ網の張り込み作業が一斉に行われました。ことしは海水温が高く、これまでで最も遅かった昨年を次いで2番目に遅い種つけ解禁となりました。

これまでは、順調に生育し、九州で一番早い11月25日にノリの初入札会が開催されました。今回の入札会では約9,000万枚が出品されておりました。これからの海水温や栄養状況など、ノリに適した海況の安定による福岡県有明海産のノリブランドである「福岡のり」のノリ価格の上昇と、質・量ともに昨シーズンを上回る生産を願っているところでございます。

次に、昨年から政策しておりました観光プロモーション用DVD「柳川物語」がこのたび完成をいたしました。DVDは、国内はもとより、海外からの観光客の誘致や市民の観光への意識啓発等を目的に、日本語、英語、中国語、韓国語、台湾語の5カ国版、500枚を作成いたしました。旅行代理店や各種イベント等においてDVDを活用し、観光地柳川を国内外に広くPRしていくとともに、多くの市民の皆様にも御利用いただき、本市の再発見をしていただきたいと思いますと考えております。

次に、第4回柳川市民まつりおいでめせ水郷オートムフェスタが、11月23日に開催をされました。お天気にも恵まれ、秋空のもと市内外から7万2,000人の御来場をいただき、盛況のうちに終えることができました。

市民まつりは4回目を迎え、農業、漁業、商工観光業にかかわる皆さんが連携した当地最大の市民まつりとして定着してきたのではないかと考えております。

これもひとえに、会場周辺の住民の皆様のご理解と、実行委員会を初め多くの方々の御努力、御協力のたまものでございます。この場をおかりいたしまして、衷心より関係者の方々にお礼を申し上げます。ありがとうございました。

次に、今年度、新たに創設いたしました技能功労者表彰制度による柳川市技能功労者表彰式を11月28日にとり行いました。長年にわたり同一職業に従事し、技能及び技術の錬磨並びに後進の指導育成に当たられ、市の産業振興に顕著な功績をおさめられた4名の方を今回、技能功労者として表彰いたしました。

今後、本表彰制度が市内の技能職にかかわっておられます皆様のお励みとなり、ひいては本市の商工業の振興、発展につながればと考えております。

次に、柳川山門医師会との間で、柳川市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書の締結式を11月28日に行いました。このたびの協定締結は、大規模災害が発生した場合に、市からの要請により医療救護チームを派遣していただき、災害現場等でのトリア

ージや負傷者への医療等を行っていただくものでございます。

あってはならない大規模災害でございますが、医療救護活動に対する万全を今後とも尽くしてまいりたいと考えております。

最後に、11月28日、合併前の旧大和町が、化粧品会社ピアスアライズ社の工場、土地を不当に高値で購入したとして、住民団体「ガラス張りの市政を進める市民の会」から540,000千円の全額返還を請求するよう求めた控訴審判決の言い渡しが、福岡高等裁判所で行われました。ことし3月に福岡地裁が原告の訴えを退けるとの判決を出しましたが、その後、住民7人を原告とし、高裁に上告されていたこの件でございますが、同日、福岡高等裁判所でも控訴を棄却するとの判決を示しました。

議会や市民の皆さんには大変な関心事であり、御心配をかけております問題だけに、ここに御報告を申し上げるものでございます。

以上、簡単でございますが、これで行政報告を終わります。御清聴ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

#### 日程第1 議会運営委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）

おはようございます。

平成20年第5回柳川市議会定例会の会期日程等について、12月1日に議会運営委員会を開催し協議いたしました。その報告を申し上げます。

まず、会期であります。本日12月3日から19日までの17日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明。4日は考案日。5日は議案質疑。6日、7日は休日で休会。8日は考案日。9日、10日、11日を一般質問。12日を委員会。13日、14日は休日で休会。15日、16日を委員会。17日、18日は事務整理日。19日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が、会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が、議案第75号から議案第77号までの3議案の一括上程であります。

日程4が、議案第78号から議案第82号までの5議案の一括上程であります。

日程5が、議案第83号及び議案第84号の2議案の一括上程であります。

日程6が、議案第85号及び議案第86号の2議案の一括上程であります。

日程 7 が、請願についてであります。

本定例会に請願 3 件が提出されております。請願第15号は教育民生委員会に審査を付託、請願第16号は総務委員会に審査を付託、請願第17号は産業経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、2 日目の日程について申し上げます。

日程 1 が議案質疑でありまして、開会日と同様の方法で議題に供することにいたしております。

議案第75号から議案第77号までの3 議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第75号は総務委員会に審査を付託、議案第76号及び議案第77号の2 議案は教育民生委員会に審査を付託といたしております。次に、議案第78号から議案第82号までの5 議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第78号及び議案第79号の2 議案は即決、議案第80号及び議案第81号の2 議案は建設委員会に審査を付託、議案第82号は即決といたしております。次に、議案第83号及び議案第84号の2 議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第83号は教育民生委員会に審査を付託、議案第84号は即決といたしております。次に、議案第85号及び議案第86号の2 議案を一括議題とし、質疑終了後、2 議案とも即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（田中雅美君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

#### 日程第 2 会議録署名議員の指名について

議長（田中雅美君）

日程 2 . 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、11番矢ヶ部広巳議員及び19番太田武文議員を指名いたします。

#### 日程第 3 議案第75号～議案第77号

議長（田中雅美君）

日程 3 . 議案第75号から議案第77号までの3 議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第75号から77号の補正予算3議案につきまして御説明を申し上げます。

まず、議案第75号 平成20年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、人件費の調整、ピアス社に対する損害賠償請求訴訟に必要なアスベスト調査委託料、国庫補助金等の返還金、次世代大規模経営品質管理システム実用化事業補助金、道の駅用地選定のための不動産鑑定委託料及び三橋公民館施設のアスベスト除去工事費が主なものでございます。

予算規模といたしまして、補正前の予算額26,623,108千円に158,208千円を追加し、歳入歳出それぞれ26,781,316千円としようとするものでございます。

それでは、予算の内容を歳出から御説明申し上げます。

まず、各款にわたります職員の人件費については、総額28,130千円を減額しておりますが、この主なものとして、育児休業や退職、休職及び人事異動による会計間の調整でございます。

次に、人件費以外につきまして、款ごとに御説明を申し上げます。

2款・総務費では、ピアス跡地の建物に係るアスベスト調査委託料3,486千円、財政調整基金9,925千円及び平成19年度事業の福岡県介護保険広域連合介護予防事業や自立支援給付費事業などの国庫補助金等超過交付金返還金19,238千円などを追加しております。

特に、ピアス跡地の建物に係るアスベスト調査委託料について申し上げますと、本市といたしましては話し合いの場や調停の場においてピアス社に対して、ピアス社は平成15年に旧大和町に売却した建物にアスベストが使用されていたことを知り得た立場にありながら、このことについて、不動産売買契約当時、旧大和町に何ら説明を行わなかったことは、瑕疵または債務不履行に当たるとして、アスベスト除去経費の全額負担を主張してまいりましたし、土壌問題についてもピアス社の誠意ある回答を求めてまいりました。

しかし、議員各位も御承知のとおり、6回に及ぶピアス社との民事調停においても本市の主張が聞き入れられず、残念ながら不調に終わりました。

このため、本市としては、ピアス社に対してアスベストの除去経費及び土壌改善費についての損害賠償請求の民事訴訟を起こす以外に解決の道はないと判断をいたしました。今回の補正は、損害額算定のため、どこにどれだけのアスベストが使用され、それを除去するためにはどれだけ費用が必要かを算出するための調査委託料でございます。

3款・民生費では、障害者自立支援法における制度改正に伴います訓練等給付費22,152千円、後期高齢者医療特別会計保険基盤安定繰出金33,971千円、県の公費医療助成制度の拡大に伴います乳幼児医療助成費20,350千円及び生活保護費35,545千円などを追加しております。

6款・農林水産業費では、次世代大規模経営品質管理システム実用化事業補助金14,165千円及び道の駅用地選定のための不動産鑑定委託料500千円などを追加する一方、強い農業づくり交付金事業費48,000千円を減額しております。

まず、次世代大規模経営品質管理システム実用化事業補助金につきましては、柳川農協が実施するカンントリーエレベーターの色彩選別機設置を強い農業づくり交付金事業で取り組んでまいりましたが、採択されず、国への働きかけにより、かわりに次世代大規模経営品質管理システム実用化事業で国の事業採択を受けたことにより補正を計上しております。

次に、道の駅用地選定のための不動産鑑定委託料につきまして申し上げますと、本市では、有明海沿岸道路で来春、矢部川大橋の供用が可能となり、九州縦貫自動車道とアクセスをする国道443号バイパスも平成23年春には全線開通という見通しにあり、広域交通網整備が進んでおります。

そこで、休憩施設機能、情報発信機能、地域連携機能のこの3つの機能をあわせ持つ道の駅について、本年度新たに設置をいたしました産業活性化推進室において、これまで精力的に調査研究を重ねてきたところでございます。本市には豊かな自然、歴史、特産品等、多くの魅力ある地域資源がございます。これら地域資源を積極的かつ有効に活用することで、産業間連携を強化して地域経済の活性化につなげられないかと考えておりまして、その活性化拠点施設として、道の駅の建設は有効な手段の一つであると考えております。

道の駅の建設に当たりましては、国道443号バイパス沿いに直売所、レストラン、加工施設や交流研修施設等を有する規模の基本的コンセプトがまとまりましたので、国、県への要望に当たり、まず建設候補予定地の検討と決定が必要でございますので、今回、そのための不動産鑑定を実施するための委託料を計上するものでございます。

7款・商工費では、本年10月3日に温泉の泉源からレジオネラ属菌の発生が確認されました。供給を停止し、タンクや配管などを洗浄消毒して対処したところでございますが、今後、温泉の安全供給を確保するための対策工事費3,500千円及び次亜塩素酸薬剤購入費800千円などを追加しております。

8款 土木費では、西鉄中島駅前通り線事業費負担金として4,250千円を追加しております。

10款・教育費では、三橋公民館施設のアスベスト除去に係る設計監理業務委託料及び工事費29,600千円、矢ヶ部小学校及び二ツ河小学校のアスベスト除去に係る設計業務委託料及び工事費4,400千円を追加しております。

これらの補正について申し上げますと、アスベスト対象物質が3種類から6種類に増加したこと及び含有率が1%から0.1%に強化されたことを受けまして、今回、平成17年度に実施した施設の再調査を実施いたしました。

その結果、三橋公民館施設の大ホールを含む5カ所の天井、矢ヶ部小学校の倉庫、ポンプ室及び二ツ河小学校のポンプ室において、石綿含有試料のクリソタイルが含有率基準を超え

て検出されました。そのため、アスベスト除去に必要なそれぞれの改修費を計上するものでございます。

このほか、金納公民館、蒲生公民館新築工事に対する補助金5,495千円を追加しております。

次に、歳入につきまして御説明をいたします。

8款・地方特例交付金では、道路特定財源の暫定税率の失効期間中であつた本年4月分における減収分が、地方税減収補てん臨時交付金として交付されます7,253千円を追加しております。

9款・地方交付税については、普通交付税53,653千円を追加しております。

13款・国庫支出金では、68,922千円を追加しております。主なものは生活保護費及び自立支援給付費の訓練等給付費、過年度分の生活保護費及び保育所運営費などを追加しております。

14款・県支出金では、11,159千円を追加しております。これは、後期高齢者医療保険基盤安定負担金、乳幼児医療費等を追加する一方、強い農業づくり交付金事業費を減額しております。

15款・財産収入では、矢留本町及び大和町鷹ノ尾の市有地の不動産売払収入11,971千円を追加しております。

16款・寄付金では、1,150千円を追加しております。これは、総務費寄付金、教育費寄付金及びふるさと寄付金の追加でございます。

20款・市債では、都市計画街路事業負担金の土木債4,100千円を追加しております。

このほか、第2表繰越明許費では3事業を追加しております。まず、漁業団地整備費77,000千円につきましては、ノリ漁期中は物揚げ場の工事ができず、休漁期での施工となりますから、翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、小学校アスベスト除去工事4,200千円につきましては、春休み期間中に除去工事を行うため、また、三橋公民館アスベスト除去工事29,600千円につきましては、除去工事期間が2カ月間必要となりますので、それぞれ翌年度へ繰り越すものでございます。

第3表債務負担行為補正では、次世代育成支援行動計画書策定事業2,500千円を追加しております。これは平成20年度中に意向調査を実施し、前期計画の見直しや調査分析を行い、平成21年度中に計画の策定を行うものでございます。

第4表地方債補正では、都市計画街路事業負担金の借入限度額の変更を行っております。

次に、議案第76号 平成20年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

本案は、70歳から74歳までの国民健康保険被保険者の医療費自己負担増の凍結措置が延長されることに伴い、電算システム改修が必要となったため、高齢者医療円滑運営事業費補助金及び予備費を財源に電算システム業務委託料を計上するものでございます。

このため、歳入歳出それぞれ661千円を追加し、補正後の予算総額を9,872,628千円とするものでございます。

次に、議案第77号 平成20年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

本案は、後期高齢者医療広域連合保険基盤安定負担金の確定、後期高齢者医療広域連合事務費負担金の増額や人件費の調整に伴い、保険基盤安定繰入金及び事務費繰入金を財源に予算を補正しようとするものでございます。

このため、歳入歳出それぞれ37,106千円を追加し、補正後の予算総額を880,106千円とするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いを申し上げます。

#### 日程第4 議案第78号～議案第82号

議長（田中雅美君）

日程4：議案第78号から議案第82号までの5議案を一括上程いたします。

議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第78号から82号までの5議案について御説明を申し上げます。

まず、議案第78号 柳川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

現在、一般的な職員の勤務時間は1日当たり7時間45分となっており、所定の勤務時間のうち、12時から12時15分までを休息時間としております。国においては、既にこの休息時間が廃止されておりますので、本市においても、来年4月1日から廃止しようとするものでございます。

これに伴い、平成21年4月から、いわゆる昼休み時間は12時15分から13時までの45分間に短縮されますが、始業時間、終業時間及び1日の勤務時間の変更はございません。

なお、市民の利用が多い窓口業務職場につきましても、これまでどおり職員が休憩を交代でとることによって昼休みの時間帯でも利用できるようになっております。

次に、議案第79号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、平成21年1月から始まります産科医療補償制度にあわせ、条例の一部を改正しよ

うとするものでございます。

この産科医療補償制度は、民間で運営する補償制度として、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償等を目的に、病院、診療所及び助産所など分娩を取り扱う機関が加入し、それらの分娩機関がその掛金を負担するものでございます。その結果、この制度に加入する分娩機関におきましては、分娩費用の上昇が予想されるため、国では被保険者の負担の増加に対し、政令等の見直しが進められているところでございます。

改正の内容を申し上げますと、被保険者の費用負担を勘案して、出産育児一時金について平成21年1月1日より、30千円を上限とした加算規定を設けるものでございます。

次に、議案第80号 柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、市営住宅から暴力団員を排除するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

公営住宅制度は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃の賃貸住宅を供給することによって、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としています。

近年、公営住宅における暴力団員の不法・不当行為等については、殺人事件や傷害事件、公営住宅の不正入居や不正使用、家賃の滞納、職員や住民に対する恫喝等、さまざまな問題が全国的に発生しており、公営住宅の入居者及び周辺住民の生活の安全と平穩を確保する上で看過できない状況となっております。

また、国及び地方公共団体の補助等により低廉な家賃で提供された公営住宅に、暴力団員を入居させることに対する疑問が生じており、公営住宅制度そのものに対する住民の信頼を揺るがすばかりでなく、暴力団員が入居する結果として、不当な利得を受け、暴力団の維持存続に利用されるおそれも生じることから、社会正義の上でも大きな問題となっております。

このため、本市におきましても、国土交通省の基本方針に基づき、関係機関との連携を図りながら、市営住宅の入居資格等の一部見直しを行うものでございます。

次に、議案第81号 柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、先ほど御説明申し上げました柳川市営住宅管理条例の一部改正にあわせ、市営住宅の共同施設として整備されている駐車場について、市営住宅の明け渡しの請求を受けた者に対しては、その利用を認めないよう条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第82号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成19年5月に制定されました株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

平成20年10月1日、政策金融機関の改編で国民生活金融公庫等が解散し、株式会社日本政



策金融公庫が発足したことにより、本条例に引用する「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、決定くださるようお願いを申し上げます。

日程第5 議案第83号～議案第84号

議長（田中雅美君）

日程5．議案第83号及び議案第84号の2議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第83号及び議案第84号の2議案につきまして、御説明を申し上げます。

まず、議案第83号 柳川市民会館の指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本案は、柳川市民会館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

柳川市民会館の管理につきましては、平成18年4月1日から、よりよいサービスの提供と経費の削減を目的として指定管理者制度を導入しておりますが、今年度末の平成21年3月31日で指定期間が満了いたしますので、柳川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定により、新年度からの指定管理者を選定するため公募をいたしたところでございます。

経過を申し上げますと、平成20年10月16日に公募の告示をし、10月29日から11月5日まで公募の受け付けをしましたところ、九州ビルサービス株式会社1社のみの応募でございました。その後、11月10日に柳川市指定管理者選定委員会を開催し、指定管理者の候補者選定に係る審査をしていただき、その結果、九州ビルサービスを柳川市民会館の指定管理者の候補者に選定することに不都合はないとの報告がっており、指定管理者の候補者として選定いたし、今回提案するものでございます。

なお、指定の期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間を予定しております。

次に、議案第84号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について御説明を申し上げます。

本案は、75歳以上の方を対象とします独立した医療制度、後期高齢者医療制度に対し、保険財政の安定化を図るため、平成19年3月に設立された福岡県後期高齢者医療広域連合の規

約の変更について、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容を申し上げますと、福岡県内すべての市町村が加入する広域連合の規約では、34人の議員が定数と定められておりますが、平成21年3月31日までは設立時の経過措置として、県内の各市町村から少なくとも1人以上が選出されるよう、77人が議員定数となっております。その議会議員の定数に係る経過措置を平成23年3月31日まで延長するとともに、構成市町村が負担する共通経費の負担割合を改めるものでございます。

以上、御説明を申し上げますが、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いを申し上げます。

#### 日程第6 議案第85号～議案第86号

議長（田中雅美君）

日程6．議案第85号及び議案第86号の2議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第85号及び議案第86号の2議案につきまして、御説明を申し上げます。

まず、議案第85号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明を申し上げます。

現在の人権擁護委員である乗富邦彦委員が、平成21年3月31日をもって任期満了となるため、人権擁護委員法の規定に基づき、再度、同氏を候補者として推薦しようとするものでございます。

次に、議案第86号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明を申し上げます。

現在の人権擁護委員である内田要委員が、平成21年3月31日をもって任期満了となるため、後任の候補者として古賀信正氏を、人権擁護委員法の規定に基づき推薦しようとするものでございます。

以上、御説明申し上げますが、よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

#### 日程第7 請願について

議長（田中雅美君）

日程7．請願について。

本定例会において受理いたしました請願は3件であります。

お諮りいたします。請願第15号 「教育予算の拡充を求める意見書」提出に関する請願書

については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本請願は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。請願第16号 「郵政三事業の利便性の確保を求める意見書」を政府等に提出することを求める請願書については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本請願は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。請願第17号 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」等の抜本的な見直しを求める意見書提出に関する請願書については、産業経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本請願は産業経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時48分 散会

# 柳川市議会第5回定例会会議録

平成20年12月5日柳川市議会議場に第5回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
13番	伊 藤 法 博	14番	龍 益 男
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	18番	近 藤 末 治
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
21番	大 橋 恭 三	22番	藤 丸 正 勝
23番	木 下 芳二郎	24番	佐々木 創 主
25番	三小田 一 美	26番	梅 崎 和 弘
27番	高 田 千壽輝	28番	山 田 奉 文
29番	河 村 好 浩	30番	田 中 雅 美

## 2.欠席議員

な し

### 3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
副	市長	大	泉	勝	利
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	大	坪	正	明
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	櫻	木	惠	美
三	橋	藤	木		子
消	防	竹	下	敏	郎
人	事	高	田		厚
総	務	櫻	木	重	信
企	画	樽	見	孝	則
財	政	石	橋	真	剛
税	務	武	藤	義	治
健	康	川	口	敬	司
福	祉	木	下	正	巳
学	校	成	清	一	廣
建	設	横	山	英	真
農	政	成	清	博	茂
水	路	安	藤	和	彦
産	業	武	藤	正	純
観	光	龍		泰	子

### 4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	北	原	博
議	会	事	務	局	次	長	兼	議
議	会	事	務	局	庶	務	係	長
						高	巢	雄
						高	口	佳
								人

### 5 . 議事日程

日程（１） 議案質疑について

- 1 議案第75号 平成20年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について
- 2 議案第76号 平成20年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 3 議案第77号 平成20年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 4 議案第78号 柳川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第79号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第80号 柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第81号 柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第82号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第83号 柳川市民会館の指定管理者の指定について
- 10 議案第84号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 11 議案第85号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 12 議案第86号 人権擁護委員候補者の推薦について

午前10時2分 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（田中雅美君）

日程1．議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることのないようお願いをしておきます。

議案第75号 平成20年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について

議案第76号 平成20年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

及び議案第77号 平成20年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての以上3議案を一括議題といたします。

3議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

12番（荒木 憲君）

12番荒木でございます。質疑通告に基づき質問いたします。

議案第75号、6款10項12目13節の道の駅の建設についてであります。

提案理由の説明で本年度新たに設置した産業活性化推進室とありますが、第1回目の質問ですけど、何月何日に設置されたのか。

あと、2つ目、審議委員会の設置はなされているのか。

3番目、設置されているのであれば、委員会の人数と開催の日程と回数。

4、設置されていない場合、推進室の人員と会議の回数、それと日程をお聞きいたします。

産業経済部長（田島稔大君）

今、荒木議員の質問でございますが、第1点目の産業活性化室はいつ設置されたのかということについて、ちょっと私のほうから答弁させていただきます。

この産業活性化推進室につきましては、本年の1月、2月に総務委員会、そして全員協議会という中で組織・機構改革の骨子ということで、趣旨なり体制なりの説明がなされまして、本年4月1日からこの機構改革において設置をされております。

以上です。

産業活性化推進室長（武藤正純君）

2点目の審議会が設置をされたかということでございますが、これについては現在設置をしておりません。

活性化推進室で何人おられるかということで、私以下4名、合計4名で調査研究を行っております。

12番（荒木 憲君）

2回目の質問じゃありません。さっきの質問、委員会じゃなくて、推進室の人数と会議の回数はまださっきの質問の中に入っておりますので。

産業活性化推進室長（武藤正純君）

会議の回数と私たちが研究をしたことがどれぐらいかということなんですかね。私たちは九州の道の駅について、立地、建物、商品等の施設等を現地調査を行ったところは28カ所、それと、運営管理団体とか売り上げ、経費、そういった部分の調査を実際13カ所、直接聞き取りをしております。あと書類で回答いただいた分は1カ所ということで、合計、九州の中では29カ所調査をしております。

以上でございます。

12番（荒木 憲君）

2回目の質問に移ります。

この間、全協で、所管委員会への報告はなされていない、また、審議委員会の設置が今なされていないということですが、1番目、事業推進方法として秘密裏に進めていいものなのか、所管に説明もしないで、また、審議委員会を設置しないでですね。また、情報公開等説明責任を果たす中で進めるべきでないのか。また、ガラス張りの政治はどこに行ったのかな。市民をもうちょっと信頼して、審議会に任せるべきではないか。そういうところがあります。

第2に、事業目的、例えば道の駅は必要性があるのか。

3番目、事業計画においては、施設整備の概要、規模は1から2ヘクタール、概算ですよ、1から2ヘクタールというのは。あと建物、休憩室、多目的トイレ、事務室、駐車場の面積をお答えください。

次に、事業の総予算の計上は。あと国、県の補助はどのくらいになっているのか。また、経営的に既設の道の駅の状況、その辺を調べてあるのか。あと、商品的にも特産品の商品は幾つぐらいあるのか。

もう1つ、道の駅整備に取り巻く環境。本市の財政状況。類似施設との競合。また443号の利便性。それについてお尋ねいたします。

また、実施時期は適切であるのか、その辺をお答えいただきます。

産業活性化推進室長（武藤正純君）

事業推進方法としてどうなのかということですが、これについては、これは秘密裏ということじゃなくて、平成20年度で私たちは調査研究を実際やってきたというところで。当然、私たちはそういった役目が課せられておりますので、そういったことを実施してきたと。

それと、事業の目的は、例えば道の駅の必然性はということですが、道の駅は全協のほうでも説明いたしましたが、当然、休憩施設、今後、今柳川市が広域的整備がそれぞれかなり進んでおるということで、そういった意味でも交通の円滑な流れを支えるための道路利用者が安心して立ち寄れる休憩施設が必要になっていると。それで、この休憩施設を利用して、本市の文化、歴史、名所、特産品の情報を紹介しながら、活用しながら、そして広く柳川市を知らせて、また市内においては農水商工の連携、そういうのをやりながら地域の活性化につなげていきたいということで、これもちょっと全協のほうで説明をさせていただいたと思っています。

次に、事業概要ということですが、施設については、提案理由の中でございますので、規模のほうですかね、施設の規模、それぞれどう考えているかということですか。規模については一応、これはあくまでも近隣等見て、これ調査して、私たちのところで考えておる部分でございます。直売所としては500平米、レストランとして250平米、加工施設が150



平米、情報案内所が150平米、研究施設が300平米程度を考えております。直売所、レストラン、これは合わせて750平米ございますが、これ道の駅の良好なところは大体700前後というふうにちょっと聞いておりますので、そこを想定して、しているところでございます。

次に、総予算がどのくらいかということやっただですかね。総予算は、これも示したように、約8億円程度ということで考えております。これは現在、宗像がことしの4月ぐらいにオープンしました。あそこの地形が私たちのところとよく似ているという部分もございまして、あそこを参考に試算をしておおむね8億円ということで示させていただいております。

あと国、県の補助ということで、私たちはこれは道路管理者が設置をする部分と市が地域の振興施設という両方かね合わせた一体型を計画しておるところで、道路管理者については国交省の補助、あと市町村の地域振興施設についてはほとんどのところが農水省関係でつくっている部分でございます。ただ、まだほかにも補助はいろいろあるかと思っておりますので、そこら辺は今現在物色している部分もございまして、(「金額的に言うて」と呼ぶ者あり)金額的にち言いますと、(「補助金の金額について」と呼ぶ者あり)補助金はそれぞれメニューが、例えば建物、それからソフトの部分とか、いろんなメニューがいろいろ違いますので、先ほども言いましたように、今現在、物色中でもございまして、一概にこうということはちょっと現段階では言えません。そういった補助メニューを取り組んでいきたいと思っております。

議長(田中雅美君)

3回目ですか。

12番(荒木 憲君)

3回目じゃないんですよ。さっきの質問の中に補助はということは、金額的に国、県がどのくらい出すのかということを知っているわけですよ。そこまで調べとつとでしようもん。調べて提案しとつとでしようもん。そこば聞きよつとですたい。

産業活性化推進室長(武藤正純君)

これについては当然今から先、まだ皆さんと協議しながら、施設の規模も恐らく協議して詳細に詰めていかにかいかんというふうには思っています。建物については、先ほど1つの例としては、農水省の関係であれば2分の1の補助が大体できるかと、それと、国交省の道路休憩部分については、これも規模は道路管理者とこれからちょっと詰めていかにかいかんということでございまして、どの程度かと言われても、この場で幾らとちょっと申し上げられません。

議長(田中雅美君)

ほかに答弁、まだ残しのあつたですかね、荒木議員。

12番(荒木 憲君)

商品的特産物の品目、それとあと道の駅整備に取り巻く環境、本市の財政状況とか、類似施設の競合、443号の利便性を聞いております。あと実施時期は適切であるかも聞いておりま

すけど、その辺答弁あっていませんから。

産業活性化推進室長（武藤正純君）

商品、特産物は何かあるかということでございますが、市内にはいっぱい安全・安心な農水産物があると思います。これからどんどん活用も、商品開発も当然やっていかなければならないと思っています。

それと、類似施設の競合はどうかということで、皆さん御存じのように、この近くにおきましては久留米、大牟田がございます。これとはルートがちょっと違うもので、競合しないというふうに考えております。

時期は適切かということでございますが、私たちは443号バイパス沿いを計画しておりますので、実施時期はその供用開始に合わせてということで、適切というふうに思っています。

以上です。（「443号の利便性についてはまだ答弁あっていませんけど」と呼ぶ者あり）

443号の利便性といいますのは、当然有明沿岸道路、それと、みやま柳川インターチェンジ、これを結ぶ部分でございます。そして、中央には208号も通りますし、大和城島線も通っているという意味では、広域的にいろんなアクセスができるということで、これは利便性があるというふうに私は思っています。（「まだですよ。まだ経営的に既設の道の駅の状況も質問していますけど、これも他の施設はどういうふうになっているのか質問しておりますけど、答弁あっていません。調べたらんなら調べたらんでよかですよ」と呼ぶ者あり）

これについては、先ほど十何カ所現地の聞き取り調査等をやっております。その中で確かに経営がうまくいっているところ、いっていないところ、それでございます。ただ、これもそのやり方でかなり道の駅は変わってくるということで、例えば、新たな商品開発をしながら農商工で連携をしながら活性化につなげてやってあるところはうまくいっているし、また、農家の方々も高齢者とかも生きがいを感じてある部分がある。それと、道の駅の建設、集客10万人以上によっては、ほかのところも市内の波及効果もかなりあるというふうに総体的にそういった意見でございました。実際、利益という部分を考えれば、その中での販売方法によって変わってきますので、どの程度上げるか、上がっていくかというのは、これはなかなかこの場でどうということございませませんが、いろいろいいところ、悪いところあるのは事実です。

12番（荒木 憲君）

最後の質問になりますけど、提案理由の説明で、これまで精力的に調査研究を重ねてきたということになっておりますけど、たかが6カ月、7カ月で、近隣の市町村とかそういうところ調べられるのかな。

それと、あと国、県の補助は今から2分の1であるからどうのこうのと言われますけど、事業計画の内容で平米数ちゃんとわかるとるわけでしょう。この平米数に対してはこんだけ出ますよとか、国、県の補助金はこれくらい出ますよという概算は出るわけでしょうが。規

模で何平米、売り場、レストランで750平米とかあるやないですか。駐車場はどんくらいぐらい見ておるのか。駐車場に対する国の予算がどのくらい決まってるわけでしょう。そうでしょう。

それと、経営的、既設の道の駅の状況、29カ所聞いてあるということでございますが、これ何カ所ぐらい黒字で、何カ所が赤字なのか。そういうのは調べてあるのか。

あと商品、いっぱいあります、子供じゃないんですよ。何種類あるのか。1年間通して何種類ぐらいずっと出せるのか。それぐらい調べとかなきゃいけないんじゃないですか。

それと、実施時期は適切であるかとの質問で、443号、あれを基本にして考えていますのでということ、それあれになっていませんよ、答弁には。

あと443号のバイパスの利便性、そこんにきもちょっとおかしくなですか。

私はもう意見言われませんので、今言った29カ所の中の何カ所が黒字であって、何カ所が赤字なのか。あと事業計画の中での建物の面積による国の補助金問題、県の補助金問題。

総予算、一応8億円とありますけど、8億円で大丈夫なのかな。

提案理由に書いてあるんですよね、これ。本年度新たに設置いたしました産業活性化推進室において精力的に調査研究を重ねてきたと。どんだけ調査してあるのかな。何の調査をしてあるのか、どんだけ調査してあるのか、わからんでしょう。全協でも言ったけど、これ質疑で質問してくださいと言われたので質問しています。

これ最後やけんですね。あと12月3日の初めて資料提出をされても、これは審議されないんじゃないかなと私は思っております。だから、今言ったような平米数に対する国の予算、補助金の金額と29カ所のうちの何カ所黒字か、何カ所赤字か。あと商品、地産地消の特産品はどのくらいあるのか。それを説明してください。最後です。

産業活性化推進室長（武藤正純君）

まず、補助金がどの程度かと、どうなのかということですけど、先ほども私も、今から施設の大きさ等も当然詳細に検討していかにかいかんということもございます。そして、補助金に合うような施設をつくっていかにかいかんということで、今幾らかと言われても、ちょっと答えようがございません。（「今の状況で鑑定ば一つ提案すること自体がおかしい」「答えようがちことやけんな」「ここはジダマば返すちということだけ決まっとつとやろうもん」と呼ぶ者あり）要は私たちがそれぞれ関係、補助金所管してあるところに協議する中で、ある程度特定した場所、そして詳細な施設の規模、これを当然上げて、実際そういった所管課と協議をやる必要があります。現段階ではそこまでできませんので、今回ちょっと不動産鑑定をお願いしておるわけでございますが、ですから、それで初めて今度委員会とかも開きながら、そこを詰めて、そしたら、国交省とか、農水省とか、そういったところに正式に行けるということで、そのときに初めて示される額になるのかなと思っております。

そうすると、あと農産物等の特産品の種類やったですかね。これについては、先ほど言い

ましたように、漠然と言いましたが、確かに柳川ではいろんな資源がございますので、この種類は逆にうんと生かして今からやっていかにかいかんと、そういった場を利用してやっていかにかいかんと私は考えております。

そうすると、12月3日の審議会で審査はできないと言われましたが、審査を今後やってもらうために、今現在私たちが調査できた分の計画を示して説明をさせてもらったつもりです。

以上です。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

ほかにありませんか。（「まだ答弁もらっとらんよ」と呼ぶ者あり）3回終わったろう。

（「まだ答弁もらっていないところ1つあります」と呼ぶ者あり）

12番（荒木 憲君）

29カ所調べてあるち言うところけんが、黒字のところは何カ所あるのか、赤字のところは何カ所あるのか、それを質問しておりますけど。（「調べとっとやるもん、ちゃんと」と呼ぶ者あり）

産業活性化推進室長（武藤正純君）

私たちが調べた、現地に出向いていった部分で、2カ所は明らかに赤字という部分は大体わかっています。（「あと黒字ですか」「なら、素人が見たってわかるもん」と呼ぶ者あり）だから、赤字、あと経営内容はもうそれぞれ企業秘密もあるもので、必ずしも正確に私たちにも伝わらん部分もございます。

議長（田中雅美君）

あとは室長、個人的に荒木議員に答えとってください。

ほかにありませんか。

29番（河村好浩君）

29番河村でございます。私は議案第75号 柳川市一般会計補正予算(第3号)についての29ページの総務費の中の1項、総務管理費の財産管理費、委託料、アスベスト調査委託料についてお尋ねをしますが、提案理由の説明の中で、ピアス社に対してピアス社は平成15年に旧大和町に売却した建物にアスベストが使用されていたことを知り得た立場にありながら、このことについて不動産売買契約当時、旧大和町に何ら説明を行わなかったことは、瑕疵または債務不履行に当たるとして云々というふうに提案理由を説明されておりますが、この件に関しましては、合併当初より、百条委員会、一般質問、全協等で再三質問、または指摘をされてきたところであります。しかしながら、市長はその答弁としまして、ピアス社は信頼できる会社である、ピアスと話し合いができて、ピアス社にきっちりさせるというふうに再三言われてこられました。ある議員の中には、そのときにはそんないいかげんなことを言わないでくださいとまで言われたにもかかわらず、ピアス社はことしになりまして債務不存の調停を申し込んでこられましたね。要は私たちのところに落ち度がないからやりません

よというふうに言ってきているわけでございます。じゃ、この損害賠償を請求して、どれだけの勝算があるのか。100%勝算があるのか。その辺はどうなんでしょうか。やはり賠償を求めて不調に終わったわけですね、この調停がですね。ですから、今さらこの損害賠償をしても意味があるのかどうか。うわさによりますと、市長のパフォーマンスじゃないかと、この時期に何もやらなくてもいいんじゃないかなと。

それともう1つは、じゃあ調査をして損害賠償請求をするのがいつになるのか。その辺のことをお願いいたします。

副市長（大泉勝利君）

損害賠償をやったときの勝算の話でございますけれども、民事調停の中では具体的にピアス社と協議できなかった内容がございます。それは平成15年の取引のときに何ら説明がなかったということと、アスベストの存在を知っていたんじゃないかという私どもの問題意識に対して、その問題は裁判の中で扱ってくださいというふうな、そういう話がありました。

それから、勝算についてでございますけれども、今申し上げたことも含めまして、本市議会の9月議会の中でも太田議員のほうから、不動産鑑定の部分について疑いがあるという、こういう問題が出ておりますので、これも含めて裁判の中で議論をすることは非常に重要なことだと思っております。

何をもとにということでございますが、まず1つは、債務の不履行の疑いがあると、図面にアスベストの存在があるにもかかわらず、それを説明しなかったというふうなこと、それから、虚偽の説明の疑いがあるのではないかというふうなことも考えております。それはアスベストの存在を知りながら、重要事項説明の中で触れなかった。それから、いろいろアスベスト使用の調査等、段階的にあるわけでございます。それから、アスベストについては年度とともに吹きつけの規制等があるわけでございますが、その吹きつけ等の規制を考えていくと、それに触れるような施工を行っている可能性がある、こういったことも含めて。それから土壌の問題、これについては瑕疵担保責任があるということで、訴えることによって勝算はあるというふうを考えております。

29番（河村好浩君）

だから、合併当初から私たち議員は市長に対して、何ら説明を行わなかったことは不履行に当たるとか、そういう問題はとうに昔、3年前に言ってきているんですね、私たちは。それを市長は、ピアス社は信頼できる、そのように再三言ってこられた。じゃ、ピアス社が出してきた鑑定評価ですね、それを市長はうのみにして契約をしたわけですね。（「そうだ」と呼ぶ者あり）本来ならば、きちっと大和町のときに独自の調査をやっていたら、こんな何ら説明をしなくても自分たちが調査をすればよかったんじゃないですか。それをやらないで、今さら、私たちが3年前に言っていなかったら別にあれかもしれませんが、3年前から私たちはこんなことがあるじゃないかと、何で調べなかったのか、先に調べなさ

いというふうにも言ってきたにもかかわらず、この今の時期において何でこんな話が出てくるのかなというふうに思うわけでございます。

それで、やはり考えますと、私たち、市側じゃないんですけど、旧大和町側にも相当の落ち度があるんじゃないかなと思われま。それは安易にピアス側のあれを丸信託して受け付けているわけですから、その辺のところを100%、じゃあピアス社に問えるのかなと。そうした場合、100%にならなかった場合、7・3でも、6・4でも、5・5でも構わないですけども、この件に関しまして市長は、ある方の一般質問の中でも、責任を持ってやりますと。この間のあれでは、交渉する責任というふうにおっしゃられました。でも、あのときの責任、「やらなければ私が責任をとらなくちゃいけないわけですから、そんないいかげんなことは言わないでくださいよ。ピアス社がやらなければ私が責任をとります」というふうなことを言っておりますよね。そのときにまた、「柳川の市民の皆様方には迷惑をかけません」というふうにおっしゃっています。ということは、これは市長個人でやられるということ、もしですよ、7・3とか6・4になった場合に、その場合は市長個人でやられるというお話なんでしょうか。私はそのような形で百条委員会のときも、一般質問のときも、全協のときも、そのような形で私はとらえたわけですので、その辺のことをちょっとお願いします。

市長（石田宝蔵君）

この問題は、繰り返し繰り返し私も一般質問、きょうはまた質疑でありますからね。質疑のこの予算の、この三百六十何万円がどのような形になって、どういった支出の仕方をするのかというのは、本来は質疑ですから、疑義をただしていただくということですね。（「質疑やん」と呼ぶ者あり）今のようなものについては、私は一般質問の領域だろうというふうに思います。

ただ、あえてお答えを申し上げますが、（「それ違います」と呼ぶ者あり）あえてお答えいたしますが、私はピアス社というのは長年大和町で操業なされた。過去の経過、あるいは会社の規模からいたしましても、私は信頼のおける企業だということも申し上げてきました。ただ、今回のやつは、私どもが平成15年12月、これまで議会でも説明してまいりましたが、そういった話のあるものを受けまして、市議会、あるいは関係の方々の御意見をいただいて、最終的に大和町で買収をするという合意をいただいてやったものです。私は、非常に紳士的な企業でもありますし、将来、都市計画法でいう準工業地域、用途地域からいたしましても、すぐに動力が、工場を誘致できるような土地でございます。したがって、これについては取得するのが望ましいと。しかし、議会のあのときのことはこれまでも繰り返し言っておりますが、雇用を守りなさい、できる限りそういった住民の皆さんの雇用を守るのが町のトップとしてやるべきことじゃないかと、こういうことでした。中身については、これまで繰り返し、もうこれ皆さん方耳にたこができるように頭の中に残っていると思いますけれども、信頼をして買ったわけですけども、御案内のとおり、その後のアスベストの問題が惹起を

いたしまして、さまざまな住民団体からの裁判が起きた。福岡地裁では、ことしの3月に不当な高値では買っていないという原告の訴えを退ける地裁判決が出ました。その後、これを不服として控訴されました。この11月28日に、高裁も同じように原告の訴えを退ける公訴棄却の判決を出したわけです。（「それは聞いてあるじゃなかやんね、石田さん」と呼ぶ者あり）これはその中に、それはなぜ関連があるかといいますと、そういった一面で住民団体の訴訟があるという背景とともに、一方ではピアス社は、本来ならば市のほうからそういったものについては調停申し立てるべきでしょうけれども、損害賠償についての私どもは請求をいたしましたので、それに対しての逆に調停の申し立てを柳川簡易裁判所に出してきた。これは本来考えられないこと。そしてしかも、この前から太田議員は、この鑑定をなさったところの担当者にも照会をいただいております。そして御照会いただいたところが、これには疑いがあるというコメントもいただいております。

それから、私どもも現実としてこれまで一貫して言ってきたのは、誠実であると信じていた企業が私どもに説明をしていなかった部分、これが図面の中にあるアスベスト、建物の建築図面の中にあるアスベストが私どもに知らされていないということは、これは言語道断。したがって、弁護士等にも照会をした。

さらには、最高裁のつい最近の判例を見ても、議会の議員さん方がおっしゃったように、やはり思ってもいなかったものが土地の中から出てきた。こういうものについてはいわゆる売却した者、こちらの責任は極めて重大だという最高裁の判決も示されました。したがって、私はこういった公人として当然、当時の首長として私の責任でやらなきゃいけない。確かに言葉足らずの面もあったかと思えますけれども、私の責任でやらなきゃいけない。それは当然責任とらなきゃいけない。これは公人として言っていることでありまして、石田宝蔵ではないわけです。（発言する者あり）あくまでも取引の代表者というのは（「それが詭弁というの」と呼ぶ者あり）いやいやだから、（「詭弁じゃない」と呼ぶ者あり）だから、その辺についてはきっちりと裁判をもって決着をつけなきゃいけない。この鑑定の公判を維持するためには、つい先般の全協でも御説明申し上げましたとおり、御理解をいただきたい。これは市民の皆さん方に決して損害を与えるようなことがあってはならない。そのためにやらなきゃいけないのが今回の鑑定であり、裁判だというふうに御理解いただきたいと思えます。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

29番（河村好浩君）

もう再三、市長の答弁も再三同じようなことをおっしゃってこられました。だから、最初から議員団はやりなさいよと、調査をやったがいいじゃないかと。それで、もう損害賠償じゃなくて、もうだまされているんだから、（「そうだ」と呼ぶ者あり）刑事訴訟だったですかね、をしなさいよとまで議員団は言ってきていると思えます。

この3,486千円ですか、税金ですよ。税金を使わないと言っておられながら、税金を使っ

てあるということで、やはり市民の皆さんから選挙のためのパフォーマンスじゃないかというふうにささやかれているのも事実だってあるし、また、市長は嫌いでしょうけれども、じゃるじゃる話は嫌いとおっしゃっていますけれども、何か3月までにこのアスベストをピアス社がするのではないかというふうな話まで本当のような形でうわさが流れておりますけれども、やはりもう今さら あっ、先ほどはちょっと済みません、その前に よかです、もうこれ。先ほどいつまでにできるのかというのを聞いてとったんですけれども、損害賠償請求がいつできるのかということも聞いておりました。いつ開始されるのかというのをちょっと聞いていないので……

議長（田中雅美君）

一緒に聞いてください。

29番（河村好浩君）

一緒にちいうと、もう次できないですもんね。その前んともはっきり、ちょっとしてもらうてよかですかね。これ3番目じゃないですよ。その前のばちょっと。

議長（田中雅美君）

今んとは3回目ですよ。そりけん、その前の答弁を求めたいということでしょう。

29番（河村好浩君）

求めてから、その後でまた聞きます。

副市長（大泉勝利君）

訴訟の時期ということですが、今の予定では3月に訴訟を起こしたいというふうに考えております。（「3月」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

そんなら、河村議員、3回目でいいですか。

29番（河村好浩君）

はい。3月に訴訟を起こして、市長も4月に選挙ですよ。これは別に市長がやらなきゃやれない もし次の市長さんがどなたになれるか私はわかりませんが、それでも遅くないんじゃないかなと思うし、やはりこれをやっても本当勝ち目がないような気がします。（「なか、勝ち目は」と呼ぶ者あり）ですから、その辺で私はちょっとこれを判断で、きょうのあれを判断して、最後の最終日にあれをしたいと思いますので、どうもありがとうございました。

市長（石田宝蔵君）

それは意見でございましょう。（「どこをあんた聞きよっと」と呼ぶ者あり）それは意見でございましょう。（「質疑よ、これは」発言する者あり）質疑は疑義をただすことですよ。（「だから、それを質問して聞いて、私は判断材料にしますというふうに今言ったわけです」と呼ぶ者あり）



私は全面勝訴だと思います。そのようなことでなければなりません。（「そがんばか言うな」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

ほかにありませんか。

25番（三小田一美君）

それでは、29ページの13節の委託料でございますが、今、先ほど市長の御答弁で私聞き取れないところがいっぱいありました。そこで、私も本当は質問もしたくないなど、一般質問もありますから、と思いましたが、ちょっとお尋ねしたいと思いますが、まず、委託料の内訳。そうすると、平成17年、また財政課が調査した時点の、アスベストが存在することが判明しているか、そのときの調査の結果どうなっているのか。これは調査の結果だから担当の方でもいいと思いますので。まず、1回目はここから行きたいと思しますので、お願いしたいと思います。

財政課長（石橋真剛君）

三小田議員からの御質問のピアス社からのアスベスト調査結果について御報告を申し上げたいと思います。

今、三小田議員おっしゃいましたように、17年の8月10日付でエルソルプロダクツ九州工場からアスベスト調査表が参っております。この内容を申し上げますと、かなり多岐に富んでおりますので、使用箇所が屋根、カラーの鉄板、使用年度、昭和49年3月、アスベスト種類、水勾配50分の1、今後の対応、補修、解体等注意すること等々、るる結構ありますので、こういうふうな報告書が参っているということでございます。（「はい、もうよか」と呼ぶ者あり）

25番（三小田一美君）

先ほどお尋ねしてある河村議員にはでたらめなことばかり御答弁をなされ、だから、今回、私これはお尋ねはしなくなかったんですけど、ちょっともう一回おさらいをしたいと思します。いいですか、市長。

まず、百条委員会で、全協または本会議のほうで答弁をされますが、全く違うわけですね、今の答弁の河村さんのところでは。市民には迷惑はかけないと言われますが、私は自分の金でやるのが一番問題がなかつと思うわけ。なぜなら、市長の答弁で、問題が発生するならば、売り主であるピアス社に申し入れまして、きちんとその辺は処理はさせたいと思します。また責任を持ってやります。もう何回でん言わせんでおってくださいよ。ピアス社がやらなければ私が責任をとらなくちゃいけないわけですので、また石田宝蔵、逃げも隠れもしませんと答弁されとるわけですよ。ですね。ちゃんとそこら辺のところは親切に我が反省するところは反省せやん。よかところはよかところですね。だから、議会がこういうふうにあなたがおっしゃられる、問題が起きてくつちやないですか。あなたがきちんと整理、心からそ

れ出してもろうて、そすっといっちょもめめたりなんたりせんとですよ、答弁したってもです。きちんとしていただければ。

13番（伊藤法博君）

議長、発言の途中ですけど、今の三小田議員の発言は公人である市長に質問しているのか、私個人の石田宝蔵にしているのかの区別がつかないような質問の仕方をしてありますので、その辺はちょっと議長のほうから（「それは、あんたは……」と呼ぶ者あり）指摘をして、公人である石田市長についての質問ということで質問をするように指導してください。（「市長の答弁……」と呼ぶ者あり）

25番（三小田一美君）

指導てるんなかでしょうが。これは出してあるとやん、私は聞きよっとやろうが。もうちょっとあなた勉強ばせんですか。（「答弁な後でち言いよっと」と呼ぶ者あり）何ち言いよっと。

はい、次行きます。これは3回までの、その注意なら私もわかりますよ。何ですか、あなた議員でしょうもん。（「柳川の議員じゃないんじゃないの」と呼ぶ者あり）これに関連しとりますからですね。これは（発言する者あり）伊藤さん、これはお金のかかるとるわけです。公金。（発言する者あり）

議長（田中雅美君）

ちょっと、三小田議員、議員同士の会話はやめてください。

25番（三小田一美君）

どうも済みません、議長。

そして、購入するとき、土地や建物について何の確認の検査もされん。また、建物は現状の有姿という考えられない内容で契約をされておるわけですよ。また、この前、3日前かな、全協の中で12月1日、文書は函面を見ていないとはっきり答弁されておる。私はもうびっくりした、これは。それに対して間違いはないのか、今私がお聞きしたのに。

そして、なぜ今になって調査が必要なのか。平成12年の調査でその存在が明らかになったときに、詳細な調査を行って、直ちに損害賠償の請求か、また瑕疵担保の責任を追及しておけば、今ごろは早う解決しとった。伊藤さん。（「伊藤さんて」「そこまで言わんでよか」と呼ぶ者あり）今ごろは本当早う解決しとったわけですよ。今、財政課の課長がおっしゃるごと。（「それは質問では逸脱しとるですよ、これは」と呼ぶ者あり）何の逸脱じゃなかやっかいや。おれ委託料の件でついとっじゃっか、その前後して。それがそんならどけんすっばいという聞きよろうが。

議長（田中雅美君）

三小田議員、自己の意見を述べずと、もう少し簡潔に質問を、質疑ですから、お願いしときます。

25番（三小田一美君）

議長、あの答弁の中で皆さんのわからないところがあるじゃないですか。まだいっぱいあります。大和町のところも。だから私も旧大和町議員でありましたから、反省はしております。それは今上がっておられる議員さんたちも反省してあると思います。私ももうちょっと勉強ばしとけば、本当に柳川の市民の方に迷惑はかけんやっとなと私はつくづく反省しております。

はい、次に行きます。（「質問は言わんでよかと、質問は」と呼ぶ者あり）黙っとけ。

昨年の末に議会からの厳しい請求を受けて、損害賠償請求をし、それまでは話し合いでなければお金は返ってこない。これも聞きますよ、答弁は。返ってこないとのへ理屈で行動を起こさなかったことが、今日最大の原因ちいうことになる。結果を招いている最大の原因ではないかと私はそういうふうに思うわけですよ、市長。そして、（「自己の意見を述べないで先に進んでください」と呼ぶ者あり）ちょっと黙っとかんか。（「議長」と呼ぶ者あり）わかりますので、横から口出すな。（「議長は質疑の中では自分の意見は述べないでくださいと言われておりますので、その辺はちゃんと指導をして、してください」「過去のあれを言いよるとよ」と呼ぶ者あり）何ち言いよるか、過去のこつから言うていかんとわからんめえもん、あんたたちも。（「一般質問でいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）いや、一般質問じゃなくても、ああいう答弁をなされたから（発言する者あり）ちょっと黙っとってやん。（「指導をちゃんとしてくださいよ」と呼ぶ者あり）黙っとけ、おれがごつばい。ちょっと黙っとけ。（「質疑じゃない」と呼ぶ者あり）質疑じゃない。

議長（田中雅美君）

三小田議員、伊藤議員が言うように、自己の意見は述べず、質問は簡潔にということをお願いします。

25番（三小田一美君）

はい、わかりました。今、議長の御注意受けましたけれど、わからない議員がおられますから詳しく私しよります。（発言する者あり）ほんなら……

議長（田中雅美君）

2回目ですよ。

25番（三小田一美君）

いやいや、まだ1回ですよ。

議長（田中雅美君）

うんにやうんにや、2回目。質問は2回目。

25番（三小田一美君）

市長、私はこの予算をもしも可決したなら、可決ち皆さんたちの御意見、それ皆さんたちそう行くばってんですね。なったならば、私心配しよるわけ。なぜなら、ピアス社がしない

ときは私がやります。もう何回でも言いますが、石田宝蔵は逃げも隠れもしませんと言われておるのに、どこに行ったのでしょうか。再三質問してきましたが、ピアス社を相手に詐欺での告訴、告発、全員協議会の中でもいろいろ御審議がなされた。市長のほうからやましいこつもないと言われたけん、私も安心したわけですよ。だから、正々堂々とやってくださいよ。民事裁判しても時間の無駄。これは私は取り下げていただきたいと思うわけですよ。これは損害賠償の物別れに絶対これなります。もしも間違ったことがなれば、これ大事なかですよ。物別れになれば、旧大和町での皆さんたちもわかるように、議会が賛成をしているので、そう言われるわけです、いつもですね。これは今言われたが、旧大和町の問題でずうっと引きずってきておりますけれども、その場合、議会が賛成しとるけん、そういうことでおっしゃられて、残りの議会を開会もせん、勝手にピアス会社、工場、540,000千円を、これは2回に分けてちいうことはわかります、けど、半分を平成15年7月25日に支払うて、また、残りの半分を翌年の3月31日払わやんとを12月の……

議長（田中雅美君）

三小田議員。

25番（三小田一美君）

いや、そこで、今裁判のこつ、12月27日に支払うとるわけですよ。こういうふうになるから、今回皆さんたちよく考えてのしていただくやんと私そげに思うとるわけですよ。（「それ討論にしようか」と呼ぶ者あり）公害に……

議長（田中雅美君）

一般質問もしとっでしよう、三小田議員、一般質問も。

25番（三小田一美君）

それには入れとりません。

議長（田中雅美君）

ですから、質疑やから、執行部に聞きたいことだけ……。

25番（三小田一美君）

ああいう市長の答弁は、ああいうやり方もやめていただきたいと私は思うとるわけですよ。市長もそういう御答弁なされたから、私は、よし……

議長（田中雅美君）

簡潔な質問と簡潔な答弁をお願いします。また一般質問で三小田議員やってください。

25番（三小田一美君）

わかりました。

市長は、予算は議会にいつも言われる、賛成してち。皆さんたちも全部言われとるわけですよ。市民の方も知ってある。議会が賛成したけん。そういうおそれがあるわけですよ。もしも負けたなら、裁判で。

議長（田中雅美君）

それが一般質問で三小田議員すべきやろうと思います。

25番（三小田一美君）

いや、もう一度言います、市長。この不動産の鑑定の委託料、これは取り下げる気はなかですか。刑事告発なら私大賛成ですが、市長。

それと、まだあります。先日の全協で副市長が設計図をもとに積算をした金額で請求をしたと言っているが、なぜ今回は調査をしないとできないのか。また、前回の損害賠償請求は、適当な数字でとりあえず行ったのか。また、調停中、調停が不利になるので公表はできないと言って、最後まで公表しなかったのか。今回も裁判中だからと言っておいて、一般質問に答えないことを目的にしているのではないかと私はそういうふうに思う。裁判は市にとってではなく、石田市長の保身のために行うのか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

以上、16項目ぐらいお尋ねしておりますから、よろしく願いをしておきたいと思います。副市長、大和町のこと何でんいろいろは御存じなかでしようが、あんまり。そいけん、市長からお尋ねしたいと思います。

市長（石田宝藏君）

簡潔にお答えします。

今、三小田議員が言われたことは、民事裁判で地裁と高裁で争われてきたことばかりでございます。金額の支払いの1回目（「それ当たり前やろうもん、これ出しとると、こけ」と呼ぶ者あり）2回目、そういう問題については既に判決が出ておりますので、行政の判決は行政で判断できないものを司法に持っていくわけでありますから、今回は議員さん方からも随分お力添えいただいて、御支援いただいて、裁判をやれと、民事も刑事も、そういった形であなたはやましいことがないならやりなさいと、三小田議員自身も何回もこの議場でおっしゃっていただいております。ですから、全面勝訴ということで裁判のための、公判するためのアスベストの調査、これをやらせていただいて、早速入っていく。

ただ、2点目の私のパフォーマンスということですが、私は政治家ですから、きょう、あす、その政治生命絶つかもわかりません。しかし、本当に市民のことを考えてやらなきゃいけない、市民の皆さん方に損害を与えていけない、こういうことはトップとして当然やらなきゃいけない姿勢であるということは改めて市民の皆さんにも、議会の皆さん方にも申し上げておきたいと思います。

議長（田中雅美君）

三小田議員、3回目です。

25番（三小田一美君）

今、訴訟をやりなさいって。全員協議会の中でやましいこつがなかなか頑張ってくださいやい。けど、あなたが言ったことをしとるわけですよ、あなたが自分でやると言っとるから。

あなた言いたい放題いいはんな。全部、あんた報告したとおりやろうもん、答弁したとおりやろうもん、あんたが。なぜなら、この委託料組むとですか。自分の金でやれちおれは言  
いよとですよ。あはげな。我が答弁は何十回でんしとろうもん。

はい、次行きます。

何ば考え違いしとっじゃか。市民ばそげんだましちゃできん、公金ば。みんなの血税です  
よ。やめるちはまだ言いたくなかばってん、何でんやろうが。すぐ議員に負わする。そして、  
議員のてえげ悪かごつずうと宣伝しんさろうが。おれはそげんかこつはなか。

議長（田中雅美君）

三小田議員、そこが……

25番（三小田一美君）

ここにおるか、悪かつの。（発言する者あり）

議長（田中雅美君）

三小田議員、そこが自分の自己の意見になっとりますから、質問をしてください。

25番（三小田一美君）

いやいや、そういうことをおっしゃられるからですね、自分のよかごと。

それでは、59ページ、13節の不動産鑑定の実委託料。よかですか。それについて具体的にき  
ょう説明をお願いしたいと思いますが、まずその前に、こういうことを出す前に所管の委員  
会、その委員会にも説明もなく勝手にこれ出されておるからですね。まず、不動産の鑑定  
の委託料、具体的に説明をお願いしたいと思います。（「一般質問で」と呼ぶ者あり）いや、  
これは違いますもん。私、これ次んとやん。次の予算の、それはまた ああ、済みません。  
ああ、終わっとった。間違いました、済みません。なら、終わります。

議長（田中雅美君）

もう3回目の質問いいですね。（「もう3回ですよ」と呼ぶ者あり）3回目ですよ。

25番（三小田一美君）

ああ、一緒ですね。ぎゃん一緒になっとつとでしよう。なら一緒。済みません。いや、あ  
んまり前から何知らんのにぐずぐず言うでしようが。

議長（田中雅美君）

三小田議員、なかったらここで2回目の質問で終わってください。いいですか。

25番（三小田一美君）

59ページですよ、私聞きよつとは。（「3回目で59ページ……」と呼ぶ者あり）ああ、3  
回で終わりということですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）全部で。

議長（田中雅美君）

質問が3回で終わりますから、あと1回残っております。

25番（三小田一美君）

わかりました。そんなら全部聞きます。(発言する者あり) ああ、そうです。59ページやろう。(「締めばやりなさい」と呼ぶ者あり) 締めばですね。はい、わかりました。済みません。(発言する者あり) そうですね。

議長(田中雅美君)

今度、道の駅のことでしょう。

25番(三小田一美君)

道の駅も、あれは3回ですか。

議長(田中雅美君)

いやいやいやいや。

25番(三小田一美君)

全部合わせてですか。

議長(田中雅美君)

はい。もうあと1回残っておりますから、質問をして答弁で終わります。

25番(三小田一美君)

はい、わかりました。

それでは、59ページの節の13.不動産鑑定委託料、その具体的な説明ち言いましたけど、この間、ちょっと説明されとったから、もうそれはよろしゅうございますが、市長にお尋ねいたしますが、道の駅の建設、不動産の鑑定の委託料、これ説明が載っとるが、まず、この場所とろん面積、よく説明では、荒木議員の説明ではわからなかったからまた教えていただきたい。

また、いつも市長はガラス張りと言ってありますが、事業をするのですね、不親切。また、隠せられる。そして、また地権者との商談、どうなっておるのか。また、公共事業の公金を使うから、こういう事業をする場合、副市長、国あたりは雲をつかむようなこういう事業で予算が通るのかなんのか。国あたりはどげんなとつか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

そして、道の駅をつくるとのことで、不動産の鑑定の委託料が500千円計上されているが、ピアス社のときは鑑定の委託料は数千万円の高額になるので行わないとの答弁がされている。今回は2カ所で500千円となっている。今回は鑑定は鑑定料の安いところに頼むのか、それとも、ざあっとした鑑定を行うのか、それとも、今回の鑑定料が適切で、ピアスを購入したときの答弁が鑑定をやらないための口実だったのか。よかよ、首振らんちゃ。そして、利用者の予測はどうなっているのか、これもお尋ねをされた議員からですね、のりくらりの御答弁。漁業団地を建設する際にも、入居希望する者が100名以上と答弁されているが、今回の予測は。ざあっと水増しではないでしょうか。それもお尋ねします。

まず1つは、副市長、国、やぶから棒に雲をつかむようなそういう予算の計上をして、

それが通るのか、通らんのか。まず1つ目は副市長にお願いをしたいと思います。

議長（田中雅美君）

幾つ。

25番（三小田一美君）

私は7個今言いました。

議長（田中雅美君）

7つですか。なら、それを答弁をいただいて終わります。

25番（三小田一美君）

副市長、お願いします。私は次はもう聞かれんとでしょう。

議長（田中雅美君）

はい、聞かれんです。（「ちょっと私間違うとりました。済みません」と呼ぶ者あり）

副市長（大泉勝利君）

私に関する質問は、どうもおおむね2つかなと思っておりますが、まず1つは、国の用地の交渉というか、用地計画の進め方が1つあったかと思っておりますが、国の場合には候補地になるようなところを複数選びまして、その複数の……（「議長、そういうことは聞きよっちゃなくて、よかつか、悪かつかち私言いよつとですよ。雲をつかむような、何ですか、こうこうしてですね」と呼ぶ者あり）いや、質問の趣旨がちょっとよくわからないんですが、国としての補助事業の可能性はあるのかどうかということでお答えすればよろしいんですか。国の事業の補助事業の可能性はあるのかどうかということでお答えすればよろしいんですか。（「国あたりでもそれが通っていくのかなと、私はそれをお尋ねしよるわけ。国、県も」と呼ぶ者あり）

今、活性化推進室で県を通じて国等と協議してもらっていますけれども、その中では十分補助の対象になり得るといふ、こういう感触を得ております。（「副市長、おれそれは聞きよつとやなかやんねやん。やぶから棒に雲をつかむような、そういう出し方で予算が通るのかなと、私はそれは国はどげんしてあるのかで、それをお尋ねしよるわけですよ」と呼ぶ者あり）

国の場合は、行政の執行権がございますので、やぶから棒ということではなくて、事前説明、特に行っておりませんが、こういうやり方も十分通ります。だから、何もかもすべて事前に議会に説明という、そういう話はございません。

25番（三小田一美君）

そういうことないということなら通るわけですね、国は。

副市長（大泉勝利君）

はい、通ります。

議長（田中雅美君）



あと幾つやったですかね。質問内容は。答弁をもううてください。

25番（三小田一美君）

ありゃ、きちんと録音しとってください。ああいうとが通るちことなるなら、国は大変なことになりますよ。（「答弁もらうだけやろうもん」と呼ぶ者あり）何ちゃ言いよっかい、横から。何でん知りばっするごと、黙っとかんか、おまえ。（「答弁もらうだけやろうもん」と呼ぶ者あり）何ち言いよるかい、おまえは。黙っとかんかい。

議長（田中雅美君）

三小田議員、もう3回質問は終わっておりますから、答弁をもらいます。（「いや、これは非常に大事なところだから、テープを進めていただきたいと思います」と呼ぶ者あり）答弁の漏れとときは言ってください。（「国はそれ予算が通るそうですよ」と呼ぶ者あり）

通る、通らんは別として、今、副市長がもう答弁はしましたから、その件は終わりましたから、あと幾つ残ったですかね、質問。あと。

25番（三小田一美君）

あと6個やったでしょう。そいけん、わからんなら、あれを起こしていただきたい、テープを。もう言いません、僕は。もう横から全然わからない方がわいわい言われますから。

議長（田中雅美君）

はい、市長、まとめてお願いします。

市長（石田宝藏君）

はい、まとめてお答えしましょう。

ガラス張りと言っていますけれども、ガラス張りの意味を履き違えていただいているんじゃないかなと思います。（「そんならすりガラスね」と呼ぶ者あり）こういう計画の立案のときから、あるいは構想を練るときから、執行部としての原案のたたき台までは、やはり皆さん方にはまだ示されない部分もかなりあります。それは作業のプロセスでありますので。したがって、行政を執行する上においては、いわゆる計画を具体的に練り上げる、そういうものについてのたたき台まではやはり執行がさまざまな調査をやり、そしてまた、構想を練り、計画を立てる。そういうものはやはりまだまだガラス張りであっても、そこは執行部としての裁量だろうと思います。

その後、このたたき台をベースとして、それぞれの審議会なり、あるいは協議会なり、こういった関係のところには諮問をしたり、意見を求めたり、そして議会等の御意見をいただいて、最終的に施策の決定をするわけです。その決定をした後、それについては公開、ガラス張りということでございます。

それから、不動産鑑定の方でございますけれども、これは当然、つい先般の全員協議会の中である程度オブラートに包んだアバウトな位置を示して、3カ所、どこが一番適地なのか総合的に評価をいたします。点数化します。価格についてはどうだ、あるいは場所について

はどうだ、利便性についてはどうだ、そういうもろもろの項目をそれぞれの関係者でやり、チェックをして仕上げる。もちろんそのためには鑑定というのはあくまでも、これまで申し上げてきておるようにベースでございます。ただ、つい先般、先ほど言われました、ざあつとやるのか、鑑定料が安いところにやるのか、これは競争入札で鑑定士を選ぶと、鑑定業者を選定して、その方に適正に公平公正にやっていただくということでございます。

それから、利用者の予測については、武藤産業推進対策室長が申し上げたとおりでございます。

おおむねそのようなことがお尋ねであったらうというふうに思います。

以上です。

議長（田中雅美君）

ここで……（「あと一ちょやった。取り下げば、どういうふうにお考え、取り下げするのか、せんのか、それちょっとお尋ねしたい」と呼ぶ者あり）控訴のですか。

25番（三小田一美君）

そうです。それをおれはお聞きしとった思います。

議長（田中雅美君）

補正予算。（「裁判でしょう」と呼ぶ者あり）

25番（三小田一美君）

いやいや……

議長（田中雅美君）

補正予算の取り下げち、今も提案してある 議題に上ってきとるけんな。（発言する者あり）

市長（石田宝蔵君）

提案をしたばかりでございますし、きょうの有明新報にもごらんいただくように、私どもは新市のマスタープランにあわせて、土地利用計画構想計画にあわせて、柳川が元気づくように、柳川が活性化するように、こういうことで出しているわけでございますから、慎重に御審議いただきたい。前向きにお願いしたいと思います。

議長（田中雅美君）

三小田議員の質疑をここで終わります。

ここで10分間休憩をとります。

午前11時14分 休憩

午前11時29分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑通告者の発言を許します。

19番（太田武文君）

19番太田でございます。2点だけ質問させていただきます。

まず1点目は、議案第75号、29ページ、2款・総務費、1項・総務管理費、5目・財産管理費、アスベスト調査委託料について、2点目としては、議案第75号、59ページ、6款・農林水産業費、1項・農業費、12目・農漁村ふるさとづくり事業費の委託料についてでございます。先ほども荒木議員等から説明がっておりますので、重複する質問があるかと思えますけど、その点についてはお許してください。

まず、1点目のアスベスト調査委託料について質問させていただきます。

今まで議会の答弁で、市長はアスベストの除去は責任持ってピアス社にさせると言ってきました。やらなければ、私が責任とらなくちゃいけないと強い口調で言われております。それなのに、今になって補正予算で3,860千円の公金を使って損害賠償を請求されるということはどういうことですか。市長がそこに責任をとると言われたのは、私は公金を使わず、アスベストの除去をさせると思っていましたけど、いかがなことでしょうか。

2点目の農林水産業費の農漁村ふるさとづくり事業費の委託料について質問させていただきます。先ほども荒木議員の質問がおりますけど、これも重複するかと思いますが、その点についてはお許してください。

道の駅をつくるからには、お客さんに多く来ていただかねばいけないと私は思っております。そのためには立地条件をしっかりと考えなければいけないと思っております。先ほど課長からの答弁では、当然、調査する項目であるにもかかわらず、聞いておりますと。調査内容が不十分であるかと思えます。だけど、先ほどの全員協議会で出ました。現在、候補地を3カ所選んでありますけど、そこを選んだ理由を聞かせてください。

以上、2点についてお願いします。

市長（石田宝蔵君）

1点目のアスベストの調査費3,860千円、これについては、つい先般の全協の中で詳しく説明はさせていただいておりますし、内訳と国の補助金を受けた部分、こういうものについても説明がされているかと思えます。今、公金を使わずと、これはどの議員、三小田議員も河村議員もおっしゃいましたけれども、これはもう私ども公人としてやってきているわけでありますから、公金を使うとは一言も言っていません。そんな発言はこれまでもした覚えはございません。私の責任でやらなきゃいけないということは言いましたけれども、それは公人としての対応でございます。当然、市民の皆さんに被害が及ぼさないようにやるためには訴訟で維持できる調査をしっかりとやって、公判に備えたいということであります。

産業活性化推進室長（武藤正純君）

候補地の話が1つあったかと思えます。設置位置の考え方は全協でもお話を申し上げましたが、総合計画の土地利用計画に基づいてゾーン内でもう決めております。そして、本市の

交通体系、それと農振法、それと農地法を考慮して候補地の選定をやっていると。この前言いましたように、農振除外を全くできないような状況の中では計画を立てることはできないと考えておりますので、そういったところで3カ所です。その沿線を候補地としております。

それで立地条件をしっかりせろということですが、これ24年の春に443号バイパスは開通をいたします。する予定です。ここの場所については、立地条件は総合計画の中でも位置づけられた場所だというふうに思っております。

以上です。

議長（田中雅美君）

いいですか。太田議員。2回目です。

19番（太田武文君）

2回目を質問させていただきます。19番太田。

ただいまの課長から答弁いただきましたが、来年度4月には片方の農漁村ふるさとづくり事業費の委託料について、ただいま来年4月には有明海沿岸道路も貫通します、その件についてはですね。貫通後は車の流れが変わり、交通量もふえてくると予想されますので、そこも視野に入れながら具体的な構想を考えても遅くないと思いますが、その辺はどうでしょうか。

一方の、それから、ピアス社のアスベスト調査委託料については、ピアス社は土地の建物を購入してから5年経過しています。その中で何ら問題は解決しておりません。建物は老朽化が進み、大和地区の住民の皆さんはアスベストの飛散が心配で、近隣の住民の皆さんはアスベストの飛散が心配で、住民の不安は募っていくばかりと思っております。したがって、3,486千円の補正などは使わずに、市長が言ってあります、もう5年もなっておりますので、ピアス社に除去依頼したらどうですかと思っておりますが、いかがなものでしょうかについて終わります。お答えをお願いします。

産業活性化推進室長（武藤正純君）

今の太田議員の質問で、有沿が21年4月春に開通をするだろう。そのときつながってからでいいんじゃないかという御指摘だったと思うんですが、443号が平成24年春、一応開通する予定でございますが、それから候補地の選定に取りかかりますと、現在、なかなか国の予算等も縮小もそれぞれ上がっている状況にもございます。それで、国土交通省、農林水産省の補助が縮小される可能性もありますので、今年度から事業を着手していきたいというふうに考えております。

以上です。

市長（石田宝蔵君）

再びのアスベストの問題ですが、太田議員御心配いただくように、現地、5年間、おおよそ4年間ですか、経過をしているということですが、私も一日も早い解決は、これはもう最

初からの願いでございます。ただ、御案内のとおり、住民訴訟が起きたり、また、この調停の申し出がピアス社から出されて、その調停も進んできておりましたので、この調停が不調に終わったのが、御案内のとおり、ことしの秋でございまして、また、裁判も高裁の判決が出たのもつい先日、11月28日でございます。したがって、これを受けてきっちりと一日も早く解決をする、そのためにお願いをしている、再三申し上げているとおりでございます。

議長（田中雅美君）

太田議員、3回目です。

19番（太田武文君）

3回目の質問をさせていただきます。

道の駅をつくるには、また先ほどの課長の答弁では、補助金等もまだついているかどうか分からないと言っておりますですね。ですから、補助金等も考えなければいけませんので、今すぐ結論を出す必要はないかと思えます。

また、4月には市長の任期満了で市長選挙もありますので、新しい市長がなってからでも考えても遅くないと思いますが、その点についてはどうだろうかと思っています。

一方、アスベストにつきましては、自分の市長の任期中に決着ができなかった責任は市長はどのように考えられているか、いかがでしょうか。

以上2点について、最後の質問を終わらせていただきます。

市長（石田宝藏君）

この道の駅の先ほどの太田議員の発言はちょっと誤解があるようです。今、武藤室長が申し上げたのは、今の時期で、4年後でもいいんじゃないかという太田議員の御指摘ですけれども、開通してからでもいいんじゃないかということですね。そういうことでしょうか。そうなりますと、そのときに今あるような補助金の制度が農水省だとか、国土交通省だとか、経済産業省にあるのかどうか。これが縮小されると答弁したんですよ。答弁。ところが、太田議員は補助金との関係を考えなければならぬと、こういうふうにおっしゃいましたけれども、全然違いますから。今の制度があるか、なるかわからないと、先行きが不透明じゃないですか。国の財政厳しいから。ということで武藤室長は申し上げたんで、それ誤解がないようにまずお願いしたいと思います。

それから、今の時期になぜやるかということですが、やっぱり近郊の市町村の状況、あるいは道の駅の設置状況、こういうものを考えてみて、例えば、近郊にそういう（「簡単にいいです」と呼ぶ者あり）簡単に、はい。（「そうそう」と呼ぶ者あり）近くにそういうのができたときは競合します。ですから、柳川としては一番、将来、九州縦貫道見込める、有沿というのは三池港からまだ大川までしか達しません。しかし、443号というのは柳川から九州縦貫道にアクセスする、鹿児島から博多までつながる九州縦貫道。こういうものが往来すれば、昨日説明しましたが、おおよそ見込まれる車両の通行量というのは、今できている道路

はその通行推計にあわせてできているわけですから、その辺が一番いいんじゃないかなということをお願いしておるわけでございます。

それから、アスベスト、あなたは任期がもう迫っているからということですが、これはどなたがなられようとも、行政の継続の原則というのがございます。こういった課題を抱えている場合。だから、そのときになられた首長というのは、そういった責任を背負っていかなくちゃいけない。これはだれだって一緒なんです。ですから、これは公人として、首長として、自治体の長として、しっかりやらんがための予算措置ということで御理解いただきたいと思います。（「あと1つですよ。私が聞いているのはあと1つあるわけで……」と呼ぶ者あり）2つでしょう。（「いやいや、それと2つですけども、裁判を次の市長に引き継ぐことになるちいうことを聞いているわけです。それをちょっと聞いたわけですが」と呼ぶ者あり）

裁判は公人である首長に継続されることになります。（「それでよか」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

ほかに質疑をされる方。

24番（佐々木創主君）

佐々木でございます。私も、議案第75号、一般会計の補正予算の中で6款・農林水産費の中の12目・農漁村ふるさとづくり事業費の道の駅の不動産鑑定委託料について質問させていただきたいと思います。もう既に4名の議員がこの件、質問されておりましたが、重複する部分あるかと思えますけれども、よろしくお聞きしたいと思えます。

まず、先ほどから補助とか、採択とか、いろいろお話が出ておりますけれども、この制度、国交省が始めた制度でございますけれども、この予算の費目が6款の農林水産業費の中で上げられておりますけれども、通常、私、商工費であるとか、建設費というのが今後の、もし事業をするとすると、筋ではないかなというふうに思うんですが、なぜ農林水産業費なのかということと、これはもう先ほどから質問出ておりますけど、再度、443号バイパスの沿線の北側、垂見地区ですか、この北側という立地をされた、選ばれた根拠、その手順、その辺をまずお聞かせください。

産業活性化推進室長（武藤正純君）

予算の組み方がなぜ農業費の中に入っておるかということですが、道の駅は農水産物を販売する直売所等を中心に農漁業の振興を図る拠点施設ともなるわけですので、一応農業費の中に計上をされているということですが。

それともう1つ、443号バイパスの北側立地の根拠ということですが、先ほども回答をさせていただきましたように、総合計画の土地利用計画のゾーンに農振法、農地法等考慮して候補地の選定を行っている、同じ答えになりますが、そういうところで候補地を上げております。

以上でございます。

24番（佐々木創主君）

目的は農水産物の販売とか振興と、それはわかります。ただ、金の出どころ、話によりますと、農林関係の補助金もあると。ただ、事業自体は、これ国交省で、これは高速道路のインターチェンジ同様に、地図の中にきちっとこれ盛り込まれていくんですね。それを推進している母体は国交省なんです。それで、補助金採択含めて、お上である先は農水省ではなくて国交省だと思うんですね。農水省出身の大泉副市長いらっしゃいますけれども、農水省と国交省というのは、これはもう伝統的にあんまりいい関係じゃないんですね。それで、お上が市町村の予算書のどの費目に上げているかということまでは気にはしないと思うんですが、何か縦割り行政の中で国交省から先々事業を採択していただいて、いろいろ指導を受けて、ましてや県も土木でしょう。水産林務部じゃないでしょう。その中で何かちょっと私、単純に不思議なんです。ずうっと農林水産業費でやっていかれるおつもりなのかね。途中で変更が可能なのかどうなのかわかりませんが、ちょっとその辺本当単純に最初のボタンのかけ違い、ボタンをどこではめるかということは非常に私は重要なことじゃないかなと思うんですよ。産業活性化推進室というのは産業経済部の管轄下ですよ。だから、仕方がないんだとおっしゃるかもしれませんが、ただ、これ非常に私は重要なことだと思えますんで、その辺をどういうふうにご考えておられるのか。

ということと、その立地の根拠。マスタープラン、総合計画の中に東部田園地帯構想ですか、農振の除外も可能だからここにしたんだと。それをおっしゃるんなら、総合計画、これから都市計画であったり、土地利用計画であったり、交通体系何とか計画であったり、いろんな計画、具体的な計画をつくられる。審議会もつくられる。本当に総合計画にのっとって立地をされたのかなと疑問に思うんですよ。なぜなら、私、一昨年、一般質問しましたけれども、総合計画の次に今後のまちづくりといろんな施設の立地、農地、中心市街地、その中で都市計画マスタープラン、農振の計画もうでき上がっておりますけど、そういうのをぴしっと具体化していきますよ。この443号の沿線は、全協での御説明もありましたけれども、優良な農地である。食料自給率アップ等々の国の政策も含めて優良な農地である。と同時に、先ほど別の議員からも質問あっておりましたけれども、443号の利便性ですね。インターから柳川へ直結、真っすぐ来る道路、このバイパスの位置づけといいますかね、存在価値といいますか、そういう中で将来、片側2車線、その両側にきれいな田園が広がっている、一つの売りのバイパス道路であります。その中に公の市が農振の除外をする。そうすると、市がやったっちゃけん、ほんならおりげん沿線の土地も除外してくれんかいち、おりげも何か建てようやっかいと。例の慶和の問題あります。あんなところに大牟田川副線の交差点の非常に重要なポイントです。ただ、ああいう道路ができると、活性化、いろんな企業誘致だ、その可能性ももちろんです。しかしながら、そういう都市計画のマスタープランの方向性も

見きわめもせずに、それを産業活性化推進室という産業経済部、聞いたところによると、建設部は全くこの話は知らんと。都市計画マスタープランの、大体ことしの3月には市長に諮問されますけど、私もその委員になっておりますから、その中で、ある程度、もう土地利用計画、都市計画、いろんな配置、方向性出ているんですよ。それと、先ほどおっしゃった総合計画の中にありますと。いや、ないですよ、そんなのは。修正されていますよ、ましてや。それを具体的な計画を今つくっているところで、ここでいいのかな。単純に言うと、その443号バイパスにそれはできるっちゃ、ああよかつかなと思うんですよ。思うけれども、今後どういうふうに拠点施設なりなんなり、交通の流れ、人の流れ、人を呼び込む、それを具体化してつくっていかうという計画ができていながら、さきにぼんと。そうすると、その後の計画に影響を及ぼさないかなと。私は非常に心配でならないんですよ。その辺はどういうふうにお考えなのか、お聞かせください。

産業経済部長（田島稔大君）

まず、第1点目の道の駅の所管は国交省だということでございますが、この道の駅につきましては、全協でもお示しいたしましたように、国または県が整備する分、それと市が整備する分ということで、完全な道路の一部ということで休憩所をつくります。これにあわせて各地域、私どもで言えば市ですけど、地域の発展のために、それとあわせて市の活性化施設を併用して一つの道の駅という表現ということになっておりまして、その道路の一部ということでつくりますのは、完全に国交省の流れで、この443号バイパスの場合は県が道路を管理しておりますので、福岡県の柳川土木事務所が窓口であるということでございます。これを別々に整備する方法もございます。単独型ということでいいですが、今回、私ども考えておりますのは、一体型ということで同時に整備をするということで、市の場合は産業活性化推進室が担当して農業費に予算を組んでいると。先ほど議員おっしゃいますように、ちょっと心配するがということでございますが、この分について国交省のほうから柳川市がこの道の駅の予算を農業費に組んでいるということにつきましては、別に問題はないということでございます。

それから、（「そういうふうに言われたということですか」と呼ぶ者あり）いや、（「国からそういう回答があった」と呼ぶ者あり）いや、国から回答というか、国はそこは関知しないというところなんです。一体型ということで整備をしますんで。

2点目の都市計画マスタープランに基づいてゾーン設定、地域の設定を、立地をしているということでございます。これにつきましては、まず、今現在都市計画マスタープランというものが策定をされております。佐々木議員もその委員であります。私どもも庁内委員会という中で、その中のメンバーとして参加をさせていただいております。基本はマスタープランにございますが、その中で東部田園地域ということで、そこはこういうふうな活用をしていきますよというのがうたわれております。それに基づいて今、御承知のように都市計画



マスタープランが作成をされております。この中で土地利用区分ということで商業系土地利用の中で沿道商業地区の考え方、それと、もう1点が農業自然系土地利用の考え方ということで記載をされることになっております。私どもその会議に参加をしながら、この辺は内部的に調整をとって、この基本に基づいてやってきておりまして、まず、沿道の商業施設の関係ですが、広域商業や地域商業に影響を及ぼさないよう、立地の適正化を図る地区に配置するというようになっておりまして、沿道商業施設の延長的な立地については、農地への広がりを抑制すると、そして一定のエリアで配置をして、来訪者、そして市民の方々にとって利便性、産業の活性化を考えて、最低限の配置とするというふうなうたわれることになってはおります。そしてまた、農業の分につきましても、虫食いの農業転用を抑制するというふうな方向性が示されておりますので、私どもは443号バイパスの北側に最終的には候補地を選んだということでございます。

以上です。

議長（田中雅美君）

佐々木議員、3回目です。

24番（佐々木創主君）

まず、都市マスはよう知つとると、我々も庁内委員会入つとると。ただ、それは産業経済部、産業活性化推進室、道の駅を推進される立場から見られた都市マスの文章でしょう。なぜなら、私、関係課に聞いたら、この件の検討は全く知りませんと。相談も受けていないと。都市マスの所管課であるとか、それまでのこういう道の駅とか、そういうことを所管する商工振興とか、そういうところは全く知らないじゃないですか。庁内委員会でいろいろ議論には、たたき台づくり、都市マスの審議会の委員さん方に、それはかたってあるかもしれせんけれども、今回のこの件に関して、全くその検討は産業活性化推進室だけでされてあるわけじゃないですか。文章とか、表現というのは、その人の意向でどういうふうにも読みかえることはできるわけですよ。その中で都市計画マスタープランというのは、この高速交通帯広域幹線道路、それと中心市街地の活性化、観光、ましてや今、観光計画というのも策定中じゃないですか。聞くところによると、観光計画、今後の柳川の観光をどうしていこうという中でも、その物産の販売であるとか、これ道の駅とか含めて、どうしようかという意見が出て、ことしの予算で通って、今来年度まで含めてしていらっしゃいますけれども、そういう関係、もういろんな計画をつくって金投入してやっているところと全く連携なしに、先ほどの質問の中でこの6カ月間の中で慎重審議、十分検討したと。できるのかということなんですが、本当に後で、ああやっぱりけんか都市計画ができて、こういう配置になったけんがら、やっぱりあの立地じゃなしに、こっちのほうがよかったかもしれんなということになりはしないかなと、非常に心配するわけですよ。きょうの有明新報なんかを見ますと、443号バイパスに道の駅、ああよかねち。短絡的にはそう思いますよ。市民の皆さんも、ああそげん

やるうかと思いはるかもしれませんが、その辺本当にみんな庁内含めて、先ほど審議会云々ありましたけれども、本当に連携とってされたんですか。最後にちょっとそれだけ。残りはまた総務委員会でいろいろさせていただきますから、それだけお聞かせください。

産業経済部長（田島稔大君）

都市マスの中では、私、庁内の委員として入って、私どものほうでこの文章について云々というのは（「相当修正されていますからね、あれ」と呼ぶ者あり）私のほうからここに道の駅をつくるからどうのこうのというふうな意見を全く出したことはございません。基本的にマスタープランに基づいて、この都市マスはつくられております。場所については、私どもも今回初めて皆さんにお示したように、庁内の委員会の中でもここに計画しておるよというふうな意見をまた出すこともできませんので、私どもの中で都市マスとにらみながらやってきたということでございます。（「だから、ほかの課との連携はとっていないということですね。自分たちで検討したということですね」と呼ぶ者あり）はい、ここに道の駅の計画があるよという話は（「ここにしたいと思ったわけたい」「はい、結構です」と呼ぶ者あり）きちんと出したことはまだございません。

副市長（大泉勝利君）

今の田島部長の答弁に対して、ちょっと補足させていただきます。

活性化推進室が4月に立ち上がってから、産業の活性化について部を越えて連携する必要があるということで、何回か課を越えて、部を越えての打ち合わせを持たせております。その中で活性化推進室、商工振興課、観光課、それから建設課、こういった課が自分のところが持っている事業、それから自分のところが抱えている課題、こういったところを総合して、道の駅の検討についてどういう課題があるのかというふうなことも打ち合わせをさせて検討しております。ですから、全くやっていないということじゃなくて、こういうことを行った結果、マスタープランの中で整合のとれるところで、この位置を決定したという、こういう経緯でございます。（「ほんなごてですか。後でよかですたい、総務委員会で」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

ここで午後1時まで休憩をいたします。

午後0時3分 休憩

午後1時2分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑通告者の発言を許します。

9番（荒巻英樹君）

9番荒巻です。柳川市一般会計補正予算（第3号）についてお尋ねします。

予算書の58ページの道の駅の建設に当たっての不動産鑑定委託料です。最初に3点お尋ねいたします。

一昨日の全員協議会の折に配付いただきました資料によりますと、規模としましては1ヘクタールから2ヘクタールということですが、それに伴います予算がおおむね8億円と記されております。1ヘクタールと2ヘクタールでは規模的に倍違うわけですから、これをおおむね8億円というのは無理があると思いますが、1ヘクタールだったら幾らぐらい、2ヘクタールだったら幾らぐらいということをまずお尋ねいたします。

それから2点目、財源については合併特例債並びに国の補助、支援事業を最大限に活用するとなっておりますけれども、最大限どれだけの補助が見込めるのか、逆に最小限といいますが、最悪といいますが、の場合はどれだけにとどまるのかをお示してください。

3点目ですが、通行量の予測が1日1万7,000台という御報告をいただきましたけれども、現在、市内でそれに匹敵するような場所、どの辺があるのかをお示してください。

以上、よろしく申し上げます。

産業活性化推進室長（武藤正純君）

ただいまの荒巻議員の1から2ヘクタールとかなり違いがあるので、1ヘクタール、2ヘクタールはどのようになるのかということですが、それは現段階で私たちがお示している数字といえますのは、1.5ヘクタールで試算をさせていただいております。それでおおむね8億円と。これは全協のときもお話をちょっとしたかと思うんですが、宗像を参考にさせていただいております。

次に、国の補助、支援事業をどれだけ見込めるのか、最大限、最小限どうなのかということですが、国の補助事業、支援事業を最大限に活用していくとっておりますが、これはソフト事業も含めて農林水産省、国交省の補助金、交付金の当然採択要件を踏まえて、できるだけ有利な補助を活用していこうということでございます。それで、補助率は選択した補助メニューによっていろいろ違いがございますので、一概にちょっと言えないというところがございます。

それと、通行量の予測で、現在それに匹敵する道路はどこかということで、1万7,000台に匹敵する近いところでは、県道橋本辻町線、伝習館の付近になりますが、これが1万6,682台、国道208号、大和中学校付近なんですが、これで1万6,497台ということでセンサスで上がっております。

以上でございます。

9番（荒巻英樹君）

それでは、おおむね8億円というのはちょっと余りにも大まか過ぎる数字ですので、改めて1ヘクタールの場合と2ヘクタールの場合をお示しいただきたいと思っております。

それで、きょう午前中の議論もお聞きした限りで、庁内での情報共有がなされていない状

態、さらには、きょう先ほど質問に引用しました資料も当初は御提供いただいてなかった資料でございます。きょうお聞きした段階でも、まだ的確な数値の答弁をいただいている状況です。ですから、最大どれだけの補助があるかというのが、市の単費が極端に言えばゼロなのか、それとも10割なのか、全く変わってきます。

先ほどの8億円ですけれども、大まか現在7万三千数百名の市民1人当たりの負担でしますと、現状でもお一人当たり赤ちゃんからお年寄りまで11千円の負担がかかることとなります。さらには維持費用もかかることとなりますので、細かいデータがない限りは判断ができませんかと思っております。言ってみれば私どもまだ目隠し状態で判断をしろということでございますので、現状いただいている情報で私どもが判断できる状態であるかどうかを市長にお尋ねいたします。無駄な御説明は不必要です。イエスかノーかだけでお答えください。

市長（石田宝蔵君）

これは午前中の質問にもお答えし、また一昨日の説明でも全協の中でも説明してきたとおりに、まだ入り口の部分でございますから、原案をつくり上げるまず土地の位置、あるいは価格を決めてから具体的にどういった関係省庁、あるいは国、県との協議に入るということでございますので、再三繰り返し、まだまだ中身は執行にも見えないと。ただ単費でやるということじゃないと。メニューによっては補助率がそれぞれ違うということをお理解いただきたいと思えます。具体的になりましたならば十二分に御説明を申し上げて、そしてまた、わかりやすくしていくというのがこれはもう当然のことでございます。

9番（荒巻英樹君）

まだ入り口という答弁ですけれども、はっきり言って入り口が間違っているわけですし、（「そうだ」と呼ぶ者あり）とにかく先ほど言いましたように、私どもは十分な情報を与られておりませんので、判断ができない状態と思っておりますし、今の段階で我々議員で、我々の判断というのはもちろん市民の皆さんも含めてなんですけれども、現状で理解が得られるとお考えでしょうか、改めて市長にお尋ねします。簡潔にイエス、ノーでお答えください。

市長（石田宝蔵君）

今、荒巻議員の質疑のお尋ねで、簡潔にこれこれで合意が得られるかということですが、それは一人一人の尺度の違いであろうというふうに思います。ただ単に1人当たり赤ちゃんからお年寄りまで市民が幾らで負担だと、そんなことばかり言っていたんじゃないかなかなか合意いただけないんじゃないでしょうか。ただ、今後の市の産業振興、さまざまなものを考えますとき、また時の流れを考えますときにこういった時期、失ってはならない、タイミングというのもございますし、午前中の答弁でもお答えしてきたとおりに、近隣でこんなものができたらもう二番せんじ、三番せんじということで、つくろうとしてもつけれないと、こういう状況にもなりますので、それは市民の皆さんに逆に不利益を与えるということ

で執行としての怠慢ということにつながりますので、これは皆さん方に御理解いただく私どもは努力を全力を傾けてやりたいと思っております。（「もうやめていっちょいてください」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

ほかに質疑をされる方はありませんか。

11番（矢ヶ部広巳君）

11番矢ヶ部広巳でございます。議案第75号の一般会計補正予算、59ページ、資料の6ページの例の道の駅の建設について、不動産鑑定委託料500千円についてお伺いをさせていただきます。

まず、現在の交通量ということを出してありますけれども、その将来を見込んで、1つは平成21年3月に有明海沿岸道路が全面開通をいたしますよと。そして、平成21年同じく3月に高速道路みやま柳川インターが開設をいたします。そして、24年春には443号バイパスが開通をいたします。そして4つ目に385号のバイパスが整備をされます。なぜ385号というのはかなり離れておりますが、そこをなぜ算出資料の中に入れてあるのかというのが不思議でございますから、その辺の一つの説明をお願いいたしたいと思っております。

それから、道の駅の条件として私は全協で、私の聞き間違いでありましたらお許しを願いたいと思っておりますが、1日1万7,000台の車が走ることによって、それが道の駅をつくるための条件だということでありました。そこで、今4つ申しましたのが全面開通したところでの交通量はいかがに数字を見越してあるのか、それをまずお尋ねをいたしたいと思っております。

ましてやこの道の駅は車の通行量によって、それが原則になっておるわけでありまして、非常に世の中は不景気であります。まして自動車が非常に減っておるという状況なのに、このような計画でいいのか非常に疑問を感ずるわけでございますが、その点、執行部としてどのように考えておられるのか。

次に、この道の駅をつくりまして果たして、過去皆さんたちが心配してありますが、採算がとれるのかというのが非常に不安であります。ましてや予定をされておるすぐ近くにはシティモールで、そこで朝市で野菜も売りますよということであり、しかも、この道の駅に似たミニの駅というのが今たくさんあっちこっちであるわけでございます。それに基づいて、なおさらこういうをつくっていったら果たして大丈夫だろうかという不安があるわけでありまして、その点をどのように考えてあるのか。

あわせて私も過去、三橋の町長をさせていただきました。毎週土曜日に西鉄駅前に御存じのように星野村とか旧山川町とかいうのが1週間ごしの交代で野菜、あるいはお花とか果物とかいうのを今展示されておりますが、三橋もひとつ入れてくれんかという話がございました、まかせな菜のほうからですね。何遍か入れさせていただきまして。ところが、挫折をしました。その挫折は「矢ヶ部さん、もうとてもじゃないが、供給が追っつかん」と。1カ月

に一遍になるわけですが、回してしまいますからね。三橋町が1カ月一遍ずっと野菜とか何とか入れ込むだけでも、とてもやないが供給は追っつきませんと。だから、もうここで終わらせていただきますという途中下車をした経過がありますから、果たして道の駅をつくったところずっと、地産地消とはいいいながら地元のそういう品物を常時入れることができるのか、供給を賄うことができるのか、途中下車しなくてはならないのではないのかというその辺の心配が非常にあるわけですが、その辺をどのように思われているのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、この道の駅の規模であります、先ほど1.5ヘクタールで考えておるということであります。予算も1.5ヘクタールで8億円だと。そして、市長おっしゃいましたけれども、国の補助が将来、今の補助が賄っていくかどうかは心配だから今のうちに駆け込みたいと、駆け込みで入っていききたいというような市長先ほど答弁をなされました。しかも、これは合併特例債を充てるということであり、合併特例債というのは、旧1市2町がすべてが利益になるようなものにやっぱり合併特例債というのは私は使うべきじゃなかろうかと思うわけです。ましてや、将来倒産という言葉は適当か不適当かは別といたしまして、将来不安なところに合併特例債を使っていいのかどうか、その辺が非常に心配であります。したがって、そして、将来国の補助がどうなるかわからん、その中身についても具体的にわからんとおっしゃいましたが、このように私たち議会に提示をするときには少なくとも最小は1ヘクタールでつくりますとか、最大は2ヘクタールでつくりますと。そして、最大の場合は幾らぐらいの費用がかかります。そして補助は、国の補助が幾らぐらいつきますと。最低の場合はどうですということをやっぱり提示をされて、その幅でいいですから、提示をされないと、とてもやないが、これは補正予算でありますから、総務委員会のほうに回されるわけですよ。とてもやないが、判断の材料が非常に乏しいわけであり、もう少しやっぱり具体的なものを提示される段階でお示しをしていただきたいと思いますということでございますが、どうでしょうかということでございます。

それから次に、同じく議案第75号の一般会計補正予算でございますが、67ページで資料の7ページであります。温泉のレジオネラ菌の発生について、温泉管理費4,430千円を提示されておりますが、きちっとした定期検査を今されておるのかどうか。されておるとすれば、具体的にどのような方法で、そして何回ぐらいされておるのか。例えば、1カ月に一遍とか半年に一遍とか、そして再発のおそれはないのか。再発の防止の対策はどのように考えておられるのか。そして、発生をいたす前と発生後のいわゆるお客さんの利用状況はどうなっておられるのか。そして、このレジオネラ菌でどのような被害が出てくるのか、具体的に説明をしていただきたいと思いますと思うわけでございます。

次に、同じく議案第75号の一般会計補正予算の85ページ、資料の8ページでございますが、学校管理費のアスベスト除去工事費4,400千円でございます。提示によりますと、矢ヶ部小学

校のポンプ室と二ツ川小学校のポンプ室にアスベストが付着をされていたと。しかも、それが基準が今までよりも10倍にひどくなったと。含有率は基準が1%が0.1%と非常に強いものになったものだから、それにマッチをしますから、今回除去をいたしますということでございます。

そして、アスベストが3種類追加をされたということでございますが、今お示しをさせていただいておるのは、3種類のうちで、トレモライトが追加されているということでございますが、あと2つを具体的に教えていただきたいと思っております。そして、今現在はクリソタイル、いわゆる白石綿といいますが、それとアモサイト、茶石綿、それからクロシドライト、青石綿であります。今学校、あるいは柳川市が管理してある公共物にはどのようなアスベストが入っているのか、具体的に教えていただきたいと思うわけでありまして。

それから、次に入っていきますが、議案第75号の一般会計補正予算の29ページ、資料9ページでございますが、ピアス跡地のアスベスト調査委託料であります。3,486千円を提示されております。アスベストは御存じのように、このアスベストの繊維は髪の毛の5000分の1と言われております。髪の毛の5000分の1ですよ。そして、人間の体内に吸い込まれていって、そして潜伏期間が30年も50年もして、そしてそれが積み重なって肺がんへとか、あるいは中皮腫ということになっていくわけです。そして、行く行くは命を奪うというものであるわけでありまして。だから、国としても非常に力を入れてやっておるわけでございますが、そこで、今ピアス社に吹きつけられているアスベストの種類を教えていただきたいと思っております。

そして、この中には土壌廃棄物の調査は入っていないようでございますが、それはどうなっているのか。そして、そのアスベストの調査にどうしても3カ月もかかるのかということでもあります。

このピアス社の買い入れについては2002年、平成14年の12月6日にピアス大阪本社を訪問されまして、川島常務と藤野和雄事業部副部長と会われて、向こうでピアス社の跡地はどげんされるつもりか、建物はどげんされるかということで市長もこのときに訪問をされて、向こうの処分に関する考え方を尋ねられておられます。

そして、その後、平成14年12月13日、それから平成15年1月30日、平成15年2月20日に旧大和町の全協で購入の、ピアスば買うばんということで意向表明を町長はされております。そして、平成15年3月7日に川島常務と町長の間で不動産売買に係る協定書を締結されております。そして、平成15年3月31日に重要事項説明書を町側が受理をされまして、そして平成15年4月1日に不動産売買仮契約書の締結をされておるわけでありまして。

そこで、私が非常に疑問を思っておりますのは、平成14年12月、つまり町長がピアス大阪本社を訪問されまして川島常務と藤野副部長と会われまして処分する話を聞かれて、そして、そのときにもう平成14年12月と平成15年1月に大牟田労働基準監督署に届けぬままにアスベスト

こさぎと、いわゆるはぎ取りとペンキ吹きつけをピアス社はやっておるわけですよ。だから、調定でも双方アスベストの存在を知らなかったと言っておりますけれども、これはもう既に知っていたということじゃないですか。あり得ないわけですから。

しかも、平成14年12月と平成15年1月にアスベストをこさいだり、ペンキを吹きつけたりしたことは、全く大牟田労働基準監督署にも届けてない、これは大きな問題であります。なぜならば、1995年、平成7年に労働安全衛生規則改正（耐火建築物）等の石綿除去作業所計画の届けをしなさいという義務があるわけですよ、国の決まりで。これを届けてないわけですよ。これは、私は大きな問題ではなからうかと思うわけであります。

そして、さらには1995年、平成7年、つまり平成7年には1月17日の5時46分に御存じのように阪神・淡路大震災が起きました。そして、ビルが壊れました。その解体等で大量のアスベストが放出をしました。そこで国は、これは大変なことであるということで、1997年の平成9年に大気汚染防止法改正（吹きつけ材等使用建築物の解体工事を届け制）に、ここでもちゃんとしておるわけですよ。そして、次には同じ1997年ですけども、P R T R法施工（石綿の排出、移動量の届け出義務）をしておるわけですよ。これをやっぱり怠っていたということは大変な問題であります。

どうして大牟田労働基準監督署に届けなくてしたのか、具体的にそれはそんならだれがしたのか。（「簡潔にいかがか」と呼ぶ者あり）平成14年 何ば簡潔にずっと。（「簡潔にお願いします」と呼ぶ者あり）簡潔じゃわからないじゃないですか。要らんこと言わないでいい。平成14年11月にしておるわけですよ。支払い金が198千円、イオン室天井処理、支払い日が平成15年1月30日、業者は原田工業であります。同じく平成15年1月、資材倉庫西側天井塗装96,670円、支払い日が平成15年3月27日、同じく原田工業であります。平成15年1月、資材倉庫東側天井塗装287,385円、平成15年3月27日に支払った。原田工業であります。その中身は何かといいますと、工事についてはイオン室天井はぎ落とし工事をいたしました。これは具体的には、アスベストをかき落としてペンキ塗装工事を実施いたしました。ちゃんと出しておるわけですよ。資材倉庫東側工事については、アスベストの上から直接ペンキを塗装いたしました。1回塗りをいたしました。それから、資材倉庫西側の工事については、原料倉庫を当時は資材倉庫と呼んでいた。そこをアスベストの上から直接ペンキ塗装1回塗りを実施しておりましたとなっておるわけですよ。なっっていながら、どうして調停で知らなかったとピアス社が言えますか。言えるはずないでしょう。お互いに双方が知らなかったから、ピアス社としても半分見ましようと言うたんでしょう。ところが、もう既に知っていたというのがこれで消えるわけでございますから、それはもう成り立たないと私は思うわけであります。であれば、当然過去皆さんたち、ある議員もおっしゃってありましたように、やっぱり詐欺でこうなったらやっぱり（「そうだ」と呼ぶ者あり）ですね。訴えて当然ではなからうかと私は言わざるを得ません。



なぜ私があえてそう言うかといいますと、私たちは平成何年でしたか、10月21日に議員になさせていただきました。そして、総務委員会として委員会が終わった後にピアス社を見学させていただきました。そのときにピアス社は詳しく話をさせていただきました。2人の方から。案内をされた方から。アスベストがどこについています。どこは吹きつけですよ。どこはコンクリートをしておりますどうのこうのということもちゃんと説明をしていただいたわけですよ。だから、ピアス社はもう十分前もって知っていたということになるわけです。であれば、瑕疵担保期間中であるわけでございますから、去年の12月にピアス社に副市長行かれまして、ちゃんと損害賠償請求出したから延びたということでおっしゃっております。瑕疵担保期間中でありますから、何もあえて裁判で損害賠償を訴えることなく、きちっと瑕疵担保を守っていただきたい、そういうのが市民としての立場であるし、これこそ大切なことではなからうかと私は思います。

そして、過去市長は、市民に損害を与えていないと言っておられますが、果たしてそういう言えるのか。平成19年12月21日に大泉副市長はピアス社に行かれまして、ピアスの損害賠償費を算出して出されておるわけです。その算出方法はアスベストの除去費用の目安というのがちゃんと国からこうして国交省から出ております。2006年ですから、平成18年3月に国土交通省が公表いたしております。アスベストの除去費用の目安ということで、処理面積が300平米未満の場合は1平米当たり20千円から80千円かかりますよと。300平米から1,000平米については、1平米につき1.5万円から50千円かかりますと。1,000平米以上の場合は、1平米当たり10千円から25千円かかりますということで提示をされております。これに基づいて、平成19年12月21日の損害は算出をされたのか、そういうことを後でお聞きをしたいと思いません。

そして、この場合、調停の場合に、ピアスが調べたのは、アスベスト除去に127,000千円かかりますと。市が提示されておるのは105,000千円ということであります。この105,000千円を提示された目安というのは、ピアスから取り寄せた資料に、図面に基づいて算出をされたのかどうかということをお聞きしたいと思いません。

最後になりますが、市長は、アスベストが社会問題になったのは、平成18年、大阪クボタ問題からで、それ以上は社会問題化していなかったと繰り返し答弁をされておられますが、それに間違いがないかどうか御確認をすることであります。

以上でございます。

産業活性化推進室長（武藤正純君）

まず最初に、385号の資料が提出がないということだったかと思えます。当然385号も考えられる場所ではありますが、何回も言いますように、総合計画とのゾーンの関係、位置づけですね。その整合性、それと385号沿いは一団の土地が確保しにくいと、それに地価もかなり高く予想されます。それと第一に、道の駅は物流の休憩施設という主柱がございますので、

市内には、ほかの市内のところを見渡したときには商業施設等が多いために、道の駅としてはなかなか採択はできないだろうということもちょっと関係機関との話としてございましたので、そういうことでちょっと385号は除いております。

次に、1万7,000台が条件であったかというふうな話だったかなと思いますが、この道の駅の採択条件といいますのは、必ずしも交通量という部分ではないみたいです。要するに、市町村と道路管理者とここら辺が一緒に計画をつくり上げていくと、それが第一でありまして、その本事業の採択に当たっては、だから事前協議をやって計画をつくり上げ、そして道の駅というコンセプトに合ったものをつくっていくということになります。当然地元のそういった熱意がかなり大事かなというふうに思っております。

それと、国道443バイパスが全面通行できた場合ということで、これは一応今の計画交通量につきましては1万7,000台と、正確に言えば1万7,200台ということになっておりますが、24年春に暫定供用ということになっております。このときの交通量の推測としては1万400台を推測がされております。

それと5番目に、採算がどうなのかということで、これについては以前から御回答させていただいておりますように、今後十分詰めていきたいというふうに思っています。

それと6番目に、地元産品の供給がどうなのかということだったかと思いますが、これも関係団体等と十分今後詰めていきたいというふうに考えております。

1.5ヘクタールで考えた場合、ほぼ8億円という中で、合併特例債を使うのはどうかと。将来不安的なところにこれを使ったらどうかということではありましたが、これについては補助残とかが当然発生すると思います。補助事業に該当したとしても補助残が発生します。これはもう市の単費ということになりますが、合併特例債を使うことで市の負担が減るという有利な部分もございますので、これも当然検討できたらと思っています。ちなみに、久留米の場合がそれを活用してやっているという事例がちょっとございましたので、そういう考え方も持っております。

それと、敷地の関係で最大2ヘクタールから1ヘクタールということで、それぞれ示すべきじゃないかと、提示すべきじゃないかということでございますが、現段階では、面積がこれからもどれだけ確保できるのか、これは地元と交渉をやってみないとわからない話でございますので、現段階では、事例からして平均的な規模を想定して算出をしているということでございます。

大体そういった質問だったかと思えます。以上で終わります。

観光課長（龍 泰子君）

温泉のレジオネラ属菌の発生についてお答えします。

定期の検査をしているかという御質問ですが、公衆浴場における水質基準に関する指針としましては、源湯は1年に1回以上水質検査を行うということに指針が出ております。本市

では年3回検査をしております。20年度は、5月16日、9月26日に検査をしております、あと1回は来年の1月に行く予定です。

何カ所行っているかという御質問ですが、これは本市の源泉はタンクが30トンタンク、45トンタンク、50トンタンクとありますので、それぞれのタンクと、そのタンクを合わせたところの出口が1カ所ありますけれども、その4カ所をしております。

再発防止の対策ということですが、一般的には湯の温度が60度以上であればレジオネラ属菌は死滅すると言われておりますけれども、本市の温泉の温度が約50度でございます。それで対策が必要となります。厚生労働省では、レジオネラ属菌対策として設備の洗浄とか塩素消毒を有効としておりまして、指導しております。塩素消毒をするために源泉処理を注入装置というものを設置しまして次亜塩素酸ソーダという薬を注入しまして、有効残留塩素濃度、つまり湯の中の塩素の濃度ですけれども、それを維持していかなければならないということでございます。そこで、今回その注入装置と3月までの次亜塩素酸ソーダの薬剤分も補正予算に出ささせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

再発のおそれということですが、厚生省の指針にあります塩素の濃度というのを0.2ミリグラム・パー・リットル以上保てればほぼ抑制できるとわれておりますので、定期的な測定をしながら消毒をしていかなければならないと思っております。

それから、レジオネラ属菌とはということですが、これは土の中や河川、それから湖など自然界に生息しております。アメーバなどの原生動物に寄生しまして、20から50度ぐらいで増殖いたします。それで、大体どこでもいるようなものですが、レジオネラ症というのは、打たせ湯、シャワー、ジャグジーなど飛沫を出すもの、その飛沫を吸い込んだ場合、場合によっては発症する病気です。レジオネラ症はそういうもので発症する病気でございます。症状としては肺炎に似ておりまして、高熱とか呼吸困難とかなるそうです。被害ということですが、本市で10月にレジオネラ菌が出ましたけれども、被害届は現在出ておりません。

以上でございます。（発言する者あり）

副市長（大泉勝利君）

学校、公民館に含まれているアスベスト調査のことについてお答えいたします。

アスベスト調査については従前と申しますか、変わったのが、平成17年3月18日の石綿障害予防規則の施行についてというのがございますけれども、この施行の前までは主にアスベストの物質は3種類というふうに登録されているようでございます。アモサイト、クリソタイル、クロシドライトという3種類でございます。この施行の後にはアクチノライトとアンソフィライトとトレモライトというこの3種類が追加されております。そして6種類になっているわけでございます。

今回の調査の結果、矢ヶ部小学校の場合にはクリソタイルの含有が0.6%という結果、そ

れから二ツ川小学校についてもクリソタイル含有が0.7%という結果が得られております。それから、三橋公民館の場合にはクリソタイル含有が0.1%以上という、こういう結果でございます。

それから、ピアス社の部分についてのアスベストでございますが、ピアス社の工場で吹きつけられている種類については、先ほど申し上げたクリソタイル等の物質については分析を行っておりませんので、わかりませんが、図面の記載では、吹きつけ断熱材、石綿吹きつけ、トムレックス、こういった記述がございます。これが吹きつけの材料というふうに思われます。

それから、調査の中で土壌廃棄物の調査をなぜ行わないのかということでございますが、これは議員も御承知のとおり、土壌調査については平成18年に1回、平成19年に2回、この平成19年の2回については、議会と執行部が一緒になりまして共同調査をしたわけでございますが、この調査で調査は最後というふうに思っておりまして、それで松藤先生の改善提案をもとに損害賠償の請求額に盛り込んだということでございます。

それから、調査の期間3カ月もかかるのかということでございますが、調査については分析と、それから経費の算定というこの2つを考えております。分析については、資料の採取、含有率分析、これを考えておりまして、この日数におよそ45日を想定しております。その結果をもとに除去のための積算を行うこの日数が約40日でございます。発注の準備、それから国土交通省の補助予算も使うということで考えておりまして、その予算の手続等を考慮して80日から90日程度は見込む必要があるというふうに考えております。

次に、アスベストの除去に係る損害額の算定でございますけれども、先ほど議員から説明があった国土交通省のものは、メートル当たりの金額にして非常に幅がございます。本施設の場合は1,000平米以上ということからすると、平米当たり10千円から25千円と、かなり幅がございます。これでは十分な根拠になり得ないということで、図面をもとに吹きつけアスベスト、それから形成材のアスベストをそれぞれ分類いたしまして、実勢の価格を私の知り合いのところから何社か聞いて、その単価を積み上げて積算をしております。その結果をもとに、この国土交通省が出しているアスベスト吹きつけ施工面積の目安の範囲に当たるかどうかということで確認をして、それで算定額を行っております。

しかしながら、先ほど議員が説明されたように、私が積算した結果とピアス社が提示した除去費用の想定の部分に違いがあるのも事実でございます。この違いの部分についてはどこかということは具体的には明らかになっておりませんが、わかりませんが、はっきりしておりませんが、1つは材料を分析するときアスベストの含有率によってそれがどれだけの費用がかかるかという違いがあることと、施工の時期によって、特にアスベストの施工については一番規制が厳しくなってきましたのが昭和55年だというふうに思っておりますが、増築工場等の竣工が58年でございます。この55年から58年の間に大体の材料等を、いろいろ使

われている事例があるようでございますけれども、この辺のところもはっきり調べなければきちんとした算出額が出てこないのではないかというふうに思って調査の必要性を感じているところでございます。

議長（田中雅美君）

ほかは矢ヶ部議員なかったですかね。

観光課長（龍 泰子君）

済みません。先ほどの質問で1つちょっと漏れておりましたので、発生前と発生後の利用状況はという質問があったと思いますが、この分は、温泉再開からもう1カ月半まではたっておりませんが、利用状況等の把握をまだしていません。確認ができてから御報告させていただきますので、少し時間をいただけますでしょうか。よろしくお願いします。

議長（田中雅美君）

ほかに漏れないですか。

市長（石田宝蔵君）

私もの確に把握しているかどうかわかりませんが、矢ヶ部議員からのお尋ねで、調停でアスは知らないと言えるのかと。さまざまな工事やってきているんじゃないかと。これは私どもが買った後こういう問題が惹起した後に出てきている問題でございまして、当時私は承知しておりませんでした。したがって、先ほどの詐欺で訴えるべきじゃないかと、これも当然視野には入れております。

また、大阪のクボタの事件が起きるまでこのアスベストを知らなかったのかということですが、はい、私は環境ホルモンとかダイオキシンの話は随分頭の中にありましたけれども、このアスベストの問題は全く承知してなかったというのが事実でございます。これまでどおり申し上げてきたとおりでございます。（「平成18年に大阪クボタ問題が出たというて何度も何度も話されておるでしょうが。それは間違いないかということですよ」と呼ぶ者あり）そうですね。そういうことでございます。（「職務怠慢さ」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

矢ヶ部議員、2回目です。（「我がところでアスベスト除去しとろうが、石田さんがそがん……」と呼ぶ者あり）

11番（矢ヶ部広巳君）

市長、あなたは平成18年大阪クボタ問題と何度も繰り返されておりますが、平成17年なんですよ。クボタ問題が出てきたのは。（「クボタの事件ですか」と呼ぶ者あり）うん、クボタの事件。今もおっしゃったじゃないですか。18年そのままですと。（「いやいや、だから……」と呼ぶ者あり）1年もあなたサバ読んでずっとここ言っているんですよ。議事録見てごらんください。市民を、議会を1年間サバ読んできたと、これはさっきの問題ですよ。（「いやいや」と呼ぶ者あり）1番目の問題ですよ、まだ。（「議長」と呼ぶ者あり）それ

は.....

議長（田中雅美君）

ちょっとまだ待っててください。

11番（矢ヶ部広巳君）

よかですたい。これ2回目ですよかですたい。

市長（石田宝蔵君）

これはクボタの事件についてということですから、18年にこだわりいただくならば、それは私は訂正いたします。（「いやいや」と呼ぶ者あり）合併後間もなくでしたから、この問題は。ただ、私が勘違いしているかもしれません、18年と。17年の合併後でしょう。

議長（田中雅美君）

市長、勘違いち言うってください。（「ちょっと待ってくださいよ」と呼ぶ者あり）勘違いのあろうかとですね。

市長（石田宝蔵君）

そういうことで御理解いただきたいと思います。矢ヶ部議員は日にちまできちっと時間までつけられますけれども、私はそういうところまでちょっと記憶がはっきりしませんでしたので、済みません。

議長（田中雅美君）

はい、それでいいと思います。（「議長、これはまだ2回目でしょう」と呼ぶ者あり）はい、そうです。

11番（矢ヶ部広巳君）

市長、百条委員会もずっとあってきとる。（「いや、やっているでしょう」と呼ぶ者あり）ずっとあってきとる。（「してきたじゃないですか」と呼ぶ者あり）あなたが平成18年、17年に問題になっとならば18年、18年と。平成17年6月に元従業員や周辺住民の被害公表がクボタはあっているわけです。そのみならず、アスベストの問題はもうかなり前から大きな問題になっておるわけですよ。（「いやいや、神戸大震災」と呼ぶ者あり）冗談じゃないですよ。日本国内の出来事でも1967年に公害対策基本法ができておるわけですよ。冗談じゃないですよ、1967年ですばい。その後ずっと問題になっていますよ。小・中学校での吹きつけが判明した問題、これが1987年ですよ。売買した後の問題やないんですよ。それをずっとあなたはいろんな私は会議録見させていただきましたが、私を買ったのは17年云々、17年云々を何回もずっと言っておられます。そうじゃないんですよ。

しかも、今さっきも言いましたように、ピアス社がアスベストをこぎ落としたりなんたりしてきておる。あなたは先ほど非常にピアス社は信頼できる会社とおっしゃいました。信頼できないでしょうもん。命の問題ですよ。今でも吹きさらしになっておるでしょう。あの周辺の人は大変な問題ですよ。潜伏期間が、先ほど言いましたように30年も50年もあるわけで

すよ。髪の毛の5000分の1ですよ。命にかかわる問題ですよ。それをないがしろにしてもらったら、そんな人が市のトップとしておるといことであれば大きな問題ですよ。柳川市民のみならず、あっちこっちからよそから来ておる人にもそのような被害が見えないうちに侵食をしておるといことであります。ましてや、私が先ほど言いましたように、きちっと法律で決められておる。

大泉副市長、あなたは国から来た人ですよ。それが大牟田労働基準監督署に届けもなくして工事をしているということがはっきりわかったでしょう。しかも、私が言ったのは、百条委員会で提示されたものを言ったんですよ。あなた何度も見えていますよ。何でそれを今さら知らなかったと、何で調停のときに言わなかったんですか。そげん言われるけれども、こげんして現実にしておるじゃないか。アスベストをこぎ落としておるじゃないか。どうしてそれを言えなかったんですか。おかしいでしょうもん。国から来た人があなたは行っておるんでしょうが、調停に。何もそしてあなたは市民に損害を与えませんか。笑い事じゃないよ、あなた。なしてですか。ちゃんと百条委員会で提示されておるでしょうが。おかしいですよ。命にかかわる問題ですよ。（「だからやってきたんですよ」と呼ぶ者あり）なら、もう少しスピーディーにやるべきでしょうもん。（「やってきたんですよ」と呼ぶ者あり）今さっきのものはどげんなりますか。（「どげんすつとや」と呼ぶ者あり）そりゃおかしいですよ。（「吹きつけしてあつとは、したんですよ」「議長」「大和の時代にだまされんごとしとってくださいよ」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

途中でもう2回目終わっていいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

市長（石田宝蔵君）

途中ですけど、一般質問だとか質疑だとか、（「その言い方は……」と呼ぶ者あり）何かわけくちわかりません、私も。（「特別質問」「自分だけ……」と呼ぶ者あり）長々と。時間は何時、もう1時間ですよ。（「1時間も何も、わからん面はちゃんとただしていいでしょうもん」と呼ぶ者あり）だから、地方裁判所でもやってきていますし、高裁でも今議員がおっしゃってきたきょうのやつについてはほとんど裁判の中で出てきています。（「いや、それはそうですよ」と呼ぶ者あり）そしてしかも、（「しとるから起こるわけですよ」と呼ぶ者あり）しかも、つい先般申し上げたように、勉強会を住民団体の皆さんとやられているでしょう。島添副議長とか矢ヶ部議員とかはやってきていらっしゃるでしょう。調停の中身じゃなければそれは（発言する者あり）調停の中身じゃなければいいんです。（「議長」と呼ぶ者あり）公開されたものじゃないんです。（「勝手にやるから」「議運委員長、議運委員長」と呼ぶ者あり）だから、質疑……

8番（森田房儀君）

質問以外の部分について答弁をしたり、あるいは議会の運営についてまで市長が言及する

ことは避けていただきたい。（「そうだ」「議長」と呼ぶ者あり）そういうふうをお願いします。（「いや、間違っているものは間違っていると言うべきですよ」と呼ぶ者あり）間違っていない。何を言っているんだ。（「何ち言いよっとか」「間違っているものは言うべきですよ」と呼ぶ者あり）

3番（浦 博宣君）

この場は質疑なんですよ、自分の意見を出しながら一般質問的な質疑をやるべきじゃないですか。（「だから聞きよっじゃないですか」と呼ぶ者あり）だから、こういうふうな答弁しかないんですよ。（発言する者あり）

25番（三小田一美君）

浦議員がおっしゃられるのは、それはごもっともです。私はそういうふうと思うけど、これは（「質疑じゃないんですよ、これは」と呼ぶ者あり）人命にもかかわることだから（「人命にかかわるて……」と呼ぶ者あり）心配しとるわけですよ、矢ヶ部議員は。これはこれに関連しとるわけ。これ提案はしてあるので、アスベストの除去費を。だから、あの矢ヶ部議員のことは賛成でございます。（発言する者あり）

議長（田中雅美君）

ちょっと静かにお願いします。

市長、先ほどの矢ヶ部議員が市長に問われたことを簡潔にしてください。

市長（石田宝藏君）

だから、ちょっとどんなことをおっしゃっているのか、どこがポイントなのか私もよくわからないんですよ。（発言する者あり）理解できません。

議長（田中雅美君）

まだ2回目で、問題点だけをちょっと問うてみてください。市長が答えますから。

11番（矢ヶ部広巳君）

私が今言ったのは、もう市長がわからんちいうこつはおかしいでしょうもん。ちゃんとこげんして実際あっているでしょう。これは百条委員会でも出されておる。現に平成14年11月に工事していますということで出されておるわけですよ。そして、知らなかったとは言われんでしょうもん。

市長（石田宝藏君）

いや、知らないものは知らないとしか申し上げられないでしょう。（「いやいや」「だから知らないものは職務……」と呼ぶ者あり）だから、この問題が惹起して（発言する者あり）いやいや、そんなおっしゃられてもそれは仕方ございませんけれども、知らないものを知っているとは言えないじゃないですか。（「副市長、合併の前にもアスベストは除去してあるとですよ」と呼ぶ者あり）そういう話は出てきていません。（発言する者あり）そういう話は一言も出てきていません。（発言する者あり）



11番（矢ヶ部広巳君）

市長、ちょっと待ってください。（発言する者あり）（「後出しじゃんけんみたいな話やとけ」と呼ぶ者あり）私は過去の全協でも言いましたように（発言する者あり）三小田議員、よかやないね。過去の全協でも言いましたが、あなたは市民の側に立っていますか、ピアス側に立っていますかと聞きましたね。もちろん私は市民の側に立っていると。（「そうです」と呼ぶ者あり）市民の側に立っているなら、私は市民の側に言っているわけですから、当然やっぱり受けるべきでしょう、ああ、そうですかと。そんなら、少なくともピアス社にきちんとただしましよと。知っておったんじゃないかと、少なくともそう言うのがあなたの心ですよ。（「議長」と呼ぶ者あり）いや、まだやないですよ。（「いやいやいや、そんな一方的な言い方……」「まだ発言中に言わんでちゃ、それは」と呼ぶ者あり）いや、それは回答になってないもん。（「そうですよ、あなた」と呼ぶ者あり）あなたはどうかのとか、（「そうそう」と呼ぶ者あり）裁判所で持ってきた、そうじゃないですよ。私は百条委員会に提示をされておったから……（発言する者あり）

議長（田中雅美君）

矢ヶ部議員、一般質問でいいとは一般質問のほうに回してください。

11番（矢ヶ部広巳君）

いやいや、だから……

議長（田中雅美君）

そいけん、その質疑に対しての答えを。

11番（矢ヶ部広巳君）

それは一般質問にやりよるやん。何ば言うとか。（「何ば言いよんね」と呼ぶ者あり）何で違うか、どこが違うかい。（発言する者あり）どこが違いますかい。（発言する者あり）

議長（田中雅美君）

何か。（「質疑でしょう」と呼ぶ者あり）

11番（矢ヶ部広巳君）

うん、質疑でただしよるわけじゃないか。（「一般質問じゃないんだから」と呼ぶ者あり）簡潔じゃなか、ただしよる……（発言する者あり）冗談じゃない、何が一般質問……（発言する者あり）

議長（田中雅美君）

浦議員、伊藤議員、ちょっと私語は三小田議員もやめてください。ちょっと今、矢ヶ部議員と市長がやりとりをやっておりますから。

11番（矢ヶ部広巳君）

執行部におかしいところをただしなさいと、当然ですよ。私は何も問題ないですよ、そうでしょうもん。

議長（田中雅美君）

そいけん、何を……。

11番（矢ヶ部広巳君）

あくまでピアス側に立っておるから、これは下手なこつを言ってもらったらいかんということやないですか。（発言する者あり）それおかしいですよ。

議長（田中雅美君）

ちょっと市長、待っててください。

そいけん、2回目の質疑として何を答弁を聞き出しますか。

11番（矢ヶ部広巳君）

最初が一番口に言ったのが、これはきちっとした答弁になってないわけですよ。そうでしょう。

議長（田中雅美君）

それは答弁やないちいうわけですか。

11番（矢ヶ部広巳君）

それ以前にもうきちんと工事ばしてますよと。金もけんして払ってますよちいうのがわかっておるわけですから。しかも、これは何度も言うように過去の百条委員会で出されておる問題ですよ。私はよそから持ってきた問題じゃないんですよ、あなた方。そこで何でただすしよる、百条委員会で指摘されておる問題を私は出しているわけですよ。

議長（田中雅美君）

いいですか。もうもらいますよ。（「よかですよ」と呼ぶ者あり）ちょっともう黙っておってください。2人のやりとりをさせて……（「議長、ちょっと聞いてください」と呼ぶ者あり）

25番（三小田一美君）

議運の委員長にも聞いていただきたい。ちょっと感情的に答弁者がなつてあるわけ、（「別に感情的になつてない」と呼ぶ者あり）首長が。だから、ちょっと落ちついてもらって、それからまた御答弁をもらいたいと思いますが、議運の委員長、一応お諮りをお願いしたいと思います。（発言する者あり）

議長（田中雅美君）

質疑をもらいましたから、答弁をお願いします。

市長（石田宝蔵君）

議運の委員長が感情の問題とかそういう問題までは関知されないと思いますね。（発言する者あり）いや、私は市民の側に立ってやってきたのか、こういったものも百条委員会をベースにしてということですから、当然、百条委員会の報告を受けてピアスとの交渉もやってきているわけですよ。一步も私どもは引いたことはございません。議員さん方から御指摘

されているように100%ピアスの責任においてやれと、これは一步たりとも譲れないと、これは調停の中でもはっきり市民の皆さん方に示されていると思います。そういった中で繰り返し私もこのように答弁してまいりました。

先ほどの件については疑義の問題でございますので、この調査費がなぜ必要なのかと、こういうものであるとするなら、私は当然市民の側に立って柳川市の代表として裁判をやらなきゃいけないと。午前中言われました全面勝訴に向けて徹底的にやらなきゃいけない。(発言する者あり)答弁しているんですよ。(「やじは少しぐらい聞き逃しなさい」と呼ぶ者あり)ですから、そういうふうなことで、私は皆さん方に昨年の6月、今さらという話もありましたけれども、否決をされました。調査させてくださいと。(発言する者あり)そしたら、(発言する者あり)今回のやつは(発言する者あり)いやいや、ちょっと答弁しているんですよ。(発言する者あり)

議長(田中雅美君)

ちょっと私語は慎んで、(発言する者あり)答弁をさせてください。(発言する者あり)

市長(石田宝藏君)

だから、疑義があるこの予算について説明をして、そしてピアス社と全面、市民の立場に立ってやらせてくださいとお願いを申し上げているところでございます。

議長(田中雅美君)

3回目です。

11番(矢ヶ部広巳君)

市長、何でこのように裁判を今度するようになったかと提示をされておりますが、それは今も言いましたけれども、双方は、こっちは市長は全然知らんやったと。向こうも知らんやったと、そのかわり、向こうとしては長い間お世話になったけん、半分な見やんめだということで半分提示してきたわけでしょう。しかし、いや、それは全部おまえが見やごてちいうことで決裂になったんでしょ、不調になったんでしょ。ところが、向こうが知らなかったということは、知っていたということがこれではっきりしたわけやなかですか。そんならそこで押さやんでしょもん。何で三百何十万という貴重な税金を使わやんですか。それは筋が通りませんよ。そうでしょうもん。向こうは知っておったのに知らなかったちいうてずっと通してきておるわけでしょうが。その問題はどうなりますか、そしたら。知っておって知らなかった、知らなかった、知らなかったち言っているわけでしょうが。そのあげくが三百何十万という貴重な税金をこれで使うようになるわけでしょうが。無駄でしょうもん、それは。きちんとその時点で提示されたときに言っておけば、ああ、なるほどそうかと、何で材料としてピアスをたたいてなかったのかと、それは不思議なんですよ、私は。(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(田中雅美君)

答えもらったらもう質問されんけん、ちょっと待ってください。

もうそれでいいですか、質問は。

11番（矢ヶ部広巳君）

はい、いいです。

市長（石田宝藏君）

矢ヶ部議員おっしゃっていただいたように、ピアスは知っていて知らなかったということの事実が幾つも出てきているんですね。調停の中でも出てきています。私どもも把握した。百条委員会、また議員さん方がさまざまな調査をしていただいたものも、こういったものを総合的に把握をしておりますので、知っていて知らなかったということは本当に悪質、故意の故意に屋上屋を重ねてきた私は悪質な行為だと。したがって、これについては徹底的に争わなきゃいけない、全面的に。

私どもに、先ほど矢ヶ部議員がおっしゃっていただいたように、知らせてあるなら、重要説明事項だけではなく、さまざまなものの中でやはり説明がなされているものが私どもが承知しているならともかく、私も極端なことを言えば無知な人間であったと思います。環境ホルモン、あるいはあの当時は埼玉のダイオキシンの問題、こういったダイオキシンの問題等が頭の中にはよぎっておりましたけれども、正直申し上げて、この問題は全く無知な状況であったということで、今回、客観的に市民の皆さんのやはり血税を使って、しかし、これは私は全面勝訴だと思っておりますし、弁護士さんもそういった支援をアドバイスもいただいておりますし、これは徹底してやらなきゃいけないと、このように思っております。もちろん民事も、あるいは刑事もあわせてやることも視野に入れて当然やってまいりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後 2 時10分 休憩

午後 2 時23分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議案第75号 平成20年度柳川市一般会計補正予算（第3号）については、総務委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第76号 平成20年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2

号)については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田中雅美君)

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第77号 平成20年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田中雅美君)

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、

議案第78号 柳川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第79号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第80号 柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第81号 柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

及び議案第82号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての以上5議案を一括議題といたします。

5議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田中雅美君)

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第78号 柳川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田中雅美君)

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(田中雅美君)

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第79号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第80号 柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第81号 柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第82号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、

議案第83号 柳川市民会館の指定管理者の指定について  
及び議案第84号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について  
の2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第83号 柳川市民会館の指定管理者の指定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第84号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、

議案第85号 人権擁護委員候補者の推薦について

及び議案第86号 人権擁護委員候補者の推薦について

の2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。質疑通告者の発言を許します。

11番（矢ヶ部広巳君）

議案第86号について1点だけお伺いをいたしますが、現人権擁護委員は内田要さんでございます。任期が来年の3月31日ということですが、新しく古賀信正氏に対していろいろ言うものではございません。古賀さんにしても立派な人でありまして、大いに賛成をするところではございますが、内田要氏をなぜ再任をできなかったということをやかったらひとつ、わかる範囲でお願いをしたいと思います。

人事秘書課長（高田 厚君）

私のほうからお答えいたします。

内田委員さんにおかれましては現在4期目でございますが、再任の年齢基準であります75歳未満でもありますので、こちらのほうからはぜひ再任をお願いしたいということで御依頼申し上げましたが、どうしても健康上の理由から辞退をしたいということでございましたので、かわって同じ旧三橋地区のほうから古賀氏をお願いするということでございます。

以上です。

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。2議案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

初めに、議案第85号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。本案は原案どおり乗富邦彦氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は乗富邦彦氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。次に、議案第86号 人権擁護委員候補者の推薦について採決したいと思います。本案は原案どおり古賀信正氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は古賀信正氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後2時34分 散会



# 柳川市議会第5回定例会会議録

平成20年12月9日柳川市議会議場に第5回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1. 出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
13番	伊 藤 法 博	14番	龍 益 男
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	18番	近 藤 末 治
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
21番	大 橋 恭 三	22番	藤 丸 正 勝
23番	木 下 芳二郎	24番	佐々木 創 主
25番	三小田 一 美	26番	梅 崎 和 弘
27番	高 田 千壽輝	28番	山 田 奉 文
29番	河 村 好 浩	30番	田 中 雅 美

## 2. 欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
副	長	大	泉	勝	利
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	大	坪	正	明
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	櫻	木	恵	美
三	橋	藤	木		子
消	防	竹	下	敏	郎
人	事	高	田		厚
総	務	櫻	木	重	信
企	画	樽	見	孝	則
財	政	石	橋	真	剛
税	務	武	藤	義	治
健	康	川	口	敬	司
福	祉	木	下	正	巳
学	校	成	清	一	廣
建	設	横	山	英	眞
農	政	成	清	博	茂
水	路	安	藤	和	彦
水	道	山	下	智	文
生	涯	龍		英	樹
商	工	江	崎	尚	美
子	育	高	崎	祐	二
ま	ち	大	村	隆	雄

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	北	原	博
議	会	事	務	局	次	長	兼	議
事	務	局	次	長	兼	議	事	係
長						高	巢	雄
								三

5 . 議 事 日 程

日 程 ( 1 )    一 般 質 問 に つ い て

順位	質 問 者	質 問 事 項	答 弁 者
1	26番 梅 崎 和 弘	1 . 図 書 館 運 営 に つ い て (1) 利用状況は (2) 図書館運営費は年々増えているか、減っているか (3) 職員の構成は (4) 直営方式でいくのか、民営化方式を検討しているのか 2 . 水 道 事 業 に つ い て (1) 水の出が悪い地域の解消対策は 3 . 子 ども の 国 民 健 康 保 険 の 無 保 険 状 態 に つ い て 4 . 学 校 給 食 へ の 地 域 農 産 物 の 活 用 に つ い て	市 長  "
2	13番 伊 藤 法 博	1 . 市 政 一 般 (1) 市長の政治姿勢について (2) 食の信頼及び安全性について	市 長
3	24番 佐 々 木 創 主	1 . 新 市 建 設 に 向 け て の 課 題 と 対 策 ( 合 併 4 年 目 に 当 っ て ) (1) 財政 (2) まちづくり	市 長
4	27番 高 田 千 壽 輝	1 . 学 童 保 育 (1) 知的障がい児の学童保育のその後の調査・研究結果は 2 . 学 校 給 食 (1) 給食費の徴収方法と滞納は (2) アンケートの結果は (3) 給食費の値上げは (4) 食の安全	教 育 長  "
5	4 番 熊 井 三 千 代	1 . 新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 対 策 に つ い て 2 . 特 別 支 援 教 育 支 援 員 の 推 進 に つ い て 3 . 街 路 灯 に 発 光 ダイ オード ( L E D ) 導 入 を	市 長 "

午前10時 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員28名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（田中雅美君）

日程1 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

一般質問は市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いをしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言はすべて簡潔、明瞭になされるようお願いをしておきます。また、執行部の答弁も簡潔、明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、26番梅崎和弘議員の発言を許します。

26番（梅崎和弘君）（登壇）

どうも皆さんおはようございます。26番梅崎和弘でございます。今回で通算62回目の質問を行わせていただきます。

まず最初に、図書館運営についてであります。

私は、この図書館の問題につきましては、平成17年の9月議会、それと平成19年3月議会と、これまで2回にわたって質問を行ってまいりました。その内容は、近年、国政を初めとする規制緩和、民間委託の流れの中で、自治体も経費削減のために自治体が責任を負うべき教育や福祉の施設まで安易に民営化する傾向が出てきております。本市におきましても、市立図書館に指定管理者制度が導入されるのではないかといった市民の方の声を代弁して一般質問を行ってまいりました。図書館は言うまでもなく、利益追求型の施設ではありませんから、営利を目的とする民間への委託はあってはならないというこの私の質問に対しまして、民営化あるいは指定管理者制度に移すような場合は議会に提案をして議決をいただかなければならないと、こういうことでございました。その後、平成19年9月議会では、住民多数の署名によります柳川市立図書館の市直営の存続を求める請願が採択をされております。また、平成20年3月には教育民生委員会に直営でやっていきますという報告もっております。

そこで、まず第1点目でございますけれども、市立図書館は民営化しないという方針に変更がないかどうか、まず最初に確認をしたいと思っております。

第2点目は、図書館の職員についてお尋ねいたします。

図書館を支える3要素として、施設が1、資料が2、職員が7の割合になるという言い方がされております。職員の占める重要性が非常に高く、図書館を生かすも殺すも職員によると言われております。そこで、図書館の職員構成について、本館、分館を含めまして正職員

何名で、うち司書は何名か、嘱託職員の人数、臨時職員の人数、それとそれぞれの給与体系はどうなっているのか、お尋ねいたします。

3点目は、来年3月をもって3年または1年の採用期限が切れ、再雇用はしないという内々の通知を受けたという話を聞きましたけれども、それは真実かどうか、どうなっているのか、お尋ねします。もしそれが真実であるならば、その法的根拠といえますか、それがどうなっているか、お尋ねいたします。

第4点目ですけれども、この柳川市立図書館のカウンター業務を民営化したい、実施されようとしているということをちょっと耳に挟みましたけれども、どのような検討をされているのか、以上4点をお尋ねいたします。

2点目、水道事業につきまして、水の出が悪い地域の解消対策について、私はこの問題について、平成12年の6月議会でも一般質問を行っております。水は人間として生きていく上で欠かすことのできないものであり、毎日の生活に必要なものであります。また、ある地域では水道の水の出が悪く、蛇口からははしの太さぐらいしか水が出ない、夕方になれば全く出ないと、こういうこともあるということでございます。

そこで、1点目としましては、このように水の出の悪いところは地域的に偏っているのか、何カ所ぐらいあるのか、お尋ねします。

2点目は、このような水の出ないところですね、将来を見越して配水計画みたいなものがあるかどうか、以上2点をお尋ねいたします。

3点目は、子供の国民健康保険の無保険状態についてであります。

現在の国民健康保険では、保険料を1年以上滞納している世帯から保険証を取り上げ、かわりに資格証明書を発行することを市区町村に義務づけられております。しかし、この資格証明書では保険がきかず、医療機関の窓口でかかった医療費を全額支払わなければならないため、受診抑制や治療を中断するなど、問題が深刻化してきていると言われております。15歳未満の乳幼児、児童・生徒は心身の発達途上にあることから、けがや病気が重症化しやすいため、特に早期に適切な医療を受ける必要があります。こういう中におきまして、親が国民健康保険の保険料を払えないために保険証が取り上げられ、事実上の無保険状態の子供が県内37市町村で千数百人いると言われております。

そこで、柳川市内におきまして、この1点目は滞納者の世帯数、2点目が短期保険証の発行数、それから3点目が資格証明書の発行数は、ここ3年間ぐらいの増減はどうなっているのか、以上お尋ねいたします。

それから、4点目が学校給食への地域農産物の活用についてであります。

学校給食法が改正されまして、学校給食の目標を食生活の改善から食に関する指導と食育の推進へと転換をされております。これは3年前に食育基本法が成立したことや改定されました教育基本法により地域の農産物を学校給食に活用すること、これは10条関係ですけれど

も、こういうことが明記されております。

そこで、柳川市でとれる主な農産物としましては、米を初め、ジャガイモ、レタス、タマネギ、トマト、ナス、イチゴ、アスパラガスなど、そのほかにもたくさんの農産物があるわけでありまして。このような柳川市内の農産物を具体的にどのように対応されているのか、お尋ねいたします。

それから、前回の一般質問で教育長より地産地消をできるだけ地元のを消費すると、新しいものを消費させたいと思っていると、こういう答弁がっております。また、学校給食に地産地消を積極的に取り入れている学校もあるわけですね。今回、このような積極的な取り組みが法的にも位置づけられたことになり、今後、予算措置など行政の支援措置が必要だと思っておりますけれども、どのようにお考えなのか、お尋ねします。

以上、第1回目の質問を終わります。

教育部長（佐藤健二君）

梅崎議員の図書館の運営についての質問にお答えをしたいと思います。

まず、第1点目の民営化するか否かの質問でございますが、指定管理者導入方針に対しましては、柳川市立図書館の市直営の存続に関する請願が19年9月議会にて採択されております。その議決を尊重し、直営で運営していくことにいたしております。

2点目のお尋ねの職員構成でございますが、現在、市職員10人、嘱託職員21人、臨時職員3人の合計34名です。うち、司書はサービス系市職員6人のうち3人、嘱託職員のうち17人で、計20人でございます。

次に、給与は司書資格者の嘱託職員は日給7,100円、その他の嘱託と臨時職員は日給5,900円でございます。

次に、3点目の雇用期限でございますが、最長3年の採用期限が切れたら雇用継続をしないことは人事の方針として決定いたしておりますので、その旨、該当職員には伝えていたるところでございます。法根拠と申しますのは、労働基準法によっております。

次に、4点目のカウンター業務の委託の話があるが、どのような検討をされているかということでございます。これにつきましては、図書館は管理部門とサービス部門がございます。サービス部門がいわゆるカウンター部門、司書さんが行っている業務というふうに御理解いただければいいかと思っております。いわゆる貸し出し、返却、レファレンス、それから資料の整理、相互貸借、そのようなことでございます。これらのものにつきまして業務委託ができないかということでの検討をいたしております。その検討の最重要な点は、現在勤めてございます司書さん方ができるだけ多く残っていただけるような方法はないかというようなことでの検討を現在進めているところでございます。

以上でございます。

水道課長（山下智文君）

梅崎議員の御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の水の出が悪い地域について偏っているかという御質問でございますけれども、特定の地域については偏ってはおりませんが、型押し配管などをされている配水管から給水管を長く布設されているような場合におきまして、時間帯によっては水の出が悪いような状況が発生をいたしております。今年度4カ所から一応問い合わせがっている状況でございます。

次の2点目の将来を見越しての配水計画があるかということでございますけれども、今年度におきまして、水道課のほうで将来の水道事業の目指すべき方向性ということを決めました地域水道ビジョンというのを作成することといたしております。今後はそのビジョンに沿った形での計画を実施していきたいということを思っております。

以上でございます。

健康づくり課長（川口敬司君）

それでは、国民健康保険に関する御質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の滞納者の世帯数であります。本年12月1日現在で609世帯でございます。それから、次に短期証の発行数でありますけれども、同じく12月1日現在で529世帯です。

最後に、資格証明書の発行数、ここ二、三年の増減についてでありますけれども、同じく12月1日現在で資格証明書を発行しております件数は80件でございます。また、各年度の4月時点での発行数でありますけれども、平成18年度が155件、平成19年度が144件、本年度が103件というふうに減少傾向にあります。

以上です。

学校教育課長（成清一廣君）

梅崎議員の質問にお答えをいたします。

まず、柳川市でとれる主な農産物について具体的な対応はどうされているのかというお尋ねでございますが、米については100%柳川産ヒノヒカリを使用しています。野菜につきましては、地元業者から納入してもらっていますが、地元市場から仕入れております関係で、一部柳川産がありますが、多くは福岡県産という表示になっております。また、ここ数年はJA柳川などから学校給食用に柳川産のナスやトマト、アスパラガス、ナバナなどを提供いただきましたので、給食の食材として利用すると同時に、児童・生徒にチラシなどを配布し、地産地消の啓発と食育教育を行っております。今年度は柳川野菜の日を設け、提供野菜を材料にした給食を実施する予定といたしております。

また、参考までに申し上げますと、平成19年度の学校給食における柳川産の食材が占める割合は、重量ベースで約30%となっております。この数字はみそ、豆腐、煮豆や納豆といった大豆加工品についても、原料である大豆が柳川産と明記されているものみの数字でございます。これ以外にも柳川産があろうかと思っておりますが、柳川産と明記がない分については、

一応福岡県産ということでこの数字からは外しております。

次に、地産地消のために予算措置など行政の支援措置が必要だと思うが、どのようにお考えかというお尋ねでございますが、学校給食への地元農産物の活用は積極的に進めていきたいと考えております。しかしながら、現時点では柳川産農産物を安価で安定的に納入いただくシステムが確立されていない状況でございます。学校給食は安全・安心の食材を安価に仕入れる必要がございます。そのため、地元産の農産物を安い値段で安定的に供給していただくシステムづくりを行政としては支援していく必要があるのではないかとというふうに学校教育課のほうでは考えております。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

1回目の答弁につきましては、ありがとうございました。

順番に追って一問一答形式で質問させていただきます。

まず、図書館運営につきましては、直営でやっていくということでございますので、ぜひその方針を堅持していただきたいと、このように思っております。

そういう中におきまして、正職員が34名中6名ということでございますけれども、私は全体の割合からすれば少ないんじゃないかなと、このように思っております。図書館の仕事の大部分が、今の答弁によりますと、嘱託職員と臨時職員によって行われております。中でも先ほど答弁がありましたように、図書館法に定める専門職としての司書の正職員が3名、こういうことは非常にもっと正職員の司書さんをふやすべきじゃないかなと、このように考えております。いわゆる図書館が単なる無料の貸し本屋ではだめだと思うわけです。図書館は市民に読書と研究の機会を提供する、また、さまざまな事業を通じて市民の交流と教育、文化の向上に役立つ一大文化センターの役割を担っていると、私はこのように思います。この役割は専門的知識を持った職員の意欲と熱意によって支えられるものであり、当然その身分は安定したものとして保障されなければならないわけでありまして。したがって、私は本来、司書さんは大多数が正職員であるべきだと、このように思っております。この嘱託職員の21名中17名が司書さんというわけでございますけれども、ぜひ司書を正職員にすべきであると思っておりますので、そのような検討を今後もお願いしたいと、このように思います。

先ほど答弁がありましたように、人事の方針で3年間ということでございますけれども、また、法的根拠が労働基準法と言われましたけれども、ちょっとそこら辺がよく理解できませんので、再度御説明をお願いいたします。

いわゆる採用期限が3年と定められているのであれば、その本人たちは3年で首ですよということであれば、何か本当に図書館の仕事を十分やっていけるかなと、このように思うわけです。全員3年で首を切るということではなくて、その時点で正職員への採用の道も考えられると思うわけです。こうした場合、臨時職員さんが3名おられて、嘱託職員さん、まあ



市の財政も考えなければいけないと思いますけれども、皆さん全部正職員でした場合は、どれくらいの金額になるのか、おわかりになったら教えていただきたいと思います。

こういう問題は、もちろん国のほうも公務員削減という方針がこの根源にあるわけです。また、自治体の財政難という現実には私も理解することができます。先ほど言いましたように、全員を一度に正職員にせよと言うわけではありません。しかし、請願書にもありましたように、市民の教育、文化向上への要求にこたえる方向で、いわゆる年次計画でもつくって図書館の質の向上に責任を持つ姿勢が必要だと思っておりますけれども、この辺についてどのようにお考えでしょうか、お願いします。

教育部長（佐藤健二君）

2回目の質問にお答えをしたいと思います。

正規職員の司書を配置して、図書館の質の向上を図るべきだとの御意見でございますが、現状では大変厳しいものがあることも御理解をお願いしたいと思います。しかしながら、図書館の質の向上に責任を持つ姿勢が必要なことは当然のことでございます。図書館機能のサービス向上を目指すべく、限られた財源と配属された職員一丸となりまして、質の向上を目指してよりよい図書館運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、現在の職員を全部正職員ということにした場合、どのくらい予算が必要かということでございますが、現時点で約年間2億円程度の予算を使っております。ですから、ちょっと想像、詳しく計算したことはないんですけれども、それから見ますと2倍、3倍になることは間違いないんじゃないかなというふうに思っております。正確な数字を持ち合わせていないことを御了承いただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

26番（梅崎和弘君）

人事の方針とか労働基準法にのっとった給与体系といいますが、採用期限がされているということですけど、この辺もう少し詳しく。

教育部長（佐藤健二君）

失礼しました。

法的根拠の詳細でございますが、労働基準法第14条で「労働契約は、定めのないものを除き、一定の事業の完了に期間を定めるもののほかは、3年を超える期間について契約してはならない」という規定が設けてございます。すべての該当者と法に沿った契約をしているというふうに聞いております。雇用の際に雇用契約書でその旨説明がなされて契約をなされているというふうに私は聞いております。これは図書館と司書だけではございまして、市で雇用してあります嘱託、臨時、そういうものすべて統一した考えであるというふうに聞いております。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

このほかに公設民営化でもいいじゃないかという話もちよっと聞きましたけれども、この件について検討されたことがありますでしょうか。

教育部長（佐藤健二君）

公設民営ということでの質問でございますが、図書館の運営につきましては、先ほどお答えしましたように、基本的に直営でやっていくと。できるだけ現在の司書さん方を確保するような業務委託方法がないのか検討していくということでございますので、管理運営すべてを委託するというふうな考えは持ち合わせていないところでございます。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

今の図書館の運営のやり方が公設民営化というごたる方式に似ているんじゃないかなと思うわけですよ。例えば、今中学校の給食は所長と栄養士さん、市の職員を置かれまして、これは市の直営であるということになっておりますけれども、しかし、実際の給食調理、配ぜんなどの業務はすべて民間の会社に委託をしてあるわけですね。いわゆる民間が採用した社員の方が仕事をしておられるわけです。それに反しまして、小学校のように給食が教育の一環として大切に位置づけられ、いわゆる食育が重視されておるわけです。いわゆる自校方式の学校給食とは大きな違いがあるわけですが、今言いましたように、ところが図書館についても、私はこの方式に似ているんじゃないかなという意見を持っておりますけれども、つまり、館長ほかトップ二、三人だけが市の職員で、専門職であります司書を初め、ほかの全職員は低賃金、不安定雇用の社員となるわけです。やはりこれでは名前だけは市直営だけれども、中身は民営とほとんど変わらないんじゃないかと考えます。これでは到底図書館本来の機能を発揮することも、質的な充実、発展もないと、このように考えております。

こういう中におきまして、柳川市では施設管理適正化計画策定委員会なるものが設置をされております。ここでは主として財政面から経営削減ということを目的としてさまざまな施設の民間委託、公設民営化などが検討されているものと考えられるわけです。しかし、先ほどから述べておりますように、図書館という施設にはそのような方式は私はふさわしくないと、このように思っております。あくまでも市が責任を持って管理運営に当たり、正職員の司書をふやす方向で努力すべきでありますけれども、そういうことが市民の要望に十分にこたえる道だと、このように考えております。そういうところで、ひとつ教育長が市長の見解をお願いいたします。

教育長（上村好生君）

梅崎議員に大変御心配をいただいております。基本的には市が管理運営に当たりまして、多くの正職員、司書によりまして貸借業務、あるいはレファレンス、サービス、これをするのが理想だと私も思うところでございます。しかしながら、市の人事の方針、あるいは施設管理適正化計画策定委員会の方針等もございまして、それをまつまでもなく、やはり市の職

員が多過ぎるのではないかという、一部そういう声もあるわけでございまして、市の職員を適正化していく、あるいは経費削減を図ることは大きな至上命題ではないかなと私はそう考えておるところでございます。

したがいまして、図書館の管理運営は市が直営で責任を持って行いますが、司書の業務におきましては、でき得ればNPO法人などをお願いする方法がとれないものかと思案しているところでございます。もしもNPO法人等をお願いできますれば、3年という限度を設けずにベテランの司書さんに継続して勤務していただけることになりまして、大変ありがたいことだと思っているところでございます。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

司書さんはNPO法人でどうかということですが、これについての検討とか、進捗状況と伺いますか、十分に進んでいるかどうか、ちょっとそこら辺をお願いします。

教育部長（佐藤健二君）

ただいま教育長のほうからNPO法人等があったらそちらのということで答弁がなされました。私どももできれば司書さん方が中心になられて、NPO法人を設立していただけないかなということで話をし、図書館のほうで直接司書さんたちと話をし、進めてまいっておりますが、いろいろ厳しい条件と伺いますか、難しい面もあるようでございまして、今のところはっきり司書さんたちによるNPO法人が設立されますということは言える状況ではございません。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

最後、ちょっと私の意見になると思いますが、このことは柳川市だけの問題ではなくて、職員数の大幅削減は90年代前半に国の職員数抑制政策、また地方財政危機を迎え、さらに高まってきました民営化推進とか経費削減の波が、いわゆる委託拡大から全面委託、指定管理者への道を進ませることになったのではないかと、このように考えております。いわゆる図書館の民営化は、産業界と国による国策として強力に進められてきたということがあるわけです。そのことが柳川市としての図書館運営にも大きな影響を与えていると、このように考えております。やはり最後は国の政策、政治改革が必要ではないかなと、このように思っております。このことについて何かありましたら、一言御見解、市長、何かないでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

梅崎議員おっしゃっていただいておりますように、非常に図書館というのは教育的な機能を持つ特異な行政の分野だろうというふうに私も理解しておりますし、理想であるとするならば、梅崎議員がおっしゃっていただいているような、すべての者が正職員で、しかもそ

った能力を備えた職員に指導いただくというのが私は御無理ごもっともな理想だと思いますけれども、御案内のとおり、地方財政が厳しい中、先ほど佐藤部長が申し上げましたように、今の現行の予算でありまして2億円程度の運営費等もかかっていると。何といいましても、経常経費、義務的人件費等について、こういったものを十分精査しながら、検討委員会なり、あるいはそれぞれ立ち上げております審議会等の御意見もいただきながら進めていかなきゃならないという事情もひとつ御理解いただきたいと、こんなふうに思います。

そのようなことで、雇用はしっかり守る方向で検討をしてくれているようでございまして、当然私どもとしてはそういったものをひとつ理解をいただきながら、所期の目的である図書館の機能、あるいは運営、所期の目的を達成せんがために最大限の、そういった中でありながら努力を重ねていかなきゃならないというふうに思っております。どうぞ御理解いただきたいとします。

26番（梅崎和弘君）

最後にもう1つですけれども、ちょっと言い忘れましたけれども、嘱託職員が3年間ということですが、これの延長を検討するというか、必ず3年だから、もうあんたやめなさいという方針なのか、1年でも何年でも延ばせることができるのかどうか、そこら辺をちょっとお願いします。

教育長（上村好生君）

現在のところ、延長の方針はないと考えております。また、その正職員にというふうな、そういう御質問も議員からありましたけれども、なかなか今の時代に正職員になしていくという、これもまた難しいところではないかなというふうに思うところでございます。

以上です。

26番（梅崎和弘君）

先ほども教育長から厳しい答弁がっておりますけれども、私はぜひ正職員化のほうに検討していただきたいと、このように思います。

次、水道事業について質問いたします。

平成12年当時は各家庭の給水管工事や配水管の布設されていない場所に共同で布設した場合、いわゆる所有者の負担で施工しなければならなかったわけでございます。私は、そのとき一般質問で工事者の半額補助をぜひやってくれということを要望しておりました。その後、水道事業管理規程が改正されまして、ことしの4月1日から、条件つきでありますけれども、半額補助が適用されるようになり、本当によかったんじゃないかと思っております。しかし、この条件の中に3戸以上という項目がありますけれども、この3戸以上と言わなくても、たとえば1戸でも水の出が悪いところは市のほうで半額補助しますよという検討はできないのかどうか、お尋ねをいたします。

それからもう1つは、工事費の無利子の貸付制度についてですけれども、今、年寄りばか

りの家庭が多くなり、水の出が悪かばってんがら、金のなかけんがらちょっと工事はされんというふうな話も聞いておりますし、やはり一度に金を出せないで月払いで支払う方法とございますか、こういうことをぜひ検討してもらいたいと思いますけれども、これについてどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

それから、12月1日から、ホームページでも出ておりましたけれども、地域水道ビジョン案に対する市民意見募集を開始されております。その中にいつでも安定的に使えるように供給されているかという項目があるわけがございます。やはり柳川市内の市民はどこにおっても、どこの世帯でも安心して水が使えるとございますか、すべきではないかと思っておりますけれども、この辺につきましてどうでしょうか。

水道課長（山下智文君）

2点目のお尋ねの給水管の工事等の助成制度につきまして、対象戸数を現在の3戸を1戸から対応することはできないかというお尋ねでございます。

給水管につきましては、基本的に個人財産ということになっておりますので、所有者の方の負担で工事などを現在行ってもらっているところでございます。しかしながら、工事の費用の負担などを考慮いたしまして、規定に沿えば3戸以上を対象にして水の出の悪い方、それに新たに給水管を引かれるような方についても、議員おっしゃいますように対応いたしております。仮に1戸からの対象ということにいたしますれば、今現在、1年間に水道課のほうに個人の給水管の申し出が約300件ほど参っております。仮に1件当たりの工事費が300千円かかったといたしまして、計算いたしますと単純に90,000千円ほどの費用がかかることとなります。これを半分補助という形にいたしますと45,000千円ほどの経費の負担が発生してくるということになります。議員も御存じだろうと思っておりますけれども、水道事業は地方公営企業法の適用がなされておまして、受益者負担の原則に沿った形で独立採算制を基本に水道料金を主たる財源として運営をいたしております。そのため、先ほど費用負担の部分が直接水道料金等に影響を与えまして、市民の皆様方に御負担をおかけするということにもなりかねませんので、現在の制度内容で実施をさせていただきたいと思っております。

次に、工事費に関する無利子の貸し付けの点でございますけれども、今後、近隣などの状況を見ながら調査、検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

先ほど私言いましたように、やはり柳川市民の方であれば、どこにおっても水道は自由に使えるというふうな体制をぜひ今後も検討していただきたいと、このように思います。

3点目の子供の国民健康保険の無保険状態についてであります。

国民健康保険法は、その第1条で「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」と、このように定めて

おります。国民の命と健康を守るための制度が資格証明書の発行などにより、手おくれによる多数の死亡者を生み出していると、このように言われております。全国的に見ますと、個人の支払い能力を超えた、いわゆる高過ぎる保険料があり、保険料を払えない人や無保険の人が多く生み出されております。

ここで所得に占める保険料率を比べてみますと、国民健康保険が11.6%、政府管の健保が7.4%、組合健保は5.1%となっております。いわゆる国保世帯は組合健保に比べますと倍の保険料率であります。いわゆる最も低い所得にもかかわらず、最も高い保険料が掛けられておるわけでございます。

先ほど御答弁がありましたように、資格証明書につきましては、ここ3年ぐらいはだんだん減ってきているということでございます。しかし、窓口で治療費の全額を求められる資格証明書という制裁措置が医療を受けることを困難にしていることは明らかです。資格証明書の発行は禁止すべきだと思いますけれども、この件についてどのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

健康づくり課長（川口敬司君）

資格証明書の発行は禁止すべきではないかという点についてお答えいたします。

議員御指摘のように、国民健康保険法の定めというのは、国保事業の健全運営と国民の命と健康を守るという2本の柱、いわば車の両輪というふうに考えなければならないと認識をしております。

資格証明書を発行する目的としましては、負担の公平性や税の納付相談の機会の確保ということであり、このことが国保運営の安定化につながるものと考えているところです。本市の国保としましても、この制度の趣旨を尊重して、被保険者間の公平を保つ観点から、滞納者が得をするという制度でもいけないということで事業の運営を行っているところです。しかしながら、この制度であります資格証明書を出すということが本来の目的ではなくて、税の納付ということがこの制度の目的でありますので、過去の保険税も含めて支払いが困難な世帯などの場合につきましては、随時税の納付相談を行い、必要に応じて短期証の交付を行っているところです。今後も納付相談を行うことによりまして、それぞれの事情に応じて短期保険証の交付をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

26番（梅崎和弘君）

最後ですけれども、今のところ子供の無保険状態になっている方はいないということでございますけれども、今後、無保険者が出てきたときは、ぜひ保険証を取り上げないようにすべきだと思いますけれども、今後の対応をどのようにお考えなのか、お尋ねします。

健康づくり課長（川口敬司君）

議員御指摘のように、本市の国保においては、15歳以下の子供の無保険者というのは出て

おりません。今後、そういう該当者が出てきた場合は、当然のことながら、窓口での対応、あるいは家庭への訪問等によりまして、税の納付相談を行いながら、速やかに短期保険証の交付をしていきたいというふうに考えております。

また、現在、国民健康保険においては、保険証の返還対象世帯の子供にだけ保険証を交付するということはできませんけれども、きょうの新聞をごらんになられた議員の方いらっしゃいます。今国会において中学生以下の子供に対しては返還対象の世帯であっても、保険証を交付できるように国民健康保険法の改正案が審議され、成立の見込みとなっております。その法案が成立しましたら、その後は対象世帯であっても中学生以下の子供にも保険証が交付できるようになると考えております。

以上です。

26番（梅崎和弘君）

どうもありがとうございました。ぜひそのような方向で進めていただきたいと思います。

最後、学校給食の問題ですけれども、政府の食育推進基本計画は2010年に学校給食の食材のうち、地元産の割合を30%とする目標を掲げております。先ほど柳川産の大豆関係で重量と申しますか、30%ぐらいは占めているということでございます。しかし、給食に地場産をふやすのは大変難しいんじゃないかなと思うわけですね。いわゆる食材を供給する人をどのように育て上げるかということでございます。一つの野菜をつくるのには少なくとも3カ月、4カ月、半年、長いときは1年ぐらいかかって野菜をつくる必要があるわけですね。そういうことで、関係者と協力や生産グループの育成、供給体制の整備が必要ですが、この辺について検討されているかどうか、お尋ねをいたします。先ほどの答弁では、JAから柳川産の野菜などを供給していただいたという御答弁もっております。

それから、第2点目としましては、今、県産小麦を使ったパンが学校給食で使われ、それから米粉と申しますか、米の粉を使ったパンも各地で開発されているということでございますけれども、これらのパンを使用すると申しますか、検討されているかどうかをちょっとお尋ねしたいと思います。

以上です。

学校教育課長（成清一廣君）

学校給食への地域農産物を提供していただける農家の育成等はどうかということでございますけど、学校教育課のほうではなかなかそこまでの育成とかグループづくりとかということは現在検討はいたしておりません。ただ、できましたら給食センター、それから各学校につきましても、JAあたりで供給のシステムとか、そういった集荷のシステムとかを確立していただければ、もっとたくさん使うことは可能だというふうに考えております。

それから、福岡県産小麦を使ったパンや米粉パンなどのパンを学校給食に使用する考えはあるかということでございますけれども、県産小麦を使ったパンや米粉パンが学校給食に使

えるのかどうか、その辺がちょっとまだ疑問がございます。と申しますのは、カロリーですとか栄養価とか、そういうのが可能かどうかということでございます。

それから、学校給食のパンは、若干市販のパンと違いまして少しばさばさしている感じがすると思います。これはやはりそういうパンを食べさせるということで規格があるようでございますので、それに県産小麦が合致するかどうかという問題がございます。

それからまた、米粉パンの場合もそういった基準に合致をするかということと、もう一つは価格が今くらいのお値段で買えるのかどうか、その辺の問題もございますので、もしそういう問題がクリアできるということになれば、積極的に導入はしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

J Aとお互い協力し合って、地元産を30%目標ですけれども、それ以上に食材が使われるような努力をしていただきたいと思います。

最後になりますけれども、この学校給食につきまして、全般的な見解をぜひ市長、お願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

市長（石田宝藏君）

やはり梅崎議員おっしゃっていただきますように、この地域は何といたしましても、日本の食料基地でもございますし、他の山間部と違いまして、さまざまな集出荷体制が、共販体制がとられている。特にJ Aにおいてはトマト、あるいはアスパラ、ナス、イチゴ、こういったものもきちんとございますので、そういったものはもちろん給食の中に地産地消の柱として消費導入していくということで、ただただ、今担当のほうからも答弁がありましたように、地産地消、安定供給、需要と供給のきちんとしたバランス、それから価格の問題、こういうものもございませぬけれども、なるべく地元のを子供たちに食させると、食育法もできて、それは当然結構なことだと私も思います。ただ、受け皿と発する側、生産する側、こういったものの調整をしっかりとっていききたいというふうに思っております。

26番（梅崎和弘君）

どうも御答弁ありがとうございました。

これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、梅崎和弘議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をとります。

午前10時52分 休憩

午前11時4分 再開

議長（田中雅美君）



休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、13番伊藤法博議員の発言を許します。

13番（伊藤法博君）（登壇）

13番伊藤法博でございます。議長の発言許可がありましたので、市長の政治姿勢について一般質問をさせていただきたいと思っております。

柳川市、大和町、三橋町が合併して3年半が過ぎ、石田市政の1期目もあと数カ月を残す段階になりました。石田市長が誕生してから3年半余りの間にどのようなことがなされ、どのような問題が起きてきたのかを議会の内情も踏まえ、二、三の案件を事例として振り返ってみたいと思っております。

合併して最初に大きな問題となったのが県南女性センターの存続問題です。

旧柳川市のとき、県より無償譲渡の話がありましたが、当時80,000千円ほどの赤字を出していた施設であるため、柳川市が受け入れて経営することは困難と判断して、譲渡を断りました。県は施設を17年3月31日で閉鎖し、17年度中に解体することになっていました。しかし、石田市長は、市長選出馬に当たって県が経営していたときは80,000千円程度の赤字であったが、経営のやり方次第では30,000千円以内の赤字に抑えることができるとし、年間10万人以上の利用を考えれば、解体することはもったいないと考え、施設の存続をマニフェストに掲げ、当選しました。

石田市長は、施設の再経営を目指して予算の計上を議会に提案しましたが、市長選で負けた候補を応援していた議会多数の議員たちが反対して、予算化してくれません。そこで、施設の再開を望んでいる市民の皆様とともに、県南女性センターの存続を求める署名活動を実施し、短期間に3万2,000名以上の署名を集め、この署名を県知事に提出しました。結果として、県の仲介あっせんにより、温水プール関係部門のみの再開となりました。

私たちや市民の多くは、温泉施設、調理実習室、大広間、集会室などすべてを活用したいと思っていましたが、議会多数派は、増設部分600平方メートルの解体と、温水プール関係外の施設の使用は、使用しないことを条件に施設の再開にやっと同意しました。このため、石田市長が当初考えていた18年度からの再開が1年おくれたのと、再開に向けての柳川市の一般財源からの支出が、国、県の補助金等を組み合わせることにより、さげもん館併設工事まで含め、4,200千円程度で済んでいたものが、議会多数派の反対によって温水プール関係のみの開設にすべて市債で1億数千万円を充てることとなってしまいました。

事のよしあしではなく、反対のための反対によって、利用価値のある貴重な施設を解体し、無駄な1年間を浪費し、市民のために活用できるほかの施策が数億円単位でできなくなってしまいました。反対のための反対によって、柳川市に大きな損害を与えてしまいました。（「議長、今のは……」と呼ぶ者あり）同じようなことが市町村型合併浄化槽設置事業導入についても言えます。

現在実施されている個人型合併浄化槽設置事業では、設置後の浄化槽の管理は、設置者である個人に任されています。しかし、浄化槽の管理責任が個人にあるため、浄化槽管理がおろそかになり、中には垂れ流しの状態にある合併浄化槽が全国的に散見されるようになりました。このため政府は、合併浄化槽の管理は市町村が責任を持って管理すれば、現在個人設置型では4割補助を市町村型にすれば、9割補助に引き上げることにしました。このことは合併浄化槽設置費用が1,000千円とすれば、個人型では個人の負担が600千円、市町村型では100千円となります。

柳川市の喫緊の課題であるクリークの浄化を重視した石田市長は、市長に就任して間もない6月17日に内閣府から水郷柳川の水環境整備計画として認可を受け、10年計画で1万世帯の整備事業をスタートする予定にしていました。そうすれば、現在30%の浄化率が90%以上の浄化率になり、きれいなクリークがよみがえり、しかも、50億円の市民負担が軽減されます。しかし、合併後の議会でも、改選後の議会でも、議会多数派の反対のための反対によって、いまだに事業着手に至っていません。

さらに、議会多数派の議員たちは、ピアス跡地問題、全日本同和補助金問題、石田市長の一連の発言を問題化するなど、常にありとあらゆる面で誹謗中傷し、石田市長のイメージダウンを図りつつ、石田市長のマニフェストつぶしに執念を燃やし続け、石田市長にストレスを与え続け……（「議長」と呼ぶ者あり）続けているという卑劣なやり方を続けています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

ちょっと聞いてください。

13番（伊藤法博君）

なぜ議会多数派の議員たちは、市長に対して、かくも執拗に抵抗をし続けているのでしょうか。理由の1つとして（発言する者あり）旧柳川……

議長（田中雅美君）

ちょっと終わるまで……。

13番（伊藤法博君）

旧柳川市最後の市長に当選した河野市長を当選後に取り込んだ旧柳川市議会の合併後（「質問じゃなか」と呼ぶ者あり）初めての市長選で河野市長を擁立し、それに旧大和町と旧三橋町の議会多数派の議員たちが加わり、3分の2の議員たちで応援したために、旧大和町長であった石田市長に、まさか負けると夢にも思わなかったことと、合併後も在任特例でそのまま新市の議員となった旧1市2町の議員の3分の2の議員たちが市長選後も胸襟を開かず、石田市長に抵抗し続け、新市になって初めての市議会でも過半数を市長反対派が占めることになったのではないのでしょうか。（発言する者あり）

さらに、旧柳川市では（「名誉毀損ぞ」と呼ぶ者あり）何十年という長期間、特異な方が

有力者として君臨し、多くの議員がそれになびき、そういった方が支配する議会多数派の圧力と、一方では執行部側にも責任があるのですが、議会对策の一環として、まとめ役の有力議員との蜜月関係を必要悪として、執行部自身が容認してきた経緯がありました。このような状況のもと、執行部と議会のゆがんだ関係が続き、そこには、しがらみや口ききの利権等、不透明な市政が行われるという状況が続き、柳川市には市長が2人いるとか、市長に言うよりも、あの有力議員に話を持ち込んだほうが市の対応が早いというような話がまことしやかに市民の間ではささやかれていました。そして、合併後の新柳川市でも、議員でありながら執行部の権限までを侵すような行動をとろうとしている議員がいることも耳にします。もしそのようなことになれば、市民にとって公平で公正な市政が行われるはずありません。

こうした中で石田市長は、大和町長時代から執行部と議会の本来のあるべき姿を貫き、一部議員との取引には応じないがゆえに、旧態依然の議会多数派に執拗に攻撃され続けています。しかし、石田市長は、確固たる信念をもってその攻撃に立ち向かっています。そこで私は、石田市長の今までの政治姿勢を評価すると同時に、石田市長による柳川市の改革を支援していくことを表明します。そこで、石田市長の政治姿勢と今後の柳川市の5年先、10年先、20年先、50年先のあるべき姿、すなわち柳川市の将来像について質問したいと思います。

まずは政治姿勢についてですが、石田市長は1市2町合併当初より、少数与党の議会でさまざまな抵抗を受け続けてきました。また、合併後の市議会選挙でもその構図は変わらず、少数与党の議会で相も変わらず抵抗を受け続けています。このような状況は、市長自身にとって大変つらいことだと思いますが、今後もそのつらく、イバラの道を歩み続けていかれますか。もしそうであるならば、なぜそのような困難な道を歩まれるのか、お尋ねします。

次に、食の信頼と安全性について、お尋ねをいたします。

近年、牛肉のBSE問題に始まり、船場吉兆の但馬牛偽装や使い回し問題、中国からの輸入冷凍ギョーザの農薬混入事件、農薬汚染されたミニマムアクセス米の不正流通事件、輸入ウナギの産地偽装事件などで食の信頼と安全性についての関心が高まっているさなか、新聞、テレビ等で柳川市の田中食品が、11月25日、不正競争防止法違反（原産地偽装）容疑で家宅捜索を受けたと報道されました。報道によると、田中食品は東京にある食品加工会社キャセイ食品の長崎工場の依頼を受け、輸入冷凍野菜を無地の段ボールに詰めかえて、同工場に納品し、手数料を得ていたとされ、福岡県は11月14日、日本農林規格JAS法に違反しているとして、田中食品に改善指示を出したとのことです。この会社は田中雅美議長が代表取締役をしていて、県の改善命令を受けた11月14日に田中議長は代表取締役を辞任しています。（「議長」と呼ぶ者あり）現在、農家の人たちは農産物価格の低迷、原材料の高騰で経営環境が苦しい中、必死になって柳川農業の振興を図り、しかも、産地間競争の激しい中、柳川農産物のイメージアップ、柳川農産物の販売促進、柳川農産物のブランド化等に取り組んでいるところ です。

また、柳川市も1市2町が合併し、新柳川市の活性化を図るため、農業の振興計画をつくり、農協や各生産者部会、各生産者組織等と協議を重ね、少子・高齢化の中で、いかにして柳川農業の振興を軌道に乗せるかと思案しているところです。こうした状況下で柳川発の産地偽装事件が、しかも柳川市議会のトップが代表取締役を務める会社で起きてしまったということは、柳川市の農産物に対する信頼を著しく傷つけ、柳川市のイメージを悪化させてしまった責任は重大であります。

市当局は、田中食品の偽装事件について、どのように把握してあるか、お尋ねします。また、これまでの食の信頼と安全性について、どのような指導をされてきたのか。また、この偽装事件が発生してから今後どのような指導をなさっていかれようとしているのかをお尋ねいたします。

あとは自席によって一問一答で質問したいと思います。（「議長」と呼ぶ者あり）

8番（森田房儀君）

発言が余りにも多うございます。特に議会に対して誹謗中傷を行ったこの発言は許しがたい問題であると思いますので、ここで議会運営委員会を開催させていただきたいと思います。

3番（浦 博宣君）

これは一般質問でありまして、今までの現状をありのままにお話をされただけであります。それを議会運営委員会を開かれて、そして懲罰動議を出されるとか、そういうのはおかしいじゃないでしょうか。

25番（三小田一美君）

今、議運の委員長が（発言する者あり）ちょっと黙って。いっちょ休憩をお願いしたいと思います。

それで、伊藤議員、あなた議員必携はよく勉強しとってくださいよ。柳川市の議員必携がなかったから、あなたはそういうふうな発言をなされます。

議長（田中雅美君）

ちょっと三小田議員。

25番（三小田一美君）

嫌です。休憩してください。このままじゃありませんよ。（発言する者あり）でけん、でけんもう。（発言する者あり）

議長（田中雅美君）

ちょっと……（「休憩動議ですから。先に……」「だめだめ」と呼ぶ者あり）ちょっと藤丸議員が発言中でございます。（発言する者あり）

22番（藤丸正勝君）

ちょっと待ってください。（「休憩、休憩」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

今、本日は一般質問の時間でございますので、私は議事進行の動議を出しまして、議事進

行を、本日終わりにして、そういう森田委員長から言われるのは、この終わった後にしてもらわないと、一般質問が前に進まなくなりますので、本日は議事進行の動議ということで、前のほうに進んでもらいたいと思います。（発言する者あり）

議長（田中雅美君）

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時22分 休憩

午前11時48分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤議員に申し上げます。一般質問は、通告内容に従い、議会運営のルールにのっとりまして、執行機関に関する事務について簡潔に質問をお願いいたします。

まず、執行部の答弁を求めます。

市長（石田宝蔵君）

伊藤議員におかれましては、私に対する政治姿勢のお尋ねでございます。

私は、この政治姿勢というのは、平成6年7月に大和の町長に就任をいたしまして、初心を肝に銘じて歩いてきたこの首長の職でございますけれども、何といいましても、自分が行政職員、首長を経験したという立場から言えることでございますけれども、大和町に奉職をいたしまして、建設課、構造改善課、総務課、教育委員会、事業課と管理課というものに携わってまいりました。いずれの職場におきましても、やはり職員としての自覚は全体の奉仕者であり、市民の皆様、町民の皆様に親切で、特に優しく、わかりやすくということを中心にきてきた職員時代でございます。そういった二十数年間でございますけれども、特に私は、こういった正義感を強くさせられたというのは、勤務していた時代の歴代の尊敬いたします町長さん、首長さん、こういった方々の立派な政治姿勢の姿を見ていたことであろうというふうに思いますし、また、教育委員会時代に私は社会教育主事として仕事をさせていただきました。青少年の担当をしながら、立派な青少年を育てなきゃいけない、育成しなきゃならないということで指導に当たってきた、それだけに指導に当たる者として、やはりすべてがスタートをしたというふうに思っております。

ただ、そんな中、旧大和町では、平成6年、当時私は44歳で建設課の管理係長のときでございますが、大和中学校の体育館建設をめぐるまして収賄事件が起きてしまいました。起きてはならない大変な事件であります。しかも、当時の町長、議長が逮捕されるという事件でございました。この事件に胸を痛められました歴代の元町長さん、あるいは町の現状を憂慮されます多くの関係者から、本当に町民の信頼を回復するために、ぜひとも町長に立候補、しかし、私は職員時代、さまざまなそういった事象も見てきていますし、首長としての（「簡単をお願いします」と呼ぶ者あり）激務さ、そういったものもやはり我が目の当たりにして

きたことでありますので、何で私かと、そんな突然の話に立候補を断りました。しかし、混乱続きの町議会、しかも、変なうわさが続いている、そういった町民の中の声を、やはり期待の大きさを受けとめまして、これからまだまだ2人の子供が小さいというときでありましたけれども、まだ若過ぎるというはざまの中で悩んだものの、やむにやまれず立候補を決断したということでもあります。

その多くの支持者の方に支えられまして、当選ということになりましたが、役場の係長から町長となったわけでございますので、町長になりましてからも想像以上に困難な障害が立ちはだかっていました。良識ある方々には選挙で選ばれたと、選良によって選ばれたということで理解をいただきましたものの、若い私、町長には、先輩職員あるいは議員の皆さん、私よりも1つも少ない議員さんはいらっしやいませんで、そんなものもあり、歩いてきた3期10年余の町長時代も決して平たんな道ではございませんでした。

でも、いつも心は米沢藩の上杉鷹山に学びました。町政を立て直す、(「簡単にお願ひします」と呼ぶ者あり)神社仏閣にそういった誓いを立てまして、特に支えてくれました教育委員会時代の青年たちの手本となり、かがみにならなければと歩いてきたこの14年余でございます。いつも後ろ指をさされることのない清潔でクリーンな政治、これが私の政治心情でございます。どんなことがあっても、あのと時の選挙、町民の皆さんの期待を裏切ってはならないと固く肝に銘じているところでございます。したがって、初心は揺らぐことはございません。

また、私の思いの中には「天網恢々疎にして漏らさず」、御案内のとおり、天の網は粗くても、小さな悪事も逃さないと教えられた小さな時代でございます。だから、当議会におきましてのうわさ話での質問、げなげな話、こういったものにも私は進歩がないと話したと思っているところでございます。

リーダーというものは、たとえつらくても、正直者や頑張る人々が報われる社会、世の中をつくるという、この理想に向かったの苦労を覚悟の上、我慢し、一つ一つ実現し、内外に示していくことであると思っております。これからもこの心を持ち続け、柳川を風通しのよいまち、住みよいまちにしていくことだと肝に銘じているところでございます。15年前の初心と信念や使命感は今も変わりません。まちを変えるには職員がポイントだと思っております。このポイントであります職員に対しましても、「隗より始めよ」であります私が、まず市政へ臨む毅然とした公平さや公正さの誠実性を示すことを続けていくということだろうと思います。市長は本気だよと、意識を変えなければ取り残されるといった職員の意識を変えることで、新市もいい方向に変わっていくと信じております。

旧町長時代も我慢し、我慢し耐えてきました。そのためには本気で職員を鍛え、接遇はもちろん、職務能力アップのための研修、あるいは能力評価など、しっかりして、そういった人事に反映させることも大事だと思っております。

一部に、こういったものに対しては異論もありましようけれども、まちがよくなるような話であるならば、私はしっかりこういった我慢してやることが、近く柳川の朝日が差しけると、光明が見えると、そんな思いでございます。

以上であります。

農政課長（成清博茂君）

伊藤議員の食の信頼及び安全性において、3点ほど質問があったと思っております。

まず1点目につきまして、今回の事件をどのように把握しているかということですが、この辺につきましては、調査等については市の権限がございませんので、内容につきましては新聞、テレビ等のマスコミ報道や農林水産省、県の発表で承知しているところでございます。

それから2点目に、食の安全・安心の指導はということですが、これにつきましては、柳川の農産物に対しては市、JA、県南筑後普及センターとともに研修会、または講習会等を通じまして、生産者に対しまして、生産履歴の記帳の周知や適正な農薬散布などの徹底を行っているところです。特に、平成15年の食品衛生法の改正によります食品中の残留農薬の基準を定めましたポジティブリスト制度が平成18年5月より施行されております。このことから、より一層の徹底を図るということからも、各生産部会の栽培講習会等におきまして制度の説明、残留農薬の基準値、収穫前の散布時期、それから、希釈、飛散防止などの研修会を行っているところでございます。

また、本年2月に決定いたしました柳川農産物の「センドくん」、キャラクターの「センドくん」をPRしております。これにつきましては、柳川の農産物が安全・安心であるとのあかしで取り組んでおりますので、生産者の皆さんにはこの「センドくん」のイメージ等を壊さないように、農産物の生産販売を行っていただきたいというふうに思っております。

それから、3点目の今後の指導はということですが、今後につきましても、これまで同様、また消費者のニーズ等が一層厳しくなっているということもありますので、研修会、講習会を通じまして、生産者の皆さんに徹底をしていただきまして、先ほど言いました柳川農産物のキャラクター「センドくん」を生かして、安全で安心な柳川の農産物をPRしていきたいというふうに思っております。

以上です。

13番（伊藤法博君）

市長の政治姿勢については、今市長が言われたことで一応安心はしました。

それでは、柳川市の改革について、具体的にどのようなことをこれからやっていこうとおられるのか、主なものについて二、三お示ししていただければありがたいかなと思います。

市長（石田宝蔵君）

御案内のとおり、私も平成17年の4月に市民の皆さんの推挙をいただきまして、市長に就任して今日まで一貫して続けてきました政治姿勢、これは納税者の皆さんの視点で、市民感覚の行財政改革ということでございました。

特に、国においては時代が変わりまして、官から民と、それから統制から開放、また、中央から地方へといった改革でございます。私も就任いたしまして、厳しい市の財政状況を見ながら、より無駄を省き、効率や投資効果、費用対効果を念頭に置いての行政の選択をやってきたところでございます。市民の皆さんにおかれましても、合併後のまちづくりについては、一定の理解をいただいていたと思っております。マニフェストに約束したものの、これは市民の皆さんも、市長をただ市民として選んだだけのお任せ主義じゃなくて、その市政をチェックする土壌ができてきているのではないかなと、そんなことも感じているこの1期目でございました。

石田、私の市政は、やはり何回も繰り返し申し上げてきておりますけれども、入りを図って出を制する、こういうことでございまして、私は「せんたく」という会の一員として、この首長の群に名を連ねておるわけですが、その「せんたく」の方向性でもあります裏金、特に隠れ借金、こういったものを明らかにして、徹底して市政改革を断行するということが改革の大きな柱でもございますが、（発言する者あり）権力に執着しますなれ合い型の多選、これは私は当初就任のときに多選自粛禁止条例というのを、多選自粛条例ですね、これをお願いしましたけれども、図らずも今期できませんでした。しかし、条例なくとも、みずからそれをやはり自粛をするということは考えていかなきゃならない改革だろうと思えます。

また、それぞれ執行部、あるいは職員、議会、こういった癒着、こういったものを排除して、利益誘導的な口きき、あっせん、こういうものを禁止し、外部からの働きかけについては文書化などを行いまして、また、特に労使の慣行等についても市民の皆さんに明瞭である、そういった説明をするための公開を行っていきたいというふうに思っております。

しがらみ、あるいは根回し、こういった政治については、私も毅然としておりますし、あの町長時代、目の当たりにした事件等は二度と見たくありませんし、そういったものがあつては市民の皆さんの信頼を失う、失墜するということになります。したがって、これを絶つていく確固たる使命感を職員さんたちもひとつ育て、そして、鍛えてまいらなければならないと、こんなふうに思っております。それこそ市民から信頼される行政ができ上がっていくのは、そういった職員の改革の中にあると思えますし、私はしっかり職員をさらに育てていかなければならない、それが大きな柳川の課題だろうというふうに思っております。

13番（伊藤法博君）

市長は全国の改革派の首長の方々と、そういう「せんたく」の一員として、これからも連帯を深めながら、日本の改革のためにやはり頑張ってもらいたいと思えます。



次に、現在、西日本新聞で連載されている聞き書きシリーズで、由布院玉の湯会長の溝口薫平さんの話が連載されています。その中で、明日の由布院を考える会の会長が、就任のときのあいさつが紹介されています。

「私たちは「夢」を大切に育てて50年後、100年後の由布院に思いをはせる雅量豊かな、そして想像力たくましい由布院人でありたい。いつの日か「夢の実った町」、「日本の中にぽっかりと残った不思議な町」、「住んでいる人が豊かで美しい町」、そんなまちに育っていく過程を、ゆったりとした気持ちで見守りながら、その実現のためにあらゆる努力を重ねていこうと思っています。」とあいさつされています。そして、「生活観光地の言葉さえなかった時代、明日の由布院を考える会は、誕生と同時に、その夢に向かって活動を開始しました。」と述べられています。これは今から50年ほど前の話です。そして、現在、その長年の努力の成果として、年間400万人を超える観光客が訪れる自然豊かな観光地となっています。

柳川市の5年先、10年先、20年先、50年先に思いをはせながら、あるべき姿、理想に近い柳川市を描きつつ、その目標に向かって努力し続けることが大切ではないかと思えます。

思いつくことを幾つか取り上げてみたいと思います。

第1として、健やかで安全・安心に暮らせるまち、第2として、自然が豊かで活力のある田園都市、第3として、豊穡の有明海を取り戻すこと、第4として、人情厚く、親切な土地柄のまち、第5として、市民が協働の精神で活動するまち、第6として、大学があり、文化の薫りがする学園都市、第7として、若者が地元で働ける中核都市、第8として、充実した医療や介護が受けられるまち、第9として、利便性が高く、快適な暮らしができるまち、そして、第10としては、柳川としての核となる、すなわちシンボルを持つことではないかと思えます。

第1の健やかで安全・安心に暮らせるまちになるためには、市民の暮らしが豊かで安定する必要があります。そのためには、第2の自然が豊かで活力ある田園都市にならなければなりません。現在、行政や農協が取り組んでいる米、麦、大豆などの普通作の集団化、担い手への集約化は農業の省略化であり、多くの農家はあぶれてしまいます。多くの人手を要する労働集約型の蔬菜園芸作物の奨励が必要になってきます。柳川市では、現在どのような種類の蔬菜園芸作物がつくられていますか。また、今後どのような種類の園芸作物が柳川地区に導入できるのかをお尋ねしたいと思います。

農政課長（成清博茂君）

柳川市でつくられている園芸作物の種類ということでございますが、施設野菜、露地野菜、永年性作物がございます。まず、施設野菜では、御存じのとおり、ナス、トマト、イチゴ、アスパラガスが栽培されております。露地野菜につきましては、レタス、オクラ、スイートコーン、ニラ、ブロッコリー、ジャガイモ、タマネギ等々がございます。また、永年作物といたしまして、ブドウ、イチジク、また最近では、マンゴー、ブルーベリー等の栽培もなさ

れていると聞いております。

次に、今後、どのような種類の作物を導入できるかということですが、先ほど御説明しました農産物の推進を図っていきたく、それと、消費者のニーズに合った作物を考えたいかなければならないと思っております。なかなか新規作物となると困難な面はありますが、県南筑後改良普及センター、またＪＡ、市、行政と合わせまして関連機関と連携いたしまして、柳川の気候と土壌に合った新規作物の研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

13番（伊藤法博君）

どうもありがとうございました。一家の生計を賄うような大規模の施設園芸作物は、農協の流通組織に乗せたり、市場へ出荷されたりして、ある程度整備が整っています。しかし、お年寄りや小規模農家がつくった蔬菜園芸作物は、その販路が十分整備されていません。この点について柳川市はどのような計画を持っておりますか、お尋ねいたします。

農政課長（成清博茂君）

農産物の販売の拡大についてということですが、現在、柳川農業協同組合、ＪＡの２カ所の直売所、ふれ愛の里の蒲池店と大和店がございます。それに三橋にありますエコープ内に直売コーナー等が設置されております。さらに、中島の朝市など、数カ所の朝市の農産物の直売所がなされておりますが、参考までに申し上げますと、主に高齢者の方々が農産物の青空市場として開設されているところを紹介いたしますと、西鉄柳川駅を初め、沖端の船だまりと、筑紫町の駐車場、それと京町の駐車場、中島朝市などがございます。年寄りや小規模の農家が蔬菜園芸の生産意欲や加工などにおけるノウハウをさらに発揮いたしまして、安全・安心な地元農産物の販路の拡大、それと消費の拡大を目指すことから、販売の拠点となる道の駅の整備も一つの方法かというふうに考えております。

今ある直売所と相乗効果を出しまして、柳川農産物のＰＲを行い、さらには高齢者の活躍の場として、少ない面積の農地を活用して生産できる農産物の販売、さらには規格外等の農産物の加工品の開発、それも特産品の販売によって農家の収入増につなげていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

13番（伊藤法博君）

柳川農協には、今課長が言われたように、柳川農協のそういう直売所が２カ所ありますが、そこに出荷している会員の方はどれくらいあるかわかりますでしょうか、お尋ねいたします。

農政課長（成清博茂君）

ふれ愛の里も２カ所ありますけれども、会員数ということですが、現在150名ほどの会員が登録されているように聞いております。このうち、ちなみに９割の方が65歳

以上の高齢者というふうに向っております。このふれ愛の里につきましては、販売額のほうも年々増加していると。19年度におきましては105,000千円程度の売り上げがあっているというふうに向っております。

以上です。

13番（伊藤法博君）

道の駅などの農産物直売所が計画されているということでございますけれども、お年寄りや小規模農家の労働意欲を高め、交流の輪が広がり、幾ばくかの収入もふえて、健康増進にも役立てたいと思います。すなわち、農家の活性化のそういった道の駅などの直売所は起爆剤になると思います。大いに推進していただきたく思います。そして、多くの農家の方々が農産物直売所の会員となり、自信をつけてきたら、将来、久留米とか福岡での都市圏での柳川農産物の特売所開設も夢ではなくなると思うとしたいと思います。

次に、今般、アメリカで進められてきたグローバル化や過度の自由競争主義がアメリカ発の金融危機によって見直しが迫られています。今まで礼遇されてきた国内の安全で安心な国内産農産物が本当の評価を受ける時代が来ると思いますので、地道に地域農業の活性化を図るべきだと思います。

次に、第3の豊饒の有明海を取り戻すことですが、これは有明海環境の改善を図るほかありません。すなわち、有明海に流入する河川の浄化と石炭採掘による海底陥没及び都市圏への送水です。柳川市の生活排水の浄化率は、公共下水道、合併浄化槽と合わせて30%ですが、現在実施されている個人型合併浄化槽のままでいくとしたら、公共下水道と合わせて90%になるのはいつごろになるのでしょうか、お尋ねいたします。（「議長、今の答弁は積算の考え方と私は考えますが、これは市長のほうからの答弁がよくないだろうかなと思います」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「あのですね、答弁者は通告で市長と書いてありますから、そういう部分をお尋ねしたわけでございます」と呼ぶ者あり）

市民部長（大坪正明君）

柳川市の生活排水の浄化率が90%程度になるのはいつごろかという御質問でございますが、平成19年度の汚水処理人口普及率で言いますと、公共下水道で13%、合併浄化槽で25%、合計38%の普及率となっております。現在の状況といたしましては、ここ二、三年、前年に比べて5%から10%程度浄化槽の設置率が減少しておりまして、このまま推移していきますと、汚水処理人口普及率が約90%になるのは、早くも25年後の平成45年ごろになると予想されます。

13番（伊藤法博君）

今の個人型で進めた場合、かなり時間がかかるということでございますけれども、市町村型の合併浄化槽設置事業を取り組んでいる近隣の市町村はどういった市町村があるか、お尋ねいたします。

市民部長（大坪正明君）

近隣の市町村の市町村設置型での浄化槽整備事業の状況でございますけれども、現在、合併してみやま市となっておりますが、旧瀬高町では個人設置型、旧高田町、旧山川町が市町村設置型を実施しておりましたので、合併協定で浄化槽事業については、市町村設置型で実施されることが決定され、現在、市町村設置型合併浄化槽事業が行われております。

また、県内では、全部で5つの市町村で実施されておまして、みやま市のほかに久留米市のうちの旧城島町、それから、朝倉市のうちの旧甘木市、旧杷木町、それから、うきは市のうちの旧浮羽町、それと香春町の5つの市町村で実施をされております。

以上です。（「議長、熱心に御質問いただくのは結構だと思いますが、今のは、これは伊藤議員の質問通告の範囲を逸脱していると思いますので、これは逸脱しないように発言方をお願いします」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

13番（伊藤法博君）

人の質問を途中で遮るような言動を、しかも議会運営委員長がするというのは、私はおかしいと思いますよ。

議長（田中雅美君）

いや、そうじゃなくてですね……（発言する者あり）

13番（伊藤法博君）

質問を続けたいと思います。

私は、市民負担が今の個人型でいけばかなり時間がかかるということでもありますし、（発言する者あり）私は市民負担が個人型に比べ、5分の1の負担で設置できる市町村型合併浄化槽設置事業に切りかえるべきだと思いますが、市としてはどのように考えておられますか、お答えをお願いしたいと思います。（「議長、ただいまの質問については質問通告されておられません」と呼ぶ者あり）何であんたがおっしゃる。

議長（田中雅美君）

市長の政治姿勢についてのこの一般の中に含まれておると思います。執行部との打ち合わせがあっただけでございますので。（「あろうがなかろうが、質問通告がないのは質問できないと思います」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

市民部長（大坪正明君）

本市の合併浄化槽の設置基数をふやすためにはどうしたらいいか、先進地の事例を参考にしながら、柳川市にふさわしいやり方を検討しているところでございます。

13番（伊藤法博君）

やはり近隣の市町でもそういった市町村型の市民負担が軽減されるような事業がかなり多く推進されているのでございますので、柳川市もそのようにしていただきたいと思います。

次に、現在、有明海では覆砂事業が実施されていますが、いつまでの事業でしょうか、お

尋ねいたします。（発言する者あり）（「いつまでと言われましたかね」と呼ぶ者あり）

産業経済部長（田島稔大君）

今、伊藤議員の覆砂事業の事業期間がいつまでかということでございますが、これにつきましては、福岡県が事業主体となって行っております。現在の覆砂事業の計画は平成22年度までということになっております。

以上です。

13番（伊藤法博君）

その覆砂事業の成果はどのようになっていますか、お尋ねいたします。

産業経済部長（田島稔大君）

覆砂事業の成果、効果についてでございますが、底質の汚染指標でありますCOD（化学的酸素要求量）でございますが、CODや、生物にとって有害な硫化物の量が大幅に減少しております。ノリの色落ちの原因となるプランクトン、そして、貧酸素水塊の発生が今抑制されております。

さらに、アサリなどの有用な底生生物が増加をいたしまして、漁業生産の向上、そして、水質の浄化に役立っております。

以上です。

13番（伊藤法博君）

かなり成果が上がっておるということでございます。

次の海底陥没のくぼ地になっているところには汚泥がたまり、貧酸素水塊の発生の原因と言われております。現在中断している埋め戻し事業を再開できるよう国に働きかけることが必要ではないかと思いますが、市長の考えはどのように考えておられますか、お尋ねいたします。

市長（石田宝蔵君）

今議員おっしゃいましたように、随分覆砂によりまして、アサリとかサルボウ、こういったものが随分ふえてきたということ、これはつまり、プランクトン、海況の変化がいいほうに動いているというふうに私どもも理解しております。

ただ、事業については、一定の事業の年度がございますけれども、引き続き国に対して、つい先般も私どもも、私自身でございますけれども、農林水産省、水産庁にも参りまして、全国の水産協議会の皆さん方とともに石破大臣にもお会いをしまして、強く要請をしてきたところでございます。

参考までに申し上げますと、有明海におきましては、平成17年まではほぼ490トン、740トン程度のアサリでございましたけれども、この効果が出ていると思います。平成18年には5,870トンという数値のアサリの収穫もできてきておりますので、こういった効果等も十分に伝えてきているところでございます。

こうすることで、引き続き覆砂事業については進めてまいりたいよう、ひとつ国、県に対して要請してまいりたいと思っております。

13番（伊藤法博君）

次に、第4の人情厚く、親切な土地柄のまちと、第5の市民が協働の精神で活動をするまちと、第6の大学があり、文化の薫りがする学園都市は、家庭教育、学校教育、社会教育の全般に関係してきますので、大変大きな問題ですが、基本的には、たくましく正直で優しく人に親切で向上心ある人物に育つような教育環境をつくることではないかと思えます。柳川市では、どのような対策を立てて臨んでこられたのかお尋ねします。また、今後、どのような対策を考えておられるのか、お尋ねします。また、お年寄りなどをだまして金もうけをするオレオレ詐欺や、金のためなら覚せい剤や大麻などを密売したり、人の弱みにつけこんで違法な高金利で借金地獄に追い込み、人の生き血を吸うようなヤミ金融、産地偽装によって不当な利益を上げるなど、自分さえよければ人などはどうなってもよいというような風潮が世の中に蔓延しています。残念なことです。学校教育においては、学業ばかりでなく、スポーツや道德教育にもっと力を入れるべきだと思いますが、この点、どのようになされていますか、お尋ねいたします。

教育長（上村好生君）

伊藤議員の最近の世相にかんがみまして、青少年の健全育成を心配されての御質問だと思えますが、柳川市におきましては、今までもこれから先も、基本的には教育基本法、あるいは学校教育法、学習指導要領と諸法にのっとり教育を行ってまいりたいと思うところでございます。

明治から昭和の前半にかけては、貧に処するの教育、貧しさにどう対応するかの教育をされておったと思いますが、現代におきましては富に処するの教育をどうすべきか、そのことが大切なのではないかなと思うところでございます。

具体的には、平成20年度の柳川市の教育施策に示しておりますように、基本目標としまして、次代の柳川を担う確かな学力と豊かな心を身につけ、健康な体を持つたくましい子供の育成に専念したい、そしてまた、真理と正義を愛し、命あるものをたっとび、他人を思いやり、人権を尊重する、そういう児童・生徒を育成していきたいと思うところでございます。

今、子供は柳川市の宝です。そういうタイトルで教育委員会を初め、青少年市民会議、PTAなど、20を超える諸団体の協力を得まして、我慢強さ、あいさつ運動、生活習慣の確立を目指す運動を展開しております。また、心の教育につきましては、柳川市独自に初めてのことでありますが、市独自の研究指定校としまして、道德教育、これを小学校1校、中学校1校に設けたところでございまして、また、道德の副読本も全児童・生徒に配布いたしました。心の教育を進めているところでございます。

それから、今柳川人物史、これを作成中でございます。これは偉人の業績を検証しますと

ともに、そしてまた、児童・生徒のあり方、生き方、それも参考にさせたいと思うところでございます。

それから、今後の方針ということでございますが、私はまず最初に家庭教育の重視、これを徹底したいと思っているところでございます。会津藩におきましては、小学校1年生に対して、年長者の言うことに背いてはならん、年長者にはおじぎをしなければならん、うそを言ってはなりません、ひきょうな振る舞いをしてはなりません、弱い者をいじめてはなりません、戸外で物を食べてはなりません、そして、最後にならぬものはならぬものです。だめなものはだめだ、そういう教育をさせていきたい。そしてまた、地域の教育力の向上を図りながら、お年寄りも柳川市の宝です。子供だけではありません。お年寄りの老壮年の力を学校教育に生かすことができたならば、また望むならば柳川学と言われるような、安東省庵先生もいらっしゃいます。四書五経を大切にされた教育ができるならば、また、今言われておりますが、子供には社会体験とか自然体験がない、冒険広場など、さまざまなそういうふうなものを設定しまして、さまざまな体験をさせていくことができたならば、立派な青少年を育成したいと思っているところでございます。

以上です。

13番（伊藤法博君）

ちょっとあとまだありますけど、時間が足りませんので、あと食の信頼と安全性についてお尋ねしたいと思います。

多くの農家の皆さんが田中食品とハウレンソウの作物で委託栽培契約を結ばれ、産地づくり交付金の奨励金を受け取ることになっています。どのような作物がどれだけの面積に作付され、何人の農家が関係しているのでしょうか、お尋ねをいたします。（「議長、これは通告に載っとらんめえが」と呼ぶ者あり）

農政課長（成清博茂君）

生産振興作物助成の件につきましてですけれども、柳川市水田農業推進協議会におきまして、産地づくり交付金により助成をいたしております生産振興作物助成によりまして、これにつきましては、米政策の中で担い手としての集落営農組織の経営安定を図る目的で取り組んでおります。19年度からこの事業の取り組みをしております、農業者の個人ではなくて、これは集落営農の団体としての取り組みということになっております。19年度につきましては、6つの集落営農組織で取り組まれ、作物といたしましては、ハウレンソウ、ツボミナ、サツマイモ、オクラがつくられております。面積といたしましては約4.1ヘクタールでございます。

以上です。

13番（伊藤法博君）

やっぱり今度の事件で、田中食品は従業員の解雇や工場をリースするとの話が伝わってき

ていますが、この委託栽培契約はどうかと、うちの営農組合でもそういう委託契約を結んである方がおられますので、非常に心配してありますが、その辺は農政課として把握はしてございませんでしょうか。

農政課長（成清博茂君）

委託栽培契約についてでございますけれども、この販売先につきましては、それぞれの集落営農組織で検討されて、最も有利な条件で販売先と契約をされております。今後につきましては、それぞれの集落営農組織で検討をしていただくというふうになるかというふうに思います。

以上です。

13番（伊藤法博君）

これで質問を終わります。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、伊藤法博議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時30分まで休憩をいたします。

午後0時32分 休憩

午後1時31分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、24番佐々木創主議員の発言を許します。

24番（佐々木創主君）（登壇）

皆さんこんにちは。佐々木創主でございます。議長のお許しをいただきましたんで、早速始めさせていただきたいと思います。

ことは平成20年、平成17年に新市柳川市が誕生しまして4年目であります。その4年目のことしも、もうきょうは12月9日、残すところ20日余りとなってしまいました。ことしもいろいろと事件、事故、マスコミをにぎわす話題も多かったわけでありましてけれども、特にこの9月にアメリカのリーマン・ブラザーズ、この破綻ショック、これを受けて世界的な金融恐慌、100年に一度、そういう状況にある。それが世界に波及し、この日本の経済の先行きも非常に懸念されておるわけでございます。同時にその経済危機が国でありますとか、地方財政、こういうものに今後どういう影響を及ぼすのか、そういう心配もされておるわけでございます。私たちこの柳川市の財政の影響もそういう意味で心配されるわけでありまして。

同時に、先ほど申し上げましたように、この柳川市は合併した自治体であります。合併した自治体に突きつけられた課題、それも克服していかなくてはなりません。それはもう申すまでもなく、国から与えられた10年間という期間内にさまざまな国の優遇策、そういったものを活用しながら、住んでよかった、これからも住み続けたい、そう思えるようなまちづく



り、都市基盤をつくっていかなくてはなりません。同時に、財政健全化を推し進め、国の優遇策が終了した後を見据えた財政基盤を確立しなくてはなりません。

そもそもこの国が推し進めた平成の大合併、当初は合併特例債でありますとか、地方交付税の算定替え、さまざまないろんな優遇策、そういったものを活用できれば、いろんな大型事業、そういったものができる。したがって、夢のあるような未来が来る、そう言われておりました。しかし、昨今になって、兵庫県の篠山市ではありませんが、それを信じてやってしまったらどうなるか。そういった夢物語は、夢というのはただの夢物語であった、そういったものが現実となってまいりました。いかに身の丈に合った体力を養い、それに見合った投資をしていくのか、まちづくりをしていくのか、そういったものは与えられるものではなく、みずからの努力と知恵で行っていかなくてはならない。私たちのこの柳川も例外ではなく、その渦中にあるということを改めて認識しなくてはなりません。

私は、これまでこの議場でその柳川の財政健全化、次の時代のまちづくりというテーマで執行部とたびたび議論を行ってまいりました。その中でさまざまな課題も浮かび上がってきております。そこで、今回、合併4年目に当たって、そういったものを改めて議論をさせていただきたいと思います。

まず、これまでの議論の中で今後のまちづくり、都市基盤を構築していく上で、どういう事業が必要なのか、どういう事業が予想されるのか、そして、その実現にはどれだけの経費、費用が必要なのか、そういったものを精査し、リストアップをし、取捨選択をし、計画的に実行していくべきである、そういう指摘をしたわけであります。その中で執行部からは、合併の折の合併協議会、新市建設計画の中で、合併後10年間の投資できる額、その枠というのは341億円であるという答弁をいただいたわけであります。では、その中身として、当初、これから何が必要なのか、そういうものはもう既にリストアップされておる。例えば、老朽化した小・中学校の校舎改築、耐震構造への変換、改築、老朽化した市営住宅の建てかえでありますとか、農村総合整備事業、これは県事業でありますけれども、そういった大きな事業費の必要な事業が既にリストアップされておりますと。その中で新たに市民からの要望、地域からの要望、新たな課題、そういった浮かび上がった課題をもとにマスタープランを作成した、これからの柳川づくりの基本計画をつくったということでございました。

では、私が当初から申し上げていたとおり、今後の10年間、341億円投資できる額、そして、マスタープランに盛り込まれた、そういった根本からあった課題、そして、新たな要望、課題、その事業をどういう手順で、どういう順番で、どういうスケジュールで実行していかれるのか、その計画はできておるはずであります。市民に、そして我々議員に示すべきであります。それをまず示していただきたい。そのことをお願い申し上げまして、執行部におかれましては、簡潔、明瞭な答弁をよろしくお願いいたします。

総務部長（山田政徳君）

まず、新市建設計画の341億円投資可能額でございますが、このことをとらえて、佐々木議員は今後10年間でどういう順番でさまざまな事業に取り組むかという御質問でございました。

まず、少し説明をさせていただきますと、新市建設計画、この341億円をはじき出した経過でございますが、確かに合併当初、合併の協議をする段階で10年間の1市2町の事業リストを出していただきました。そして、それに基づいて事業費を算出したわけでございますけれども、その事業費をすべて積み上げますと、とてもじゃないが、財政的にもたないと、そういう状況でございました。合併後、すぐにも財政が破綻するという数字になったわけでございます。そのためになかなか具体的にどれをする、これをするという調整をする時間もございませんでしたし、なかなか当初というか、合併する前は1市2町という枠組みがございましたので、それぞれのやはり地域の思いというのがございまして、なかなか調整することも困難でございましたので、事業費の積み上げをしますと、そして、財政計画をつくるという手法ではなくて、10年間の普通建設事業の投資額を算出するという方法をとったわけでございます。その10年間の投資可能額が341億円でございますし、その341億円にはこれが入っている、あれが入っていると、そういったものではございませんで、あくまで10年間の投資可能額ということで御理解をいただきたいと思っております。

どういう手順で事業をやるかということになるわけでございますが、この新市建設計画を受けまして、新たに新市になって第1次の総合計画を作成いたしました。その中では、先ほど言いました1市2町が出した事業リスト、こういったものも参考にしておりますし、あるいは市民ワークショップとかも開催をしております。合併時にいろいろアンケート調査もしておりますし、そういった市民要望も十分に把握しながら、マスタープランを作成し、基本計画にお示しをしたということでございます。そして、その基本計画を受けまして実施計画というのを作成しておりますし、実施計画ではどういう事業が入っておるか申し上げますと、ハード事業では3カ年合計額が10,000千円以上のもの、そして、ソフト事業では3,000千円以上と、こういったものが入っておるわけでございますし、施設の維持補修費などはその実施計画には具体的に入っておらないということでございます。ですから、その事業の順番については、マスタープランの実施計画で反映されるというものでございます。

以上です。

24番（佐々木創主君）

いや、説明をしてくれとは言っていないんですね。全く答弁といえますか、私がこの件は何度も何度も合併後質問をしておる。1市2町の課題を積み上げていったら、とんでもない額になる。投資可能額、枠として341億円がある。それで、以前の議論の中で3,200あった自治体が1,800になった。そういう合併自治体それぞれの中で、今後それぞれの旧自治体の持っておった課題、それと、新市になって新たに取組みなきゃいけないそういう課題、そういったものをきちっとリストアップして、大体この事業は幾らぐらい、この事業は幾らぐら

い、これを10年間でやります、そういうことをもう合併の時点で既に示しておる自治体がいっぱいあると。柳川は全くない。それを早くつくりましょうよ。市民からは合併してどけんになったつかん、変わらんやっかんと、どげんか未来が来っとかん、どけなまちになるとかん、今そういう声がいっぱい聞かれるわけですよ。ましてや市民の要望、小・中学校の校舎、耐震、子供たちの安全、自分たちの通っている学校の校舎、本当に大丈夫だろうか。そういう中で、例えば、市営住宅でもそうです。校区公民館という新たな課題も出てきております。じゃ、これから大体いつごろのめどでどれぐらいのペースでそういうものがつくられていくのか。私の質問の中でそういったものをきちっとマスタープランの中にまとめて、計画をお示ししますと、しっかり市長は答弁しているんですよ。できていないじゃないですか。ましてや市長の任期の最後の年ですよ。いかがですか。

総務部長（山田政徳君）

合併後10年間のしっかりしたプランと申しますか、そういうのを示すべきだという御意見でございますが、先ほども申し上げましたように、事業の内容については実施計画の3年間の分で対応しておるということでございます。

以上です。

24番（佐々木創主君）

あのですね、3年間でしょう。毎年、実施計画をつくっていくんでしょう。3年間ずつ。今回、第2次のやつが出ましたよ、平成20年になって。3年間、3年間で毎年見直していく。1回目のやつに比べて今回新たなやつが出たりとか、いろいろしております。その辺の努力の跡はうかがえますが、その場、その場じゃないですか。3年、3年の場当たりの対応と言われてもしょうがないですよ、これ。でしょう。10年間の341億円の中ではいろいろあるでしょう。今回なんか道の駅みたいな提案もされておりますけれども、いろんな要望、特に国の動向によって対応しなきゃいけない分もありますから、そういう場合は当然、修正も補正も必要でしょう。そういう中で喫緊の課題であるそういう学校の建設であるとか、部長からも答弁ありました耐用年数に来ておるクリーンセンター、これ50億円、100億円、果ては200億円、それぐらいの規模になるかもしれない、そういう事業。じゃ、それをいつやるのか。ひょっとするなら、柳川市の市民の皆さんが出されるごみ、どこも持っていきようがない。そんな不安を持たれるかもしれない。だからこそ、上げられた課題と市民の要望を10年間でどれだけできるのか。全く約束したことができていないじゃないですか。場当たりの市政じゃないですか。そう言われてもしょうがないですよ、私から言わせるなら。

ほかの自治体からこのマスタープランを見られたら、ひょっとすると恥ずかしい思いをするんじゃないでしょうか。それは我々議員もその議論に加わっているわけですから、その責任は一端をもちろん感じるということは申し上げなくてはなりませんが、しっかりと私は指摘をさせていただきたい。もう来年は5年目ですよ。いつの間にか7年目、8年目。そした

ら、10年目を終わってしもうた。合併特例債137億円、これも全く計画出ない。もう時間がありませんので、このことを話しておると、1時間話さないといけませんので、次に移らせていただきたい。

と同時に、来年度予算、これは骨格予算にはなりますけれども、そういう中で編成作業、市長選挙もある、政治家のそういう指示も仰げない。そういう中での予算編成でありますけれども、これ市長がだれになろうが、何しようが、大体の方向性というのは出せるはずですよ。と同時に、石田市長におかれましては、しっかり任期最後の財政問題、新市建設計画、それをつくります、示しますとおっしゃったわけですから、しっかりと年度内にやっていただきたい。よろしいですか。簡単に、はいかいいいで。

市長（石田宝蔵君）

佐々木議員からそういった厳しい指摘を受けておりますんで、私なりにも考え方を申し上げておかないといけません。

今、山田部長が投資341億円、10年間の対応、佐々木議員もお示しになりました。私どもとしても、当初、新市建設計画、合併協議会の中で議論されてきた金額でありますだけに、当然、341億円というのは念頭にあるわけです、頭の中にあります。ただただ、こういった経済状況が、今議員もおっしゃいました、サブプライムローン、それからリーマン・ブラザーズ、こういったアメリカに端を発した世界恐慌みたいな状況にもなっております。したがって、場当たりの御指摘もいただきましたけれども、議員にはそのように映っているかもしれません。しかし、昨今の先行き不透明な経済状況というのは、やはり私どものそれぞれの自治体においても先が読めないと、国の動きも読めない。地方の動きもこれに対応する形で政策をかじ取りをしていかなきゃいけない。ましてや合併をするときは、随分総務省の話は、3,200余の市町村を1,000の市町村にする。そして、小さな政府をつくっていく、スリム化をしていく、無駄を省いていく。ところが、あの総務省からあのころ話されていたことは、合併特例債、議員おっしゃいましたように、夢のような話でした。財政にしてみても。しかし、合併特例債というのは、そういったあめはやりますけれども、地方にはそれぞれの自治体に借金を抱えている上に新たな借金を抱えなきゃいけない。こういうことを考えると、決して夢のあるような話ではなかったんです。ましてや全国の自治体で合併を進めることによって、その特例債を使えるということで、今まであるような施設、ハード的なグラウンドだとか、体育館だとか、そういったさまざまな庁舎をつくったりして、地元の住民の皆さんの批判を浴びてきて、そのツケはだれが払うんだと、こういうふうになってきたわけです。

したがって、私も地方自治お預かりして平成6年から十四、五年なろうとしております。この中でいつも地方自治の研究会、議論をする中で言うておりますのは、この借金がある中でどのように将来の市民の皆さんに負担をかけないようなこと、これをやるのがまず安全

なかじ取りだと。しかしながら、今回の合併のかじ取りというのは、極めて私どもは随分いかげんな話に乗せられた感じもしてきているということも、これ申し上げているわけです。それはとりもなおさず、合併というのはもう財政状況が厳しくなるから、市民の皆さんのサービスを落とさないで、しかも、負担をふやさないで、それをいかに維持するかということで説明会でも回ってきたと、市民の皆さんにも説明をしてきたというふうに私は記憶しております。それともう一つ、10年昔は一昔と言われていたものが、今は3年一昔。私の任期にしても、議員の皆さん方の任期にしても4年なんです。10年の先を見ながら、もちろん見えています。見ながら、当面は3年間のサイクルで、今、総務部長が申しあげましたように、3年間のサイクルで先を見通しながら、かじ取りをやっていくということです。もちろん住民の皆さんのニーズ、要望等も、要求、課題等も取り入れながら、時としては1年ごとにこの要求がごろごろごろ変わってきているということも紛れもない事実だということも御理解いただきたいと思います。

ただただ、柳川としてはマスタープランというのがあります。市がつくった、新市となって向こう10年に向けてつくった、これは地方自治法に基づく総合計画ですけれども、この総合計画そのものも学者の中には否定する論もあります。しかし、10年先、柳川はどういうふうになっていなきゃいけないのか。こういうことは私どもとしても皆さんと一緒に市民の皆さんのワークショップ等においてくり上げた、市民の皆さんの声を聞いてくり上げた計画書でありますから、その青写真に向けてはしっかり誤りなきよう進めていかなきゃならないと、このように思っております。

24番（佐々木創主君）

あのですね、毎年毎年、月々、日々、状況が変わることは当たり前じゃないですか。当たり前ですよ。そんなことはわかっていますよ。この先どうなるかわからない。下降線ばかりかもしれない。ひよっとするなら、どこかで底を打つかもわからない。しかしながら、そのときそのときで、今の状況で行くならこうなる、それを示すべきじゃないですか。その中で、じゃ、例えば、もっと下っていく。そのときに市民の皆さんから、おまえどもはけんかことばするち言いよったやっかいち、示すから、そういう反応が出てくるじゃないですか。そのときに財政状況こうです、あのときはこうでした、だからできないんですよとはっきりおっしゃればいいじゃないですか。それが情報公開というんですよ。価値観の共有というんです。情報と価値観を執行部も我々議会も市民も同じ情報を持つから、同じ机上の中で議論できるんです。あなたたちばかりわかっている、我々わからないんじゃ、市は何ぼしよつとやるうか、いっちょん実現してくれん。そういう不満ばかりですよ。そのときぼんと新たな事業をぼんとやる。ああ何かすごかねというふうに勘違いされがちですけども、しっかり行政の役目としてのその辺の基本的な責務、それが欠けておるということを申し上げておきたいと思います。

もうこの件で22分も使ってしまいましたので、先に行きます。

そこで、投資とまちづくり、それと同時に、篠山じゃありませんけれども、しっかりとした体力づくり、無駄を削る、支出を抑える、そして収入を図る、この行財政改革なくしては、あすの自治体づくりは語れないわけであります。

そこで、この柳川市でも、行政改革大綱、集中改革プラン、そういったものをつくられて、もう既に実施に移されております。これをやり遂げた、そのときにどれぐらいの削減効果があるのか、どれぐらいの経費抑制達成できるのか、教えてください。

総務部長（山田政徳君）

ただいま第1次の行政改革大綱並びにその実施計画が動いておるところでございます。18年度から21年度までですね。そこで、その経費節減等の総額どれぐらい見込んでおるかということでございますけれども、大きく分けて申し上げますと、一番経費節減の要因になりますのが、職員数の減でございます。それによって計画期間の平成21年度まででおおよそでございますけれども、10億円程度の節減が見込まれるんじゃないかなと思っております。そしてまた、物件費、これ消耗品とか旅費とか、そういったものでございますが、これは16年度の決算額と比較して15%の削減目標を掲げておるところでございます。これでいきますと、もうおよそ8億円程度の節減ができると。さらに補助金、これは平成18年度で見直し作業をいたしまして、平成19年度からその見直し額を予算化いたしておりますが、これでいきますと、3カ年合計でおおよそ160,000千円ぐらいの削減効果が出る。主なものはその程度でございます。

以上です。（「単年度でどれぐらいになりますか」と呼ぶ者あり）

単年度で申し上げますと、平成18年度……（「いやいやいや、最終的に削減をして、そのときに、例えば……。議長」と呼ぶ者あり）

24番（佐々木創主君）

今、総枠での削減額をおっしゃっていただいたんですが、対17年度という、ここを起点として、そういう10億円だ、8億円だ、削減していった。そうすると、対17年度に対して、それを達成した翌年度、どれぐらいの差が出てくるのか。人件費だ、物件費だ、その支出の抑制がどれぐらいになるのか。総枠はいいんですよ。

総務部長（山田政徳君）

そこまでの数字が御入り用ということであれば、事前に私にお知らせいただければ、すぐお答えできますけれども、ちょっと今この場で資料もございませんで、平成18年度と19年度の節減額と……（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）ということでよろしゅうございますか。

24番（佐々木創主君）

これ通告しておったはずですよ、しっかりですね。なぜそんなことを聞くかということ、実際に合併特例債だ、交付税の算定替え。交付税の算定替えで言えば、これが終わったら10億

円、11億円減ると。さまざまな合併特例債はもう当然使えない。地方債も抑制しなくてはならない。その中で歳入面でどれだけ見込めるのか、それをある程度想定しないといけないわけですよ。その中で支出をどうやっていくか、建設費をどうするか、民生費をどうするか。だから、そういう行財政改革をやって、どれだけ単年度レベルで抑制できるのか。それが私はわからないことには、先行き読めないわけですよ。もういいですよ、ないならば。

それと同時に、抑制と自主財源。市の独自の収入をしっかりと確保する。これが重要なわけでありましてけれども、もうこれ時間がありませんので聞きませんが、市税でありますとか、健康保険税、さまざまな施設の使用料でありますとか、保育園なんかの保育料の負担金、こういう収納状況については、この9月議会の決算特別委員会、それなりに努力の跡は見られるものの、まだまだ改善の余地がある、人任せの部分がある、ましてや報酬を払って、いろんな委員になっていただいている、そういう方々にただの報酬投げ渡し。何の金が来よるか、口座に入っとして、いっちゃんわからんと。そんな程度の意思疎通ができていない。役割の認識をしていただく努力もしていない。そういう中で自主財源の確保というのが非常に大事であります。もうこの件は決算でも申し上げましたんで申し上げませんが、と同時に、この独自の収入を、当然いろんな補助減らされるわけですから、まずは自分ところで収入が得られる、市税でありますとか、そういったものをいかに限りなく100%に近づけて収納するか。と同時に、この市税というのは人口がふえれば当然ふえる、人口が減れば当然減る、自然の道理であります。

そこで、マスタープランによりますと、合併当時、7万5,000人弱であった人口が平成28年には6万7,000人になると予測されておる。これをマスタープランによりますと、7万1,000人とどめる。これを目標とするんだと。じゃ、それを実現するために、どうするんですかという議論をさせていただいた。その折には、もう私から御説明すると、企業誘致であるとか、雇用の場の確保であるとか、広域道路の整備、それに関連する生活関連道路、もろもろそういったものを計画してやっていく。ただ、まだまだこれといった具体策が出てきていないんですね。本当にそげんか目標でくっとうやろうかと。ただ目標だけやなかりかという気がしてしょうがないんですが、私なりに考えてみると、当然そういったものも大事でしょう。しかし、非常に難しい。その中で1つのキーワード、住んでよかった、これからも住み続けたい、新たに柳川に住んでみたい、そう思える人口対策、これやはりまちづくりなんです。住環境なんですよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）景観なんですよ。当然そういったものには道路でありますとか、いろんな公共施設、交通体系、そういったものもあるでしょう。そういった意味で、私はこれまでこれに関連した質問もさせていただいております。

もう全国的にその地域の歴史、風土、文化、そういったものに根差した、そのまちしか持ち得ない個性をもう一遍見直そうよ、どこにもないまちをつくらうよ、これがまちづくりのテーマになっております。もう御案内するまでもなく、柳川は水郷であります。城下町であ

ります。歴史、文化もあります。多くの文化人を輩出した風土もあります。そして、何より水郷、掘割に囲まれたこの景観。これを否定する人はだれもいない。それがまだまだ認識されずに、まだまだ開発もされずに残っておるし、もう一度光を当て直さなくてはいけない。そういうことで、そういったものがひいてはそのまま良好な住環境になる。まちづくりが住環境にそのままなっていくんだ。

そういうことで、ことしの3月議会に、その大きな要素であります歴史建築物、ちょうど渡辺邸が取り壊れるという話がありまして、市内にある8軒の武家屋敷、ほかはすべてなくなっておるけど、まだ柳川は残っておる。この保存活用をどうするのか。それと、先ほどの掘割、これはすべて柳川にある掘割、770キ口とっておりましたが、900キ口というお話を聞いて、これすべて人工のものであります。これは先輩、先人、先祖の皆さんが1,000年、2,000年かけて血の汗を流して掘り上げた、ましてや掘り上げないとそこに住めなかった。この掘割の水がなくなった、昨年11月、大湯水で。柳川の掘割の水というのは、堀の水をみんながひとしく享受し合う、少ないときでもちょっとずつ分かち合う、大雨のときはちょっとずつかぶり合う。そのもたせのシステムによって成り立っておる。それが崩れてしまっておるということで、市がことしの3月に策定した掘割を生かしたまちづくり行動計画、この中にもしっかりと水利の一元化、管理一元化をやりますと。私も3月議会でどうするのかということをお願いした。いろいろ感情的なものがある。地域の温度差もある。そういうのをこれから調整を図って一元化をしていきますという答弁でした。と同時に、昨年大湯水の際に、秋口の大湯水、城堀、もう堀干しのときみたいに水がなくなる。城堀どころか、下流、宮永、両開、水がなくなる。水争いまで起こった。ところが、柳川に水を導く二ツ川の蒲船津の散田、ここを境に上流地域から水を取るところは潤沢である。あふれておる。余った水は塩塚川に放水しておる。少しでもこの水が下流に求められるならば、どれだけありがたいか。そこで、二ツ川の川底の水平点、一体どうなっているんですかと。わからないということでした。そこで、その調査を求めたいわけでありまして。例えば、蒲船津の地区の川底の水平点、それよりも上流地域の水取り口が1メートル深い。じゃ、例えば、これを30センチ改善してやる。当然、上流地域が優先的に水が取れる、当たり前。しかし、30センチ下げた分、今までよりもその分下流地域も恩恵を受けられる。これをやらなくして、柳川の水の再生というのはあり得ない。これは大命題であるということをお願いして、まずは水底の調査から始めるということでありました。それがその後どうなったのか。

それともう一つ、これからのまちづくり、柳川のまちづくりの方向性として、コンパクトシティということが打ち出されておられます。コンパクトシティ、まちをしっかりと集約するんですよ、都市機能を集約するんですよ、西鉄の柳川駅から京町商店街、ここを中心市街地ととらえて、そこにいろんなものを集約する。その集約をする中心市街地の中でキーポイントとなるマルシヨク跡地、これマルシヨクが撤退して更地になった。これをどうするんだ。



請願も出た。請願も採択された。武家屋敷の請願も採択された。その後どうなっているのか。この3点お答えください。

水路課長（安藤和彦君）

佐々木議員の第1点目の質問の水の管理体制の一元化と二ツ川の河床の実測結果はということについてお答えしたいというふうに思います。

まず最初に、水管理体制の一元化のお話ですけれども、これにつきましては、今、柳川市内にただいま議員も言われましたように、両開の水利組合、それと、ほかに沖端とか、西宮永等に水利組合がございます。それと、旧三橋町、大和町ですけれども、岩神大和水路を主に管理して、その清掃や水利調整等を担っております岩神大和水利組合等がございます。また、その下には五拾町水利組合や垂見水利組合、それと、大和町全体で大和町水利組合というものがございます。そういうものがございますけれども、この水利組合につきましては、できた経緯でございますが、これにつきましては、やはりこの地域が矢部川水系の最末端に位置するということで、非常に農業用水の確保に過去において苦勞をしてきたということで、地域の住民の方々が自発的にこういう水利組合を組織されたということになっておると聞いております。主な活動については、地域内の水門や樋管、そういうものの調整を行って、地域内の水位の確保、水の確保を行ってあるというふうに思います。

そこで、こういう地域の水利組合の一元化のお話ですけれども、これにつきましては、今言いましたように、できた経緯、活動の状況の温度差、それと、組織の形態等についても各水利組合で違います。そういうことで言いますと、一元化ということにはなかなか難しい問題があるかと思っています。また、柳川市全域の水位の調整等を行う機関といたしましては、柳川みやま土木組合、それと、花宗太田土木組合という一部事務組合がございます。これを中心に柳川市内の水位の調整なり、水の確保等については当たっておるのが現状でございます。今後につきましては、市としては、やはりこの両組合を中心に地域の水利組合、それと、樋管、樋門の管理人さん等の連携をとりつつ、今同様に水位の管理に当たっていきたいというふうに考えています。

それと、二ツ川の実測の結果はどうであったかということでございますけれども、これにつきましては、ことしの6月に水路課と柳川みやま土木組合共同で二ツ川の河床の実測を行っております。その結果でございますが、二ツ川水門から三橋町蒲船津の久富橋です。これ久富橋というのは旧蒲船津徳益線の県道ですけれども、にかかっている橋でございます。そこまでの河床の勾配につきましては、これはもうおおよそでございますけれども、0.05%の下流域に対して傾斜がついております。この0.05%といいますのは、100メートル行って5センチ下がりという勾配でございます。その後でございますが、その後はこの久富橋から同じく蒲船津散田の散田2号橋、これ散田集落の一番東側にある橋でございますが、これまでの間はほとんど河床に勾配がついていないというような状況でございます。その後、この散

田2号橋から三橋町高畑の鎌田外科病院がございますけれども、その前に二ツ川橋という橋がございます。それまでの間はまたおおよそでございますが、先ほど言いました0.05%の下り勾配がついているというような結果になっております。ただし、この実測をした箇所のごあいもあるかと思いますが、河床の勾配については、やはり一定をしていない部分が見受けられるということになっております。

以上でございます。

生涯学習課長（龍 英樹君）

歴史建造物の保存活用対策についてということでの御質問があったと思いますけれども、渡辺家住宅を初めとします武家住宅等歴史建造物の保存活用につきましては、本年5月16日に市議会に請願が提出されたのに合わせ、6月20日には2,881名の署名とともに陳情書が提出されております。渡辺家住宅に関しましては、売りに出されたことが判明してから、保存と活用に向けた事務レベルでの検討をしておりますが、9月定例会において請願が議会の採択を受けたことから、保存活用に向けた方針案の策定を関係部課が集まって検討しているところでございます。現段階では御報告できるような内容になっておりませんが、渡辺家住宅を初めとします歴史建造物の価値を最大限に生かすとともに、取得や改修に要する経費と施設の維持に要する経費が抑えられるような方策の検討を今後早急に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

商工振興課長（江崎尚美君）

マルショク跡地の活用対策にということで御答弁をさせていただきたいと思っております。

御承知のとおり、本年の5月にマルショクが閉店いたしました。その跡地の利用につきましては、関係団体で検討がなされ、かつ検討をしているところでございます。

また、マルショク跡地の活用につきましては、柳川商店街が市の中心市街地であるとの認識のもと、商店街を含む一帯のエリアの機能集約型のコンパクトなまちづくりを進めるという観点から計画が必要であり、その上でマルショク跡地をいかに利用するかということになると思っております。

また、跡地をどう活用するかは地元の商店街などの意向を尊重する必要があると考えておりまして、また同時に、市費を投入することについては、市民のコンセンサスを得ることが第一で、地元商店街にはみずからのリスクも含めまして具体的な活用計画を策定していただくようお願いをしているところでございます。

また、現在のところ、明確な活用策をお示しできる状況ではございませんけれども、今後も早急に関係団体と十分な協議を行っていきたいと考えております。

以上です。

24番（佐々木創主君）

3点、今お答えいただいたんですけど、マルシヨク跡地、当然、何でんかんでん市でやってくれ、こんな虫のいい話はないわけで、地元の商店街、関係団体、それぞれのやっぱり努力といたしますかね、負担といたしますか、そういったものを求めないといけない。その中で当然使われる方々がこういうふうに使いたい、当然ですよ。お仕着せの計画なんていうのは、買い与えられたものは子供でもあんまり大事にしない。欲しい、欲しい、苦勞して求めたものは大事にする、それが道理でありまして、こういうふうに使いたいという絵は出ていないんですか。

商工振興課長（江崎尚美君）

マルシヨク閉店後、地元商店街にすぐに入りまして、まず、ヒアリングをすぐ行ったところでございます。その後、地元でも商店街の中でも専門委員会を立ち上げられて、跡地利用について話し合いがなされ、また、計画案を策定に向けて行動されたところです。また、我々も参加しております柳川商工会議所に事務局があります柳川商店街の環境整備促進協議会でも、同時並行的にそのことについて検討をし、また、先進地へも視察しまして、今後どのようにマルシヨク跡地を中心にこの柳川市の柳川商店街の発展を模索していくという形で、それぞれ3回、また、庁内におきましても検討委員会を立ち上げまして、3回ほど検討委員会をしました。そのようにある程度検討しまして、ある程度同じような方向性は出ております。ただ、これが実際、今申しましたように、具体化になりますと、いろんな問題が出てきます。そういうことで、これからそれに向けて調整をしていくという形をとろうと思っておるところでございます。

以上です。

24番（佐々木創主君）

何かわかったような、わからないような。執行部のほうでも、担当課のほうでも努力をしているんだと。ただ、もちろんマルシヨクはこれをどうするという意向は出していないわけでありまして、逃げはしないんですけれども、しかし、こういったものはタイミングといたしますかね、スピード感、あんまり急いでし損じるということもあってはいけないわけでありまして、実際に私がこの質問を3月したときに、全国の先進地、いろんな成功例もある。例えば、長野の上田市でありますとか、いろんなところが核店舗が出ていって空洞化した。それを逆にプラスに変えて、チャンスととらえて、そのときにやっぱり一番ポイントは、そのやる人たち、エネルギーなんですよ。エネルギー引き出してくださいよ、課長。ねえ市長。いや、結構ですよ、もう答弁は。ねえ市長、ぜひ呼び水をしていただきたい。呼び水をすると、じゃんじゃん流れてきます。これが自然の道理であります。

それと、武家屋敷、価値観、どれだけの価値があるのか。方向としては、請願の採択を受けて保存の方向で検討しておる。大体、概要といたしますかね、こういう方向性というのはいつごろまでにできるんですかね。

教育部長（佐藤健二君）

議員は保存の方向性ということでございますが、現時点では、保存に値するのか、また、対費用効果はどうか、残す意義はどこにあるのか、残したとしてどういうふうを活用していくのか、いわゆる政策判断ができるようなところまでの概要の煮詰めをやっておるといところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。（「これいつごろできるんですか」と呼ぶ者あり）

よその3課集まってやっておりますけれども、目標を年内というふうを考えております。（「年度」と呼ぶ者あり）年内です。（「年度内でしょう」と呼ぶ者あり）年内です。事務レベルでの考え方をまとめるのが年内と思っております。

24番（佐々木創主君）

年内ということは、残すところあと20日余りですね。もうことは御用納めちょっと早うございますから。報告を、方向性、期待をしてですね、市民、地域住民、議会を含めて、その方向でやりなさい、やってください、それに対する石田市長の任期内での検討、方向性、それは大きいですね。大きい。私は期待を持って見守りたい。いろんな形でその結果をまた私のいろんな手段で市民に広くお知らせをさせていただきたい。

そこで、大事な点、もう1点、先ほどの水路。水路課長、勾配という表現でやっていただいたんですが、実は私も絵を見せていただきました、平面図を。垂直図ですか。そうすると、こうなっとつとですよ、こう。確かに蒲船津散田あたり、こうなっているんですよ。ただこれは目測量、正確なもんじゃない。これはやっぱりしっかり機械的な測量含めて、これはやるべきですよ。勾配がないなら、それはどうしようもないでしょう。しかしながら、可能性があるのであるならば、やっぱり突き詰めなくてはならない。ましてや旧柳川において何度とやろうとした。これが頓挫した。ただし、今、もう柳川で一体のまちでありますから、どう公平な水の配分をするのか、これは大変重要な課題であります。毎年、毎年、ちょっと雨が降らん、日向神ダムが改修をするげつと、いっちゃん水が来ん。そのたんびに上流、下流で水争い。流水の確保、筑後川の導水、それも大事でしょう。しかしながら、この柳川市内にある水がきれい　きれいにとは言いませんが、しっかり公平な配分ができるならば、ほかに頭を下げる必要もない、筑後導水に金払う必要もない。まず、自分でできること、自己責任、これがこのいい典型的な例じゃないかな。そういった意味で、当然、水利組合、いろんな感情的な問題、歴史的な問題あるでしょう。ずっと長い懸案事項でもあるでしょう。しかしながら、ここは政治的な立場の人間、我々も含めまして、そういう立場の人間を含めて、やっぱりいろんな方々に働きかけをしながら、どうしていくのか。そういう努力をぜひ私は期待をさせていただきたい。

それで、水路課長、柳川、この間、ちょっとお話ししておったら、七百数十キ口、九百何十キ口ですか、どっちが正しいかちょっとわからないんですけれども、この市街地と農地、

この延長の比率といえますか、どれくらいずつあるのかね。その水路改修費というのは柳川にとっては永久的に投入をしなければならない恒常経費であります、經常経費であります。その市街地と農地、延長と需用費の投入額の差、それぞれ簡単に、数字だけで結構ですから。

水路課長（安藤和彦君）

ただいま議員がお尋ねの柳川の水路の農村部と市街地部の延長ということでございますが、今、柳川市で公に発表しています水路延長というのは930キロということで統一をさせていただいています。その中で農村部と市街地部でどれだけの割合かということでございますが、これにつきましてが明確な資料等の整備が今のところできていませんので、これを計算する手だてとして、用途地域内を市街地として市域全域に均等に水路が配分されているということで計算をいたしますと、農村部の水路延長が約838キロメートル、それと、市街地部の水路延長が92キロメートルという結果になります。これは比率にして言いますと、農村部が9に対して市街地部1という結果になっております。

それと、2点目の農村部と市街地部における水路の維持管理費用の投入額でございますが、これにつきましては、平成19年度の実績で計算をさせていただいています。ただし、これがちょっと正確な数字が打ち出せませんので、計算ができませんので、概算ということでお聞き願いたいというふうに思いますが、19年度から農村部に対して水路の清掃や草刈り、しゅんせつ等に利用ができます農地・水・環境向上対策事業が始まりまして、それが20活動団体でございます。それに対する交付金の支援総額でございますが、110,000千円でございます。そのうちで水路の清掃、草刈り、しゅんせつ等に使用した分でございますが、約24,000千円となっております。そのほか農村部に対して市の単独分でございますが、約13,400千円。一方、市街地部に対してでございますが、用途地域内を市街地と想定した場合の水路の維持管理費用としては約8,850千円支出をしております。

以上です。

24番（佐々木創主君）

いろいろ計算しにくいと。今、農地・水・環境保全対策事業、地域の営農組合にお金を渡して、面積に応じて。それを私が聞いたかったのは、いろんな補助事業あるでしょう。農村何とか事業、何とか整備事業、護岸だ、改修だ、その事業費を聞いたかったんですよ。まあ、いいですよ。もうそれを聞くと、公にしていいかどうかもわかりませんのでね。これは延長で言うなら9対1、事業費ベースで言うなら、私は50対1ぐらいになるんじゃないかなと思うんですよ。水路課に護岸だなんだ、改修だ。農地だったら、例えば、私の住んでいる城内地域、佐々木議員、城内地域は農地じゃなかですもんねと。柳川地区もそうでしょう。三橋の藤吉地区もそうでしょう。農地だったらいろんな補助制度がある、国の単費、市債もそんな使わなくていい、いろんな補助に乗せられる。市街地は単費でやらんといかんから、ざっといかん。いっぱい毎年毎年。石田市長が方針出されて、各行政区から2カ所ずつの要望、

中には出さんでもよかばってんがら、2つ出さんと損やけん、出そうかというやつもあるような、これうわさですよ。もう対応が追っつかん。ね、水路課長。御苦労お察し申し上げますが、そういう中で先ほどの住環境、景観、まちづくり、住んでみたい、そういうまちづくりをしていく上で、当然、農村の田園景観、これも大事であります。と同時に、柳川とイメージするときは、この城堀であったり、二ツ川、高畑、ここをイメージするんですね。ここなんですよ。じゃ、そこの一生柳川がある限り、永続的につき合っていないといけないこの掘割、人工の掘割、ましてやこれがなくなったら柳川は沈没する、陥没をする。その事業費の配分、需用費の捻出、非常に悩ましい、苦しいところであります。

しかしながら、柳川というのは文化的景観のモデル事業、景観行政団体の指定もされております。そこで、今、本指定を目指しているいろいろ計画策定してくれておる。それに関しては、先ほどの歴史建築物とか、いろんな維持保存に補助金も出る。と同時に、今回新たに有明新報にも出ておりましたが、歴史まちづくり法という新たな法律ができて、そういったただ文化、文化で言うなら文化庁、まちづくりなら国交省、田園景観は農水省、ばらばらだった。ばらばらじゃなくて、これを一体的なものとしてまちづくり、歴史のある、文化の薫る、そういうまちづくりをやってくださいよという新たなメニューができておるといふふうに聞いておるわけであります。

そういった意味で、歴史建築物、遺構をその中の核としてとらえて、その周辺整備、武家屋敷のそういう保存であったり、いろんなデザインであったり、果ては水路の維持補修、そういったものまで面倒見ましょうよという、そういうメニューがある。私は柳川の歴史遺産、いろいろあるでしょう。御花もあるでしょう、松濤園もあるでしょう、柳川城だ、いろいろあるでしょう。しかし、何といてもこの1,000年、2,000年かかって先輩たちが作り上げてくれた、ましてやつくらないと生きられなかったこの掘割、これこそ歴史遺産だと思うわけです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）これを歴史遺産としてしっかりと国に認識をしていただいて、これは日本でもまれに見る独特の景観、独特の構造築じゃないですか。ベニスじゃないですけども。これを世界遺産に登録しても、目指すぐらいの私は価値はあると思いますが、掘割自体を私は歴史遺産としてしっかりととらえて、認識をして、国に対してしっかりと柳川特区でもなんでもいいですよ。そして、この掘割の維持、ましてや埋まっておる堀をもう一本掘り直そう、そういうことぐらい考えるべきだと思いますし、これは未来永劫、だれが市長になるうが、執行部がかわろうが、議員がかわろうが、未来永劫柳川にとってつき合わないといけない課題なんです。これをどうするのか。全国押しなべた補助制度ならば、掘割市街地の掘割に対する水路改修、水路保全の補助金なんてありはしません。これをつくりましょう。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

何度も申し上げますが、国はもうアイデアがない。地方の皆さん、上げてくださいよ。アイデア募集なんです。それをおとって、我々の省の目玉事業。だから、財務省、おれが

えはこんなすばらしい事業をやっているから金をよこせ。こういう省庁間のせめぎ合い、過当競争の時代でもある。そういった意味で、柳川から発信しましょう。ぜひともそれを執行部におかれまして御検討いただいて、我々議会、市民も含めて、そのときには協力、私も先頭に立って協力を申し上げることをお誓い申し上げまして質問を終わります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、佐々木創主議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後 2 時33分 休憩

午後 2 時48分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

会議を開きます前に、教育部長よりの確認説明ということでお願いをしておきます。

教育部長（佐藤健二君）

済みません、急に発言をさせていただきます。

先ほどの佐々木議員からの質問で、私が年内にまとめますと言いましたものは、あくまで、今事務レベルで会議をやっておりますところのまとめをするということでございまして、議員の中には、基本計画の概要計画といいますが、そういうものがもうでき上がるんだというふうな誤解を招いた点があるようでございますので、そういうことではなくて、事務レベルで考えを持ち寄っているやつを年内にはまとめたいということでございますので、確認の意味での発言をさせていただきました。よろしく願いしておきます。（「質問者の了解を求めやんでですか」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

どうぞ。

24番（佐々木創主君）

だから、請願を受けて、どういう方向性を出すのか、その価値観とか活用とかそういうことを含めて検討しておるといことでしょう。だから、我々に示せるのがいつまとまるかということ聞いたんです。我々にはどういうものをいつ示せるのか。

教育部長（佐藤健二君）

議員の皆さんに示される時期というのは、ちょっとはっきりわかりません。（「わからん」と呼ぶ者あり）はい。それは、今やっているのは、あくまで私たちの3課が持ち寄って、こうしたらいいんじゃないかということで案をつくっている段階でございますので、議員の皆さん方にいつ見せられるかと言われると、ちょっと今の段階では。（「もう一回だけ、議長」と呼ぶ者あり）

24番（佐々木創主君）

いや、だから、事の発端になったのが渡辺邸じゃないですか。去年の1月、売り渡しをする、更地にする、あそこを住宅地として更地にしてぶっ壊して分譲する。それが発端となって、じゃあどうするかという議論が沸き起こったわけじゃないですか。もう来月ですよ。地権者さんも、金がない中しっかり維持していらっしゃる。だからこそ、私も一般質問をし、請願も出され、採択もされですね。だから、それはいつになるかわからんじゃ、ちょっと。期限ですよ。納期、タイミング。

もうこれ以上答弁要りませんが、市長、何か市長の任期中にある程度の方向性が出らんというのは悲しいですね。出ないとなると、市長の政治家としての意志が働かなかったと言われてもしょうがないということを申し上げておきます。（発言する者あり）

市長（石田宝蔵君）

政治家としての意志という、佐々木議員独特の判断ですけれども、私は、市長として市民の皆さん、お預かりしている7万3,000人の皆さんの首長ですから、それについては費用対効果、あるいは今後の市の負担、またこういったものがどういった収益につながっていくのか、そういうものをしっかり見きわめなければ結論は出せないということを申し上げておきたいと思います。

議長（田中雅美君）

第4順位、27番高田千壽輝議員の発言を許します。

27番（高田千壽輝君）（登壇）

27番高田です。議長のお許しを得ましたので、通告に従い、質問させていただきます。

ことはいろんなことが世界的に起こっています。アメリカのサブプライムローンの破綻に始まり、リーマン・ブラザーズの倒産で世界の株価が下落しております。日本では100年に一度の不況と言われ、一流企業各社も利益の下方修正を行っています。あのトヨタを初め、自動車産業は円高や不況の影響を受け、生産を調整して、派遣社員、期間社員の雇用取り消しが相次いでいます。その結果、学生の就職内定も取り消しがあっております。

日本の経済の先行きも不安要素ばかりで、明るい見通しがつかない状況であります。この結果、当然税収が減り、国の財政も厳しくなるばかりで、このようなときは福祉や教育の予算が削減され、弱者が切り捨てられるような気がしてなりません。

ことし、北九州市では、生活保護費を切られ、電気、ガスをとめられ、おにぎりを食べたという最後の手記を残し、今の時代に餓死されておられます。一方では、福岡市では、母親が我が子を手にかける悲しい事件がありました。この事件の背景には、子供の発達障害に悩み、母親自身も持病があり、将来を不安視しての事件であったと一部報道がなされています。ほかに、介護疲れで、各地で親を手にかける事件もあっております。幸いにも柳川市ではこのような事件がまだ起こっていませんが、他人事ではありません。



そこで、質問いたします。

3月議会で質問しておりました、知的障害児の学童保育について、その後の調査研究の結果はどのようになっておりますか、お尋ねします。また、昨年より、知的障害児の保護者が中心となって、夏休みにサマースクールを開催されています。聞くところによりますと、ことしは8月5日から延べ7日間開催され、多くの児童が参加され、特に開所式には市長も出席され、急遽大川樟風高校のブラスバンド部が参加されましたけど、会場では演奏ができず困っていたところ、市長の英断でホールを使用させていただき、子供たちも喜んでいましたと保護者の方々から感謝の報告があり、市長を初め福祉課の担当職員に私を通じてお礼を言ってくださいとのことでした。また、サマースクールは来年度も開催されますけど、今後行政としてはどのような協力をなさっていくかをお尋ねいたします。

また、ことし、中国が話題になった1年ではなかったかと思われれます。アジアでの20年ぶりの北京オリンピック、パラリンピックが開催され、日本選手も健闘され、特に女性アスリートの活躍が目立ち、日本じゅうに感動を与えたことと思います。

しかし、一方では、毒入り冷凍ギョーザや冷凍野菜の残留農薬、牛乳のメラミン混入と、食の安全に不安を与え、中国産は安心できないといって買わない人たちが多くなっています。また、国内でも、ウナギの産地偽装や食品の偽装が相次ぎ、一番ひどいのは三笠フーズの事故米の転売です。信用して仕入れをした事業所に数十億円の多額の損害を与え、主食の米でも安心できないような時代です。消費者は何を信用して買い物をしていいのかわからない世の中になっています。このような背景を受け、次の質問をいたします。

ことしは異常と言っていいほど原油の値段が上がリ、異常気象の影響で穀物の値段が値上がりをしております。現在、原油は少し落ちついてきておりますが、食料品の値段はまだ下がっておりません。特に国内産の野菜などは、先ほど言いました、中国の影響かわかりませんが、高くなっています。牛肉もBSE問題や、飼料となる穀物の値上がりの影響を受けて高くなっているようです。

そこで質問いたしますが、給食費の徴収の仕方は、また、全国的に問題になっている滞納は。また、9月ごろに実施されたアンケートの結果は。その結果を受けての給食費の値上げはあるのか。そして、いろんな問題があった業者からの食品の納入はなかったのかをお尋ねいたします。

執行部の答弁次第では自席から再度質問いたしますので、議長におかれましては、お取り計らいをよろしくお願いいたします。

子育て支援課長（高崎祐二君）

子育て支援課です。知的障害児の学童保育のその後の調査、研究結果についてお答えしたいと思います。

近隣の6市町について調査を行っておりますが、学童保育所での障害児受け入れにつきま

しては、どこの市町につきましても受け入れをしているところです。柳川市におきましても、3学童で4人を受け入れているところであります。しかしながら、どの市町につきましても、その校区に通学している児童となっていて、特別支援学校の児童を夏休み等の期間だけ学童保育所で預かっているところはどこもない状況であります。ただ、八女地区においては、八女、黒木、立花の入所児童保護者で組織してあります八女地区心身障害児学童保育所がございますが、入所児童は身体障害者手帳、または療育手帳を所持する18歳未満の児童となっていてございます。それ以外の市町における特別支援学校の児童の長期休暇等の対応につきましては、障害福祉のほうで実施しております日中一時支援サービス、それからサマースクールでの対応となっているところがございます。

以上です。

福祉課長（木下正巳君）

サマースクールにつきまして、お答えをさせていただきます。

柳川市におきますサマースクールにつきましては、柳川市障害児親の会さくらんぼの主催によりまして、平成19年から開催をされております。柳川市といたしましても、平成19年度は協力という形で、また本年度は後援という形で支援を行っているところがございます。2年とも7日間ずつ開催をされておまして、このサマースクールの利用状況につきましては、平成19年度が延べ43名、平成20年度が延べ80名の参加がっております。立ち上げましてまだ2年ということございまして、試行錯誤での運営ということになっておまして、反省会の中でも数々の課題が出されるところであります。大きなものとしたしましては、さくらんぼでは、サマースクールの長期開催を希望されておまして、そのためのボランティアの協力体制をいかに確保するかというものもありますし、またほかにも、スタッフ会議の持ち方、あるいは施設の利用制限、会場の確保等について、それぞれ保護者の方から意見が出されるところです。今後も出された課題につきまして、行政として解決できるものにつきましては、改善の方向で検討していきたいということで考えております。

以上です。

学校教育課長（成清一廣君）

議員の御質問の内容は、給食費の徴収方法と滞納はということと、アンケートの結果はということと、給食費の値上げがあるかということ、それから食の安全性にどう対応しているかということのお尋ねだろうと思います。これにお答えをさせていただきます。

まず、現在、給食費の徴収につきましては、1校が口座振り込み、残る24校はPTAの御協力をお願いし、それぞれの行政区ごとに世話人を設けていただいて、徴収をお願いしているところがございます。

マスコミ等で給食費の滞納が全国的に話題になっておりますが、本市においては、そういった方法をとっていることもありまして、徴収率が99.85%であり、一部の滞納家庭について

は、学校を通し、また給食センターを通して納付をお願いしている状況でございます。

それから、次にアンケートの結果でございますが、これにつきましては、議員御指摘のとおり、原油の高騰に引きずられる形で、今年前半に大豆類や乳製品、食用油、それから野菜などが急激に上昇いたしまして、給食の材料費が大幅に増加をいたしております。そこで、すべての家庭に給食費の値上げに関するアンケートを実施いたしました。その結果といたしましては、小学校では78%、中学校では62%が、内容や回数を据え置いたまま値上げには賛成との結果でございます。一部中学校の回答によりますと、回数を減らせというところもあるんですが、ほぼ値上げには賛成ということになっております。

次に、給食費の値上げについてのお尋ねでございますが、教育委員会といたしましては、給食審議会を開催し、給食費の値上げについて諮問を行いました結果、20年度については現行を維持し、値上げについては、必要最小限にさせていただきたいと。その時期につきましては、各給食センターや学校ごとに最大限の努力を行って、今後の物価の動向を見きわめ、委員会において必要と認める時期に、必要な額の実施をするという答申をいただいております。

各センターや学校では、現在の状況、今は若干、油は下がりましたけれども、野菜等はそのまま高値維持でございますので、その辺の状況を見ながら、また、県の学校給食会が来年度の物価の仕入れ価格は何%ぐらい上げてくださいという通達が2月ごろに出ますので、その辺を十分見きわめて、できたら必要であれば値上げを実施したいというふうに思っております。

県内のほかの市町村の状況を申し上げますと、19年度から20年度にかけて、4月より値上げをしたところが小学校で19市町村、中学校で16市町村でございます。それから、6月や9月からといった中途から、この辺が一番上がった時期でございますので、そのころから値上げをしたところが、小学校、中学校とも4町村でございます。

値上げの額は、小学校が最高で320円、中学校で620円、県内を平均いたしますと、小学校が225円、中学校で274円の値上げとなっております。また、本市におきましては、議員御承知のとおり、合併時に給食費の額を調整したことにより、旧柳川、旧三橋の給食費を引き下げて旧大和町の水準とし、提供する回数は旧三橋町の水準に合わせるために、市より毎月、小学生には200円、中学生には400円の補助金を交付していただいて、保護者の負担軽減を図っているところでもございます。

それから、最後に、食の安全性についてお尋ねでございますが、柳川市においては、食材の7割程度を県給食会より購入いたしております。県給食会においては、食品といいますが、材料の納入時に、非常に精度の高い検査が検査技師により実施をされておりまして、これについては、非常に安全性は確保されているというふうに言えると思います。それから、あと残りの野菜等につきましては、一般の商店から購入しておりまして、議員御指摘のとおり、一企業とか、そういうところからの購入はございません。

以上でございます。

27番（高田千壽輝君）

現在、3施設で4名を受け入れてあるとお答えがありましたけど、私が最初3月に質問したときに、そういう障害者の人たちを受け入れる場合は、専門的な知識がある人や施設の改善をしなければ受け入れが困難じゃないかというような回答を3月のときにもらったんですよ。今、3施設受け入れてあるということで、何か受け入れてあるところでその指導員さんたちが困ったというような問題点とか、そういうのがあったら、ちょっとお聞きしたいんですけど。

子育て支援課長（高崎祐二君）

3学童で4名、今障害の方、受け入れております。その中でお2人が肢体不自由、残りお2人が知的障害というところなんですけど、身体障害につきましては、1名加配職員ということで、介護士の免許を持ってある方を一応雇用しております。知的障害の方につきましては、1名同じように加配をしておりますが、特段の免許を持ってある方ではございません。ただ、急に行動されたり、そういうところが、やっぱり長い期間見ていくことで、やっこの子の性格がわかってくるというふうにおっしゃっております。

以上です。

27番（高田千壽輝君）

今お答えいただいた、身体の方が2名、知的障害の方が2名と、私も両方知っていますけど、やっぱり知的障害の中にも多動性のある方とかは、本当に一瞬でも目を離せないという状況なんですよ。身体の方たちは、もう御存じのように、移動、そういうところに大変苦労して、実際、ぎっくり腰とかなられる方が大変多いと思われまして。その辺の、やっぱりそういう人たちになるだけ負担がかからないようにしていかなきゃいけないと私も思っておりますけど、今のところ、何もそんなに困ったという問題点はないように今の答弁では受けられますけど、そのように認識していいでしょうか。

子育て支援課長（高崎祐二君）

済みません。身体障害者につきましては、困ったという部分につきましては、実際加配している介助員の方がかなりやっぱり腰を痛めてあるということがございます。実際、何日が休まれたとかというそういう状況もございますので、だんだん体は大きくなっていかれますので、それにつれてどうしても介助のほうはかなり厳しいものにはなっているというふうに思われます。

知的障害の方につきましても、先ほど議員おっしゃられますように、一瞬も目を離されないというようなことで、かなり緊張した状態で受けてあるという、そういう状況になっております。

以上です。

27番（高田千壽輝君）

なるだけ指導員の方に負担がかからないように、できれば、学童保育は1週間のうち6日間ですかね、毎日1人が見るんじゃないかと、ローテーションをとれるというか、1日おきでもそういうことができれば、少しは本人の肉体的負担は軽減されるんじゃないかと思っておりますので、その辺を提案していきたいと思っています。

それから、現在、ほとんど学童保育は3年生までと受け入れがなっていると伺っておりますけど、その3年生までという決められた根拠というか、そういうところをちょっとお聞きしたいんですけど。

子育て支援課長（高崎祐二君）

3年生までということで決められました一番大もとは、放課後児童健全育成事業といいます、厚生労働省が出しておりますこの学童保育の一番大もとになっている要綱というものがございまして。そちらのほうでも、基本的には3年生までの児童という形になっておりますので、それに合わせまして、市の要綱のほうも定めてあるという状況になっております。

以上です。

27番（高田千壽輝君）

私も保護者の方から聞いた話で、一応3年生で切られるのはいいんですけど、各家庭いろいろ事情があると。もし、兄弟で行って、1年生と3年生で今現在行っていると。1人だけは、もう来年は見れないというようなことじゃちょっと困りますとか言われたんですよ。特に、これは私が聞いた知的障害者の方では、現在、私も調べたら、久留米市が障害者に関しては5年生まで延長してあります。よかったらと言うてはいけませんけど、5年生まで柳川では延長ができないのか、その辺をちょっとお聞きしたいんですけど。

子育て支援課長（高崎祐二君）

私どものほうにも、ある1つの学童のほうから、現在3年生になる障害をお持ちの御父兄、それから学童保育所とそちらの校長先生連名で、一応上申書という形で受けております。今、関係各課のほうと協議いたしまして、近々どのような結果という形でお知らせできるかなというふうに思っておりますのでございます。

27番（高田千壽輝君）

今、ちょっと検討中ということで、まだどういうふうな方向性が出るかちょっとわからないということですけど、また先ほども答弁でありました、支援学校、養護学校とかに通学してある人たちは、ほとんどが学童保育には受け入れていないということですので、そういう方たちに、学童保育以外でも何か支援とか日中支援とかそういうのが、制度があるのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

福祉課長（木下正巳君）

日中一時支援ということで、障害児等の日中における活動の場を確保し、障害児等の家族

の就労支援及び障害児等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的といたしまして、日中一時支援事業というのがございます。

27番（高田千壽輝君）

今、ありますということで、柳川市内では何力所ぐらいその施設があるんですか。

福祉課長（木下正巳君）

柳川市内におきます日中事業支援事業で、知的障害児を受けている施設につきましては、市が事業委託します際に実施しましたアンケートによりますと、矢加部の第二白梅学園、それから上宮永町の柳川療育センター、それから田脇のデイサービスきめっせの3施設が登録をされてあります。（「民間もあるのか」「補助金をもらわれよらんところはあります」と呼ぶ者あり）

27番（高田千壽輝君）

ちょっと何かよそから答弁があっているようでございます。（発言する者あり）ありがとうございます。

やっぱり障害者を持っておる方たちは、いろんな面で仕事ができないとかいう、そういう、特に夏休みの40日間、学校に行っている間はどうかパートとかできるけど、40日間の夏休みは、朝から一日中やっぱり子供の面倒を見なきゃいけないということで、その期間中はどうしても仕事を休んである方たちが多いんですね。特に、お母さん方がもうかなり1人で見てあるということで、精神的にもつらい面を受けてあります。よければ、ちょっと先ほども言いました、延長も含めて必ず現実のものにさせていただきたいと思っております。これはもう要望で終わりますので。次の質問でありますけど、学校給食あたりの1食の単価をよろしいですか。

学校教育課長（成清一廣君）

今、議員のほうから、学校給食の1食あたりの単価をとということでございますが、現在徴収させていただいております金額は、1食あたりに直しますと、小学校が210円、中学校が250円になります。これに補助金を足しまして、実は食材を提供しておるわけでございますが、補助金を含めると、小学校が220円、中学校が266円の単価となります。

この内訳でございますけど、米飯のときとパン食のときで若干異なります。まず、小学校の米飯で申し上げますと、お米が25円33銭、副食が155円68銭、牛乳が39円26銭でございますけれども、県費から200cc、1本当たり27銭助成がございますので、38円99銭で購入をいたしております。パン食のときになりますと、パンが主食代として42円50銭、副食がその分落ちまして138円51銭、牛乳は同じでございます。

それから、中学校の266円の内訳を申しますと、お米が29円80銭、副食が197円21銭、牛乳は同じく、購入価格は38円99銭。それから、パン食になりますと、パンが46円50銭、副食が180円51銭、こういった値段になっております。

27番（高田千壽輝君）

今の報告でいいますと、余りにもパンと米飯の差が、考えたら1食の値段がちょっと差があり過ぎかなと思っています。これも、今小麦粉の原価が実際上がっているから、仕方がないことかなと思いますけど、何かもうこのままだったら、私の考えではもうパンをやめて全部米飯にせんかと言いたいんですけど、その辺はどうですか。

学校教育課長（成清一廣君）

パンとお米の値段が随分違うじゃないかということで、パンをやめてお米ばかりにしたらどうかということになるわけですが、実は、パンの場合は、カロリーも栄養価もお米よりも数倍高いわけですが、それで、ただ食べさせるということではございませんで、栄養価とカロリーを計算して副食をつくっておりますので、パン食になりますと、副食の費用が下がるということで、トータル一緒でございます。

27番（高田千壽輝君）

これはもう近隣市町大体同じぐらいなのでしょう。どうですかね、単価は。

学校教育課長（成清一廣君）

1食単価は、小学校ですと、パンの場合でも米飯の場合でも220円をかけてつくっているということですので、かかっている費用は全く一緒でございます。

以上です。（「近隣市町は」と呼ぶ者あり）

近隣市町との比較で申し上げますと、実は、福岡県の近隣市町といいますが、私のほうの費用の値段を申し上げますと、うちのほうは県下で、小学校ですと、皆さんからもらっているお金でいきますと、県下45位のかなり下のほうに位置をいたしますけれども、それに200円の補助金を足しますと、県下で20位ということで、大体近隣市町とほぼ同じでございます。それから、中学校は毎月4,200円いただいております。これでいきますと、県下35位の位置にあるわけですが、補助金400円を含みますと、県下で3番目の価格ということになります。

27番（高田千壽輝君）

次はアンケートのことを聞きたいんですけど、私もそのアンケートを実際ちらっとしか見せてもらわなかったんで、内容をちょっと把握していないんですけど、多分内容の中に、もし値段を上げるとしたら、幾らぐらいが適当ですかというような内容がなかったでしょうか。もしあったら、その内容として集計してあると思いますけど、大体父兄の皆さん方、幾らぐらいの値上げを希望してあるか、その辺をいいですか。

学校教育課長（成清一廣君）

値上げは幾らぐらいというアンケートをとったのではないかとございまして、そういったアンケートではございませんで、その他の欄に、幾らまでだったらいいですよというような御意見を書いてくださいということをお願いしております。そこには、いろんな御

意見がありました。大まかに申しますと、大体三橋と柳川が合併時に200円引き下げておりますので、その範囲内ぐらいで何とかお願いできないかという御意見がたくさん来ております。

27番（高田千壽輝君）

実際、私も父兄とちょっと話をしながら、やっぱり給食はもう値上げをしていいですよというような意見が大半多かったですよ。その中でも、ちょっとこれはもうわがままになるかもしれないですけど、食べ物というのはみんなしゅんがあると。結局、今、子供たちは季節感がほとんど食べ物から感じ取れない、年じゅう同じ。（発言する者あり）ちょっと茶々入れんでください。季節感を取り入れて、しゅんの食材を使って、その月、春夏秋冬という、そういう値段を上げてもいいから、そういうメニューをつくってくださいという要望も私のほうにかなりあっております。いろいろな、もうほとんど冷凍食を使うと、私も海のほうで育っておりますから、海産物もしゅんがあります。私たちがアサリとか、もう実が入っていないということで、5月以降はほとんど食べないです。そういうことで、年じゅう冷凍アサリを使ったら、子供たちがおいしくないと言うて食べんやったとか、そういう話も聞きますので、やっぱりなるだけ季節感あふれて、食べ物もしゅんを味わうということを食育の中でちょっと入れてもらって、メニューを作成して、少し値段が上がってもいいと思いますので、先ほど200円ぐらいはいいんじゃないかというアンケートがあったということで、大体はっきり、来年度の、これはもう給食費は、私は思うけど、市全体で上げられるんでしょう。先ほどの答弁では、何かセンターとか各学校のいろいろ方針がありましてとか、いろいろのようで、値段を上げるとしたら、柳川市全体が一斉に上げられるんですか。それともばらばらに上げられるんですか。

学校教育課長（成清一廣君）

議員御指摘の、しゅんのものをメニューに取り入れてほしいということにつきましては、栄養教諭の先生方を中心に、栄養士さんが集まって、大体毎月給食だよりというのをまとめてつくっております。その中に、今月はこういうのがしゅんですよという御紹介もしておりますし、そういうのを入れたメニューをつくっていただいております。

ただ、副食155円68銭で1食つくるわけでございますけど、おうちで考えてみますと、これに光熱水費、それから人件費を足しますと、大体3倍ぐらいになるわけですが、大体450円ぐらいの定食メニューという形になるわけでございます。その中で、かなり今栄養士の先生方はしゅんのものを取り入れるという形でメニューをつくってくれていることはもう事実でございます。その辺、教育委員会といたしましても、今共同メニューといいますか、統一メニューにしておりますので、委員会のほうでメニューを印刷して、全校生徒に配るという形をとっております。その中でも、きちとしゅんのものの紹介とか、お魚だったら今はこういうのがしゅんですよみたいな御紹介もさせていただいております。

それから、若干上がってもいいからということでございましたけど、かなり、やっぱり役



員の皆様方とかそういった皆様方とお話をする中では、今ラーメンにしても上がったし、コンビニの弁当にしても高くなったから、上げていただくのはという御意見を結構聞くんですけど、やはり1食10円上げますと、月に200円上がるわけでございます。なかなかこの辺について、一般の皆様方がどう反応されるかということについて、我々非常に苦慮をしているところでございます。ただ、今の給食費はもうここ10年近く全く上げられていないという給食費でございます、10年前の物価でつくってきているということでございます。

それから、上げるときは一緒に上げるのかということでございますけど、これは条例事項（146ページで訂正）で決まっておりますので、皆様方にお諮りをして、幾らにしますと、いつから幾らにしますということで御提案を申し上げて、御了解を得てから実施をするということになります。それぞればらばらではなくて、現在は柳川市全域で幾らというふうにもう決めておりますので、一斉に上げるということになります。現在、条例（146ページで訂正）で3,600円と4,200円はもう決めておりますので、これを一斉に上げるということになります。同一歩調ということですよ。

ただ、この物資会計は各センターごとにやっておりますので、ゆとりのあるセンターと非常にゆとりのないセンター、それからゆとりのある学校とゆとりのない学校ということで、内情は若干異なっております。

以上でございます。

27番（高田千壽輝君）

先ほど最初に質問しました、徴収方法は1校が口座振替、あとはPTAの協力で徴収してあるということで、大体99.85%の徴収率があって、父兄の方にも大変迷惑をかけますけど、この徴収率を維持するためにはちょっとこの方式を維持していただきたいなと私は思っております。

それから、ちょっと新聞報道で、先生の中で給食費を払っていなかった市がありました。柳川市ではそういうことはないと思っておりますけど、確認を、どうですか、教育長。

教育長（上村好生君）

柳川ではそういう先生は1人もおりません。きちっと払っているところでございます。

以上です。

27番（高田千壽輝君）

安心いたしました。

これで私の質問は終わりにします。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、高田千壽輝議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後3時31分 休憩

午後 3 時46分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま高田議員の一般質問において、教育委員会より発言訂正の申し出がっております。教育委員会より訂正部分について発言を願います。

学校教育課長（成清一廣君）

先ほどの高田議員の質問の中で、一斉に上げるかという質問の中で、私が条例にというふうにお答えいたしました。私の思い違いで、教育委員会の管理規則にそう定めておりますので、そういうふうに訂正をお願いいたします。

議長（田中雅美君）

第 5 順位、4 番熊井三千代議員の発言を許します。

4 番（熊井三千代君）（登壇）

皆様こんにちは。4 番、公明党、熊井三千代でございます。皆様におかれましてはお疲れでしょうが、いましばらくのお時間をいただきますよう、よろしく願いいたします。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして順次質問させていただきます。

初めに、新型インフルエンザ対策についてお伺いいたします。

これからインフルエンザの注意が必要な季節になりますが、今、世界じゅうで懸念されているのが、鳥インフルエンザが鳥への感染を繰り返すうちに人の体内でウイルスが変異し、人から人へ効率よく感染していく新型インフルエンザの出現です。この新型インフルエンザは、いつ出現するか、だれにも予測できるものではありません。人間界にとっては未知のウイルスで、ほとんどの人は免疫を持っていませんので、これは容易に人から人へ感染して広がり、急速な世界的な大流行、パンデミックを起こす危険性があります。

過去の例として、20世紀では、大正 7 年、1918年、スペインインフルエンザ、昭和43年、1968年に香港インフルエンザ、昭和52年、1977年にソ連インフルエンザが大流行いたしました。これはいずれも世界的に流行し、時に多くの死亡者、例えば、スペインインフルエンザにおいては、世界では約4,000万人、我が国では約 3 万9,000人の死亡者を出しています。

こうした新型インフルエンザは10年から40年の周期で流行してきます。次のインフルエンザが出現するのは、だれにも予測できるものではありません。しかし、現在、地球規模で発生している高病原性鳥インフルエンザのウイルスが新型インフルエンザウイルスに変異することが懸念されています。この高病原性インフルエンザウイルス H 5 N 1 では、鳥から人への感染も見られており、2003年11月から本年にかけて、H 5 N 1 の人感染確定症例数は世界15カ国で387人、そのうち245人が死亡しており、死亡率は何と60%を超えています。これらの理由から新型インフルエンザの世界的流行の可能性が示唆されております。

日本政府は新型インフルエンザが全国的に流行した場合は、全人口の 4 分の 1 の人が感染

し、医療機関を受診する患者数は最大で2,500万人と仮定し、対策を講じています。また過去のデータより入院患者数は53万人から200万人、死亡者は17万人から64万人と推定しています。

福岡県においてもアジア諸国に近いという地理的条件に加え、国際空港を構えており、国内初の新型インフルエンザ発生圏となる可能性は十分にあると懸念されています。発生予測として、受診患者数は約69万人、入院患者数は1万7,000人、死亡者は約4,000人と発表しています。

流行時の基本方針としては、1、新型インフルエンザ患者が発生した場合は早期に集中的な対応を行うことにより流行を抑え込む、2、流行が広がった場合はできる限り感染の拡大を防止し、また適切な医療を行うことによって健康被害を最小にすることとしております。柳川市においても新型インフルエンザ発生の警告が強まる今日、万一来に備え、事前の対策、予防策、医療体制や行動計画、また的確な情報提供など十分な備えが急務だと痛感しております。

そこで、次の4点をお伺いいたします。

1、本市の養鶏農家の方々や屋外で鳥類を飼っておられるの方々に対する鳥インフルエンザの感染予防対策について。2、福岡県では新型インフルエンザ対応指針を策定しておりますが、本市としての対応指針は策定されていますでしょうか。また、基本的な取り組みについてお伺いいたします。3、市民の不安の解消や感染予防のためには、正しい知識の周知、正確な情報の提供が重要であると考えますが、啓発チラシの作成、ホームページの利用と市民に対する情報提供についてお伺いいたします。最後に4番目として、医療従事者が最も感染のリスクが高いことから、医療関連に関する医療従事者の感染防止も含めた体制整備の働きかけについてお聞かせください。

次に、2点目として、特別支援教育支援員の推進についてお伺いいたします。

平成18年6月に学校教育法等の改正が行われました。平成9年4月から障害のある児童・生徒等の教育の充実を図るため、従来、障害種別ごとに設置されていた盲・聾・養護学校の制度を複数の障害種別を教育の対象とすることのできる特別支援学校の制度に転換するとともに、小学校、中学校等に在籍する教育上、特別の支援を必要とする児童・生徒に対し、適切な教育、特別支援教育を行うことが明解に位置づけられました。特別支援教育とは、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高めて生活や学習上の困難を改善し、克服するために適切な指導、必要な支援を行うものです。これは知的なおくれない発達障害も含めて特別な支援を必要とする児童・生徒が在籍しているすべての学校において実施されるものです。現在、小・中学校の通常の学級に在籍している児童・生徒のうち、発達障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症により学習や生活面で特別な支援が必要な児童・生徒が約6.3%在籍していると見られております。

こうした児童・生徒への支援を行うために、従来は都道府県、市町村が独自の予算で介助員や学習指導員などを配置、対応していました。しかし、何らかの支援が必要な児童・生徒の受け入れが増加している今日、また特別支援教育が法的に位置づけられたことによって、障害のある児童・生徒に対して支援を行う者、特別支援教育支援員として、平成19年度から地方財政措置が講じられるようになりました。

支援員の業務内容の一例を挙げますと、学校教育上の日常生活の介助、食事、排せつなどの補助、車いすでの移動補助など、学習活動上のサポート、発達障害児の児童・生徒に対する学習支援、注意欠陥多動性障害児の安全確保などにあります。昨年度の措置額は約250億円で、本年度平成20年度は360億円に増額されております。これは全国で3万人、全公立小・中学校に1人の支援員を配置できる規模です。しかし、実際の活動状況は、全国で2万6,092人になっており、10都道府県が小・中学校設置数を上回る数の支援員を配置している一方で、設置数の2割程度にしか設置していない県もあります。来年度平成21年度も地方財政措置額は約360億円が予定されております。適切な指導と支援を行うためにも特別支援教育支援員の全小・中学校への配置が不可欠だと思います。

そこでお伺いいたします。本市におきまして、現在の支援学級数、支援員の配置状況及びその結果、また、特別支援教育がスタートして1年が経過しますが、何が変わったのか、学校の声をお聞かせください。

最後に3点目、街路灯に発光ダイオード（LED）の導入についてお伺いいたします。

今日、我が国においては、国を挙げて脱温暖化社会づくりを初め、循環型社会の構築や自然との共生などを進めるとともに、特に環境に配慮した技術開発の課題に向け、動き出したようです。

そんな中、光源としての活用技術が急ピッチで進められている成長分野がLED、発光ダイオードです。この発光効率や視認性の高さから、近年は信号機や自動車のブレーキランプに使われるようになり、ほかにもまちづくりの街路灯や照明などにも使われております。発光ダイオードは消費電力が蛍光灯の2分の1、白熱電球の8分の1、寿命は構造上半永久的、実際の商品では10万時間程度と言われております。しかも、水銀などの有害物質を含まないので、環境への貢献が大です。また、熱の発生が少ないので、これも地球環境に優しいと言えます。

このようにメンテナンスにかかる費用などランニングコストを大きく圧縮され、環境負荷の少ない技術の導入は温暖化防止にも役立ちます。市が行うさまざまな施策において、LED機器のような環境に配慮した商品の普及についてどのようにお考えでしょうか、御見解をお聞かせください。

以上、1回目の質問を終わらせていただきます。2回目からの質問については自席より行いますので、よろしくお伺いいたします。

農政課長（成清博茂君）

農政課です。鳥インフルエンザの感染予防対策についてお答えいたします。

基本的に筑後市にあります県の家畜保健衛生所が中心になって行っておりますけれども、高病原性インフルエンザの発生状況、防疫対策などの情報の提供、また本年5月には現地立ち合いのもと、消石灰の散布による消毒の実施、また9月におきましては市内8養鶏所の血液検査を行っております。

また、県内、家畜保健衛生所が4カ所あります。毎月1カ所で高度なウイルス検査が実施され、予防の徹底を図っております。

また、養鶏が死亡したときには、必ず死亡報告書の提出を義務づけられております。

本市といたしましても、筑後家畜保健衛生所からの情報の提供を行ったり、防疫のための消毒液の購入支援や養鶏農家、また鳥を飼ってある方々への周知として今年7月号の市報に掲載し、注意を呼びかけておるところです。

また、養鶏農家の皆さんにおきましては、予防対策として家畜保健衛生所などの指導に沿って消毒の実施、防鳥ネットの設置などを行っていただいております。

また、このように宮崎県などで発生いたしました鳥インフルエンザの脅威と損害について養鶏農家の皆さんにはこれまで以上に不安を感じられております。そこでやっぱり農家の皆さんにおいても予防の徹底を実施していただき、異常を感じられたら家畜保健衛生所に迅速に連絡をとっていただくよう指導をいたしているところでございます。

以上です。

保健福祉部長（本木芳夫君）

保健福祉部長でございます。2点目の本市の対応指針の策定の有無と基本的な取り組み状況についてお答えしたいというふうに思います。

国におきましては、平成15年10月に新型インフルエンザ対策に関する検討小委員会を設置し、その対策についての検討が進められ、平成16年8月に同委員会で新型インフルエンザ対策報告書が取りまとめられたところでございます。その後、平成17年12月にWHO世界インフルエンザ事前対策計画に準じまして、新型インフルエンザ対策行動計画が策定されています。この行動計画は平成19年10月に改定が行われておりますが、今般、さらに見直しが行われ、市町村の役割についても示されるというふうに思われます。現在、柳川市の対応指針につきましては策定をしておりますが、この改定を踏まえるとともに、福岡県において先月の4日に県下の市町村に対しまして研修会が実施されましたので、それをもとに今後、保健所や医師会等と協議し、指針や体制などをつくっていきたいというふうに考えているところでございます。

なお、先日行われました県及び九州市長会におきましても、新型インフルエンザ対策については、国家的な危機管理の問題としまして、国において強いリーダーシップを持って対応

を図られるとともに、県においても新型インフルエンザ対策の重要性を十分に認識しまして、適切な措置が講じられるよう要望が行われているところでございます。

また先日、政令市を除きます市町村では、県内で初めて災害時協力協定というのを柳川山門医師会と結んできたところでございますが、この協定につきましては新型インフルエンザの備えにもなるというふうに考えているところでもございます。

次に、3点目の市民への啓発と正確な情報提供についてお答えいたします。

新型インフルエンザの対策において、感染予防、拡大防止を図る上で大変重要なことと考えております。例えば、発生前の啓発では手洗いやうがいの励行、マスクの着用などをチラシや市の広報でお知らせをする。発生時には市のホームページや広報車によりまず情報提供など、その時々合った啓発を行っていかねばならないというふうに考えているところでございます。つまり、国が分類をいたしております鳥インフルエンザの発生、人への感染の率が低い段階を1と申しますけど、その段階1から段階6ということで、これは世界的な流行ということで人から人への感染が効率よく持続をされる状況というのを段階6というふうに申しますけど、段階1から段階6までのそれぞれの状況に応じた情報提供をしていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。したがって、国や県からの情報提供に基づきまして具体的な指導に当たります保健福祉環境事務所助言のもとに、的確な情報提供と啓発活動を行いたいというふうに考えております。また、感染拡大防止のためには、関係機関等の連携及び市の各部門の組織を通じましての情報提供も必要になるというふうに考えているところでございます。

最後に4点目の医療機関におきます従事者の感染防止を含めた体制の整備についてでございますが、医療機関における対策は管轄します山門保健福祉環境事務所と柳川山門医師会において研修会の開催や従事者の体制づくり、診療における設備等について現在協議中であるというふうに聞いておるところでございます。医療従事者の感染は結果的に診療体制の滞りにもつながるおそれがございますので、市といたしましても市民の方が安心できる体制ができるよう県等にも働きかけをしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

学校教育課長（成清一廣君）

熊井議員から特別支援教育支援員の推進についてという御質問でございますが、まず最初のクラスとか人数でございますけれども、現在、柳川市においては、小学校で特別支援学級14クラス、ここに2名、それから通常学級に2名、中学校で特別支援学級5クラス、ここに3名を配置しております。それぞれの学級において非常に高い成果を上げているというふうに言えると思います。

それから、特別支援教育がスタートして1年が経過するが、何が変わったのかというお尋ねでございますが、この制度の発足により、支援員の配置拡充に努め、支援体制を強化して

いきたいというふうに考えております。

それから、学校の声をとということですが、学校の先生方は非常に授業に集中できて助かっているという声をいただいております。

まちづくり課長（大村隆雄君）

まちづくり課長でございます。熊井議員の街路灯に発光ダイオード（LED）導入を、普及についてどのように考えているかという御質問でございます。それにお答えいたします。

柳川市では、現在ある街路灯は白熱灯や蛍光灯を用いており、特に道路照明など強い光が必要なところは水銀灯やナトリウム灯を使用しております。熊井議員が申されますように、近年、地球温暖化対策や環境保護への関心も高まり、省エネルギーに対する取り組みが評価されるようになっており、発光ダイオード（LED）が注目をされているところでございます。このLEDを柳川市ではまちづくり交付金事業で外堀線を整備しております遊歩道の誘導灯や足元のフットライトにソーラーシステムを併用したLEDを37基設置しております。その効果といたしましては、その利点等は十分発揮がされているというところでございます。

街路灯につきましては、一部の自治体で試験的に採用されているということも見受けられますが、建設コストの割高や照明不足等がまだまだ不十分であるというところから、広範的な普及に至っていないというのが現状であります。今後は一層の製品の開発に期待をしているところでございます。

今回、熊井議員の御指摘のとおり、環境問題、省エネルギーやメンテナンスのランニングコストなどを考えれば、十分調査研究を今後していく必要があるんじゃないかというふうに思います。それで、新設いたします街路灯の導入については、検討していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

4番（熊井三千代君）

御回答ありがとうございました。では、少しずつ質問をしていきたいと思っております。

さっき答弁をいただきましたけれども、国内では本年に入って鳥インフルエンザの発生は確認されておりませんが、昨年、宮崎で3件、岡山で1件の発生が確認されています。お隣の韓国では本年の4月から5月に大流行いたしまして、既に850万羽の鶏とアヒルが処分されています。この鳥インフルエンザの原因とされる渡り鳥のシーズンが来ますので、その前に福岡県でも10月21日に飯塚で養鶏関係者の方とか、あと市とか県とかの職員さん、保健所の職員さんなどを集めて350人ぐらいが参加しての防疫研修の開催がっております。非常に初めて経験される職員さんが多くて、経験してよかったとか、こういう実体験をしていると、本当に大流行のときにはすぐ実践に移れるというような高い評価の声が聞かれておりますけれども、本市はこの演習に参加されておりますでしょうか。また、市でも、その養鶏業者の方々への実践訓練が必要だと思っておりますけれども、そこら辺の答弁をお願いいたします。

農政課長（成清博茂君）

農政課です。10月21日の県の防疫研修に参加したかということですが、農政課の振興係より本市におきまして2名参加をいたしております。

また、本市で関係者の実践訓練が必要ではないかという質問ですが、この鳥インフルエンザが万が一発生した場合には、地域の養鶏業の被害を最小限に食い止めるということで迅速な対応が必要となります。鳥インフルエンザの対応については、専門知識も必要でございます。県、市町村、JA、養鶏農家など連携しながら、それぞれの役割分担を着実に遂行し、対応するということになるかと思っております。基本的には県の指導での対応となります。県が定めております高病原性インフルエンザ防疫実施マニュアルに沿って、迅速かつ円滑に措置を行うこととなります。県のマニュアルに沿いまして、本市の役割のマニュアルを作成いたしまして、関係各課の協力もお願いし、これらの連携を図り、対応していかなければならないと考えております。実践訓練におきましては、県、市、JA、養鶏農家の連携が必要でございますので、今回のような防疫研修が続けられるということで、これらの演習に関係団体の参加を促して対応していきたいと思っております。また、筑後家畜保健衛生所の協力を得ながら、情報の収集、専門知識の習得、予防対策の講習会などを開催してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。マニュアルの作成を行って積極的に取り組んでいくということと、あと、また県の講習がこういうふうにと次からも行われるということで、それに関係者の方々を参加させていくというところでもよろしいのでしょうか。

今回の演習において、農政課から2名の職員さんが参加されたということなんですけど、この参加された方々は、その後の対応はどういうふうに、職員の中での啓発をしているとか、情報のチラシを関係者のところに持っていかとかというのは……。ただ研修に参加されただけなんでしょうか。

農政課長（成清博茂君）

研修に参加いたしまして、資料等を課内については回覧をいたしましたところですが、この演習の資料等について養鶏業者の方には今のところまだ配布をいたしておりません。今後、その資料等も含めて配布なり周知をしたいというふうに思っております。

以上です。

4番（熊井三千代君）

演習とか、そういうふうに出張で参加された場合は、そういう経験をしっかり生かしていただきたいと思っております。

次に、県民の新型インフルエンザ対策を8月に県がアンケート調査をしたところ、流行時



に外出自粛が余儀なくされるために、2週間分の食料の備蓄が必要なことから、食料備蓄についてアンケート調査をしたところ、90%の人が準備をしていないと。また感染拡大を防ぐためせきが出る人はマスクを着用する、せきチェック、咳エチケットの定着を図っていますが、知っている人は34%にすぎなかったという回答が返ってきています。

また、病院での二次感染を防ぐために、感染が疑われる場合は保健所に電話相談をします。そして指示を受けるように促していますが、かかりつけ医院を受診するという方が55%と最も多かったというふうな回答が返ってきています。指導している保健所に相談するが11%と最も少なかったという発表があります。このことから、感染時の対応でも今のところ認識不足が浮き上がってきております。本市におきましても、市民の皆様のこの感染の対策予防とかの意識状況はどう認識されておりますでしょうか。また、今も予防対策に努めるという御回答を受けましたんですけれども、今後の対策についてもお聞かせください。

健康づくり課長（川口敬司君）

当市の市民の意識状況につきましても、先ほど議員御指摘のような同様の状況でないかというふうに考えています。先日の新聞記事で感染拡大防止の最も有効な方法として外出を控えることが最大の方法であるというふうな新聞記事が載っておりました。そのためにも先ほどおっしゃいましたように家庭内での食料の備蓄とか、さらには感染したときの医療機関等への受診の方法など、先ほど部長が申し上げましたように、今後、県あるいは地元の医師会等と連携しながら啓発を進めていきたいというふうに考えております。また、公共施設等に人が集まる場所でのマスクの着用については、先ほど言われましたように、咳エチケットということで、市民の方にもあわせて周知をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。済みません、その市民の方の意識状況はどのように認識されていきますかというところをもう一回。

健康づくり課長（川口敬司君）

先ほども言いましたように、議員が御指摘のありました8月のアンケート、それと同じような状況じゃないかというふうに認識をいたしております。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

次に、流行時には医療機関でのスムーズな治療とか、医療行為が実施できるように大量に必要なだろうという器材とか物品の備蓄をするために、市の予算を導入して準備を進めているという自治体もあるようですけれども、現実にはないんですけれども、予防策として、対応策として考えておかなければいけないことであると思いますので、こういうこの市の予算を導入しているんなものを備蓄していくというふうなところについての自治体のお考えを

お聞かせください。

健康づくり課長（川口敬司君）

新型インフルエンザについての診療は、先ほど議員のほうからも御指摘がありましたように、感染の疑いがある人については、かかりつけ医じゃなくて、まず保健所に相談をするということで検討をされているようです。保健所におきましては、新型インフルエンザが発生した場合には、発熱外来という機関を設置して、診療を進めるというようなことを聞いておりますので、それに関する資材等の予算は県のほうで確保するんじゃないかというふうに考えています。しかしながら、本市においても感染の拡大防止のために働く職員だとか、市民の方たちが着用するマスク等の備蓄は今後必要になってくるかと考えていますので、それに対する予算の確保は検討していきたいと考えております。

4番（熊井三千代君）

よろしく願いいたしておきます。

国内で大流行した場合を想定して、政府と都道府県でタミフルを2,100万人分備蓄して、病院や薬局にも400人分が流通備蓄されています。さらに予防投薬用として政府でタミフルを300万人分備蓄しております。しかし、例えば最初に西日本で流行した場合は国の備蓄分の1,050万人分を投与し、次に県で備蓄分を投与すると。その直後に市内で大流行したときに残っていない可能性があるとして、これも市独自で抗インフルエンザ薬を備蓄しようとする予算を計上している市もあるようです。大きな市ではありますけれども、こういうふうに取り組みがなされている市もありますし、余りにも格差があってもいけませんので、この流行時、本市として抗インフルエンザ薬はどれだけ必要なのか、見込みとしてどれぐらいは必要なのかと考えてあるのか、そこまで考えていらっしゃるのか、お聞きいたします。

健康づくり課長（川口敬司君）

薬剤の確保につきましては、国や県においてはそのルートというのが確立をされており、値段等も安く購入できるようになっておりますけれども、1市町村においてはそのような薬剤の確保というのは非常に現段階では困難であろうというふうに考えています。そこで、市といたしましては、県、国に十分な薬剤確保の要望を行っていきたいというふうに考えております。

なお、柳川市における薬剤の必要量につきましては、11月の研修会で国が示す予想が、感染者が人口の25%というふうに言っておりますので、1人につき1日2回、5日分で10カプセルが必要かと考えておりますので、本市の人口が7万3,500人でありますので、その25%ということで計算しますと1万8,400人分の1人につき10カプセルということで、18万4,000カプセル程度が必要になるんじゃないかというふうに考えております。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。一応、人口からの割り出しとしてもそのような統計が多いと思

いますので、対策とかマニュアルを立てられるときも、ここら辺を十分考慮していただきたいと思います。

あと、インフルエンザの大流行で多数の患者さんが受診する事態を想定した訓練が11月27日に鳥栖市で行われております。院内感染を防ぐために、患者が車に乗ったまま医師の診断を受けるドライブスルー方式による発熱外来の運営などが試みられておりますけれども、いろいろな角度から検証して、地域の対策に役立てようと各地で思い思い実地訓練をされております。そこで本市としてもインフルエンザ大流行発生時の模擬訓練の開催について、どのようにお考えなのか、お聞かせください。

健康づくり課長（川口敬司君）

今、議員御指摘の鳥栖市での模擬訓練につきましては、佐賀県の保健福祉事務所が主体となって鳥栖市で平成17年に設置されております危機管理委員会とが連携して行われておるといふふうにお聞きしております。

本県においても11月28日に県と県の医師会が合同によりまして、宗像市で新型インフルエンザ対策に係る医療体制合同演習というのが行われています。今後、県あるいは医師会ではこの合同演習を県内各地で開催する意向があるといふふうに聞いておりますので、当市でも県の保健福祉環境事務所、あるいは柳川山門医師会、さらには近隣市と連携した訓練を開催するように検討していきたいといふふうに考えております。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。この新型インフルエンザ対策につきましては、本市は観光産業の発展により収益増を考えているときでもありますので、年間120万人の観光客の方がお見えくださっておりますし、その中で約6万人の方が外国からお越しくくださっていると聞いております。とにかく安心して観光客の皆さんをお迎えできるように、また市民も不安なく過ごせるように、今後感染予防や医療従事者のワクチン接種の推進と、また流行時の公的施設の利用方法や行政の業務体制等、また対応などもしっかりマニュアル化していただき、新型インフルエンザ対策をしていただきますよう要望いたします。

次に、学習支援員のほうの質問に移らせていただきます。

今現在、設置支援学級に1人の支援員さんが配置できていない状況ですけれども、今後、支援員さん配置についてどのような計画をされているのか。また、支援員さんが必要な理由としてどのような内容が一番多いのかという内容をお聞かせください。

学校教育課長（成清一廣君）

支援員配置について、どう計画されていますかという御質問でございますけれども、柳川市の特別支援学級の児童・生徒の平均人数は小学校が2人、中学校が2.2人となっております。特別支援学級には担任がいますが、担任だけでは学級経営に支障がある場合に学校と協議して支援員を配置いたしております。今後も学校と協議して配置をしていきたいといふふうに

考えております。

それから、支援が必要な理由はということですが、特別支援学級の場合は一人一人の児童・生徒にそれぞれの特徴がございます。学級内に複数の児童・生徒が在籍し、特徴に大きな差がある、担任だけでは対応が難しい場合に配置をいたしております。また、発達障害で配慮が必要な児童が通常学級に在籍していて、担任だけでは対応が難しい場合に配置をいたしているという状況でございます。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。その大きく分けるとそういうふうであろうと思うんですけども、多分、多動性の子どもさんたちは教室を出ていく回数が多いとか、そういうふうな細かいところの一番障害の多い行動というところは認識されていますか。

学校教育課長（成清一廣君）

現在、いろんな障害を持っているお子さんがいらっしゃるわけですが、種類を申し上げますと知的障害、それから身体障害、これには移動の介護が必要になります。それから普通LDと言われる学習障害、それからADHDと言われる多動性障害、それから高機能自閉症と言われる方々があるわけですが、それぞれ対応する中身が違ってまいりますので、担任がどうしても2人、3人という対応できないという場合について、配置をするということにいたしております。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。特別な支援が必要な児童・生徒の方の支援について、先ほどもおっしゃったように責任を負っているのはあくまでも学級担任の先生です。その補助をするのが支援員の基本的な役割になっておりますけど、学級担任の先生との連携した取り組みが重要になってくると思いますが、どのように対応されているのか、また支援員になってくださっている方々はどのような職種の方がおられて、こういう支援員になられたときの研修はどうされているのかを教えてください。

学校教育課長（成清一廣君）

お答えしたいと思います。

支援員と学級担任との連携した取り組みが重要であるということは、もうもちろんでございまして、学級担任の教諭が児童・生徒に授業をし、支援員がサポートを行うという形態ですべて行っております。連携のために休み時間や放課後を利用して、担任と支援員がきめ細かな打ち合わせをしているという状況でございます。

それから、支援員になれる方はどのような職種の方でということですが、職種の限定はしていませんが、保育士や教員、ヘルパーの免許をお持ちの方が現在多い状況でございます。研修については、各学校で教員と一緒に発達障害についての研修やスクールカウンセラーからアドバイスを受けたりいたしております。

以上でございます。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。担任の先生とよりよい連携を図るためにはコーディネーター的な役割の方が必要だと思うんですけど、大体その役割をしてある方はどなたがされているのでしょうか。

学校教育課長（成清一廣君）

コーディネーターの役割はということでございますけど、学校におきましては、校長、教頭、特別支援教育コーディネーターというのがありまして、これがケアサポートを行っております。

以上でございます。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。教員が圧倒的に多い職場に少人数の支援員さんは大変心細いときもあろうし、また、教員にとって常識なことであってもよくわからないこともあるという問題があると思いますけれども、最大の支援効果が得られるように学校側はこの支援員さんにどのように取り組みをされているのか、お聞かせください。

学校教育課長（成清一廣君）

まず、支援員の効果を高めるということのために支援対象児童の生徒の保護者との話し合いを担当教諭と支援員が一緒に行ったり、それからまた、先ほど申し上げましたように、支援員が孤立しないように、校長、教頭、特別支援教育コーディネーターがサポートしているという状況でございます。

以上でございます。

4番（熊井三千代君）

今後、特別支援教育をどのように推進していこうとお考えなのか、またその中で支援員さんの果たす役割はどのように考えておられるのか、最後にお伺いしたいと思います。

学校教育課長（成清一廣君）

今後、特別支援教育をどのように推進していこうかと考えられているかというお尋ねでございますが、特別支援教育は特別支援学級のあるなしにかかわらず、全学校で実施推進していく必要がございます。全学校にいる特別支援教育コーディネーター教員を中心に、教員は児童・生徒の一人一人のニーズにこたえた適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育の理念と基本的な考え方に沿って推進していく必要があると考えております。

それから、役割でございますけれども、担任教諭のサポートとして、基本的な生活習慣確立のための日常生活上の介助、それから発達障害の児童・生徒に対する学習支援、それから学習活動、教室間移動における介助、児童・生徒の健康安全確保、これは本人のみならず他の生徒でもございます。それから周囲の児童・生徒への障害の理解促進など支援員の役割と考

えております。

以上でございます。

4 番（熊井三千代君）

ありがとうございました。市内においては十分な特別支援教育支援員の配置が今後どんどん推進されていきますとともに、学校で行う指導とか、支援が信頼され、効果が上がるよう十分計画をされて実施していただきますようお願いいたしまして、終わらせていただきます。

次に、最後のLEDについて質問させていただきますけれども、現在、まちづくりというところで足元フットライトに37基使用しているということでございますけれども、街路灯への設置はなかなかまだやっているところは少ないということなんですけど、市では環境基本計画の策定中でもありますので、この環境に優しいまちづくりの一環として発光ダイオードを使った街路灯を試験的に幾つか導入していかれるというふうなお考えはないでしょうか。お聞かせください。

まちづくり課長（大村隆雄君）

試験的導入ということでございますが、LEDは、照明の範囲が直下型というのが特性であるということで、街路灯につきましては、ある程度の広範囲な照明が求められるところでございます。そういうことで、そういうふうなことはメーカーのほうで改良を日夜やっていることを聞いております。それで、コスト的にうちの今、フットライトですね、誘導灯を設置しておりますが、LEDで設置をしたところ、1基当たり約200千円程度かかっております。従来の白熱灯とか、蛍光灯であれば130千円程度ということで、約5割ぐらいのコスト高、建設のコスト費用がかさんでくるということで、街路灯につきましても調査したところ、LEDでしたら1基当たり800千円から900千円程度かかるということで、従来のそのナトリウム灯であれば500千円程度ということで、この街路灯につきましても、5割から6割程度の建設コストがかさんでくるということで、課題といたしましてははっきりしているところでございまして、建設コストが高いという分と、照明の範囲等がある程度広範囲に改良されれば、当然、十分街路灯ということで採用ができていくんじゃないかなということで考えているところでございますので、つけるとすれば、そういうふうなことが改良されてつけていくことになろうかというふうに思います。

以上です。

4 番（熊井三千代君）

ありがとうございました。最初に設置するときのコストが高いというふうに回答を得ました。これは私が調べたところもそうなんですけれども、ランニングコストがあと安くなったり、手間暇がかからなかったりというふうなところが加わって、最終的には長い目で見れば割高にはならないというふうな調査結果も出ていますので、今後また担当課におかれましては前向きに取り組んでいただき、いろいろな環境に優しい商品の開発がこれからもどんどん

行われてくると思いますので、調査研究を進めていただき、積極的によいものを早く取り入れていただくよう要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして熊井三千代議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りをいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後 4 時37分 延会

# 柳川市議会第5回定例会会議録

平成20年12月10日柳川市議会議場に第5回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1. 出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
13番	伊 藤 法 博	14番	龍 益 男
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	18番	近 藤 末 治
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
21番	大 橋 恭 三	22番	藤 丸 正 勝
23番	木 下 芳二郎	24番	佐々木 創 主
25番	三小田 一 美	26番	梅 崎 和 弘
27番	高 田 千壽輝	28番	山 田 奉 文
29番	河 村 好 浩	30番	田 中 雅 美

## 2. 欠席議員

な し



3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
副	市長	大	泉	勝	利
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	大	坪	正	明
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	櫻	木	恵	美
三	橋	藤	木		子
消	防	竹	下	敏	郎
人	事	高	田		厚
総	務	櫻	木	重	信
企	画	樽	見	孝	則
財	政	石	橋	真	剛
税	務	武	藤	義	治
健	康	川	口	敬	司
福	祉	木	下	正	巳
学	校	成	清	一	廣
建	設	横	山	英	眞
農	政	成	清	博	茂
水	路	安	藤	和	彦
子	育	高	崎	祐	二
商	工	江	崎	尚	美
国	土	安	河	一	章
生	涯	龍		英	樹
選	挙	金	縄	孝	義
観	光	龍		泰	子

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	北	原	博
---	---	---	---	---	---	---	---	---

議会事務局次長兼議事係長 高 巢 雄 三  
 議会事務局庶務係長 高 口 佳 人

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	2番 古賀澄雄	1. 地域活性化対策 (1) 少子化の現状と対策について(生み育てやすい環境) (2) 地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金について (3) 緊急経済対策について(原材料価格高騰対応緊急保証制度)	市長
2	6番 島添勝	1. 学校支援地域本部について (1) 不登校、保健室登校 2. 三橋中グラウンド整備の経過について	教育長 "
3	22番 藤丸正勝	1. 柳川ホテル跡地買収等について (1) 跡地買収1億2千万円の取得について (2) 基礎杭について (3) 近傍の土地価格について 2. 産・学・官の行政との連携について (1) 柳川市の今後のまちづくりは (2) 不況による経済対策は	市長 "
4	21番 大橋恭三	1. 市長選挙について (1) 選挙の時期 (2) 立候補者の資格 (3) 石田市長の再出馬は 2. 職員規範について (1) 服務規定の周知徹底 (2) 不祥事への対応 (3) 談合への対応 3. スポーツ振興方策について (1) 現在の取り組み状況 (2) 指導者や審判員の確保 (3) 住民スポーツ・生涯スポーツ (4) 総合グラウンド	市長 " 教育長

5	5番 梅崎昭彦	1. 市長の新市での改革・改善の取組みについて 2. 昭代地区の主要生活道路の整備について 3. 商店街の活性化について 4. 沖の端舟溜まり岸辺の安全について	市長 " " "
---	------------	---	-------------------

午前10時1分 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員27名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（田中雅美君）

日程1. 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、2番古賀澄雄議員の発言を許します。

2番（古賀澄雄君）（登壇）

皆さんおはようございます。2番、公明党、古賀澄雄でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従い順次質問をいたします。

初めに、少子化の現状と対策についてお伺いいたします。

平成20年度、児童数52名、新入生5名、21年度、児童数48名、新入生4名、22年度、児童数42名、新入生3名、23年度、児童数38名、新入生5名、24年度、児童数34名、新入生4名、25年度、児童数27名、新入生6名、26年度、児童数28名、新入生6名、これは柳川市立中山小学校児童数の推移でございます。皆様どのようにお感じでしょうか。平成17年合併時、柳川市の児童数4,349人、平成26年度には3,481人となります。その差868人、1小学校平均約200とすると、26年には4校がなくなることとなります。

そこで、本市はこの現状をどのように把握され、対策を講じられているのでしょうか、市長にお考えをお伺いいたします。

次に、平成20年度補正予算において、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金が創設されました。これは今年8月29日、安心実現のための緊急総合対策として政府が決定、地方公共団体が地域活性化に資するために作成した総合対策実施計画に基づく事業に交付されるもので、速やかかつ着実な実施を図ることを目的とするものであります。

そこで、この交付金の概要と活用についてお伺いいたします。

次に、原材料価格高騰対応緊急保証制度についてお伺いいたします。

これも安心実現のための緊急総合対策において決定された新しい保障制度で、10月31日か

らスタートしました。この制度は、原油高で原材料価格や仕入れ価格を製品に価格転嫁できないなど、必要な事業資金の調達に支障を来している中小企業を支援するものです。中小企業が金融機関から融資を受ける際に、信用保証協会が融資の100%の保証を行うことで融資を受けやすくするものです。

そこで、本市においても融資の申し込みが殺到しているということですが、どのような取り組みになっているのでしょうか、お伺いいたします。

以上で終わりますが、再質問については自席にて行いますので、よろしくお願ひいたします。

子育て支援課長（高崎祐二君）

おはようございます。柳川市の少子化の現状につきまして、子育て支援課のほうからお答えしたいと思います。

まず、出生数につきましては、平成18年度526人に対しまして平成19年度は572人になっており、46人の増になっております。一方で、死亡者数は18年度796人、19年度784人となっており、死亡者数が上回っているため、少子化の歯どめには至っていないところでございます。

また、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子供の数に相当する合計特殊出生率で申し上げますと、平成18年度1.32に対し平成19年度は1.36と、若干ですが上昇しています。これを全国や福岡県と比較いたしますと、平成19年度はどちらも1.34となっておりまして、平成18年度が全国で1.32と、柳川市と同じだったことからいたしますと、他市町に比べ若干伸びている状況です。しかしながら、人口を維持するのに必要な2.07にはほど遠く、長期的な展望が必要と思われれます。

一方で、子育ての産み育てやすい環境から申し上げますと、柳川市の場合は保育所入所の待機児童もいなく、延長保育なり一時保育等、必要なところには整備され、子育ての悩みや相談に関しては、子育て支援センターや集いの広場も充実してきていると思ひます。

さらに、平成18年度から柳川市独自で始めております認可保育園、幼稚園の保育料を第3子以降無料としております。しかも、今年度からは障害児通園施設に通っている場合は、その利用負担金を全額助成し、認可外保育施設を利用する場合は、月額20千円を上限として補助しております。さらに、在宅で養育している場合につきましては、月額10千円の第3子手当を支給するようにしております。

このように就学前の児童に対する優遇制度は、保育所入園児から在宅児まですべてを網羅する形での助成は他市にはない充実した制度となっているところでございます。

今後は、母子保健や教育委員会との連携、ネットワークを強化し、さらなる相談体制の充実を図りつつ、産み育てやすい環境づくりに努めていきたいと思ひているところでございます。

以上です。

財政課長（石橋真剛君）

古賀議員の2点目の御質問でございます地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金について、御回答申し上げたいと思います。

まず、この交付金の概要について申し上げますと、先ほど古賀議員も申し上げられましたとおり、本年8月29日に政府におきまして決定した生活・雇用支援対策ほか6つの対策を柱としました安心実現のための緊急総合対策に対応した事業を地方公共団体が実施するために要する費用に対して国が交付金を交付することにより、総合対策の速やかな、かつ着実な実施を図ることを目的としたものでありまして、本年10月16日に成立しました国の第1次補正予算に総額260億円が計上されたものでございます。

また、この交付金の対象事業としましては、国の第1次補正予算に計上されましたハード事業を中心とした33の国庫補助事業を実施する場合、及び予算の計上時期にかかわらず、本年8月30日以降に実施する地方単独事業となっております。

なお、この交付金の額につきましては、疲弊した地方財政の支援措置として、平成20年度から交付税に算入されております地方再生対策費、本市の場合は平成20年度は約225,000千円の普通交付税に算入された分でございますけど、この地方再生対策費の額を基本に財政力指数等を加味して算定されたものでありまして、本市の交付額は国からの通知によりまして30,000千円となっております。

次に、本市におきます活用法について概略申し上げますと、この交付金が平成20年度の1年限りのものであること、及び本市は厳しい財政状況下にあることから、この交付金で新たな事業を起こしてその費用に活用するのではなく、国の総合対策事業の対象となり、かつ既存の当初予算とか補正予算とかの予算に既に計上された本市の単独事業における一般財源の組み替えにより対応することとしておりまして、国への提出期限が11月17日となっておりますので、既に11月14日に内閣府に対して、先ほど議員がおっしゃいました実施計画書を提出しておるものでございます。

この計画書に記載しております主な事業について申し上げますと、本年9月に補正予算に計上しましたひまわり保育園の園舎改築補助金や今議会12月議会の補正予算案に御提案申し上げますカントリーエレベーターにおきまして色彩選別機を設置するための次世代大規模経営品質管理システム補助金に係る本市の上乗せ単独補助金分や城内小学校校舎の耐力度・地質調査費等、7つの事業でありまして、総額66,770千円の事業費を実施計画書として内閣府に提出しております。

なお、昨日でございましたけど、この実施計画に伴います内閣府からの内部通知が参りました。このため、今後はこの実施計画書に基づきまして、市から国に対して30,000千円を限度とする国庫補助金としての、この交付金の申請を行うものでございます。

以上でございます。

商工振興課長（江崎尚美君）

おはようございます。古賀議員の緊急経済対策について、その中の原材料価格高騰対応等緊急保証制度について、御回答申し上げます。

この制度につきましては、先ほど議員のほうから申されたとおり、中小企業の景況感が過去最悪の水準に落ち込み、自動車、家電などの輸出減少が下請企業を直撃している状況の中で、安心実現のための緊急総合対策に基づき決定されたものです。

内容につきましては、全国の信用保証協会が保証を行うことで金融機関の融資を受けやすくするセーフティーネットを拡充したものであります。

具体的に申しますと、中小企業信用保険法第2条第4項に基づくセーフティーネット保証制度のうち、業況の悪化している業種を対象とする第5号認定について、市町村が法の対象となる特定業種であるという認定を行うことによって保証限度枠が拡大される制度でございます。これは中小企業者が金融機関から融資を受ける際に、一般の保証とは別枠で無担保保証で80,000千円、普通保証で2億円まで信用保証協会の100%の保証が受けられるものです。

さらに、原材料価格の高騰などによる中小企業者の資金繰りを支援するため、10月31日に抜本的な拡充、見直しが行われまして、原材料価格高騰対応等緊急保証制度としてその対象額が当初の185業種から545業種となり、11月14日には618業種、さらに12月10日からは80業種が追加され、698業種となるわけでございます。

これによりまして、中小企業者の資金繰りの改善が期待され、本市においても特定業種としての認定申請が10月31日から11月28日までに78件あっており、業種別に申しますと、製造業が26件、卸売・小売業が21件、建設業が20件、運用業が8件、その他3件となっております。現在も認定申請手続が円滑に進みますよう商工団体と連絡をとりながら事務を行っているところでございます。

以上です。

2番（古賀澄雄君）

答弁ありがとうございました。それでは、順次質問をさせていただきます。

初めに、少子化の現状と対策についてでございます。

中山小学校は現状では22年度、1年生と2年生が複式学級になり、5学級になります。複式学級が始まると、教頭が引き揚げると、担任の教師もその分減ると。教務主任の枠もなくなると、こういうふうにお聞きをしております。さらに、23年度以降は4学級になりますが、そこで、この現状と今後について、教育長、よろしく願います。

学校教育課長（成清一廣君）

古賀議員の御質問は、学校の児童・生徒の少子化による学校側の対応がどうなるかということでお尋ねでございますが、特定の学校ということではございませんで、私どもといたし

ましては、まず現在、文部科学省におきましては、小学校については12学級から18学級が適正規模の学校としているところでありまして、福岡市や久留米市においてはこの基準を満たす学校の再編が現在進められているところでございます。また、公立の小・中学校の1学級の児童・生徒の基準は、国の標準に準じて県教育委員会が、通常学級の場合は40人となっております。現在、柳川におきましては、最も大きい学校が14学級で2校、最も少ない学校が6学級で6校となっており、標準より少ない小規模校が19校中14校となっております。

ところが、少子化が進むことにより、2学年を合わせたの児童数が16人、1年生を含む場合は8人を下回れば、2学年を一緒にした複式学級となります。学校における学級数が6を下回れば教師の数が2人少なくなります。3を下回ることであれば、事務職が配置されなくなり、学校運営が非常に厳しくなってしまう。

柳川市においても、22年度以降には複式学級を実施することとなる学校が数校予測をされます。教育委員会としては、児童・生徒が適切な教育環境の中で切磋琢磨し、健やかに育つことを第一義に考えますと、適正な学校配置、統廃合を視野に入れながら、今後の義務教育の推進を図ることも必要ではないかと考えております。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございました。

そこで、防御策ということですが、人口7万3,000余という柳川市の人口、こういったところで、学校の統廃合というのが迫ってきている、非常に考えられないようなことでございますけれども、目前にそういったことが迫ってきておるわけでございますけれども、特に中山小学校においてはそういう実態であると。これを防ぐということが可能なのか、またそういう考えはどうか、ちょっと聞きたいと思えます。

学校教育課長（成清一廣君）

学校教育課といたしましては、やはり児童数が少なくなるという事ですが、その校区内に子供さんがいないということになれば、学校のほうで児童数をふやすということはできませんので、もう県教委としては必然的に複式学級という配置をしてくるのではなかろうかというふうに考えます。

2番（古賀澄雄君）

そこで、地域活性化ということが話題になろうかと思えます。この中山小学校においては、学力もよいと、問題行動もないと、校長先生の話によると、便所の履物が乱れない、そういったことを自慢にしてある、そういう説明をされながら、教育現場の充実したものをお話しされるわけですが、少人数ならではの学校を校長先生としてはアピールしていきたいと。また、他人の親が我が子のように育てる地域力を知ってもらいたいと。中山はよかところばいと、こういうアピールをしていきたいと、こういう校長先生の話をお伺いしたところでございます。

また一方では、同和地域の少子化は県の統計によると、他の地域に比べて減少率が高い、こういう指導を受けて心配される声があります。そこで、地元では学童保育の設置や公民館の整備、こういったことも地域対策として叫ばれているところです。

そこで、市長に一言お願いしたいと思えますけれども、この地域の活性化対策について御所見をお願いしたいと思います。

市長（石田宝蔵君）

活性化対策と申しますか、この学校の関連については、今、学校教育課長がお答えを申し上げましたとおりに、近々、平成22年、23年ごろになりますと、やはり複式学級、こういったものも発生するであろうし、また統廃合の検討にも入らなきゃならないというのが現実的な選択の一つにもなってくるだろうというふうに報告を受けております。ただ、この中山地区の問題については、活性化というお尋ねでございますが、間もなく平成二十二、三年、正式にはまだわかりませんが、九州新幹線船小屋の開設も間近に控え、また九州縦貫道のアクセス、443号のバイパスも大きなまちの動きについては影響を与えてくれる、いい方向への動きになってくると私は思っております。そういったものからいたしましても、こういったインフラの整備、社会資本の整備が進んでまいりますと、一定の働く場所への、いわゆるベッドタウン的な要素も私は生まれてくるんじゃないかなと、こんなふうに思っております。

したがって、年次計画、マスタープラン等の中にもありますように、同地区においてはまちづくり事業として、交付金事業としてさまざまな事業も環境整備のための、あるいは住宅の整備等も進めておるところでございます。こういった受け皿的要素、環境のいい条件を行政としても逐次計画に沿って進めていかなきゃならないと、このように思っているところでございます。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございます。

過疎化対策の委員会が地元でできているということで、活性化に向けた取り組みが始まっていると、そういうことで柳川市にもその対策委員会なるものを設置し、また、具体的な対策を出していただくようにと、こういう要望書が来ております。この対応について、執行部どのようにされるのか、お願いしたいと思います。

企画課長（樽見孝則君）

企画課のほうからお答え申し上げます。

中山校区過疎化対策委員会からの要望書は、10月27日付で出されております。要望内容は、先ほど議員がおっしゃった内容でございます。市といたしましては、この過疎化対策を定住化対策として取り組んでいく考えでございます。

現在、他の校区を含めた市全体での定住化プランの策定に取りかかっておりまして、年明



けには庁内の実務者レベルで検討委員会を設置して、定住化に向けた事務事業の検討をしていくように考えております。そして、その後、この施策を展開してまいります際には、中山校区との連携も図りながら進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

2番（古賀澄雄君）

よろしく願いしておきます。

次に、産み育てやすい環境についてお伺いをいたします。

さきの答弁で柳川市の出生率については、他の市町村に比べて若干伸びていると、子育ての環境も他の市にない充実した制度になっていると、こういう答弁ではなかったかと思えます。

そこで、2点お尋ねをしたいと思います。

1点目は、今年10月1日から県の医療費助成制度が改定され、県の交付基準が乳幼児医療費のうち、通院の助成を3歳未満から就学前まで拡大しました。しかし、3歳以上に通院費、月額上限600円、入院費に日額500円で月額上限3,500円が自己負担になっています。柳川市では、県の基準を制度としていますが、他の市町村で自己負担をゼロに、所得制限を設けないところが半数以上あるようですが、本市の考えをお伺いいたします。

2点目、政府の2次追加補正予算、妊産婦健診の公費負担の拡充で、現在、全国平均5.5回実施されている無料化を来年度14回まで拡充するとしています。そこで、本市の対応についていかがお考えか、お聞きしたいと思います。

健康づくり課長（川口敬司君）

まず、1点目の乳幼児医療制度の自己負担を市のほうで見れないかというような御質問だと思いますけれども、その件につきましては、今御指摘のように、10月から県の制度が変わりまして、その内容を市のほうでどんなふうにしていくかということを検討しました結果、県の制度に上積みをしているのは、もう皆さん御存じだと思いますけれども、5歳以上の重度心身障害者の自己負担分、その分を市のほうで見るということで今しているわけですが、その分の市の負担が大体年間に9,000千円程度というふうに見込んでおります。

今、古賀議員のほうから言われました3歳以上6歳未満の子供に対する自己負担をすべて市のほうで仮に見るということになると、大体年間に30,000千円程度の市のほうの負担になるんじゃないかというふうに試算をしております。

今回の制度改正の中で、市の負担分が大体20,000千円ぐらい、そのまま県の制度を持ってきました、全体で40,000千円の増額を見込んでおりますので、そのうちの半分が市の負担になりますので、現在考えているところでは20,000千円程度の負担です。それに先ほど言いましたように、3歳以上6歳未満の子供の自己負担分を市が見るということになると、合計で50,000千円程度の市の負担増になるんじゃないかというふうに考えています。

そういったことをもろもろ考えましたときに、今の市の財政状況を考えてみますと、乳幼児の制度に関しては県の制度をそのまま使うということで考えたわけです。

それから、2点目の妊婦健診の回数を、現在5回を14回にということで国のほうが示しておりますけれども、これについては、もう皆さん御存じのように、国が第2次補正予算で見るというふうな考え方を示しております。2次補正については、まだ現在国のほうが示しておりません。一応マスコミ等の情報では、年明けてから2次補正を行うというふうなことを聞いておりますので、その国の補正予算が確定して、具体的にその9回分の増額に対する財源措置をどのようにするかということを見て、それに基づいて市のほうとしても対応していきたいというふうに考えています。この件については、9月議会で熊井議員のほうから一般質問の中でありましたときもお答えしましたように、国の状況を見て、それに見合う対策をしていきたいということで回答しておりますので、今回もそのように考えております。

以上です。

2番（古賀澄雄君）

どうもありがとうございます。

乳幼児医療費の完全無料化ということでは、50,000千円ぐらいかかるので見合わせたいと、こういうことだと思いますけれども、3歳未満までは完全無料化ということですね。3歳から就学前までが個人負担があると。非常に難しい部分がありますので、さっとそろえていただきたいというふうには思っております。

それから、妊産婦の14回の公費負担については、先ほど説明があったとおり、第2次追加補正予算で決定されるものになっております。現在、柳川市は5回実施をしていただいております、無料ですね。あと9回分をどうするかという問題でありまして、財源の9回分の2分の1は国庫負担ということですね。その残りの2分の1は市町村ということですが、これは国が交付税で措置をするということで、財源については問題ないと思いますけれども、そこら辺のことはどういうふうに理解されておりますか。

健康づくり課長（川口敬司君）

今、議員御指摘のように、5回分は現在交付税で措置をされておまして、あと9回上積みされるそのうちの半分を国の補助、残りの半分を市町村が負担して、それを交付税で措置をするというふうな国の指針は来ております。しかし、先ほども言いましたように、国の補正予算が確定しまして、それに基づいてうちのほうは動きたいというふうに考えておりますので、今おっしゃったような措置に多分なろうかと思っておりますので、国の予算が確定しましたら市としても考えていきたいと考えています。

2番（古賀澄雄君）

よろしく願いしておきます。

これは要望でございます。この件について、市が14回を決定しない限りは実施にならない

わけですね。そこで、追加補正予算が措置される地方財政措置に関して、妊産婦健診の14回分の公費負担の予算を確保し、実施することを強く要望しておきたいというふうに思います。

次に、緊急経済対策について質問をいたします。

百年に一度という世界的な金融危機で、景気が低迷する中、不況感はますます深まるばかりであります。東大阪市では10%のプレミアムつき商品券を来年1月16日から発行、市は国の第1次補正予算に盛り込まれた地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金と市単費を使って助成するとしています。

そこで、我が市の目玉商品、柳川藩札を冬バージョンで発行して、消費拡大に地域経済の活性化を図られてはいかがでしょうか。市長にお願いしたいと思います。

市長（石田宝蔵君）

古賀議員から柳川藩札のプレミアム商品券、これに今回のやつを充てたらどうかということですが、先ほど財政課長から答弁をいたしましたとおり、新たに起こすというよりも、既に国においての申請が終わっておりまして、私もけさ決裁をしました。30,000千円の特別交付金、緊急対策として私どもが申請をしていたものが理解をいただいて認められたという先ほどの答弁であります。それぞれ城内小学校の耐震強化の調査費だとか、カンントリーエレベーターの色彩選別機だとか、既に行き先を示して申請をしているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

ただ、今議員から御指摘がございました東大阪市のプレミアム商品券、これはもう既に私ども柳川市、旧大和、旧三橋においても長くやってきたことでございます。東大阪市、聞くところによりますと、今年度からこの制度が立ち上げられたということ聞いております。この問題については、既に柳川市としてもことは11,700千円予算を計上して支援をしているところでございまして、目的、用途も定まっておるということで御理解をいただきたいというふうに思っております。

2番（古賀澄雄君）

どうもありがとうございます。

先ほどの30,000千円の使い道については、そういうことで柳川市のほうは申し込みをされているということでございます。それは理解できるわけですが、ただ、それは既存の事業に対して使うということで、柳川市においてはその分は押し出せる財源ではないかというふうに私は理解するところでございますけれども、特にこういう経済状況でございますので、今東大阪の件を取り上げてみましたけれども、これはきのうの新聞でございますけれども、菊池市、商品券1億円分完売と、発売から何と8日間で完売をしたということでございます。そのことが、同県玉東町は1日から取り組みを始めると。また、上天草市も来年1月に導入すると。菊池市には山口県周南市など、県内外の約10自治体から問い合わせが殺到していると。菊池市長は、これは一会という商品券らしいんですけども、地元確実にお金

が落ちる利点があると、冷え込んだ地域経済の起爆剤にしたいと、こういう新聞記事がありますけれども、やはり私は市民の皆さんにこの不景気感を払拭する経済対策を打って、頑張ってくださいという励みのメッセージを送ることが大事ではないかと、こういうことでこの不況の中で市は市民の皆さんにこういったメッセージを考えられているのか、もう一度お願いしたいというふうに思います。

市長（石田宝蔵君）

やはりこれについては、不況感、国においても随分制度が政府・与党内でも考え方が異なるようでございます。特に政府の考え方そのものがぶれている感じもいたしまして、非常に国民の皆さんの不安もここで揺らいでいるんじゃないかなという気もするわけでありまして。それはどういうことかといいますと、定額給付金の問題にしても、12千円をこういった形を出すのか、定額減税ということで、古賀議員所属の公明党も政府・与党の立場として、そういった政策で提案をされておりましたけれども、これが給付金という形に変わってまいりました。これについては、市長会、町村長会も随分異論があるわけでもございました。一人一人にばらまくのがいいのか、あまたの行政、私ども市町村においてはそれなりの煩雑な事務がふえる、しかも住民の皆さんの中にもトラブルが生じてくる、振り込め詐欺だとか、ひとり暮らしの高齢者の方については、本当に届くのか、また、発生日をいつにするのか、その基準日たりともまだ揺らいでいる感じもいたします。こういったものは、やはりさまざまな問題を惹起すると。もちろん使い勝手のよい自治体へ、私どもはそういった交付金があるならばというふうに市民の皆さんの知恵を結集して、それを合理的に景気対策のために活用するということは、これは可能ではないかなと私は思っているわけでありまして。

もちろん、市長会の中でもそういった意見は多いわけでありましてけれども、私どもとして、今市からどのようなメッセージを出すかという議員の御指摘でございますけれども、私としては今国の予算措置等を見ながら、政府が進めております緊急経済対策、あるいは年末年始の中小企業への融資制度、こういったものをフルに活用するような方向で私どもはメッセージを送っていかうというふうに思っております。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございます。

この商品券について、いわゆる定額給付金のお話まで出たわけですがけれども、何とばらまきというような話をされたわけですがけれども、この商品券はばらまきと考えられますか。

市長（石田宝蔵君）

これはばらまきとは考えておりません。既に柳川市では実施をしてきておりますし、ことしも、先ほど言いましたように11,700千円、プレミアム商品券、これは随分市民の皆さん方にも好評でございます、瞬く間に完売されるという、これはありがたいことでございます。

ただ、今回に限っては、もう既に30,000千円の緊急の交付金については申請をし、用途を

明確にしておりますので、こういったものについてはそのように国からの認可どおりにひとつさせていただこうと。いずれにしても、市の金をいつかは使わなきゃいけない、城内小学校の改築の問題の調査費にいたしましても、カントリーエレベーターの色彩選別機は農業の振興のためでもございますし、かなりそういったものについてはじきに効果が出てくるものでございますし、いつかの時点では市の金を投入しなきゃならない問題でございますので、御理解をいただきたい。また、幼稚園舎の改築についても、そのようなことで御理解いただきたい。そういった用途、目的を明確にしているということで御理解をいただきたいと思えます。

2番（古賀澄雄君）

私は、市民に対してやはり激励のメッセージを何らかの形で市が考えるということは、大変重要なことだと、こういうふうにとめておるところでございます。

次に行きます。緊急保証制度についてですけれども、5点についてまずお伺いをしたいと思います。

まず、融資を受けようとするときに、1点目、だれでも受けられるのかということです。2点目、どこに相談すればよいか。3点目、家や土地が既に融資の担保になっている場合は再び受けられるのか。4点目、利息についてはどうなっているのか。5点目、手続に必要なものはどうなっているか。この5点をお願いします。

商工振興課長（江崎尚美君）

御質問の点について御回答させていただきます。

まず最初に、だれでもできるのかという御質問ですけれども、これにつきましては、全部ではございません。ただ、原則的に申しますと、農林水産業、金融、保険業を除くほとんどの中小企業というふうになっておるところでございます。その業種の種類は、先ほど申しましたように、698業種でございます。参考までに申しますと、全体で1,269業種があると言われております。

2番目、相談場所でございますけれども、これはあくまで認定は市町村でございますので市町村、商工団体及び金融機関ということになっておりますが、その相談に来られた方にどこでお知りになりましたかということをお伺いすると、新聞等ということはお伺いするんですけども、金融機関という方が非常に多うございまして、金融機関もそれなりの対応をしているんじゃないかなというふうに思っております。

他の担保との併用ということでございますけれども、これについては具体的には金融機関で御相談をされたほうがいいと思えます。併用できる、できないということをお伺いすると、私この辺ちょっと確実に記憶しておりませんので、申しわけありません。

4番目、貸付利率につきましても金融機関との話し合いということになっております。ただ、保証料率は普通は1%を超える保証料率なんですけれども、特にセーフティーネット、

特に福岡県は、柳川市は福岡県の保証協会が保証するわけでございますが、これについては0.8%以内ということになっておるところでございます。

5番目、必要なもの、これにつきましては業種がわかるもの、セーフティーネットでは業種を市町村が認定するわけでございますので、業種がわかるもの、具体的には法人におかれましては登記簿ですね、個人におかれましては、それが証明できるもの、例えば確定申告書等々でございます。

でよろしいでしょうか。終わります。

2番（古賀澄雄君）

受けようとする場合の条件というか、そういったことをお聞きしたわけですがけれども、先ほどの答弁によりますと、10月31日から始まりまして、11月いっぱい78件、今日まで113件と、こういう申し込みがあっているということですがけれども、この数についてはどういうふうにして市は受けとめてありますか。

商工振興課長（江崎尚美君）

数につきましては、ちょっと現況を申しますと、大体全国的には12月4日現在で6万8,000件、福岡県で申しますと6,190件でございます。ただ、柳川市には国勢調査等によりますと、3,000を超える事業主の方がおられますので、多い少ないということとはちょっとわかりません。

ただ、もう一つつけ加えますと、県の独自融資がございます。これについては、商工会議所、商工団体で受け付けておりますけれども、聞いたところ、11月末及び12月初めまでに大体30件ほどが申し込まれておるようでございます。特に県の融資については、御存じのように300億円と、またこれから上げるというふうな話もございまして、これは直接融資でございますので、宣伝するわけではございませんけれども、これがなかなか周知がなされていないんじゃないかという気は商工振興課としてはしております。

以上です。

2番（古賀澄雄君）

市長にもお伺いしたいと思いますけれども、こういった金融危機、金融不安というのが今中小企業を直撃しているわけですがけれども、この数について、市長は柳川市の中小企業者がどういう状況にあるのか把握されているのか、所見があればお伺いしたいと思います。

市長（石田宝藏君）

今言われておりますように、113件、これをどのように見るかということですが、全国的な傾向とほとんど変わらないんじゃないかなというふうに私は受けとめております。

2番（古賀澄雄君）

その全国的というのの一言コメントをいただきたいと思いますが。

市長（石田宝藏君）

今、商工振興課長から答弁がありました。全国的に申請6万8,000件、こういった実態で

ありますし、県においては6,100から6,200といった中での柳川の数値、これはやはり先ほど申し上げましたとおりに、実態としてはマスコミ等でも報道されておりますように、大変な不況の状況がひしひしと地方にも来ているということを実感しております。

2番（古賀澄雄君）

もう少し細かいことをつかんでもらったことをお話ししてもらったらなというふうに思っておりますけれども。

商工振興課長（江崎尚美君）

これにつきましては、私、商工振興課でも代表的な業種を回っております、始まってからですね。どのような傾向かなということで、全部ではございませんけれども、代表的な業種ですね、例えば、自動車産業にかかわるもの、例えばIC関係、鉄工、建設ですね。御存じのように、自動車産業につきましては、もう御存じの方もおられるかと思っておりますけれども、難儀でございます。直接トヨタとか請け合っている方のところは、やはり7月現在に比べて30%、来年には60%くらい下がるだろうということでございます。また、あるところでは、わからないと、下がることだけは確かだろうと、その数も30%以上にはなるだろうということでございます。

ただ、我々の感じとしましては、業種がないといえますか、柳川市はそういう直接的な業種がないといえますか、そういうことではございませんけれども、ひしひしというか、従業員が、正職員が切られるとか、あるところは実際的にそれはもう派遣の方については切られております。ただ、全国的に申されるように、正職員ということでは、我々の感じではなかったような気がいたします。

以上です。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございます。

年末にかけて駆け込みのそういう申し込みが今後ふえてくるんじゃないかという気がするわけです。特に売り上げがなくて、また注文もないと、受注もないと、年が越せない、そうやって困っている企業の皆さんがいらっしゃると思うわけですね。そういった中で、この制度を知らないで、いわゆる免れるところを免れなかったという結果に陥る可能性もなきにしもあらずということで、周知についてはどういうふうに考えてあるのか。

商工振興課長（江崎尚美君）

我々としまして、あらゆる方法、例えば、本市としましては市報、その他、商工団体が発行します冊子及びホームページ等を利用して、いろんな周知を今後とも図っていきたいと思います。御存じのように、これは現在22年の3月31日までとなっておりますので、その辺も特に訴えていきたいと思っております。

以上です。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございます。

これについても、市の独自策ということで少しお聞かせ願いたいと思いますが、自治体によっては金利、いわゆる融資利子を全額2年間、補給をすると。そして、その後、本人の負担率を0.5%にすると、こういう組み合わせで独自策をとってあるところがあると。これは一つの例でありますけれども、もろもろあるようでございます。こういう緊急資金対策、これは別枠でそういうふうに設置をするわけですが、本市はそこら辺についてはどのように考えてあるのか。

商工振興課長（江崎尚美君）

御存じのように、大川とか隣の行政もそのための措置をしてあるというふうに聞いております。ただ、柳川市におきましては、今後につきましては、そういうふうな方面も、利子を下げるとか新たな融資制度を設けるとかいうふうな検討は、課としては進めていきたいと思っております。

以上です。

2番（古賀澄雄君）

利子補給をされる、検討するということですか、今の答弁は。

商工振興課長（江崎尚美君）

いえ、利子補給ではございません。利率の低減と新たな制度、今直接関係あるのは3制度ございまして、柳川市では制度の融資ということでは。それを新たな融資制度も設けていかなきゃならないかなと担当課では検討しているところでございます。

以上です。

2番（古賀澄雄君）

確かに柳川市の融資制度に小口の融資制度3,000千円等がございます。久留米市においても、融資実施後1年間について全額利子補給と。これは信用保証協会の100%、このセーフティネットの保証で、また非対象業種も全部含むと、こういうことを実行しているみたいでございいます。

先ほど言われた県の方ですけども、これは113件のうちに入っているんですか、数は。

商工振興課長（江崎尚美君）

入っておりません。県の融資は、今申しましたように商工団体が窓口となっております、12月の初めごろですかね、30件ほどと聞いております。

以上です。

2番（古賀澄雄君）

県のやつは限度額が50,000千円、年利1.60、保証料金が普通0.8を0.7と。融資期間は10年間で、据え置き2年ということですか。これは企業としては大きな企業が利用できるようなも



のじゃないかというふうなことを理解するわけです。

柳川市において、やはり中小というよりも零細、家族ですね、そういった企業者、ここに對して市としてこの小口融資の3,000千円にぜひ措置をお願いしたいと、こういうふうな考えを持っておりますけれども、市長、この件についてはいかがでしょうか。

市長（石田宝藏君）

これは財政とも、あるいは原課とも検討を重ねているところでもございます。

商工振興課長（江崎尚美君）

今申されました県の融資ですね、個人はできないということでございますけれども、個人もできますので。（「それはいいです」と呼ぶ者あり）失礼しました。

2番（古賀澄雄君）

県の融資制度は、今私が説明したとおりでありますけれども、やはり大きな企業のほうが利用しやすいのではないかというふうに思っています。だから、小さな企業が、零細企業、いわゆる家内工業、そういった方々が利用しやすいように、10,000千円も幾らも借らんでいいわけですよ。500千円、1,000千円に困ってある方もいらっしゃるわけです。そういった方に1年間据え置くとか、1年間は無利子にしますよとか、そういう政策はいかがですかと言っているわけです。

市長（石田宝藏君）

議員も御案内のとおり、平成18年に私も市長になりましてから、こういった使い勝手のよい小口融資の制度を3,000千円、また新規の操業融資資金というのも創設をしたことは御案内のことかと思えます。今回のやつは緊急的なものだというので、私どもも当然胸を痛めているわけでございますけれども、やはり使い勝手のよいやつはうまく企業主の方々もひとつ御利用いただきたい。ただ、融資の利息をどうするのかということは、やっぱりこちらとしても当然検討しなければならない、詰めておかなきゃならない問題でございますので、軽々にそれは無利子にしましょうというわけにもいきません。財政とも、あるいは原課とも十分詰めた上で喫緊の課題として、これは打ち出さなきゃいけないことだろうと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。きょうのところでは、いつの段階でどのような形でどうするという事はちょっと差し控えさせていただこうと思っております。御理解いただきたいと思えます。

2番（古賀澄雄君）

時間となりましたので、以上で終わりたいと思えます。

どうか地域活性化のための施策を打っていただいて、市民の皆さんに激励のメッセージをよろしくお願ひしたいと思えます。

以上で終わります。ありがとうございます。

議長（田中雅美君）

これもちまして、古賀澄雄議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午前11時1分 休憩

午前11時14分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、6番島添勝議員の発言を許します。

6番（島添 勝君）（登壇）

6番島添です。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

市の小学校においては、学校長を中心に先生と一丸となり、児童・生徒の生活指導やしつけなどに努めてあると思いますが、昨年の教育環境の急激な変化を見ますと、学校の指導だけでは限度があると思われ、学校では先生に求められる役割が広がり、教育に集中することが難しくなっていると思われ、家庭でのすべしつけのたぐいや家庭内の問題への関与などでございます。そこで、家庭、地域が一体となり、地域ぐるみで子供を育てようと、そういうねらいで国からの補助で事業の補助やドリルの採点、部活動の指導補助、図書室の本の貸し出し、読み聞かせ、通学路の安全確保、運動会や文化祭の準備補助などが考えられる制度、いわゆる学校支援地域本部、地域住民のボランティアで、学校行事や授業を手伝うための組織です。文部科学省は今年度予算に50億円を計上し、約1,800の全市町村の小・中学校に置くことを目指しています。

そこで、お尋ねします。当柳川市ではどのような取り組みをされているか、お尋ねします。

次に、不登校、保健室登校についてお尋ねします。

文部科学省が発表した基本調査報告書によると、2007年度に病気や経済的理由以外で年間30日以上休んだ小・中学生は2006年度より1.9%多い12万9,000人に上り、2年連続増加しているそうです。不登校生は2001年度をピークに12万2,000人まで減っていたところが、2006年、2007年の2年間で7,000人もふえたこととなります。当柳川市の小・中学校で不登校、保健室登校はどのくらいいるか、教えてください。また、その対策はどのようにされているのか。

次に、ことしの私の6月議会での一般質問で、三橋中学校グラウンド整備について質問しましたが、その後の経過についてお知らせください。

あとは自席のほうから質問しますので、よろしく申し上げます。

学校教育課長（成清一廣君）

島添議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、学校支援地域本部とは何かというようなお尋ねでございますが、この事業は文部科学省が本年度より実施をいたしております事業で、教育委員会、PTA、地元企業などの協力を得て学校と地域が連携体制の構築を図り、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを

していこうという目的のもとに始められたものです。言うなれば、地域住民がボランティアで学校行事や授業の手伝いなどを行う学校の応援団づくりであります。文部科学省が今年度1,800の市町村に設置を目指して進めている事業でございますが、福岡県では福岡学校応援事業という名称に変更し、事業内容も一般事業からモデル事業に変更いたしまして、県内を30ブロックに分け、それぞれのブロックから小・中2校のモデル校を指定して事業を進めています。南筑後教育事務所館内では14校が指定され、柳川市においても二ツ川小学校と蒲池中学校が3年間の指定を受け、現在活動を展開しているところでございます。この事業には委託料として県のほうから小学校に150千円、中学校に350千円が交付をされております。

それから、次に不登校の実態についてのお尋ねでございますが、不登校とは、議員先ほどおっしゃいましたように、年間30日以上学校に登校しない児童・生徒でございますが、平成17年度では72名、18年度では83名、19年度では74名となっております。今年度も10月現在で小学校が7名、中学校が46名と、昨年と比較いたしますと8名程度増というところで推移をいたしております。

また、保健室登校は不登校ではございませんが、教室で授業を受けられない児童・生徒の数というふうに認識をいたしますと、12月8日現在で29名となっており、これは昨年並みで推移をいたしております。

以上でございます。

教育部長（佐藤健二君）

三橋中学校グラウンド整備の経過についてお答えをしたいと思います。

三橋中学校グラウンドにつきましては、市長を初め、教育民生常任委員会の議員の皆様からも雨上がりの状況を見ていただきました。そこで、20年度予算で排水溝の未整備部分を整備いたしました。また、校舎南側の排水溝や西側の排水溝は学校の先生や生徒によりまして、中の土をかき上げ、排水機能の復旧を図っていただいているところでございます。

また、グラウンド南側、防球ネットの外側の管理用道路の草は教育委員会において除去し、グラウンド内の雨水が流れやすい状況にはいたしておりますが、何分市内中学校の中でも最も広いグラウンドでございますので、抜本的な対応となりますと、暗渠排水の設備を施し、表面の勾配を新たにやり直す必要がございます。これには多額の予算が必要となるところでございます。限られた予算でありますので、今は児童・生徒の安全確保を第一に考えて、校舎の耐震補強や改築といった危険性の高い校舎の整備を計画的に実施している状況でございます。

議員御指摘の状況は、教育委員会といたしましても十分承知をいたしておりますので、今すぐとはいきませんが、今後、全体的な整備計画のもとに取り組みさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

6番（島添 勝君）

学校支援地域本部のことについて、再度お尋ねします。

10月1日の時点で全国1,800の市町村のうち644の市町村で、1,781カ所が中学校単位で設置し、校区内の小学校を含め支援する形が基本で、小・中学校単独での設置もできるそうですが、今、回答をもらいましたように、蒲池中と二ツ川小学校はモデルということでございますので、その点、教育長、中学校に350千円、小学校で150千円、そういう補助金が来るそうでございますので、その取り組みといたしますか、その辺どうでしょうか。

学校教育課長（成清一廣君）

この事業は福岡県におきましては、モデル的に3年間やるということになっておりまして、小学校に委託料として150千円、中学校に350千円が交付をされます。この委託料の使途といえますか、使い方は決まっております、中学校が200千円多いわけでございますけど、この200千円は小学校、中学校でやりましたモデル事業の成果について、講演会等を行って啓発をするという費用に使うということでもう決められております。

それから、具体的なそれぞれの学校の取り組みでございますけれども、これもこういう取り組みをなささいという枠がありまして、PTA会長を代表にした無報酬の委員10名による学校応援実行委員会というのを組織して、それから各教科の指導補助や総合的学習時間、クラブ活動の指導補助など、学校がこれをお願いしますというような応援活動に努めるということになっております。3年間の成果はブロックごとに効果的に普及啓発する役割ということで、後できちっと報告会等をやっていただくという事業に使用するというところでございます。

以上です。

6番（島添 勝君）

大阪府の場合なんですけれども、大阪府の政令指定都市を除く2,291の中学校で、要するに今モデルでしょうかね、モデルだから、その後に立ち上げる計画を持っているそうございますので、もともと昔は 何年か前ですね、アンビシャス運動ということがあったんですけれども、それと同じようなやり方じゃないかなと私は思いますけれども、そういうよそが、大阪府なんかも取り組むということがあっておりますので、教育長、その辺どんなふうに思われますか。

教育長（上村好生君）

この事業はことしの平成20年度の後半から始まったばかりでございます。そして、3年指定を受けてやるということでもありますので、その結果を見て、まだ今始まって、もう県の教育委員会が慌てて持ってきまして、9月の終わりから10月ぐらいに持ってきたと、そういう段階で、始まったばかりでございますので、その結果を見て、今後どうしていくのか、広げていくのか、あるいはそういう中学校の講演発表、それでいいのかですね、とにかくこれは

学校の先生方がきつかるう、ですから、学校の応援団として小学校には150千円、中学校には350千円を上げて研究してくれということでございます。始まったばかりでございますので、もう少し様子を見ながら今後のことは考えたいと思うところです。

6番（島添 勝君）

私たちの地区は、この学校支援制度にぴったりじゃないかなと私は思うんですよ。なしかという、登下校の安全確保には老人会、PTA、防犯協会、もうほとんどの方が朝、通学路で旗を持って、そういう安全にボランティアで協力してあるわけなんですよ。そういうことを思いますと、研究してと言わなくても、もう取り組むという姿勢が私は欲しいんですよ。そんなくらい、補助金を国は50億円も計上していますので、やっぱりもっと前向きな、何というかな、教育長として前向きな回答を私は欲しいんですね。一生懸命地域の方が学校のために、子供のために頑張っているんですよ。その辺どうでしょうか。

教育長（上村好生君）

地域の方々が非常に学校のために頑張っている、これはもう感謝をいたします。これは議員がいらっしゃいます垂見校区だけではなくて、すべての19の地域で頑張っている、私はそう思っておるところでございます。

この事業は、県のほうから言ってきたものでございまして、先ほど申しましたように、県内を30のブロックに分けて、そして柳川市もその30のうちの1つのブロックになっているわけでございます。その柳川市に小学校1校と中学校1校をやってくれということで始めたものでございます。

以上でございます。

6番（島添 勝君）

課長の答弁ではモデルということでございますので、その後にやっぱりそういう50億円からの予算がついているんですよ。だから、要望をお願いしておきます。柳川市でも全部取り組んでもらうように要望しておきます。

次に、不登校についてなんですけれども、小学生から中学生になるのを境に不登校や非行が多くなるという統計が現実だそうです。今まではスクールカウンセラーの配置など対策をとられているのに、全国的にここ2年間、要するに小学校の6年から中学校に上がる、その辺の生徒が不登校になるということでございます。全国で10万5,000人の不登校生がおって、34人に1人という結果で、今までから見ると最悪の状態でございますけれども、当柳川市の2年間の実績から見ると、柳川市は34人に1人という全国の平均から見ると、どのようと言うとおかしいんですけれども、不登校は46人と、あと保健室登校が二十何名かあるということですけど、平均すると大体どのくらいに1人ということになるのですか。

学校教育課長（成清一廣君）

平均すれば何名に1人かというお尋ねでございますけれども、全体、小学校、中学校足し

ますと、84人に1人ということになります。それから、中学校だけで申しますと37名に1人、小学校は285人に1人という割合になっております。

以上です。

6番（島添 勝君）

その対策ですよ。中学校で46名、保健室登校で二十数名おられるということでございますけれども、なぜ小学校から中学校に上がってからが多いかと。不登校が多くなるのは、ある県が2年間の実態調査によると、中学校1年の生徒は新たな友人や教師との関係、部活動の練習の険しさや上級生との関係、難しくなる学習など環境が変化する中で不安やストレスを感じているという原因は、不登校対策に特效薬はないと思われましてという、ある県の調査でそういう結果が出ておりますけれども、柳川市の9月の広報やながわに「不登校の解消」と題して「学校と家庭の連携を密にするとともに、民生児童委員や主任児童委員、児童相談所などと解決策を検討する」ということが書いてありますけれども、その後どのような検討をされているのか、お聞かせください。

学校教育課長（成清一廣君）

現在、議員御指摘のとおり、小学校では非常に少ない数が中学校に行くが増加をするということになっております。この原因につきましては、先ほど議員が御指摘のとおり、柳川におきましても、ほぼ同じような結果が出ております。学校が変わった、部活に入った、対人関係、先生との関係、そういうのがうまくできていなくて不登校になっていく子供というものもたくさんおります。月別にこれを見ますと、やはり4月というのはゼロなんですね。5月ぐらいから少しずつふえてまいりまして、これは累計で30日になっていきますので、だんだんふえてきて、3月の末には、先ほど申し上げたような数になるということになります。

先ほど申し上げました数字は、小学校、中学校含めての数字でございますけれども、特に教育委員会として現在取り組んでおりますのは、親御さんと学校との連絡を密にさせていただくということがまず第一でございます。それから、地域として地域の民生委員さんや児童委員さん、そういった方々と学校が密に連携をとるということで、それぞれの子供たちの実態といたしますか、ケースに合わせまして、ケース会議というのを開かせていただいて、それで取り組んでいるという状況でございます。それぞれ一人一人の状況が不登校の状況も違いますし、学校には連絡がとれている子供、それから学校には行っていないけれども、柳河盲学校の中につくっておりますありあけですね、そこに通っている子供、いろいろ一人一人の実態が違いますので、それぞれに合わせてやっていると。中には、先生が訪問をして、課題といたしますか、これを学習しなさいということで、ドリルとかをちゃんと渡して、その子に学力のおくれがないように取り組んでいるというような場合とか、それぞれ学校ごとにも違います。また、子供の実態に合わせても違います。それからまた、学校のほうには現在、中学校2校に特別の教師を加配といたしまして、余計いただきまして、その先生がその指導に当た

っているという状況でございます。

以上です。

6番（島添 勝君）

保健室登校ですよ、不登校の場合はいろいろ対策を練ってあるという返事をもらいましたけれども、保健室登校なんかはそういう学校カウンセラーか何かで対応しておられるのか、お尋ねします。

学校教育課長（成清一廣君）

保健室登校の児童につきましては、保健室に保健の先生がいるわけでございます。現在、トータルで29名いるわけでございますけれども、かなり学校ごとに偏りがございます。そこに登校してきた子供たちというのは、体のぐあいが悪くて保健室に来る子もいるわけですけど、どうしても教室に行けない、保健室だったら何とか学校に通ってくることもできる、そういう子供もおります。そういう子供については、保健の先生、それから先ほどのカウンセラーですね、そういう方々がそれぞれ対応をしてくれている状況でございます。そこで授業を受けたり、テストも受けたりしております。

以上です。

6番（島添 勝君）

ありがとうございました。

スクールカウンセラーは1校にずっとおらっしゃるわけじゃなかでしょうか、ずっと回ってあるんでしょう。

学校教育課長（成清一廣君）

スクールカウンセラーは、中学校全校に配置をいたしております。中学校のほうで時間があくといいますが、時間がとれたときには小学校からの要請に基づきまして小学校に出向いているということで、大体週のうち半々ぐらいで中学校半分、小学校に回って半分というような状況で現在は活動していただいております。

以上です。

6番（島添 勝君）

ありがとうございました。

次に行きます。

中学校のグラウンド整備について、前回の6月議会の答弁では、全部入れかえると1億数千万円かかるということで、簡便な方法で調査して、水はけがよくなる方法を調べてやるという回答をもらっているんですよ。だから、私が質問したのは、中学校のグラウンドは真ん中が低いんですよ。だから、側溝をどげんさらえたっちゃ側溝まで水が行かんわけですね、排水が。その辺を調査してやっておられるんだろうと思うんですけども、今度の補正予算にも上がっておりませんので、教育長、その辺はそういう答弁をされたので、どうい

ふうなやり方をされているのか。

教育長（上村好生君）

三橋中学校のグラウンドの水はけが悪いということで議員から御指摘をいただきました。そういうようなことで、現段階で柳川市の教育委員会でできる、早急にできるもの、それは一応やりましたけれども、しかしながら、完全にやると1億二、三千万円かかるであろうと、そういうふうなことでございますので、応急手当てはいたしました、応急手当てはしたところでございます。

もう一回具体的に申し上げますか。

6番（島添 勝君）

側溝はさらえてあると思うんですけども、教育長がそういう答弁をされたから私は教育長に回答をもらっているんですけども、側溝は駐車場のところだけさらえてあるごたるですもんね。やっぱりある程度金をかけんなら、真ん中の低かでしょう。ほとんどはかんですよ。だから、要望でお願いしておきます。

教育長（上村好生君）

そういうふうなことで、一応の手当てはいたしましたけれども、やはり市内の25校の校舎の改築とか耐震補強対策などがもう焦眉の急でございますので、三橋中のグラウンドの補修につきましては、今後の全体計画の中で考えさせていただきたいと思っております。もう早急にしなければならないということは重々わかっておりますけれども、全体を見ながら進めさせていただきたいと思うところでございます。御理解をいただきたいと思います。

6番（島添 勝君）

それでは、再度検討されるようお願いしまして、私の一般質問をこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、島添勝議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩をいたします。

午前11時43分 休憩

午後1時 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、22番藤丸正勝議員の発言を許します。

22番（藤丸正勝君）（登壇）

22番藤丸正勝でございます。議長の許可のもとに一般質問を行います。

本日の通告は、大枠で2項目の質問をいたします。

きょうは、非常に午前中は静かな議会で、これが本当の議会のあり方ではないかというこ



とでございましたけど、きのうは非常に厳しいやじとか質問を遮るような声が出ておりましたけれども、それも議会をまとめていく立場にある皆さん方、何々長という方の声が非常に多かったと思っております。議会はいろんな長をされている方の声が多く出て、多く言われる方がその長になるかなと私は思っていたところでもございました。昨日はそういう中で休憩がなされまして、また、30分という時間のロスがあったということは、これはやはり議長の制止も聞かない議員さんたちが多かったんじゃないかと思って、やはりこれは議会運営上のことで、議運の委員長、副議長はその辺も今後まとめてもらいまして、議会がスムーズに行くようなことで議会運営をやっていただきたいということをお願いしておきます。（発言する者あり）いや、やっぱり長をしてある方がそういうことを言われるから前に進まないわけですよ。私も言いますけれども、今後自粛したいという考えであります。

それから、さきに9月議会で私が柳川ホテルの問題で職員に対してのいろんな不穏当な発言をしたんじゃないかという、議会の議事録にも載っていないようなことが議会運営委員会で取り上げられまして、その時間のロスというのが1時間30分という無駄な時間を9月議会の11日の日にはありましたけど、そういうこともやはり議会運営委員会で取り上げる場合には確認をしてから取り上げてもらいたいと、そういうふうなこともお願いを申し上げておきます。

質問に入りますけど、旧柳川ホテルの件は、合併前に旧柳川市議会において議決されまして、市開発公社が取得した土地であります。この開発公社から今度市が買い取るときにはスムーズに買い取れるように整理をして質問するというところでございます。

この柳川ホテル跡地の取得について、この120,000千円は、これは市民には購入した説明責任というのがありますけれども、ただ120,000千円で市長から買収依頼があった、その根拠は、9月議会の質問においては資料がありませんという答弁でございましたが、私、旧柳川ホテルの経緯について詳しい資料が、情報公開請求を求めたところ、その点、取得についての経緯の説明資料がありましたので、やはりこれはこの議会ではっきりと取得した経緯を説明する責任があるということでもあります。市民のため、観光のために取得されたのだから堂々と公開してもよいと思うわけですよ。変に福岡の業者が130,000千円で取得してラブホテルをつくるか、そういう議論がございましたけれども、合併したらやはりこれを市民のためにどう利用するか、それを前向きに検討していかなければならないんじゃないかと、筋を通せばですね。筋を通して議会に説明すれば、これはいろんな勘繰りもしますけど、そういうことはないと思うわけですよ。ただ、書類的に不備があったから、こういうふうな問題が出てきたということをお私思っております。今後、起案書、決裁書、その施行するには各課のルールとかがあると思いますので、いま一度、各課で起案書作成時には周知徹底されるよう執行部には申し上げておきます。

起案書の件は、また自席のほうから詳細なる質問をいたしたいと思っております。

2点目の産・学・官の連携について質問でございますけれども、一部総合計画の中にもさわりの部分がありますけれども、なかなかこの産・学・官というのは難しい問題だと思っておりますので、三者連携によるまちづくりをどういうふうな考えでおられるか、お聞きしたいと思えます。

また、不況により経済対策の考えを少し質問をいたしたいと思えます。

午前中には古賀議員のほうから詳しい質問がありまして、なかなか私の質問とダブっているところがあったと思えますので、簡潔に私は伺いたしたいと思えますけれども、政府は12月発表の政府経済見通しで2009年の国内総生産、実質成長率予測について、今年度に続いて2年連続でマイナス成長となることを予測しております。その原因としては、企業の設備投資の落ち込みや輸出産業に勢いがなくなり、また、個人消費も期待できなくなり、企業のリストラ、大学卒業内定者の取り消し等で国内景気は冷え込み、金が回らなくなり、品物は売れないなど、悪循環になる心配があります。これが柳川市の税収減にも直接響く問題でありますので、本市では何か経済対策の考えは持っておられますか、お伺いをいたしたいと思えます。

詳細な質問はまた自席のほうからお伺いたしたいと思えます。

22番（藤丸正勝君）続

こちらのほうから先にお伺いたいたしますけれども、まず、柳川ホテルの分で、起案書とか決裁書、これはどういうふうなルールでその課ごとに決裁までされておりますか。その流れですね、それをお聞きしたいと思えます。

国土調査課長（安河内一章君）

国土調査課のほうで開発公社のほうを所管しておりますので、国土調査課のほうから御答弁をしたいと思えます。

起案書のルールにつきましては、柳川市の財務規則に準拠して流れ的に同じような流れで決裁をしておるところでございます。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

その流れというのが、起案書を作成するには、起案者、係長、次長、課長補佐、課長、副市長、市長というような項目、印鑑を押すところがあるですね。それがどちらのほうから、だれがこの起案の発案者になるということかをお聞きしているわけですよ。

国土調査課長（安河内一章君）

発案者につきましては、まずその業務を担当している職員、係員及び係長が発案するということとなります。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

まず、係長から起案書を作成するということですかね。課長の命令じゃなくて、事業担当

課の係長が起案を、文書をつくると、そういうことですか。

国土調査課長（安河内一章君）

案件にもよりますけど、通常行われているものにつきましては、その係から発案して、係長、課長補佐、課長、部長という流れで決裁をもらっていくようになります。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

ということは、係が発案者になって、最終には課長、部長、その許可を得てこれが決裁されるということになるわけですね。

国土調査課長（安河内一章君）

そのとおりでございます。

22番（藤丸正勝君）

そういうことで、この起案書なんかを見ますと、起案はするけど、決裁がないと。決裁の日にちが入っていない起案書というのがかなり多くありますね。そうでしょう。起案はするけど、それならいつ決裁して、いつ事業を起こされるかという、そのなぜ決裁をされないのか、そのところをお伺いしたいと思いますけど。

国土調査課長（安河内一章君）

今回の柳川ホテル跡地の書類につきましては、起案日はそれぞれ書類について記載してあるんですが、決裁日、施行日につきましてはまちまちでございまして、記載してあるもの、記載していないもの、それぞれがございまして。私たちが一番ここで見るのは、欄が起案者からそれぞれ開発公社の場合、理事長まであるんですが、そこに印鑑が押されたかということを中心に見ておりまして、起案日がいつかということは決裁するときに把握しておりますが、決裁日というのは決裁権者から返ってから後で記載しておりますので、そのところが我々のところで把握していなかったということでございまして、まことに申しわけないことと思っております。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

そうですね。やはり起案をしたなら決裁まできれいにするのが職員の中でのルールだということに思っておるわけですよ。それがいろんな起案書を見ても、決裁日が書いていないということでございます。また、業務委託契約書のものに関しては、これがきれいに決裁、施行と日にちまできれいに入っているわけですね。それが7月につくられて、さかのぼり決裁をしたということでございますので、私はこのさかのぼり決裁を1カ月以内とか2週間以内までは許可ができるとか、そういうふうにはされないかという質問をしたいと思いますけど、これに対してはどうですか。

副市長（大泉勝利君）

さかのぼり決裁についての御提案というふうに伺いましたけれども、さかのぼり決裁については規定がございません。しかしながら、事務の不行き届き等でさかのぼり決裁を避けなさいけない事情もございますけれども、そのときには現在では持ち回りを原則にしまして、なぜさかのぼりをしなさいけないのか、その背景とその原因、こういったところを上司等に決裁で回るときに説明をして、きちんと手続をとるように指導しております。

22番（藤丸正勝君）

ということは、このさかのぼり決裁というのは、今の時点では20年度なら20年度以内だったらできるというわけですか、それとも1年半前の決裁でもさかのぼりはされるというふうになるわけですか。

副市長（大泉勝利君）

さかのぼり決裁についての有効期間といいますが、そういったものは特に設けてございません。ただ、いろんな諸般の事情によりまして、どうしても文書手続等忘れていたもの等を整理する必要が出てくるものというのはいり得ることがございます。そういった場合には、その当時の担当者、後任も含めて、どういうふうの手続をするかということをごきちんと協議した上で手続させるように指導しております。

22番（藤丸正勝君）

私が思うには、このさかのぼり決裁の禁止を私は求めるものでございます。そうしないと、ルーズな柳川市の事業計画でも、1年前、2年前の事業でもこういうことで決裁ができるということになるからですね。やはりこれは公務員として、柳川市の職員としてもさかのぼり決裁は1カ月以内とか、そういうことで今度の場合は7月のヒアリングの段階で、こういう書類がなかったから、7月から3月にさかのぼり決裁したということでございますけれども、これはやっぱり職員のほうできちんと仕事をしてもらうためにもさかのぼり決裁は禁止をしてもらいたいという希望でございます。

それから、これは柳川ホテルの土地を買われたこと、これは非常にいいわけですよ。今後、柳川市の事業をするためにも、やはり土地がなければなかなか事業ができないということでございますけれども、これは買った時点においてやはりそこには基礎くいがあるということでは明白でございます。これは市の事業でくいを抜くにはかなりの費用がかかると思っておりますけど、くいを抜くためには大体どれぐらいの費用がかかるか、試算されておりますか。

国土調査課長（安河内一章君）

くいを引き抜くための処理費用についてでございますが、市で平成18年度に口径35センチメートル、長さ14メートルのコンクリートくいを引き抜いた実績がございます。引き抜き工法がウオータージェット併用パイプロ工法といいますが、費用につきましては、設計費ベースで1本当たり200,232円となっております。これに別途産業廃棄物処理費用として1本当たり17千円程度が必要となります。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

今14メートルですか、これが1本202千円と。私、ちょうど三橋の今区画整理をやっている東口開発のあそこを通ったときに、ちょうどそのくいを引き抜いてあったわけですよ。それが何メートル入っておりますか、どれだけの大きさですかということで確認したところ、30メートルのくいが打ってあったわけですね。それがあれだけの狭い土地に19本入っておったという話を聞いて、それはもう大々的にそれを抜くには福岡の業者から、ここの土地は抜きやすいからいいですよと、福岡の場合はこれを抜くにはかなりの時間と経費がかかると。だったら、このくいはあなたたちは1本幾らで引き抜いているんですかという話をしたところ、1本引き抜くのに約30メートルで600千円から700千円かかるという答えだったわけですね。それで、1日何本抜きますかということで、1日に3本しか抜けないという答えでございます。やはりこれは地元の業者ではなかなかいないということで福岡のほうから来られておりましたけど、今の柳川ホテルの跡地にまだ何本入っているかわからないわけですね。三橋の都市計画の中の建物は2階建てだったんですね。2階建てで30メートルのくい。柳川ホテルの場合は6階建てぐらいだったんじゃないかと思うけど、それが30メートルのくいで持ちこたえているかなということで、やはり今後これを市の財政の中で工事をするといえば、かなり費用がかかるということでございますので、開発公社から市が買い取るためにはどういうふうな話し合いで買い取るか、その辺の見解をお願いします。

副市長（大泉勝利君）

市が買い取るためには、まず利用の用途を決めなきゃいけません、今のところまだ利用の用途について結論が出ておりません。まず利用の用途を決める必要がございます。その際に、今の現状のくいが残されているという部分をどういうふうに影響するのか、影響があるのかないのかということ判断して取引をしなきゃいけないんじゃないかというふうに思っております。

それからまた、業務委託契約書が正式なものがございませぬので、その上で業務委託契約書を再度作成いたしまして、それで市が買い取るという、こういう手続をする必要になるんじゃないかというふうに思っております。

22番（藤丸正勝君）

今のところ事業計画がないからということで、やっぱり具体的なことは言えないということでございますけれども、市が買い取る時にはやはりスムーズに買い取りができるようにしてもらいたいという要望でございます。

それから、次に入りたいと思いますけれども、産・学・官の連携によるまちづくり、これちょっと非常に三者連携というのは難しいことだろうと思いますので、考えだけでもお示しになったらと思いますけど、お願いいたします。

産業経済部長（田島稔大君）

藤丸議員のただいまの質問について私のほうから答弁させていただきます。

市の今後のまちづくりを考えていく上では、何をどのような手法で、またどのように活用してまちづくりを行うかということは、地域の特徴を生かす上で大変重要なことだろうというふうに思っております。

市内に数多く存在します特徴ある自然、農産物、水産物、あるいは工業製品と、それを生み出す技術、そして人材など、これらの地域資源を活用する手法として産・学・官の連携が大変有効なものというふうに考えております。それぞれの分野におけるスペシャリストが互いに知恵を出し合って、それぞれの着想、そして発想、これをもって互いに刺激をし合うことによって結果がもたらされると。そして、そのことによって特産品の開発や企業の誘致に結びついたり、また新たな観光資源の開発、また発掘といったものにもつながるといったことが十分期待できるというふうに思っております。

本市におきましては、専門的な大学がございません。そしてまた、市内の3つの高校においても、物づくりの学科がないということが大変残念には思っておりますが、私たちといたしましては、そういうふうな専門的な学科なりができればなというふうには思っております。市といたしましては、本市の資源を活用した今後のまちづくりについて、産・学・官の連携を十分考慮しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

本市にはやはり柳川市としてのいろんな農産物、資源等、いろいろ農業、漁業、観光とありますけれども、やはりこれを連携して考えるにはなかなか難しいところがあると思います。ここの産・学・官の連携といいますと、ハード事業だけを考えることが多いと思いますけれども、ハード面じゃなくてソフト面もいろいろあると思うんですね。今こういうふうな不景気の時代でありますから、ハード面じゃなくてもソフト的な面でも連携をしていく、衣食住に關した連携とか、何といいますか、ビニールハウスとかなんか、今非常に柳川市は農産物が多くあります。そういうふうなバイオ、やはり農業者に安く、低コストでできるような農産物の開発とか、そういうソフト事業の面でもあるんじゃないかと、それに対して付加価値が高い製品ができる。今、高級志向ということでもありますので、そういう付加価値をつけた農産物の販売とかもあると思いますので、そういう農業者がグループでそういう企業、行政と三者連携でやるような農産物の開発なんかを話し合われたというか、そういうふうな会議の場が出たということはありませんでしょうか。

産業経済部長（田島稔大君）

今議員おっしゃいますように、産・学・官、そういったところの、先ほど申しましたように、専門的な知恵をお互い出し合いながら、私たちが想像もしなかったようなものがそこで

生まれてくるというのが、こういった産・学・官連携の魅力だろうというふうに思っております。

そういった中で、今後、産・学・官連携につきましては、先進事例を参考にしながら取り組んでいきたいというふうには思っておりますが、先ほど農業の農産物の加工等につきましては、産・学・官と若干違いますが、農・商・工連携というふうな中でいろいろと私たちも取り組みをやっているところでございまして、つい先般、市内の商工団体、農業団体、漁業団体等々と連絡会議等を持ちまして、非常にいい感触を受けたというところでございまして、まずそれをきっかけに次なるステップ、アクションを起こしていきたいというふうに思っております。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

きょうの新聞を見ておりましたところ、グリーンツーリズムというのが載っておりました。九州連携、都市へPRというふうなことで、やはり今地元は地元消費じゃなくて、地元を都市のほうへ持って行って、大きい都市との連携で消費をするというような感じの新聞の記事でございます。都市部での特産品販売や各地の観光施設の連携についても協議するとか、個別の活動だけでは地域の活性化にはつながりにくいので、都市住民に売り込みを図ってきたいという、そういうふうな記事が載っておりましたので、やはり地産地消ということは大事でありますけれども、高志向といいますかね、高級志向の品物をつくって、都市との農産物、海産物の連携を図るというようなことも考えておられますか、お伺いいたします。

産業経済部長（田島稔大君）

都市との交流ということでございますが、先般から話に出ております道の駅、そういった中でも都市との交流と、交流施設というふうな部分も考えておるところでございます。そして、このグリーンツーリズムにつきましては、近隣では一番いい例が大分の安心院町あたりにもありますし、そういったところを十分参考にはしていきたいというふうにも思っております。

22番（藤丸正勝君）

この産・学・官連携というのは、なかなかやはり難しいところがあると思うんですよ。だから、今後この総合計画の中にも盛り込んでもらいまして、地元の活性化のために企業誘致とか、そういうことでしっかりとやってもらいたいと要望しておきます。

それから、柳川ホテルの問題でございましたけれども、この情報公開請求をしたときに買収の経緯というのがあったということでございます。これは堂々とこういう事業計画があったということで私は出してもらっていいと思うんですよ。やはり市民の皆様には120,000千円というのが先走りしておりますので、どういうことでこの柳川ホテル買収の経過があったかということ、ちょっとここで報告をさせてもらいたいと思いますけれども、旧柳川ホテル

買収の経緯についてということで、このことについては平成16年12月14日ごろだったと思うが、当時の助役より商工観光課長と都市計画課長、係長が助役室に呼ばれ、その中で16年12月当時は17年、18年度の2カ年計画事業で柳川ホテル駐車場跡地に観光施設さげもん館を建設する予定であったため、観光客の駐車場及び公園として一帯整備するため、旧柳川ホテルを買収することになったと、これでいいんですよね。買収金額は解体後更地で120,000千円と、18年度には市がまちづくり交付金を活用して買い上げるので、商工観光課より開発公社へ買収依頼を出すよう依頼があったと。商工観光課長補佐に対して、都市計画課の係長と打ち合わせて買収依頼を作成するよう指示があったということで、こういう大義名分の買収計画があったということでございます。これでこの問題は前に進めて、何か事業が、計画があったら、事業計画があったら私は進めてもらいたいというように思っております。

それから、次の不況による経済対策はということでございますけれども、午前中かなり古賀議員のほうから質問がございましたので、重複するところもあると思いますけど、もう一度ちょっとお伺いをいたしたいと思います。

まず、不景気対策ということで各都市でプレミアム券というのが発売をされたということで、非常にこれは評判がいいということで新聞紙上、テレビ報道なんかであってございましたけれども、当柳川市でも17年度より柳川藩札ということで売り出しをしております。本年度は8月1日に発売されまして、1日で約30%の売り上げを見ておるわけですね。これ非常に評判がよくて、やっぱりこの不景気に1割返ってくるということで、8月1日に三橋町商工会では10,760千円の売り上げ、柳川商工会議所では16,500千円、大和町商工会では8,100千円の売り上げがあり、8月20日には完売ということで、総額128,000千円を売り上げ、その11,700千円が柳川市の補助ということで、非常にこういうメリットのあるプレミアム券ということでございましたけれども、やはりこういう不景気になりますと、こういうふうなのを市としてももう一回出してもらえないかという、前倒しの予算等はつけられないかということでございますけれども、この質問に対してどう思われますか、お伺いいたします。

商工振興課長（江崎尚美君）

御存じのように、柳川市のプレミアム券、柳川藩札というのは、今藤丸議員のほうからおっしゃられましたように、特にことは8月、原油高の影響を受けまして、ガソリンが高騰したこともあり、特にその辺が注目をされまして、御存じのように1カ月以内で完売したということでございます。

今後のことにつきましては、午前中、市長も申し上げたとおりと思っております。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

それから、セーフティーネット保証制度の件なんですけど、現在113件の認定をされたという午前中の答弁でございましたけれども、その後はこの113件に対しては金融機関のほうでも



う一度審査、判断されると思いますけれども、金融機関から拒否された場合、また市のほうへ相談がっているか、その辺をお伺いいたします。

商工振興課長（江崎尚美君）

これにつきましては、まずは普通の事業者の例で申し上げますけれども、普通、金融機関にまず融資の御相談に行かれるということで、そのときに金融機関の融資担当が多分業種を見まして、その内であれば、これはセーフティーネットでしたほうがよくないですかということをおっしゃると思います。それを受けまして、今度は市のほうに来られるわけですね。午前中申しましたように、セーフティーネットの対象事業であるかどうかにつきましては、市町村が認定するという事になっておりまして、法人さんの場合はきちんと約款等に、登記簿謄本に事業名とかいろいろ書いてありますのでわかりますけれども、特に個人事業主の方につきましては、ちょっとわかりづらい点があるわけです。ただ、窓口としましては、一々根掘り葉掘り聞くわけにはいきませんもんですから、ある程度、申しましたように確定申告書等を参考にしまして、なるべく認定という形に持っていったところでございます。しかし、柳川市は今のところそういう連絡は入っておりませんが、全国的にも、また県内におきましても認定ができないと失礼しました。保証協会ですね、これはあくまで次は保証協会になりますけれども、保証協会の場合は言葉でいいますと承諾という形になりますけれども、承諾できないということも起こっていると聞いております。市に対しまして、保証協会のほうから、本当にこの内容に間違いはないかと、こういう事業をしておるのは間違いはないですかという問い合わせはあっておりますが、認定できんやったと、認定できませんからもう一回お願いしますというふうな例は今のところありません。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

今のところ申し込みは全部認定されたということですね、柳川市の受け付けの分はですね。あとは金融機関のほうでまた判断されると、保証協会のほうで判断されるということでございますね。

それから、特別融資枠の利率、保証協会の利率、これは福岡県で統一してあるわけですか、その点お伺いします。

商工振興課長（江崎尚美君）

これにつきましても、やはり保証協会が決めるわけですが、一般融資につきましては、特に柳川市の例でいいますと、制度融資で申しますと、大体保証料率ですね、銀行の利子じゃございません。保証協会が取る融資保証料率と申しますけれども、それが大体1.1%ぐらいです。ただ、このセーフティーネットにかかりますと、福岡県の保証協会としましては、大体0.8%以下というふう聞いております。だから、0.6%の方もおられるわけです。大体そういう形になっております。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

保証料は0.4%と私は聞いた、0.4%というのは、保証料はこれは違うんですかね。

商工振興課長（江崎尚美君）

我々が聞いたところによりますと、大体0.25%から0.8%の間というふうに聞いております。

22番（藤丸正勝君）

それでは、非常に景気が悪いということで、まず建設、土木、製造業、いろんな業種に今は不況の波がかぶっておるということでございますけど、今公共工事のほうも随分と出されておりますけれども、その公共工事の前倒しというか、国なんかはいろいろ前倒しをされておりましたけれども、柳川市でもこういう前倒しを出すような事業がないか、お伺いしたいと思いますけど。

副市長（大泉勝利君）

前倒しの発注については、まだちょっと検討途上でございますけれども、通常公共工事の場合には、4月から6月の期間というのがなかなか発注件数がまとまらない時期でございます。ですから、国が経済対策で前倒し発注するときには、2月から3月にかけての発注をして、実際の工事は4、5、6の3カ月の仕事量を確保すると、こういう施策をとっているのが一般的でございます。本市の場合にも、明許繰越予算等で対応できるものについてはできるだけ4、5、6の施行を確保するようなことが可能と思っておりますけれども、そういったことも含めて、今後検討していかなきゃいけないというふうに思っております。

さらに、午前中から古賀議員からも出ておりますけれども、かなり長期化しそうな不況でございます。この部分について、本市では小口の融資資金の制度を設けてございますが、県の制度資金なんかもございます。こういった部分について、市民の皆さん、あるいは市内の法人の皆さん、こういった方の相談の窓口を設ける必要があるんじゃないかというふうに、早速その相談の窓口設立のための準備を始めたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

22番（藤丸正勝君）

それから、市の預託金が中小企業、零細企業に対する預託金が年間3億円ですかね、3億円があると思っておりますけど、その利用率というのはどういうふうになっておりますか。

商工振興課長（江崎尚美君）

今申されました預託金については、御存じのごとく3億円を預託しておりまして、4倍協調ということで4倍以上の融資を受けることができるわけございまして、18年度から19年度にかけて非常に融資が多くなったということでございまして、特に17年度から18年度に160%の伸びをしたと。今現在、12月現在、預託金が11億円を超えておりまして、来年度は担当課で、まだ予算査定は終わっておりませんが、融資枠の拡大を御提案していきたい

と思っておるところでございます。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

4倍の12億円に対してもう11億円以上の申し込みがあつておるということで、本当にこういうふうな景気でございますので、ぜひとも来年度は融資枠の拡大をお願いしたいということでございます。

それから、先ほど副市長のほうから相談窓口をつくりたいという話もありましたけど、非常に仕事はしても金の回収ができないと、でも3月には税の申告をしなければいけないということで、消費税なんかもかなりの、これはもう延滞できない税金でございますので、滞納できないものでございますので、そういう税務相談の窓口というわけですか。

副市長（大泉勝利君）

今、この不況の中で、特に中小企業の場合に予想されることは、元請の大手の企業から支払いが遅延する場合、それから支払いの中でさらに割引等が要求される場合等、さまざまな形で経営基盤の弱いところにしわ寄せが来るだろうというふうに思われます。その経営基盤の弱いところにどういう手当が必要なのか、また、どういう融資制度があるのかというふうなことを総合的に相談できるような窓口ということで、当然税の相談にも乗るようなことも必要になるでしょうし、あるいは借りかえ等の制度、こういったものについても相談を受けられるようなことも含めて対応しなさいいけない相談の窓口というようなことになるんではないかというふうに思っております。

22番（藤丸正勝君）

ぜひこういう相談窓口というのは開設してもらって、やはり市民が安心して税を払えるような制度をつくってもらいたい。

また、この税金の納付の期間延長というのは考えてはおられないでしょうか。 済みません、私があんまり突っ込みますと、ああそういうのは考えてなかったということで、なかなか言いにくいところもあると思いますので、やはり柳川市民が安心して暮らせるような施策をとってもらい、今後、不況対策が前に進むように要望いたしまして、努力してもらうことを要望して、私の質問を終わらせていただきます。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、藤丸正勝議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後1時51分 休憩

午後2時8分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、21番大橋恭三議員の発言を許します。

21番（大橋恭三君）（登壇）

経済の急変、これほどに早いとは本当に信じられません。雇用契約を打ち切られた非正規社員、内定取り消しを告げられた新規採用者、どこに怒りをぶつければよいのか、胸が痛みます。

21番大橋恭三でございます。まず、選挙のことでございますが、12月2日の柳川市選挙管理委員会通達によりますと、平成21年4月23日、任期満了に伴う柳川市長選挙の日程を、告示日、平成21年4月5日、選挙日、平成21年4月12日で実施することの通知があり、あわせて平成20年12月2日現在の有権者数が5万9,936人であることも発表されました。念のため、間違いはないか確認をしていただきたい。また、立候補者の資格について、規定などがありましたら、その内容を教えていただきたいと思います。

それから、これは市長に答弁をいただきたいのでありますが、この市長選挙、既に水面下では戦いが始まっているようでございます。現市長、すなわち石田市長の表明に関心が注がれているのではないのでしょうか。9月議会の私の質問に対して石田市長は残された期間を全力投球するのが私の義務、しかるべき関係者、後援会に相談をして結論を出したいと答弁されました。あれから3カ月たちます。そろそろ結論を聞かせていただきたい。

次に参ります。

本年もあと20日で終わります。皆さんはどんな年だったでしょうか。私は、この2008年は大変な混乱の年であったと思います。経済の大混乱と私たち国民生活の基本である食や医療、福祉の信頼関係の失墜は目に余るものがあります。農薬混入問題、牛肉、ウナギ、里芋、インゲン等冷凍野菜の産地偽装問題、そして、事もあろうに農水省役人が166回も立入検査をしながら見抜けなかった汚染米転売問題、さらに申し上げるなら社会保険事務所役人みずから不正操作した年金記録改ざん問題、どう説明をすればよいのでしょうか。全く地に落ちたものであります。

本市でも新市が誕生した平成17年3月以降、沖端漁協にかかわる不正経理問題、土地買収に絡む市長公印押印問題が発覚いたしました。また、これとは別に談合情報も寄せられています。なぜこの種の不祥事が後を絶たないのか、柳川市職員の服務に関する規制や柳川市職員倫理条例の周知徹底はどう図っておられるのか、不祥事や談合への対応と一緒に聞かせていただきたい。

次は、スポーツ振興方策についてであります。北京オリンピックでは、女子ソフトボールで、本県の上野由岐子投手がああ413球を投げ切り、感動の優勝をしたのを思い出します。そのとき私は、やったー、大きな声でこぶしを振り上げました。20歳ぐらい若くなったような気がしました。こんなくあいスポーツは人間の思考や言動といった根源的欲求にこたえつつ、爽快感、達成感、他者との連帯など、精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすとともに、

社会的生活に必要な人間の資質の形成等に重要な役割を果たすという認識が高まっています。健康の維持や体力の向上のみならず、人間にとって生涯を生きていく上での不可欠な文化として位置づけられています。

昭和36年制定のスポーツ振興法第1条では、スポーツを振興することは、国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活に寄与するものとあります。国や県、市町村の責任において推進することを明記してありますが、本市の取り組み状況を聞かせていただきたいと思えます。

これで質問を終わりますが、関係する質問は自席から行います。

選挙管理委員会事務局長（金縄孝義君）

大橋議員の御質問にお答えします。

まず、1点目の選挙の時期についてでございますけれども、12月2日開催の第14回選挙管理委員会におきまして、告示日、平成21年4月5日、それから選挙日、平成21年4月12日で決定されております。続きまして、同日付で選挙期日の告示も行っております。したがって、諸般の手續を済ませておりまして、間違いはございません。

それから、立候補者の資格についてでございますが、公職選挙法の規定による資格は、まず日本国民で満25歳以上であること、それから成年被後見人等、公職選挙法第11条に該当しない者であることでございます。

以上でございます。

市長（石田宝蔵君）

大橋議員におかれましては、9月議会に引き続きまして私に対して出馬の意思の確認ということでのお尋ねがございました。私も残された任期に全力を傾ける、そしてこの残された任期に全力を傾けることが私の責任と義務だと、また、関係者や後援会の皆さん方にも十二分にお話をして、お考え等をいただいて、考え方を示させていただきたいと、こんなことを申し上げておりました。

御案内のとおり、市長の任期は来年4月23日ということでありまして。まだまだ早い感じがするわけですが、先ほど大橋議員おっしゃいましたように、新人予定候補者の活動が活発でございまして、御心配いただいている市民の方々、大変どうございますし、そんな声も聞いているわけでございます。きょうお約束しておりました宿題について、この場でお答えさせていただこうと思えます。

昨日も伊藤法博議員から政治姿勢についてのお尋ねがございました。所信は一つも揺らぐことはございません。平成17年4月24日、合併後の新市の市長に多くの支持をいただきまして、市民の皆さんから御推挙いただき、今日に至っております。私は何より市勢の均衡ある発展ということを新市のまちづくりのキーワードとしてまちづくりを進めてまいりました。何といたっても健全な財政運営、これが基本であります。また、市民の皆さんに信頼される職

員を育てていくこと、こういったことがまちを変えることだと思ってまいりました。しかも、合併後の新市ということで、旧市町の皆さんが一体となって参加をいただき、そして真の市民協働のまちづくりを進めていく、これが念願でございます。今、本市を結びます国、県で整備をされております幹線道路、あるいは鉄道、こういった新交通時代もささやかに見えてまいっておりますし、現実には姿をあらわしてまいりました。こういった社会資本の整備を合わせましての将来を視野に入れてのまちづくり、マニフェストに掲げて進めてきました教育、福祉、産業振興、こういった多くの課題に全力を傾けてきた3年余であったと、振り返っております。志はまだ道半ばでございます。多くの解決には2期8年、せめて必要だろうと思っております。市役所の職員さんの対応がよくなった、非常にサービスがよくなった、こんなことも私のこの振り返っての励みにもなっております。

市民の皆さんにお約束しております積み残しの課題を解決し、引き続き強い使命感と将来の構想実現、熱い情熱を持ちまして、安心して住みよい豊かなまちづくり、これに向けて固い決意をもって挑戦しなければならないと、こう決意しているところでございます。

以上でございます。

人事秘書課長（高田 厚君）

服務規定の周知徹底、不祥事への対応ということでございますが、関連がありますので、あわせて御答弁させていただきます。

ただいま議員から御指摘がありましたような不祥事と申しますが、事件が起こってしまったことはまことに残念でなりません。たとえ理由がどうであれ、法令、規則を守らないということは許されることではないというふうに考えております。

職員の服務に関しましては、職員の服務の根本基準として、地方公務員法第30条に「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」となっております。以下38条まで信用失墜行為の禁止等、もろもろの規定がうたわれておるわけでございます。

市職員にいたしましても、職員の服務に関する規則第2条に法令等の遵守及び職務遂行の義務ということで、そのことをうたっております。このことは公務員としての基本中の基本でございますので、職員を採用しましてすぐ庁舎内で行われます職員研修におきましても、それから研修所に派遣して行います新規採用職員の研修におきましても、まず最初にこの公務員倫理についての研修を行いまして、公務員としての規範意識の確立を図ってきているところでございます。また、日ごろから折に触れまして、公務員としての自覚を促し、公務の信用を落とすことのないよう、口頭あるいは文書等による指導、周知等を重ねてきているところでございます。

しかしながら、今回こういった不祥事が起こりました以上は、同じことを二度と繰り返さない対策を講じることが肝要ということで、起こってしまった事実は事実として隠さず、す

べてを明らかにいたしまして、本人に対しては直接指導を行い、また、他の職員に対しましても研修等により意識改革を図ってきております。そしてまた、事務处理的には契約方法の改善や支払いのチェック体制を改めまして、公印の取り扱いにつきましても、公印取扱要領を策定しまして、より適切に管理するよう工夫、改善を行い、二度と再びこのような事件が起こらないように防止策を講じてきているところでございます。

いずれにいたしましても、市の信用を失墜させるようなことがないように周知徹底をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

生涯学習課長（龍 英樹君）

柳川市のスポーツ振興の現在の取り組み状況はどうなっているかというふうな御質問でございましたが、教育委員会といたしましては、市民の健康増進、体力の維持向上を目的にスポーツの普及活動に努めておりまして、各種スポーツ大会の開催及び各団体主催の大会支援を行っております。

市教育委員会が主催をいたしますスポーツ事業といたしましては、平成19年度実績で16事業、6,100人の参加がっております。また、市内の各体育施設の利用者数は、平成19年度実績で申し上げますと、延べ人数で35万8,168人となり、大変多くの方の利用をいただいております。

また、市の体育指導員等を活用し、市民が気軽に参加して楽しめるレクリエーションの普及拡大にも努めておりまして、12月21日には柳川市ニュースポーツフェスタの開催を予定しております。

以上でございます。

21番（大橋恭三君）

選挙管理委員会のほうにちょっと聞きますけれども、供託金はあれはどげんして決まっとつとかと、幾らかんもと聞かれるけん、ちょっとよければ、わかるなら教えてください。

選挙管理委員会事務局長（金縄孝義君）

供託金は市長選挙の場合、1,000千円でございます。設定根拠は公職選挙法第92条の規定に基づいて決められております。

以上でございます。

21番（大橋恭三君）

先ほど市長は4月12日の選挙に出るということを書いていただいたと思います。それで、私は市長の情熱と使命感がそうせずにいられない、その気持ちに駆り立てられた結果が当然あると思いますけれども、そこで私が今感じていることを申し上げ、一つ二つお聞きいたします。

柳川地方の言い方で言いますと、市長はようこなされなはる、悪い意味で言いよつとじゃ

なかですよ、誤解のないようにしてください。やはりぼたもちにしる、うどんやそばにしても、ぼたもちのあんこがよくのるように、中の御飯もよくつくし、うどんやそばは生地をよくこねます。こういうふうにとっていただくならば、これは市長に頑張れ、しっかりしてくれという意味だろうと思います。そういうことで、これは皆さんが市長に期待をしていることのあらわれだと思っております。

そこで、市長に聞きますけれども、この4年近くの在任中に自分の思っている政務ができたのか、それが1点。それから、この柳川市の課題は何でしょうか、お願いします。

市長（石田宝藏君）

大橋議員から本当にありがたいこと、私も平成6年から大和の町長をお預かりして17年、この市長に推挙をいただきました。大変コミュニティーリーダー、トップというのは、いつのときにおいても、こういった覚悟が必要でございます。もちろん、こなされるというのは、いじめられるというよりも、やはりもちと同じように、粘りが出た、辛抱強く、そしてまた、鍛えられるということで私はありがたくお育ていただいていると、こんなふうに思っております。ただただ、真実は一つございまして、昨日からお答えしておりますとおり、本当にいいまち、市民の皆さんの幸せになるまちをつくらなきゃいけない、この情熱だけは変わらないわけでありまして。

もちろん、この政務はどうだったのかというお尋ねでございますが、思いどおりにはできませんでした。自分の描いているものをなかなかできなかった部分があります。しかし、市民の皆さんと約束したこと、やるべきことはしっかり私はやったというふうに思っております。やってこれたと思っております。それはどういうことかといいますと、まずは職員の皆さん方、随分住民の皆さんのほうに視線が向いてきたこと、そしてまた胸襟が開けてきたこと、本当に移動市長室なんかをやりますと、市の職員の待遇、対応のよさ、こういったものが随分変わってきましたよと。どちらかという、言葉は悪いですが、昔はお役人さんという、横着な言葉遣い、しかし、言葉一つにしても何も金がかからないわけでありまして、目の施し、言葉の施し、そういったもので心が通う市政ができてきているというふうに思います。まさしくスマイル・スピード・サービス、3Sを基本として本当に職員の皆さん頑張ってきてくれていると思います。

また、市役所を市内一のサービスのいい企業にという思いも皆さんと共有してまいりました。私も市長に就任して、全職員の皆さん方に市民会館に集ってもらいました。そして、向こう4年間に対する考え方を私なりに市の職員さん方に理解を求め、そしてまちづくりを進めてきました。そういうことが今回の一步一步まちがいい方向に変わってきている、変わっていると、また変わっていかねばならないと、こんなふうに思っております。ですから、やれば市民の皆さんも本当の公僕の職員として私は一つ一つでき上がっていているというふうに思います。



ですから、私もマニフェストに掲げたこと、市民の皆さんと約束してきたものはしっかりやったつもりでございます。しかし、先ほど申し上げましたように、できなかったものもございます。これはやはり市の職員だけではなく、市民の皆さんに約束したこと、これは男として、市長として、人間としてやらなきゃいけないと、そういうことでございます。

21番（大橋恭三君）

私、先ほど水面下では選挙が始まっていると申し上げましたけれども、市民は冷めているんです、ちゃんと見ています。10年先の政務を今考えてやらなければいけないんです。選挙の準備をやる時ではないと私は思います。そういうことで、やはり最後までしっかり政務を頑張っていたきたい。それから選挙運動でも十分だと思います。

次に進みます。

職員規範についてであります。私、資料をいただきました。4点ほどあります。柳川市職員の服務に関する規則、柳川市職員倫理条例、柳川市職員倫理規則、柳川市職員の懲戒処分の基準、こういうものがあるようでございますけれども、これとあわせて、先ほど課長から説明がありました周知徹底の方法を今講じているということでございます。ということであれば、問題は起こるはずはないんです。それともう1つ、そういうふうに行っているなら、職員さんたちは自分の置かれた立場ということをちゃんと自覚していることになります。それで、なぜ不祥事が起こるのか。

少し読ませていただきますと、服務に関する規則2条「職員は、法令、条例、規則その他の定めを遵守し、忠実に職務を遂行しなければならない。」とありますから、今言ったように、問題が起こるはずはありません。しかし、起こるといことは、私は何かあったとき、事の本質を追及することなく、トカゲのしっぽ切りに終わったり、あるいは管理職の責務を最後まで全うしないで仕事を放り出して逃げるといいますか、そういうふうな気風というのが柳川市に残っていたのではないかと思います。身内に甘い体質があったのではないか。そのことを私は危惧いたしておりますけれども、対策は講じているということでございますけれども、先ほどの答弁ではもう少し何か足りないように思いますけれども、市民は納得するでしょうかね、その辺どうですか。

市長（石田宝蔵君）

これは法律、あるいは条例、規則、こういったものは規範として文書化されて、それを守るといのは当たり前のことなんですけれども、仏をつくっても魂が入らない、こういうことがやはり人間では霊長としてあるわけです。したがって、法の規範、道徳の規範というのがそういったもので文書化されておりますけれども、なかなか行動につながっているかと。公務員の場合は先ほど人事秘書課長が申し上げましたように、全体の奉仕者である、一部の奉仕者であってはならない、しかも、服務規定等においては職務に専念をする義務がある。もろもろの義務を背負いながらも、それを時としては逸脱することもなきにしもあらず。す

べてが神、仏じゃありません。したがって、そういうものについては、もし法に抵触をする、こういうものがありますならば、一定のペナルティーをかけるというのがこれは当然の私も監督者の責任であります。ましてや、私には地方自治法154条、地方公共団体の長は補助員たる職員の指揮監督をするとなっています。これは当然のことでありまして、まさしく市民の皆さんからお預かりした職員、こういった不祥事があるとすれば、一定の市民にかわっての負託を受けているコミュニティーリーダーとしての処分をしなければならぬ。残念ながら、したくないものやらなきゃいけないというのが、これは当然法令国家としての当たり前のことであるというふうに思います。

ただ、内部の中に甘えがあったり、そういうものはやはりきっちりと、新市が生まれ、新しい自治体が生まれた、スタートした、それについてはあしき習慣はなくし、いい習慣を取り入れる、うみは出さなきゃいけないものは出さなきゃいけない、これがトップリーダーのつらいところだろうと、またそんなふうに思うわけでありまして。御理解いただきたい。決して体質が内部に甘いということではありません。やはりいいことはいい、悪いことは悪い、つい先般の会津の教育長からお話がありましたように、会津の10のおきて、弱い者はいじめてはならない、悪いことをした者は悪い、これが私は当たり前のトップの姿勢であろうというふうに御理解いただきたいとしたいと思います。

21番（大橋恭三君）

今市長に答弁いただいたことが当たり前のことなんです。にもかかわらず、私は不祥事が起こったことを事実として申し上げているわけですが、これから先を考えた場合、そういう身内に甘い独特の体質があるとすれば、今後また何かが起こっても不祥事を起こしても、起こっても起こしても、きちっと解決をすることなく遠ざかってしまう職員が今後出てくるかもしれない。面倒な事案が起きると仕事を投げ出してやめたり、転職をしたりする方が出てくるかもしれない。そういう方が議員にでもなって、圧力をかけるようなことがあったらどうしますか。だから、申し上げているんです。職員の皆さんにしっかり私が言っていることを理解してもらえらるらと思えます。あえて申し上げました。

次に進みます。

談合とは、広辞苑を広げてみますと、話し合うということで、決してやましいことではありません。しかし、談合請負や談合行為になると、話は別であります。公平な価格競争を損なうからであります。マスコミ報道などがあっております、予定価格を漏らして金を要求したある自治体の職員、業界団体の有力者に情報を提供し賄賂を受け取った土木事務所の管理職員、これらは住民への裏切り行為であります。昨年、柳川でも談合情報が寄せられました。談合したとは言っていないよ。落札価格が予定価格に近過ぎるなどなど指摘があります。やはり市民は気になります。柳川市の入札では談合行為や不祥事が絶対発生しないようにしていただきたい。その対策はどういうふうなものでしょうか。

副市長（大泉勝利君）

談合の対策についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、談合情報については昨年2件寄せられました。今年度1件ございました。この談合情報をいずれも発信者は匿名でございまして、内容については具体性に欠けるものがございましたけれども、すぐに入札者の指名業者の事業聴取を行いまして、その事実確認をしたところでございますが、確認がとれなかったことで、事情聴取後に誓約書を提出させて入札執行を行っております。

談合については、先ほど議員がお話しされましたように、予定価格と落札する業者がセットで初めて談合が成立するものでございますけれども、本市の場合には既に予定価格は事前公表しております。したがって、予定価格を事前公表することによって、発注者への負担が軽減されておりますし、談合するための条件としての価格の要件はなくなることとなります。さらに、業者でございますが、昨年9月からの改正によりまして、従来5社程度としていた競争を10社程度に拡大すると同時に、10,000千円以上の工事については一般競争入札を導入しております。この一般競争入札を導入することによって、本当に仕事をやりたいという業者が一定の条件のもとで参加することになって、業者を固定させないということで競争性の向上を図っております。さらに、今年度は2件でございまして、総合評価を導入しております。この総合評価は価格だけの競争ではなくて技術力も導入して、この価格と技術の両方で評価をするものでございます。これによりまして、固定した業者が必ずこの仕事をとれるというふうなことにはならないわけで、一層の競争性の確保が図られるというふうに思っております。

さらに、来年4月から導入を予定しているものでございますけれども、電子入札の導入を準備しております。これによって、入札者が一堂に顔を合わせる機会がないということで談合できないような状況をつくり出せるというふうに談合に対する対応を図っているところでございます。

21番（大橋恭三君）

市長、もう1つだけ気を配っていただきたいことがございます。やはり自分のところの職員だから、できるなら温情的な処理をしたいと思われるかもしれませんが、この温情で解決しようとするのは限界があるわけです。ですから、必要最小限、やはり必要であれば司直に任せるというのも方法だと思います。これは申し上げておきます。

次に進みます。

柳川市は自分に合ったスポーツやレクリエーションを見つけて楽しむことが難しいまちだと耳にします。スポーツやレクリエーションを楽しみたいと思っても、めぐり合うことができない、よき指導者にめぐり合うことができない。結果として、ストレスがたまり、メタボがふえます、あいさつの意味さえ理解できない若者がふえてしまうかもしれない。残念

だと思いませんか。この原因の一端は、柳川市のスポーツ振興方策の立ちおくれが影響をしていると考えます。施設が不足している、指導できる人にめぐり合えない、審判できる人が少ないためにゲームにならない、試合ができないなどなど、これでは楽しいはずのスポーツに興味がわかなくなるのも当然であると思います。

スポーツ振興法では、19項目にわたってスポーツ振興方策を具体的に示しています。この19項目の中の特に大切な取り組みが質問通告書に示した、指導者や審判員の確保、養成、住民スポーツ、生涯スポーツのさらなる普及、陸上競技やサッカーなどができる、公式試合ができるグラウンドの整備であります。このことは、去年の平成19年2月に市が発表した総合計画の中の基本計画でもちゃんとうたってあります。ですから、取りかかるかどうかなんです。私は、絵をかきただけでは何にもならない、それで終わってはいけないと思います。進化しなければならない、これからは行動を起こすときだと思えます。もちろん、1年や2年でできることだとは思っていません。しかし、10年かかろうが20年かかろうが、とにかく事業に着手しなければならないことだけはわかっていただきたい。まず、その辺で一区切り置いて答弁をいただきます。

生涯学習課長（龍 英樹君）

先ほど大橋議員の話の中で、スポーツ振興方策はほとんどしていないような言い方をされましたけど、それについてちょっと若干説明したいと思えますが、市が主催しますスポーツ事業としまして、先ほど答弁しましたように、16事業しております。それからまた、体協等のいろいろなスポーツ団体がいろんなスポーツ大会を開催されております。それに人的支援、そういったものの支援をいたしております。そういったことから考えますと、私どもとしましては、スポーツ方策についてはそれなりにやっているというふうに考えております。

それから、質問の中で指導者や審判員の確保はどうしているかというふうな御質問がまずあったと思いますが、これにつきましては、市民の方が何かスポーツをやりたいと願うときには指導者が必要です。また、市教育委員会主催の各種スポーツ大会には、当然指導者や審判員が必要になってきます。指導者の確保につきましては、市の体育指導員の会の協力を得まして、各種研修会や勉強会へ積極的に参加していただき、体育指導員の指導力向上と活動の活性化に努めております。また、審判員の確保につきましては、柳川市体育協会の会員さんで、専門的知識を有しておる方をお願いしたり、各種スポーツの専門分野の方をお願いをいたしております。

ただ、議員御指摘のように、現在指導者、審判員の高齢化等も進んでおりまして、後継者の育成というのが急務となっております。そこで、今後は若年層、青年層に働きかけをいたしまして、指導者や審判員の資格を取得できるような講習会に積極的に参加していただき、資格取得後には各種スポーツ大会やレクリエーションの指導に当たっていただくような指導者等の育成を図っていきたいと考えております。

それから、次に市民総合グラウンドの整備についてということでしたが、この総合グラウンドの建設計画につきましては、過去の議会でも数人の議員が御質問されておりますが、現状では確かに市内の小学校の陸上記録会等では、大和グラウンドと三橋グラウンドの2カ所を実施しておりますし、他のスポーツ大会におきましても、テニス大会等につきましても高校のグラウンドを利用するなどしております、大変不便を感じている市民もおられるというふうに感じております。

そこで、議員御指摘の総合グラウンド建設につきましては、生涯スポーツの振興に大いに寄与するものと思っております。しかしながら、総合グラウンドの整備に当たりましては、少なくとも20億円程度の予算を要しますし、学校施設の改築等も控えておりますので、財政的に非常に厳しい状況でございます。この問題に関しましては、今後とも大きな課題と認識をいたしております。

以上でございます。

21番（大橋恭三君）

20億円するから、30億円すると、もう取りかかれんとでしようかね。問題は金額ではなく、それがどう効果を及ぼすかとか、いろんなことを検証しなければならないと思います。課長が言っていることはよくわかります。本当にこの柳川市は各種大会を開いて、市民に開放して頑張っている姿もわかります。でも今、現実を見てみると、もう審判員や指導者も高齢化時代を迎えているんです。いろんなスポーツの、本当によく見てください。試合をするのがやっとのところもあるし、あるスポーツでは子供みずから自分たちで審判員をしている。これで安全だと思えますか、技術が向上しますか。この辺のところをよく考えていただきたい。子供から大人に至るまで、大人、老人に至るまで、全市民にスポーツを楽しんでもらうということは、スポーツを好きになってもらうシグナルを発しなければならないんですよ。しなさいじゃない。事業や雰囲気、それが後任指導者や審判員の指導であり、グラウンドの建設なんです。これまでは愛好家の熱意やボランティアで成り立っておった面が非常にありますけれども、ピンチであるということ認識をいただいて取り組んでいただきたい。

皆さん、わかるでしょう。最初にスポーツを取り組んで、おもしろくなかったらもう最後までしませんよ。ばちっと頭をたたいたらだめですよ。しっかり教えることのできる人を育てなければいけない。それから、どんなにテレビでにぎわっているスポーツでも、規格の整っていないところでやって、そしてそれが大変無理を感じた場合は、取りかかりにくくなるわけです。ですから、そういうことに気を配っていただく。

それからもう1つ、スポーツ人口が増加すれば、医療費や介護費用に良好な結果をもたらすことはよく言われています。一説では、予防医療とスポーツ施策の充実で投資額以上の市民の満足感と医療費抑制の効果があると言われております。柳川市では温水プールがそうでは

ないんですか。これをさらに進めていただきたい。そう言っているわけです。ぜひとも取り組んでいただきたい。大変だろうけれども、支援をしていただきたい。物心両方から支援をしていただきたい。

もう1つ言わせていただきます。今、この柳川市にあるスポーツ施設は14カ所ありますね。これは三橋町テニスコートが平成5年に整備されて、一番新しいんです。ほかのやつは昭和62年以前に全部つくられています。規格がそろっていない、そういうことはよく知っておられますけれども、当然保全修理の問題が出てくる。そういうことを考えるなら、トータルで考えて今後のスポーツ施設、柳川のあり方はどういうものか、きのうも佐々木議員が言っておられました。大きく考えていただきたいと、その辺どうでしょうか。

教育長（上村好生君）

大変厳しい御指摘をいただいておりますが、私もほとんどの土曜日、日曜日、各種の大会に出かけますと、時として大橋議員がソフトボールの審判員として出ておられる。ああ大橋議員さんでしたかと、そういうふうなことにたびたび出くわすわけでございまして、そういうことでよくスポーツをされ、それから指導者として、審判員として出てあるがゆえに、このような御指摘をいただくのであろうというふうに思うところでございまして、感謝を申し上げるわけでございますが、その指導者、審判員を育成しなければならない、これはもうおっしゃるとおりでございます。あらゆる機会を利用して育成に努めていきたいと思うところでございます。

しかしまた、生涯学習課におけるスポーツ振興と申しますのは、私どもは一部のアスリート、競技者、あるいは一部の強化選手、そういうふうな選手を育成するものではないというふうに思うところでございまして、一般の方々のスポーツ愛好家をふやす、育成する、そういうところにあるかと思うところでございます。

審判員がいないと、そういうふうなことで競技が成立しないと、これは困ったことですが、どういう競技がそういう状況であるのかというのを後で教えていただきたいと思っております。

またしかし、一般的な競技、柳川では体育協会に登録している団体が31団体でございます。種目は柳川市で22種目で頑張っております。そういうふうなことでございまして、また、生まれた赤ん坊からお年寄りまで年間1人当たり約5回体育施設を利用しているという平均でございます。それで、もちろん審判員が足りないというところもございましょうけれども、お互いに競技者自身があるときには審判員になり、あるときには競技者になって、そうやってお互いかわりながら競技者、審判員を務めることがまた体育の成果として上がっていくのではないかな、スポーツ育成になるのではないかなと思うところでございます。

また、グラウンドの建設、これはもうおっしゃるまでもなく、やはり小学校6年生のスポーツ大会をいたしますが、三橋グラウンドとB & Gグラウンドに分かれて競技をする。1カ

所で競技ができないか、そういうふうなことを強く思うものでございます。また、過去にも何人もの議員からグラウンドをつくれと、こうおっしゃっていただいております。その意欲は私もしっかり持っております。全くないわけではございません。もういつどんな形で着手すればいいかということを考えているわけでございますが、ただ、教育委員会がお金を持っておればすぐにでもつくるわけでございますが、非常に大きなやっぱり施設ということになります。一回つくって、へなちょこの、こんなつまらんものをつくってと皆様から、あるいは市民の方々から笑われる、そういうことになればこれもまた大変なことでございます。施設がなかなかございませんけれども、何とか小学校6年生の陸上競技大会におきまして1カ所で競技ができるような、そういう工夫をしているところでございます。もう大橋議員のお気持ちは痛いほど私わかりますが、何せ先立つもの、これをいかに確保するか、お金の面で非常に苦労しているところでございますので、御理解をいただきたいと思うところでございます。よろしく申し上げます。

21番（大橋恭三君）

当初にも申し上げましたように、スポーツ振興法というのは国が出しておるものですから、地方自治体だけに決して全部費用も持ちなさいとか、そういうことはないと思いますので、その辺も研究されると、ひょっとしたら可能な方法が見つかるかもしれない。それから、20年や30年のスパンで取り組んでいくというのも方法だと思いますということを私は申し上げておるんです。ですから、その辺を理解していただいて、これ以上の質問はいたしませんけれども、痛いほど感じていただいたものをぜひあらわしていただきたいとお願いして、私の質問を終わります。

議長（田中雅美君）

これもちまして、大橋恭三議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後3時5分 休憩

午後3時20分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、5番梅崎昭彦議員の発言を許します。

5番（梅崎昭彦君）（登壇）

皆さんこんにちは。5番梅崎昭彦でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきますが、私自身、議員としての議席をいただき、住民の皆さんの負託を受け、見詰めてきた2年2カ月、通算2回目の質問に登壇することになります。今回、通告しました市政関連課題4項目についてお尋ねをします。

なお、答弁次第によりましては、2回目以降、自席から再質問させていただくことをお断

りし、質問に入ります。

石田市長にとって、この12月議会は任期4カ月を残す、文字どおり1期目の納めの議会となる議会であります。市長におかれては、平成17年の新市誕生以来、市民の幸せと市勢の発展のため、大変な努力をいただき、新市のかじ取りには課題が山積みし、その調整や計画、実行に心労も多かったのではないかと拝察するものであります。市長の昼夜をたがわぬ粉骨砕身の努力に対し、市民の皆様にかわり、まずもってねぎらいと感謝を申し上げるものであります。

さて、今回質問いたしますのは4項目であります。まず市長の新市での改革、改善の取り組みについて、次に昭代地区の主要道路の整備について、3つ目が商店街の活性化について、4つ目が沖端船だまり岸辺の安全についてでございます。

まず初めに、石田市長の新市での改革、改善についてお尋ねいたします。

近代国家の我が国において、大きな行政改革が行われたのは、明治、昭和、平成であります。特に今回の平成の大合併は3,200余りの市町村を1,000規模にし、行財政の改革を行うという、極めて大胆なものであります。1990年度末に67兆円にすぎなかった地方の借入残高が2005年度には200兆円以上にも膨らみ、国も地方も巨額の借金を抱える中で、合併特例債という平成17年末の合併特例法の期限切れに合わせ、2,000足らずの市町村になったことは御案内のとおりであります。

我が柳川市もこの特例法に合わせ、平成17年3月21日に1市2町で新市が誕生し、この4月には石田市政が誕生しました。新市誕生に合わせた選挙では、候補同士がローカルマニフェストを市民に示しての選挙が行われました。石田市長は2万2,786票を獲得し、市民の負託を受けての市長就任でした。しかし、その後、市長が示した政策課題をめぐって、見解の相違などとして議会との対立が続きました。この事態は市長の納得のいくものではなかったのではないかと思います。市長は選挙のときに約束したとおり、マニフェストに上げられたみずからの政策達成度を毎年市の広報紙に広報してこられました。私は議員として、いつも市民の立場に立ち、よいものはよい、悪いものは悪いの視線で評価し、市政をチェックすべきだと思っています。合併のときの市政の大きな課題は、掘割の水路の浄化環境改善を初め、旧柳川市内の中学校給食問題、県南女性センターの廃止、存続、大型公共事業の見直しや無駄な予算の見直しなどでした。

そこで、市長が就任時に上げられた改革、改善への取り組み達成度での自己評価はいかがなものか、その評価点とその理由についてどのように総括されているのか、まずその御所見をお伺いするものであります。

次に、昭代地区の主要生活道路の整備についてお尋ねします。

道路は言うまでもなく、地域の発展になくはならない重要な社会資本であります。道路の整備は経済、文化、地域間交流を活発にし、地域に大きな活力を与えてくれます。私は、



新市合併以前から市民の皆さんの総合的な声として、旧柳川市内の道路は狭くて整備がおくれていると耳にしてきました。さきの議会でも、とりわけ昭代地区の整備のおくれを指摘し、拡幅整備に対する執行部の考えをただしました。来春には待望の有明海沿岸道路、矢部川大橋の連結で利便性は格段に高まりますが、昭代地区では十数年前から計画されていた主要地方道県道大牟田川副線の整備が急がれます。ことし夏に昭代地区の開発促進協議会が立ち上がり、大きな動きとなりました。これまでの昭代の開発のおくれは、この道路の整備のおくれと比例していると言わなければなりません。

現状を申しますと、県道から海岸への地区内、縦の幹線道路は大牟田川副線がバイパスとしての道路としてあるほかは、2本の道路が通っています。しかし、これらの道路を結ぶ横の道路については、幅が狭く、普通車がやっと通れるぐらいの道幅しかない状態の未整備道路です。緊急自動車もスムーズに通行できないものです。具体的に拡幅整備が出来る区間を上げれば、まず大沢の堤防から田脇まで、セツ家のカントリーエレベーターから田脇郵便局まで、昭代第一小学校校門前からマミーズ横の道路、西浜武の中島歯科の横の道路も沖田までと、有明海沿岸道路へアクセスする道路はほとんど途切れています。

そこで、お尋ねしますが、これらの主要生活道路の整備について、今後どのような整備計画を持ち、整備を進めようとしているのか、見解をお示しいただきたいと思います。

次に、商店街の活性化についてお尋ねします。

柳川には旧市町ごとに商店街があります。今、全国的に中心市街地の商店街がシャッター街と言われるように、多くの店がシャッターを閉じており、マスコミの写真や映像などによってたびたび報道されています。まことに活気のない殺風景を見ると、こちらも悲しくなり、どうにかならないものかと思案します。郊外大型店舗の進出、交通事情の変化により、柳川でも商店街の空洞化が進んでいます。沖端商店街でもこれらの事態を真摯に受けとめ、学習の機会を持ち、会を重ねてきました。全国のもろもろの商店街の企画やイベント、活性化のための取り組みを学ぶ中で、熊本県宇土市宇土商店街の100円商店街の存在を知り、現地に足を運び調査しました。現地では、同会長からここに至った経過やきっかけ、取り組みのプロセスなどの説明を受けました。説明では、商店街を何とかせねばならないとの商店街店主の声をきっかけに、市民アンケートを実施し、何とか店に行っていただく取り組みができないのかと始まったのがこの100円商店街の企画、多額の予算をかけず、補助金に頼らない、企画は100円のワンコインというネーミングで話題を呼んではとしてスタートしたイベントであるということです。今では内外に知られた月一回の継続企画になっております。

そこで、お尋ねしますが、柳川においても、それぞれの商店街においての活性対策をどのように受けとめ、商工政策に対する具体的な支援の方策をどのように考えているのか、当局の考える商店街振興策をお伺いするものであります。

最後の4点目は、沖端船だまりの岸辺の安全対策についてお伺いします。

一昨年の13号台風によって、高潮災害は沖端地区への堤防溢水があと数センチというところまで迫ったものの、間一髪、難を逃れることができたことは記憶に新しいところであります。そんな沖端の船だまりに県の高潮対策事業により、周辺堤防やパラペットのかさ上げ、散歩後に休息できる母屋や彫刻、照明なども整備され、ちょっとした憩いの公園へと変化しました。そんな船だまりの岸边であります、大潮時の二丁井樋の出入り口は潮位が高く、大人でも危険なほどです。昨年もさげもんめぐりのときに、市外の子供さんがこの公園の階段で遊んでいて足を滑らせ、渦にはまったという事故が起きました。幸いそばに親御さんがいらして、大事になりませんでした。船だまり岸壁の岸边の危険を感じている人は少なくありません。もっと多くの人においでをいただき、にぎわいと活力を取り戻す観光スポット沖端の船だまりに人を呼ぶためにも、この岸边の安全対策が万全であることを求められることは言うまでもありません。この安全対策をどのように考えられるか、お伺いするものであります。

また、柳川の川下りは西鉄柳川駅近郊の発着所を起点に、何といても終点の沖端水天宮までが一連の観光コースであります。この観光コースの川岸に生い茂る柳の並木は心をいやしてくれる柳川ならではのロケーションであります。昨年、一昨年の台風によりその並木の柳が倒れ、その後のフォローができないままの状態になっています。これらについての調査、事後の対応に係る者の苦情が届けられています。欠けた柳の植林についての対応について明確な御答弁を求めるものであります。

以上、当局におかれては前向きな希望の持てる誠意ある答弁を期待して、壇上からの1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

市長（石田宝蔵君）

梅崎議員におかれましては、今般は4項目にわたってのお尋ねでございました。お答えしてまいりたいと思います。

梅崎議員におかれましては、常に市民の立場に立って、まさに是々非々の視点で市政をチェックいただいておりますこと、改めて敬意をあらわしたいと思います。

私が平成17年4月に2万2,786票の市民の皆さんの支持をいただき、市長に就任をさせていただき3年8カ月が過ぎ、任期も残すところあと4カ月余りということになりました。この3年8カ月の間、マニフェストとして掲げました数々の施策をそれぞれすぐやります、1年以内にやります、4年以内にやりますと期限を切って実践してまいりました。

時間の都合もございましたので、ここでは幾つかに絞って申し上げますが、まず、市長の給与、賞与、退職金の10%のカット、市長交際費の100%公開、これらにつきましては就任後すぐ実行し、今日まで継続をしてきております。市役所改革の推進では、職員の定数削減、人事考課制度の導入、さらには行政の無駄をなくすための行政評価制度の導入を図ってまいりました。

県南女性センターの存続問題では、旧柳川市において取り壊しの方向性が出ておりましたが、着任早々、県に対し存続要望を行いまして、紆余曲折はございましたけれども、議会の御理解もいただき、平成19年4月に市民温水プールとしてリニューアルオープンし、現在、健康増進やレクリエーションの場として多くの市民の方々に御利用いただいているところでございます。運営は、もちろん直営ではありませんけれども、合理的な予算の執行に方向性を変えました指定管理者制度を導入し、効率的に、しかも経済的な経営を行っております。また、今年度には障害者の方々にも安心して利用いただけるようにリフトの設置もさせていただきました。また、新しい観光拠点として、天然温泉を利用したからたち文人の足湯もオープンをし、柳川を訪れていただいている観光客の皆さん方には、もちろん市民の方々にも疲れをいやしていただいている一つの名所になりました。

次に、合併前からの懸案でございました旧柳川市内の中学校の給食問題につきましては、御案内のとおり久々原地区にドライ方式の最新式の給食センターが完成し、昨年4月から柳城中学校、昭代中学校、蒲池中学校、柳南中学校の4校に完全給食を提供して、保護者の方々、あるいは学校関係者から大変喜ばれておるところでございます。経営効率化の面からは、調理等の業務を実績のある民間業者に委託をいたしまして、民間活力を導入することによりましてのサービスの低下を招くことなく経費の節減を図っているところでございます。

社会資本の整備といたしましては、西鉄柳川駅東部土地地区画整理事業、中島地区の密集住宅市街地整備事業、市営桜ノ木団地の建設、藤吉小学校、皿垣小学校の大規模改修、交通アクセスでは、有明海沿岸道路を初め、国道443号バイパスの建設促進、みやま柳川インターチェンジへのアクセスも着々と進んでおります。

基幹産業であります農漁業、観光産業におきましては、集落営農組織、担い手の育成、日本一のノリ産地を目指しての共販体制の一本化、漁業団地の整備、観光駐車場の整備と魅力ある観光地づくりへの整備も一步一步進めているところでございます。

こういった新市の発展、一体化を図るための各事業実施の結果、現在の柳川市の地方債、これは借金ということになりますが、合併前の1市2町の16年度決算額の合計で298億円であったものが19年度決算では339億円と、41億円程度増加はいたしております。これは合併特例債を活用した大型事業の実施によるものでございますが、起債元利償還金の70%が交付税で措置されてまいることになっております。

一方、この起債に対して基金、つまりわかりやすく言いますと、積立貯金ということになります、市の貯金。これは同じく16年度決算で約6,560,000千円でございますけれども、19年度決算では10,040,000千円と、3,480,000千円増加をいたしております。あわせて報告しておきたいと思っております。やはり財政問題が市を運営する上においては、大きなかぎとなるものでございます。

最後に、情報公開では、先ほど申し上げましたとおり、市長交際費は就任当初からすべて

の支出内容と金額を100%公開しております。それから、市役所、公民館、学校等を光ファイバーでネットワークした地域イントラネット整備、電子広報紙システム等を構築、平成18年からは各庁舎や公民館等に議会中継を放映し、市政への関心を市民の皆さんに深めていただいているところでございます。

その他にも多くの取り組みを実践してまいりましたが、3年8カ月を振り返りますと、非常に厳しい状況の中ではありましたが、それなりに議会、市民の皆さんの御理解をいただき、成果を上げることができたと振り返っております。

そこで、自己評価して点数をつけたといたしますと、まあこれに対していろいろそれぞれの評価は違うと思いますが、私なりに市の広報誌で評価をしているということで御理解をいただきたいと思っております。

以上で改革に対する取り組みを大ざっぱに申し上げましたけれども、これも市民の皆さんのおかげだったと感謝とお礼を申し上げたいと思っております。

以上でございます。

建設課長（横山英眞君）

私のほうから梅崎議員の2点目の昭代地区の主要生活道路の整備について、並びに4点目の沖端船だまり岸辺の安全についてお答えいたします。

まず、2点目の昭代地区の主要生活道路の整備についてでございますけれども、議員御指摘のとおり、道路整備は重要なインフラ整備であり、経済、文化、地域間交流を活発にし、地域に大きな活力を与えるものと思います。そこで、本市といたしましても、第1次柳川市総合計画でもうたっております、道路交通網の体系的な整備を行う中で、生活道路整備の推進を図っていくこととしております。

市民の生活道路である市道の整備状況でございますが、平成19年度末現在で実延長986キロメートルに対しまして、改良済み延長が616キロメートルで、改良率が約62%となっております。まだまだ道路整備がおくれている現状でございます。そのような中、財政状況が厳しい中でも、地権者の同意が得られたところから整備を行っているところでございます。

そこで、議員お尋ねの昭代地区主要生活道路の拡幅整備が急がれる4路線の整備計画について具体的にお答えいたします。

まず、大沢の堤防から田脇までの市道間七ツ家線、延長にして約2.2キロメートルでございますが、平成15年度から工事に着手いたしておりますけれども、何分延長が長いため、なかなか進捗が上がりず、今後も継続事業として引き続き整備をしていきます。

次に、七ツ家のカントリーエレベーターから田脇郵便局までの市道高田町永松開線、延長約1キロメートルについては、平成17年度から工事着手しております、平成22年度に完了予定でございます。

次に、昭代第一小学校前からマミーズ横の県道までの同じく市道高田町永松開線、延長430

メートルにつきましては、今年度測量に着手し、来年度からは国の補助事業にのせまして、設計を行い、本格的に事業を実施する計画でございます。

最後に、4本目の西浜武の中島歯科横から沖田までの道路は県道の柳川城島線でございますので、柳川土木事務所で整備を進めていただいております。早急に完了するように県のほうへ要望していきたいと考えております。

続きまして、4点目の沖端船だまり岸辺の安全対策についてお答えいたします。

沖端船だまりは、議員御承知のとおり、県の高潮対策事業により周辺堤防やパラペットのかさ上げが行われ、また環境整備については、地方特定河川等環境整備事業により平成13年度から平成17年度までの5カ年をかけまして、水辺の散策路、あずまや、花壇等、特に矢留小学校の生徒が描いた絵をもとに画家北原悌二郎先生のモザイク画「干潟のめぐみ」が設置されて、新しい水辺空間を生み出しております。地元を初め、多くの観光客に親しまれております。

しかし、この船だまりはまた避難港としての機能も備えております。議員御指摘のように、観光スポットとして多くの人たちが出入りされてある中で、その安全対策ですけれども、御承知のとおり、この船だまりは県の施設でありますので、市といたしましては、早急に県のほうと協議をいたしまして、設置可能なところについて防護さく等の設置要望を行いたいというふうに考えております。

以上でございます。

商工振興課長（江崎尚美君）

梅崎議員の質問の商店街の活性化について回答させていただきます。

御指摘のように、大型店舗の出店や買い物のレジャー化により、地域の商店街から消費者が流出し、最近では大型店同士の顧客の奪い合いも見られるようになっております。一方、地域の商店街では顧客の流出のみならず、店主の高齢化が進み、商店を継続することが困難な状況になっております。

現在、市では商工振興策として、空き店舗への家賃補助、プレミアム商品券発行への助成、商店街活性化のためのイベント等への助成を行っておりますが、市内の商店街でも商店街を元気にしようとイベントを中心としたさまざまな取り組みがなされております。御存じのように、柳川商店街ではさげもんタペストリーやひな灯り、沖端商店街では水上ランタン、立花通り商店街及び西鉄通り商店街ではイルミネーション、水郷冬蛸、中島商店街ではガチャポンキャンペーンなど、そのイベント期間の多くは来客でにぎわっておりますけれども、イベントによる一時的な集客とは別に日常的に集客を図る取り組みが必要なことは言うまでもありません。

そこで、今後の商店振興策という視点から、大きくは高齢社会の到来とコンパクトなまちづくりという動向に沿い、いかに集客をするかが一番の課題でございます。例えば、個々の

商店につきましては、顧客を呼び込む店構えや、あるいは品ぞろえとして日常生活品の充足や専門店化をするなど、あくまでもショッピングの場としての個店の魅力を高める取り組みが必要と考えておるところでございます。

市役所内におきましても、中心市街地商店街活性化については、本市関係課合同で専門的アドバイザーによる勉強会も実施しておるところでございます。とにかくいずれにしましても、この問題につきましては、各商店街や商工団体とも連携しながら取り組みを進めたいと思っております。

以上です。

観光課長（龍 泰子君）

水天宮付近の柳の木が枯れているという質問についてお答えいたします。

沖端は観光客も多いところでもありますし、柳川の大切な景観の部分でもありますので、柳の植栽はぜひ必要なものだと思っております。柳が枯れておりますと、大いに景観が損なわれますので、すぐ前向きに検討したいと思っております。

5番（梅崎昭彦君）

再質問させていただきます。

1点目の、市長はこの3年半、本当進めてこられた改革、改善は、時世に合ったものであり、市民の立場に立ち、無駄をなくし、納税者の立場に立っての改革であったと評価しています。何より行政情報を可能な限りオープンにするということは、行政への市民の信頼につながるものだけに大きな改革であったと思います。これまで既得権として受けとめてきた個人、団体など、それなりの抵抗があったようですが、市の将来を見据えた確固たる信念と決断により、あれもこれもではなく、どれかこれかの選択で、これからも健全な財政運営と効率性の高い行政運営の強力なリーダーシップを発揮されるよう要望して、1点目の質問を終わります。

次に、昭代地区の主要生活道路の整備についてでございますが、今、執行部の答弁をいただきました。厳しい財政状況にありながら、市勢の均衡ある発展、生活道路の整備は、地域住民の最優先の願いであります。

そこで、私の提案ですが、今行われている地域要望に優先順位をつける、公平さをさらにグレードアップさせることもあり、地権者の同意を取りつけた道路についてはさらに優先度をつけるということについてどう考えられるか、この項についての考えを伺いたしたいと思います。いかがでしょうか。

建設課長（横山英眞君）

今実施している地域要望道路の優先順位をつけるのに、公平さをグレードアップさせるために、地権者の同意を取りつけた道路についてはさらに優先度をつけたらとの御提案でございますが、まさしく道路拡幅整備を行うためには地権者の同意が必要不可欠でございます。

建設課といたしましては、地域要望道路につきましては、地権者の同意を取りつけてある路線につきましては優先的に対応しているところでございます。また、緊急性、効果等を考慮し、公平性を確保しながら、今後整備を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

5番（梅崎昭彦君）

再度質問いたします。さきの執行部の答弁では、同意をいただいた道路改修に優先順位をつけることについて前向きに検討するというところでございましたが、80から90%以上の地権者の同意がとれ、あとわずかの同意だったとして、来ないケースもあります。こういうところは多くあります。

そこで提案ですが、このようなケースの場合、同意ができた部分について、拡幅改修するという住民の要望にこたえる一つの方法ではないかと思いますが、このような発想についていかがでしょうか。最後に市長の見解を伺いたいと思います。

市長（石田宝蔵君）

これにつきましては、やはり私は理想的には100%の同意というのが必要だというふうに思いますけれども、どうしてもとれない。例えば、家族が離散していらっしやらないとか、あるいは相続人が余りにも多過ぎてとれないとか、そういう事情もあろうかと思えます。したがって、かかる事業をなぜそういったものがとれないのかどうなのか、そういったものを十二分に精査をいたしまして、やはり国、県でも今財政状況に合わせて部分的な拡幅等もやっているわけです。変則的な拡幅道路整備事業というのがございますけれども、こういったものも考え合わせますと、こういったかかる現地の事情等も十分に精査をいたしまして、まさしく説明責任がございますので、点数化して、そしてそれなりの費用対効果、また地域の要望等も点数化いたしまして、そういった整備をやっていくことが本当に柳川の発展につながっていくと、また、地域がよくなることだと、安全性が高まっていくことだと、こういうふうに思うわけでございます。

どうぞそういったものについては、ひとつ遠慮なく担当課のほうに御相談をいただき、そして地域の実情等もお話をいただくようお願いしたいと思います。

以上でございます。

5番（梅崎昭彦君）

ありがとうございました。

3点目の商店街の活性化についてでございますけど、商店街のユニークなイベントや企画については、当然商店街の当事者の自主努力が何よりもであります。何といたっても、高齢化社会を見据えた御用聞きビジネス、地産地消の異業種連携などの振興策を考えるわけですが、そんなアイデアを取り入れることに当たって、業種間の連絡調整役を行政としてサポートをどのように考えていただけるのか、再度御所見をお尋ね申し上げます。

商工振興課長（江崎尚美君）

商店街の振興策につきましては、今申された連携という言葉がございましたけれども、不況対策におきましても、商工振興課としては、この連携というもの、特に農商工連携ということをご提案していきたいと思っております。

具体的には、一応関係各課、関係団体と連絡会を設けまして、どのように具体化していくか今後詰めていく予定にしております。

以上です。

5番（梅崎昭彦君）

ありがとうございました。

最後の沖端船だまり岸辺の安全対策であります、河川は県、漁港は市と管理者が異なるという答弁ですが、これは行政の論理で、一般の市民にはそんなことはわかりません。だから、よりわかりやすく親切に安全に、そんな心配りが行政に対する協力につながることであり、極めて必要なことと思います。安全にかかわる問題だけに、このような問題はいつごろまでに、どのようにどうするといった前向きな説明をすべきと思いますが、御答弁をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

建設課長（横山英真君）

先ほども申しましたとおり、管理がですね、柳川土木管理が兩岸合わせて約30%、それからもう1つ、県の漁港課管理が7割ほどございます。施設の安全管理の設置等につきましては、県のほうにやはり管理ですからお願いに行き、議会が終わり次第でも出向いて、御相談をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

5番（梅崎昭彦君）

ありがとうございました。

最後になりますけど、この問題に関連し、川下りコースの折れた柳の跡の植栽であります、年が明ければ柳川はさげもんめぐりの観光シーズンでにぎわいを見せることとなります。一日も早く対応を期待するわけであり、苗木の接ぎ木の安い時期などの課題もあるでしょうが、緑の植樹の募金制度にのっとり、樹木の配分制度もあることでもあり、早急に次年度への計画を深め、関係者に説明されるよう提案しますが、いかがでしょうか。

観光課長（龍 泰子君）

御提案ありがとうございます。樹木は植える時期も冬とか春先までとなっておりますので……（「季節によるもんね」と呼ぶ者あり）あっ、季節によると思いますので、とにかくなるべく早く取りかかりたいと思っております。

5番（梅崎昭彦君）

本当皆さんから親切な御答弁をありがとうございました。



以上で私のすべての質問を終わりますが、執行部におかれては、質問の趣旨を真摯に受けとめ、迅速な対応をしていただくよう重ねてお願いし、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これもちまして、梅崎昭彦議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りをいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後3時59分 延会

# 柳川市議会第5回定例会会議録

平成20年12月11日柳川市議会議場に第5回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1. 出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
13番	伊 藤 法 博	14番	龍 益 男
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	18番	近 藤 末 治
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
21番	大 橋 恭 三	22番	藤 丸 正 勝
23番	木 下 芳二郎	24番	佐々木 創 主
25番	三小田 一 美	26番	梅 崎 和 弘
27番	高 田 千壽輝	28番	山 田 奉 文
29番	河 村 好 浩	30番	田 中 雅 美

## 2. 欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
副	市長	大	泉	勝	利
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	大	坪	正	明
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	櫻	木	惠	美
三	橋	藤	木		子
消	防	竹	下	敏	均
人	事	高	田		郎
総	務	櫻	木	重	厚
企	画	樽	見	孝	信
財	政	石	橋	真	則
税	務	武	藤	義	剛
健	康	川	口	敬	治
福	祉	木	下	正	司
学	校	成	清	一	巳
建	設	横	山	英	廣
農	政	成	清	博	眞
水	路	安	藤	和	茂
	課				彦

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	北	原	博
議	会	事	務	局	次	高	巢	雄
議	会	事	務	局	庶	高	口	佳
					務			人
					係			
					長			

5 . 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	9番 荒巻英樹	1. 柳川市情報化推進計画について 2. ふるさと納税について (1) 本市及び近隣市町の状況について (2) 今後のPR等について 3. べにばな号について (1) 利用状況とルートの見直しについて (2) 乗り継ぎ客への利便性の向上を 4. 市長のトップセールスについて	市長 " " "
2	7番 白谷義隆	1. ピアス跡地について (1) 今後の対応について (2) 買収時の固定資産税の取り扱い 2. 議会の権能と住民参加について	市長 "
3	11番 矢ヶ部 広 巳	1. 市長の(市民・職員・議員)刑事告訴乱発について 2. 市長の公務出張について	市長 "
4	25番 三小田 一 美	1. 柳川観光の目玉作り事業について (1) 観光の中心地作り事業について 2. 公務と私用について (1) 違いについて 3. ピアス問題について (1) アスベストについて 4. 柳川ホテル跡地の活用について (1) 有印公文書偽造関係で信用失墜行為の責任の所在 (2) 公印管理者の処分 (3) 市の信用を失墜させる発言の信憑性について 5. 政治姿勢について	市長 " " " " "

午前10時2分 開議

議長(田中雅美君)

おはようございます。本日の出席議員28名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長(田中雅美君)

日程 1 . 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第 1 順位、9 番荒巻英樹議員の発言を許します。

9 番（荒巻英樹君）（登壇）

議場内の皆さん、おはようございます。それから、ライブ中継や録画配信をごらんいただいている皆さん、おはようございます。9 番荒巻英樹でございます。

皆さん御承知のとおり、本定例会より、インターネットによる録画配信が始まっております。市民の皆様への情報公開を積極的に進めようと今回の録画配信の実現に御尽力いただいた田中議長に対して、背中越しではありますが、この場をかりて感謝の意を表したいと思えます。

それでは、本日のトップバッターを務めさせていただきますが、後に控えます強打者にうまくつなげるように頑張ってもらいたいと思えます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして 4 項目について質問をさせていただきます。

1 項目めは、柳川市情報化推進計画についてお伺いします。

本計画にうたっておりますように、今日の情報通信技術の発展は目覚ましく、私たちの生活において大きな変化と多様化をもたらしています。昨年 2 月に策定された第 1 次柳川市総合計画においても、電子自治体の推進を図るとされており、その実現に向け本年 3 月に策定されたのが柳川市情報化推進計画であります。基本理念として、1 . 市民の視点に立った便利な市役所、2 . 情報通信技術を活用した簡素で効率的な行政運営、3 . 情報化による活力ある地域社会の形成。そして、これらの理念に基づき基本目標が次のように定められています。1 . 市民サービスの向上、2 . 行政運営の効率化、3 . 地域における情報化の推進。いずれもが大切なものであり、確実に実行に移していただきたいと切に願い、数ある計画の中から今回は 3 点についてお伺いします。

1 点目、手数料、税等の電子納付について、どのような検討をなさっているのかお伺いします。

2 点目、自動交付機の活用について伺います。自動交付機の利用が進めば進むほど、窓口業務の効率化にもつながるわけで、私も大いに推進すべきだと考えますが、具体策をお知らせください。

3 点目、ホームページの改善について、その内容や時期についてお伺いします。

2 項目めは、ふるさと納税についてお伺いします。

「ふるさととは遠きにありて思うもの そして悲しくうたうもの」、御存じのとおり、金沢出身の詩人であり、小説家でもある室生犀星の詩の一部です。私も学生時代に東京でひとり暮らしをしていたときには、遠い柳川のことを考え、物思いにふけたこともありました。卒業後は柳川へ帰ってくる予定であった私でもそのような思いをするわけですから、就職後

も、そして、定年退職後もふるさとを離れたままの方々がふるさとを思う気持ちははかり知れないものでありましょう。きっと多くの方々がふるさとの発展を願っていらっしゃるはずです。そういった方々にふるさと柳川を応援してもらおうではありませんか。

そこで、お伺いします。

1点目、本市のふるさと納税の実績と近隣市町の状況についてお伺いします。

2点目、これまでのPR状況及び今後のPR活動についてお知らせください。

3項目めは、福祉巡回バス「べにばな号」についてお伺いします。

旧柳川市時代の平成16年4月の運行開始から5年近くを経過し、市民の方々にはかなり浸透してきていると思いますが、残念ながら、すれ違う車内には空席が目立つこともあります。

そこで、お伺いします。

1点目、去年の4月から、現在のルート及びスケジュールになっていますが、利用状況とそれに基づくルート等の見直しの可能性についてお伺いします。

2点目、現在、水の郷を起点に運行がされておりますけれども、例えば、蒲地コース、昭代コースにおいて、途中、柳川病院や市役所で一たんおりて要件を済ませて、再度次の便に乗車して水の郷へ向かう、乗車するという場合、改めて料金を払う必要がありますけれども、この乗り継ぎの方に対して、支払いの点で便宜を図ることができないのかお尋ねします。

4項目めは、市長のトップセールスについてお伺いします。

企業誘致や本市のPRなどで市長がどのような努力をされているのか、なかなか見えてきません。努力しているけど結果がついてきていないのか、それとも努力が足りないのか、市長の見解をお伺いします。

以上、前向きな答弁を期待して壇上からの質問を終わります。

企画課長（樽見孝則君）

柳川市情報化推進計画とふるさと納税につきまして、企画課からお答えいたします。

まず1点目は、手数料、税等の電子納付の検討内容についてでございます。

現在、税、手数料の納付につきましては、口座振替と金融機関や庁舎の窓口によるものに限られております。電子納付につきましては、代表的なものとしてクレジット納付やコンビニ収納がございます。特にコンビニ収納は24時間毎日営業しているコンビニエンスストアでの支払いが可能になるということで、市民の利便性は飛躍的に高まります。行政側としても、支払いの不便さを原因にした滞納の解消につながるなど効果が期待できます。

一方で市民の方々には納付期限を超えての支払いができない、また、行政側では手数料として1件当たり約60円の負担が生じるとともに、クレジット収納もそうでございますけれども、特別なシステム改修費が必要などのデメリットがございます。

現在、クレジット収納やコンビニ収納は多くの企業が取り組んでおり、時代のニーズにマッチした納付手段であると言えます。ただ、導入にはクリアすべき課題も多いことから、他

自治体の状況等について調査研究を行い、収納率の向上にどの程度寄与するかなど、費用対効果を見きわめながら検討していきたいと考えております。

2点目の自動交付機の活用の推進策についてでございます。

自動交付機は本市では3台設置しておりまして、市民カードにより、住民票の写し、印鑑証明書の2種類の交付を行っております。これまで自動交付機利用推進の前提となります市民カードの普及促進を図るため、広報紙などを利用してPR活動を行ってまいりました。平成18年4月において、住民票では約6%、印鑑証明書では約14%が自動交付機による発行でございましたけれども、これが平成20年8月では、住民票が約12%、印鑑証明書が約25%と、年々その利用率は上昇してきております。

自動交付機利用を進めることで、市民の方にとっては本人確認のための証明書の提示が不要、平日午後8時、土曜、日曜の午後5時まで利用可能といったメリットがございます。また、市といたしましても、将来職員数が減っていく状況に対応するためにも自動交付機の利用促進を図っていかねばならないと考えております。

今後は税証明や戸籍証明も自動交付機で取得できるようにするなど、さらなる自動交付機の利便性向上を図っていくための調査研究を進め、費用対効果を勘案しながら検討していきたいと考えております。

3点目は、ホームページの改善内容と時期についてでございます。

本市のホームページは平成18年3月にリニューアルした後、市民や議会の皆さんから御指摘を受け、ホームページ内の検索機能の改善、アクセス件数表示など、便利で使いやすいホームページづくりに逐次努めてまいりました。

今後も充実すべき点として、音声ガイダンス機能の向上、外国語表示への切りかえを可能にする機能追加、携帯電話用ホームページの改善等が考えられます。本市では平成23年度に現在使用しております住民情報を初めとした電算システムの再構築を予定しておりまして、その再構築に合わせてリニューアルすることで、より効率的な事業展開が可能であると考えております。このためリニューアルにつきましては、平成23年度をめどに行いたいと考えております。

次に、ふるさと納税についてお答えいたします。

まず、本市及び近隣市町の状況についてでございます。

本市及び近隣のみやま市、筑後市、八女市、大川市、大牟田市のふるさと寄附金の件数と金額について、11月末現在の件数及び金額をお答えいたします。

なお、ほかの市では市内の方からの寄附も含めて公表しているところもございます。それで、ここでは市外の方からの寄附の件数及び金額について申し上げます。

本市は3件で金額が250千円でございます。みやま市が5件で金額が160千円。筑後市が64件で2,024,630円。八女市が8件で765千円。大川市が17件で1,295千円。最後に大牟田市が19

件で865千円となっております。

次に、ふるさと寄附金のPRにつきましては、これまで「広報やながわ」と市のホームページでお知らせしたほか、記者会見によるPRや観光大使や県人会、同窓会事務局へ郵送によるお知らせを行ってきました。また、市内の観光事業所や市外の駅や空港、県人会、高校同窓会など約50の団体にポスターやチラシを配付してまいりました。今後は正月に里帰りする皆さんにお知らせするため、広報の1月1日号にPR記事を掲載したり、県人会や高校同窓会を通じてのPRやふるさと寄附金専用サイトを使ったPRのほか、チラシなども工夫して市内外の観光施設などへ配布する予定にしております。また、寄附していただいた方には、水の郷の温泉や白秋生家、旧戸島邸住宅の入場が無料になったり、川下りや御花の入場料金が割引になるなどの特典を設けた柳川ファンクラブ会員証をプレゼントしておりますけれども、その特典をふやすなどして会員証を魅力あるものにしてPRしていきたいと考えております。

以上でございます。

福祉課長（木下正巳君）

3点目の福祉巡回バス「べにばな号」についてお答えをいたします。

まず、本年度の利用状況につきまして、11月までの8カ月間の状況をルートごとに申し上げます。

まず、両開ルートの利用者数は4,672人、1日平均利用者が約22人となっております。また、蒲地ルートは利用者数2,371人、1日平均利用者数約23人となっております。それから、昭代ルートが利用者数4,041人、1日平均利用者数が約39人となり、3ルート合計利用者数は1万1,084人、1日平均利用者数は52.3人となっております。

べにばな号の運行を開始いたしました平成16年度では、3ルート合計で利用者が3,193人、1日平均の利用者が10.4人という状況でございましたが、利用者の要望にこたえるため、平成18年10月には便の増加や利用者の年齢制限を撤廃するとともに、市役所などの施設に多く立ち寄るためのルート変更を行いました。また、平成19年4月には市民プールとりハビリ病院にバス停を追加し、昭代ルートを2ルートから1ルートに統合し、それに合わせて時刻表を一部改正するなど、利用者の利便を図ることで開始年度と比較して1日平均利用者は約5倍となっております。今後も多くの市民の方に利用していただくよう、利用者の方からの要望等もお聞きしながら、適宜ルートの見直しを行っていきたいと考えております。

また、ルートの変更につきましては、柳川商店街への停留所の設置のためのルート延長を検討中でございます。

次に、乗り継ぎ者への利便性の向上についてお答えをいたします。

乗車してから目的地に着くまでの途中で一時下車した場合に、利用者の便宜を図れないかということでございますけれども、高齢者の社会参加や乗りやすさを考慮して料金は乗車区



間に限らず、1回につき100円とすることにしております。また、バスの目的から黒字経営になる必要はないと思いますけれども、収入はまだ2,000千円も満たないという状況でございますので、乗車1回につき100円の御負担をしていただくことについて御理解をお願いしたいと考えております。

以上です。

市長（石田宝蔵君）

荒巻議員からお尋ねになりました市長のトップセールス、これについてお答えをいたしたいと思います。

この企業誘致というのは、私にとりましても、合併当初からこれは重要な課題だというふうに位置づけておりまして、当然やらなければならない市長としての職務でもあるわけでございます。当初から私も機を見てはさまざまな努力を重ねてまいりました。例の問題となっておりますピアス跡地であります。これはいち早く有効活用をしようというようなことで、県の企業立地課等にも直接話を持ち込んでおりますし、福岡の東京事務所、大阪事務所、こういったところについてもさまざまなプッシュをやってきておるところであります。また、出張の機会を見つけまして、愛知県の、あるいはこういった福岡の市内の関係の方々等にも面談をしながらやってきているところでございます。中身についてはなかなか申し上げられない部分がございますので、御理解いただきたいと思っております。

9番（荒巻英樹君）

済みません。ちょっと市長、柳川のPRに関しての御答弁いただけますか。

市長（石田宝蔵君）

柳川のPRについては、それこそ柳川の魅力、水郷のまちでありますし、豊穰なる豊かな水郷のまちだと。しかし、多くの文学者を輩出した土地でもあるというふうなことで、その魅力というものはいつも変わらぬPRをやってきております。

9番（荒巻英樹君）

はい、ありがとうございます。それでは、順番に沿って再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、情報化推進計画なんですけれども、1点目の手数料、税等の電子納付について、クレジット納付、コンビニ納付と、いろいろとメリット、デメリットを御答弁いただきました。その中でやはりおっしゃいましたように、収納率の向上、結局、目的はもうこれに尽きると思いますが、ただ、時代の流れとしてやはり電子化というのも避けられないことでもありますので、ただ、電子化を進めるに当たっても本市単独でやるのと、近隣の自治体と共同で開発をするのではやはりコスト的にかなり違いがあると思っておりますが、その点で近隣自治体とのそういった共同での開発というようなことは検討の中に入っておるのでしょうか。

企画課長（樽見孝則君）

近隣の自治体と共同で開発を行うかということでございますけれども、先ほど御答弁申し上げましたけれども、電子納付を可能とするためには多額の投資が必要でございます。財政状況が厳しい今日、単独でのシステム構築は負担が大き過ぎます。このため本市も加盟する福岡電子自治体共同運営協議会、こちらで共同開発、共同運用について、現在検討を行っておるところでございます。

9番（荒巻英樹君）

それに関しては県内の幾つかの自治体が参加して、それで中心となるのは県がやるということによろしいのでしょうか。

企画課長（樽見孝則君）

事務局は県にございまして、現在、県下44の自治体が加盟しております。

9番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。そういつて県が中心となって開発を進めるということで、ですから、そういった形で本市の負担が少しでも少なくなるような形で展開を図っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、自動交付機なんですけれども、この2年で利用率がアップしているということを知っておりますけれども、先進地によりましては、かなりの利用率があるようにも聞いておりますが、先進地の事例がわかれば教えていただけますでしょうか。

企画課長（樽見孝則君）

自動交付機の先進地の利用率はという御質問でございますけれども、全国の先進地で申し上げますと、印鑑証明書でございますけれども、奈良県の橿原市が84.2%で全国トップでございます。また、東京の豊島区が77.6%、埼玉県の大和町が71.8%、こういった利用率になっております。

9番（荒巻英樹君）

はい、ありがとうございます。奈良県の橿原市が行ったことないんでどういうところがよくわかりませんが、必ずしも都会だけということはないかと思えます。

それで、例えば、現在、窓口での交付でも自動交付機の交付でも手数料が一律でありますけれども、今銀行に行きますと、やはり窓口の利用とATMの利用では、ATMのほうがお安くなっております。銀行さんでもATMのほうがお得ですよPRなさっておるかと思えますけれども、そういった形で本市の場合でも自動交付機を利用した場合に手数料を下げるような考えといたしますか、そういうことが御検討いただけないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

企画課長（樽見孝則君）

この件につきましては調査いたしましたところ、自動交付機の料金は据え置くものの、条例改正で窓口手数料を引き上げて利用率の向上を図った自治体の事例がございました。東京

の西東京市の例を見ますと、手数料の差をつける前と後では市民カードの発行枚数が1.5倍となり、交付機の利用率も向上したということでございます。利用率向上のための手段の一つとして考えられます。今後、十分検討してまいりたいと考えております。

9番（荒巻英樹君）

私個人的には窓口の手数料を上げることに賛成しかねますけれども、やはり機械での手数料を下げるといことで利用促進、もちろんその前段で市民カードの発行ということもありますけれども、ぜひ。やはり手数料100円違えば、市民の方もそちらがお得だということ御利用、そういう促進につながるかと思しますので、ぜひとも自動交付機の料金を下げるといことで御検討をいろいろしていただきたいとよろしくお願いいたします。

それから、次にホームページのことをお伺いいたします。

23年度でリニューアルをお考えということですが、18年にリニューアルしたときにも数百万円の費用をかけていらっしたと思いますけれども、私としては、やはりリニューアルよりも、現在のホームページで情報の発信が少ないものですから、私はリニューアルよりも、もっと情報発信の努力をするほうが優先すべきことだと思いますけれども、いかがでしょうか。

企画課長（樽見孝則君）

荒巻議員からこれまでも御指摘いただいておりますけれども、ホームページでより早く新しい情報を提供するため、新着情報を各課で入力し掲載できるようにしております。イベントや行事などの開催の御案内は積極的にホームページに掲載しておりますけれども、そのほかイベントの結果やそういったことにつきましても、担当課と連携して今後努力してまいりたいと考えております。

9番（荒巻英樹君）

いや、5年で更新がちょっともったいないなという気がしておるんですけれども、その点に関してはいかがなんでしょうか。

企画課長（樽見孝則君）

1回目にお答えしましたように、平成23年度は電算システムの再構築を予定しております、多額な費用はかからないようリニューアルを予定しております。

9番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。じゃ、その23年度にまた数百万円ということじゃないという理解でよろしいわけですね。ありがとうございます。

それから、情報発信が各課で入力できるようになったということで、それは一たん、以前は企画課に上げて、それを企画課が入力されていたのを直接各課で入力できるようになったということは大変ありがたいことなんです、ただ、それでも情報発信がなされていないということは、やはりちょっと皆さんそこら辺で御自分の仕事を頑張ったぞというPRにもな

るわけですから、ぜひともどんどんPRしていただきたいと思いますし、これ2年前にもこのことをお伝えしましたが、市民祭り、ことし非常に多かったですよね。市外の方も、ああ多かったね、柳川はすごかねという話聞きましたけれども、広報紙に載る情報が何でホームページに載らないのか、もうこれ不思議でたまらないわけなんですけれども、ですから、情報は同じ情報でももちろん構わないわけです。そのホームページの瞬時性なり、そういったものをもっともっと活用していただきたいと思いますし、テレビ番組ですよ、やはり柳川が映るとうれしいし、全国ネットで全国に行かれています、それこそふるさと納税じゃないですけども、柳川出身の方が見られたら、うれしいと思います。そういったところも柳川出身の方がたまにやはりホームページを見られている方もいらっしゃると思います。その方が、ああ、今度NHKの何とかで柳川の映るばいということで見ていただけたら、非常に御本人もうれしいかと思います。とにかくやはり情報の発信が少な過ぎますので、その点、改めてよろしく願いいたします。

それと、以前にも申しましたが、実際、中身の情報は変わっていても、そこになかなかたどり着けない、例えば、入札結果もそうですよね。実際、入札結果なんか今詳しく載っておりますが、月1回、何月の入札結果ですということで1つ新着情報として掲載いただければ、その後、スムーズに入っていきますので、そういったことでぜひ心がけていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。その点に関して、ちょっと石田市長コメントいただけますでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

当然、荒巻議員から再三この問題については、新着情報をなるべく詳しく、早く、スピーディーにということで、それぞれの庁議の中でも申し上げてきているところでございます。

9番（荒巻英樹君）

残念ながら、それが実行に移っていないわけなので、今後はよろしく願いいたします。

それと、もう1点だけ。バナー広告の導入に関してはいかがなんでしょうか。この前、新聞にも出ていましたけれども、自治体の約30%がバナー広告を導入しているということでございます。本市の場合はいかがでしょうか。

企画課長（樽見孝則君）

バナー広告の導入につきましては、現在、自主財源確保等検討委員会で検討課題の一つともなっております。企画課といたしましては、近隣や県内でバナー広告を導入している市を調査しまして、現在検討しております。21年度には導入を行いたいと考えているところでございます。

9番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。ちょっとバナー広告、ここにいらっしゃる方で何なのかなと思われる方もいらっしゃるかと思いますが、これ自治体のホームページのトップで、これ八女

市なんです、このところに枠があって、ここに、これは保険屋さんとか、自動車学校とか、不動産屋さんとか、そういうちょっとした枠があるんですね。そこをクリックすると、そのホームページにつながると、これがバナー広告でして、八女市、筑後市等は既に実施しておりますが、本市の場合はまだその段に行っておりませんので、ここを有効活用したらいかがですかという趣旨でございますので、御理解よろしく願いいたします。ありがとうございました。

それでは、ふるさと納税のほうに移らせていただきます。

先ほど近隣の自治体の状況をお知らせいただいたんですけども、残念ながら、金額は別として件数では本市が一番少ない状況でございますが、その点で筑後市さんとは大きな格差もあるんですが、この点に関してどのように今のところ御理解、分析なさっていますでしょうか。

企画課長（樽見孝則君）

この点に関しましては、受け付け開始から半年ということで具体的に他市との比較、分析は行っていないところでございます。ただ、記念品の品目などで他市との違いはございますけれども、本市といたしましては、寄附される方の善意を尊重するというでスタートした経緯もございまして、今後もPRに努めてまいりたいと考えております。

9番（荒巻英樹君）

大体、普通考えられるPR、広報紙なりホームページなりということはきちりなさっていると私は思っております。ただ、残念ながら、結局、まだ今のところ効果出ていないんで、これがジャブとしてきいていって、それがきいてくれば大変ありがたい話なんです、私は個人的な見解として、今のままだったらこれが急にふえることはないんじゃないかなと思っております。

本当にこのふるさと納税、柳川出身の方をお願いするには、やはり直接面と向かってお願いするしかないんじゃないかなと思っております。ちょっと選挙のこと言うとなんですが、やはり我々もそうやってだれかを通してあれするより、直接お願いに行く、皆さんも同じことをなさってきたかと思えますけれども、やはり必要な書類を用意して、もちろんそんなお金をかけてつくる必要ございませんけれども、簡単な案内をつくって、折り返しできる返信用の封筒でも用意して、直接そういった方に。ですから、今度、年末年始でも里帰りされた方にアピールをなさるといことですが、そういった一通りツールといたしますか、チラシだけじゃなくて、もうちょっと、先ほど言いましたように、返信用の封筒等も含めて、こういった形使います、もちろん申込書も含めて用意して、皆さんにPRしていただきたいと思っております。

それと、先ほど樽見課長のほうからも御答弁ありましたように、バナー広告のところでありましたように、自主財源確保等検討委員会ですね。ですから、この中でもテーマとして

上がっているかどうか存じませんが、そういった形でぜひできるところから、確実に結果を残してある自治体もありますので、できるところから進めていきたいと思っております。

それで、このふるさと納税の制度についてのお考え、石田市長のお考えをお聞かせいただきたいんですが。

市長（石田宝蔵君）

どういう考え方なんでしょうか。趣旨はもう御案内のとおりでございますので。

9番（荒巻英樹君）

ですから、ふるさと納税をどのように活用するか。いや、だから、まず、もっと言えば、これが必要な制度とっているかどうか。必要であるならば、どのようにすべきか。そういったところをお聞かせいただけますでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

議員おっしゃってありますとおりに、やはり生まれ育ったふるさとを離れて、一人前の社会人となって一定の余裕が出てきたならば、いつでもふるさとを出た人たちはふるさとのこと、また、両親や先祖のことを思わない人はいないと思います。そういったふるさとのことを思い、やはりふるさとに感謝をする心があるならば、そういった面ではどなたもふるさとがよくなるようにと、誇れるようなふるさとであってほしいと願うならば、こういったものについては御理解をいただくんじゃないかなと思います。

もちろん荒巻議員おっしゃいましたように、マン・ツー・マン、対のですね、そういったPRもまた、対応しての対面式での売り込みも必要かと思えますけれども、やはりこれは心の問題だろうと私思うんです。一定の強制するようなことがあってもいけないし、一定の圧力をかけるようなこともあってはいけないと思いますし、ただただそういったものは寄附というのは、やはり当事者の善意によるものだと思えます。したがって、善意をどのような方向で使ってほしいとおっしゃる趣旨に、寄附者の趣旨に沿って活用していきなきゃならない、このように思っております。

9番（荒巻英樹君）

とつても後ろ向きな答弁ですけども、ふるさと納税は、じゃあもうあれですか、もう必要ないというお考えですか。

市長（石田宝蔵君）

納税は当然国民の義務ですよ。義務でございますから、荒巻議員の発言聞きますと、極端過ぎるんですね。要らないとか、要るとか、そんなもので割り切れるものじゃないと思います。国民の義務として、日本人として生まれてきたならば当然義務を背負うわけですから、納税というのは基本的にあるわけです。これは忠実に実行してもらわなければ、世の中は回ってまいりません。

9番（荒巻英樹君）

納税が義務であることは別にお知らせいただく必要はないんですが、私はふるさと納税についてお伺いしているわけであって、やはりこの柳川市のトップとして、残念ながら、市長、自主財源の比率、ワーストツーですよ、県内で。もちろん市長御存じなはずですけども。市長みずからがそういったことを、そういった本市の状況でありながら、そういったお考えであるというのは非常に私は残念でたまりません。やはりトップが率先して、このふるさと納税を活用する、そういう姿勢、心がけが私は必要じゃないかと思っております。その点ではお考えが全く違うようでございますが。別にこれに関して御答弁は結構でございます。

それでは、残念ながら非常に本市少ない状況ですけども、今後、サイトにでもPRということをお答えいただきましたけれども、そのことについてちょっとお知らせいただけますでしょうか。

企画課長（樽見孝則君）

ふるさと納税の各自治体のPRをする専用サイトがございまして、そちらのほうに私どもも登録したらどうかと、今検討しているところでございます。

9番（荒巻英樹君）

そのサイトは何というサイトですかね。

企画課長（樽見孝則君）

申しわけございません。ちょっとサイト名はここに持ち合わせておりません。

9番（荒巻英樹君）

ことしの5月にふるさと納税応援サイト「ふたくす」開設のお知らせということで、これはNPOですが、NPO支援全国地域活性化協議会から全国の自治体のほうにホームページ、このサイトに掲載しませんかという案内が行っておりますけれども、本市の場合はこのときはどのような御判断をなさったんですか。

企画課長（樽見孝則君）

その時点でまだふるさと納税、本市としての制度が固まっておられませんでしたので、これまで検討してまいったというところでございます。

9番（荒巻英樹君）

先ほど言われましたことしの5月に案内があっていて、これは自治体だけが掲載できる分であって、利用料金とか、費用とか全く不要なんです。自治体のほうで必要な情報を入力するだけなんです。結果として、これ筑後市、八女市はそのサイトに登録をなさっております。もちろんこのサイトから入った方がどれだけ寄附されたかというのをはかるすべはありませんが、そういった心がけといたしますか、やはりできることは何でもやるということで、そういった心がけ、意識改革ですか、そういったところも持って、今後努めていただきたいと思っております。

それから、現在、特典としましては、柳川ファンクラブということで入場料の割引や無料等の特典ありますが、実際に他市の例では、その種のふるさとの特産品を5千円以上、10千円以上納めていただいた方に送っているということもございしますが、その辺、議論がどう、そういった議論も出たのかどうか、ちょっとその辺を。今後、ですから特産品のほうに切りかえるような考えとか、その辺はいかがなんでしょうか。

企画課長（樽見孝則君）

この制度を始める際には、当然特産品という話もございました。ただ、本市といたしましては、寄附される方の柳川市への思いを大切にしたいということで、柳川ファンクラブカードの会員証を送るということで決定いたしました。今後は、先ほど申しましたように、しばらくはこのPRとかファンクラブカードの充実に努めていきたいと考えております。

9番（荒巻英樹君）

そういったお考えももちろんあるかと思いますが、実際に御本人さんが柳川市に例えば30千円ふるさと納税をしたら、住んでいる自治体で25千円の控除を受けるということですよ。5千円が御本人の負担ということになります。八女市、筑後市の例で言いますと、やはり特産品3千円なり4千円ぐらい相当の品物、そして、送料を入れて大体5千円ぐらいになるということでやっていらっしゃるみたいです。ただ、どちらにするか、物にするか、そういった特典にするか等は議論がかなり割れたとは聞いておりますけれども、やはり品物をお贈りすることというのは、地場産のPRにもなりますし、産業政策にも結びつくわけですから、その辺も機会を見て一度再検討をいただければと思っておりますというか、再検討を要望いたします。

それから、あとこれももちろん強制すべきことでは全くありませんけれども、本市の職員の方、市外在住の職員の方もふるさと納税ができる立場にいらっしゃいますので、そういった方も、もちろんそういったことで確定申告の必要性とか出てきますが、そういったお気持ちの方が一人でも多く出られたら大変ありがたいかなと思っておりますのでございます。

それでは、次に福祉バスのほうに移らせていただきます。

1点目の利用状況とルートについてですが、やはりかなりこの5年間でふえてきているという理解でよろしいかと思っておりますけれども、実数をお伺いしましたけれども、大まか、パーセンテージで言ったら乗車率ですよ、どれぐらいになるんですかね。それがわかれば教えてください。

福祉課長（木下正巳君）

申しわけありません。手元に詳細な情報持ち合わせておりませんので、申しわけありませんけれども、ちょっと今ここでは答弁ができない状況でございます。申しわけございません。

9番（荒巻英樹君）

実数ももちろん大切ですけども、やはり効率を考えると、そのパーセンテージ、乗車率



というのも必要かと思しますので、今後、この資料としてそういったものも御用意いただければと思っております。

それで、しばらくルートに関してはこのままだという、商店街への乗り入れを別とすれば、しばらくはこのままだということで理解させていただきます。

それで、2点目の途中下車した場合なんですけれども、これ西鉄バスの場合は今、プリペイドが多いですから、2回目乗ったとき、たしか1時間半以内だったと思うんですが、80円の割引とかがあります。そういった形で何らかの、結局、昭代からでも、蒲地からでも、柳川病院や市役所でありて、それで用件を済ませて水の郷の温泉に行くという方と、もう直接水の郷に行く方、乗っている区間は一緒だけど、料金は100円と200円。ただ、もちろん御本人の都合で用事済まされるわけですから、これを一律というのはどうかという考えもあると思うんですが、そこら辺でちょっとした工夫で、ですから、最初におりるときに、ちょっと乗り継ぎ券かなんか、そういったものを用意すれば、その日だけしか使わないという条件ですよね、日にちスタンプを押すなりなんなり、そういった形でできないのかということを考えたいんですが、いかがでしょうか。

福祉課長（木下正巳君）

乗り継ぎ券の件につきましては、先ほどの荒巻議員の質問の例えでいきますと、まず、用件を済ませるために一度柳川病院なり、それから市役所で下車をされ、その後次に次の用件のためにまたバスを利用されるということになります。それぞれ目的を持って利用されるわけですので、1回の使用につき100円の御負担をお願いしたいというふうに考えております。

9番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。それでは、先ほど御説明ありましたように、当初は年齢制限があった。今は年齢制限を撤廃した。たしか最初65歳以上でスタートして、次が60歳以上だったかと記憶しているんですけれども、今、だれでも乗れるわけですから、逆にこれ八女市さんの例ですが、基本料金は100円一緒です。ただ、市内に住所を有する70歳以上の方とか云々、障害者手帳云々等、特別利用証の交付が必要なんですけど、そういった方は1回につき50円というやり方もなさっているところあります。ですから、そういったことで、もちろんその分収入は減るわけですが、やはりそういった形で福祉バスという目的であるからには、ちょっとそういったところも検討の一つに加えていただきたいと、これも要望いたします。

それでは最後に、市長のトップセールスのことについて、聞きたいことは山ほどあるんですが、幾つか順次お尋ねしたいと思います。

まず1点目ですけれども、今定例議会最初の初日に市長の行政報告をいただきました。この9月議会以降の市長の行動なんですけれども、それでいろいろありましたけれども、実際、そういった報告があった中で市長御自身が実際に行かれたのがどれぐらいおありですかね。

それ大まかで結構ですけど。

市長（石田宝藏君）

3回ほどでございます。

9番（荒巻英樹君）

3回とおっしゃいました、3割。3回、3割。3回じゃなくて、何割で、パーセンテージでお聞かせいただけますか。

市長（石田宝藏君）

パーセンテージ、何のパーセンテージですか。

9番（荒巻英樹君）

本市であった県の市長会は別ですけども、北九州の九州市長会やら、国交省の要望、いろいろございましたですね。実際に御自分が行かれたのが、そのいろいろ御報告あった中の何割ぐらいが御本人、御自身で行かれたんでしょうかというお尋ねです。

市長（石田宝藏君）

ほとんど1人でございます。（「パーセント」と呼ぶ者あり）ほとんど1人です。

9番（荒巻英樹君）

いや、お1人で行かれたか、どなかか随行なされたかじゃなくて、市長自身がその行事に御自身が御参加なされたかどうか、この御参加なされた割合をお尋ねしております。

市長（石田宝藏君）

ちょっと質問の趣旨がよくわからないですけどね。会長として出るときもありますし、その合間を縫って企業を訪問することもありますし、打診に行つて、状況等のところ合いを見に行くというふうなこともございますし、一概にその用件でそのままストレートに行ったことは1回でございます。ただ、出張の合間を縫ってさまざまな会社、あるいは団体等に訪問し、情報収集するわけですから、一概に何%行ったというふうなことは言えません。

9番（荒巻英樹君）

多分市長は私の質問の趣旨理解されていると思うんですけども、例えば、行政報告では、もちろん県の市長会はこちらで柳川市が会場ですから、もうホストシティーとしてお務めなさっているわけですが、北九州での九州市長会、ですから、行政報告の中で私が行きましたとか、そういった表現はありませんが、こういったことありましたけど、実際に九州市長会には石田市長は別の用件で参加されていないじゃないですか。そのことをお聞きしているわけで、市長もちろん御理解の上でそのような答弁だと思いますけれども、ですから、そこら辺、行政報告においてもやはりその辺、もう少しそういうあいまいな表現は避けて、実際、市長自身が行つてなされたことを行政報告では報告いただきたいと要望させていただきます。

それでは、次に行きますけど、合併前、平成の大合併が始まる前、旧自治体別で言うと、大和町が自治体別では日本一のノリの生産、ノリの生産額の日本一は大和町だったと私はそ

のように聞いておったんですが、それが1位だったか、2位だったか、ちょっと別として。現在の平成の大合併後のノリの生産高は自治体別で言うと、1位が佐賀市、2位が柳川市、3位が熊本市ということで、これはもう私が説明するまでもなく市長御存じだと思います。

そこで、佐賀市の秀島市長は、ことし、ノリのPRで東京で5月には日本橋三越、三越の一番本家本元ですよね。それから、11月には東急の渋谷の東横店、東急の旗艦店ですよね。それと、東急の吉祥寺店で佐賀ノリのPRをなさっております。本当心強いですよね。それに対して石田市長は我が福岡ノリのPR、どのようなPRをなさったんでしょうか、それをお聞かせください。

市長（石田宝蔵君）

福岡県のPRと申しますと、2月2日がノリの日ということで、これはノリで税を納められる日ということで昔からやられているキャンペーンでございますけれども、佐賀の秀島市長、どんなことでPRされているかわかりませんが、福岡ノリは、私どもも共販協議会とともに黒田会長、こういった関係の職員さんとかでPRをしておりますけれども、私はいつも競艇学校の入学式、卒業式には関係団体、あるいは学校の関係者に対して、婦人部の皆さん方においでをいただいて、PRを毎年しております。

それから、ことしも天神のほうで、つい先月でしたか、初ノリがとれた後ぐらいに、今度は福岡市の吉田市長、こちらにもお願いをしまして、県のほうもPRの場ということで、旧県庁跡の広場で随分大規模なキャンペーンをやらせておられます。もちろんこの福岡ノリというネーミング、柳川ノリというネーミングでは出ておりませんので、こういったものについてはいささか若干私も抵抗はあるわけです。ただ問題は、ノリの場合は共販制度をとっておりますので、バイヤーを通したものが売れないと、PR分については売れるものじゃないんですね。差し上げる、プレゼントするもの、これだけでございまして、そういった点からいたしましてのPRというのはなかなか難しい。ですから、共販制度がある以上は販売できないというジレンマがございます。したがって、こういったものをどうクリアするのかというのも私ども自治体としても何とか、この規制緩和の時代でもありますし、自由競争の時代でもありますし、ノリについてはいまだかつてこの制度が脱皮できないということは、やはり生産者の方々も、あるいは共販の関係の方々も同じような苦しみを味わっていらっしゃるということです。しかし、流通破壊になってまいりますと、こういったものは直接売り込むようになるし、PRは積極的にやらせていただくということになるかと思います。

9番（荒巻英樹君）

ちょっと流通の問題とかなんとか詳しいところはわかりませんが、漁連さんでもちょっとしたプレゼント用のそういったあれお持ちですよね、見たことありますけれども。そういったものを天神に限らず、新宿でもいいわけですから、流通のルートとは別にやろうと思えばやれるはずですよ。それが市長の仕事だと私は思っておりますので、残りの期間、全力投球

ときのうもおっしゃいましたんで、ノリのPRに努めていただきたいと思います。佐賀市におけるノリの生産の割合と比較しても、柳川市におけるノリの生産の割合が、割合的には圧倒的に大きいわけですから、ノリのPRを残りの期間も頑張ってくださいと思います。

それと、飯塚市が、飯塚さんは名古屋市に事務所をこし設けてありますから、そういった環境の違いありますけれども、やはり名古屋市で誘致PRをなさったということも拝見しておりますので、そういったことを企業誘致も含めて頑張ってくださいと思います。

それで、私、耳にしたのが、市内のある企業が、敷地が手狭なんでちょっと市内で移転をしたいということで柳川市のほうにも相談なさったけれども、それとは別に近隣の自治体の首長さんがその企業にうちに来ませんかというセールスに見えたそうです。まだ結論は出ていませんが。そういったことに関して、市長、そのことに関する感想と、あわせて市長も逆に向こうから、だから、これ言ってみればけんか売られているわけですから、逆によその会社をとってくる、そういった気構えが必要かと思うんですが、いかがでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

その問題は、近日その報告が上がりましたので、私はすぐ間髪を入れずに電話を入れまして、打診を今しているところでございます。近々会うような交渉もっておりますので、面談いたしまして、また御報告したいと思います。

ただ、こういったものはなかなか言えない部分もございますので、御理解いただきたいと思います。喫緊に社長に会うようにしております。

9番（荒巻英樹君）

いい報告を期待しております。

それから、市長、9月議会で私、中国からのクルーズの話をして、オプションツアーで柳川においでしてもらおうようにどうですかとお尋ねしました。市長は、それは当然やっていかなきゃいけないこととございますし、また、やりたいと思っております。3カ月たちましたけど、そのセールス経過を教えてください。

市長（石田宝蔵君）

3カ月の間にそのことについては具体的には話はしておりません。ただ、御案内のとおり、北原白秋生家の一角に白秋前夜祭前にしてのキム・イムボムさんの息子さんと御来柳をいただきまして、関係者の方々とそういった遺品展示室も設けたところでございます。もちろんこういったものを一つ一つ積み上げて、ソウル市、あるいはこういった中国からおいでいただく方々の土壌を醸成していくことが迎い入れるその前段になっているんじゃないかなと私も思っております。

9番（荒巻英樹君）

ちょっと回答がずれているんですが、市長、新聞お読みになりますよね。余りゆっくり見られる時間ないと思うんですが。11月11日の西日本新聞、「国際観光都市へ飛躍」、これ福

岡市ですが、日韓タッグで集客力、上海でそういったクルーズのセミナーが行われておりますが、そのときの船会社のロイヤルカリビアン社という会社ですが、口何とかさん、中国地区総経理、総経理というのは中国で社長のことですよね。入国手続の簡素化のほか、十分な買い物時間の確保や陸上でツアーの選択肢をふやしてほしいと求めた。まさにこれですよね。もう私はきょう何らかの御報告をいただけたらと思っておりましたけれども、非常に私自身残念なんです、もちろんこれからでも間に合わないというわけじゃありません。ぜひ、極端に言えば、これ福岡の会社じゃなくて、上海に飛んでもセールスすべきだと思っております。ぜひお願いします。

それから、最後に1点。先ほどキム・ソウンさんのことありましたけれども、白秋記念館に展示されておりますが、この1カ月少々で韓国人の入館者がどれぐらいふえていたのかお聞きします。（発言する者あり）

いや、トップセールスの一環ですから、それじゃ、数はいいですけども、もっと大切な韓国国内でこのことがマスコミで報道をされているのか、それをお尋ねします。最後にお尋ねします。

市長（石田宝藏君）

ちょっとそこまではわかりません。通告されてありましたら、調査しておきますけどもね。入館者の数、あるいはこういったものが報道されているのかどうなのか。私のところには韓国からその関係者のDVDだとか送られてきておりますので、何らかの形で知らされておるかもしれません。わかりません。

議長（田中雅美君）

荒巻議員、最後の質問にしてください。お願いします。

9番（荒巻英樹君）

それはちょっと無責任ですよね。やはりそうやってあれだけのことを我々に言って、そうやって実際白秋記念館にキム・ソウンさんの遺品、作品等を展示されているわけですから、そのことが韓国本国でどのように報道されているのか、韓国人がこの1カ月でどれだけふえたか、それは当然、私はそれぐらいは把握すべきだと思っております。そのことをお伝えして終わります。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午前11時5分 休憩

午前11時17分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、7番白谷義隆議員の発言を許します。

7番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんおはようございます。一昨日、ある議員の一般質問の中において執行部より提案された市町村型合併浄化槽設置事業について、ちゃんとした審議もせず、議員の多数を背景に反対のための反対をし、その議案を否決した。さらに、それは4年前の市長選挙のしこりによる嫌がらせである旨の発言がありました。そして、その議案に反対した議員の全部が反対のための反対であり、市長選挙のしこりによるものだったことを主張されました。そこで、私はその議員にお尋ねをしたい。私はその議案に反対をしました。その理由は、当時の筑後タイムズに投稿し掲載させてもらっています。掲載は私だけではありません。賛成、反対それぞれ数名の方の意見が掲載されていまして、たしかその議員も賛成の立場から投稿をされていたはずです。また、私の考えは昨年12月に発行した私の後援会ニュースにも記載をし、市民の皆さんにお知らせをしております。もちろん議会でもその旨発言をしています。私は信念を持って採決に挑んでいますし、今でもその判断に誤りはなかったと信じています。（「そうだ」と呼ぶ者あり）その私のどこが反対のための反対なのか教えてもらいたい。それに選挙のしこりとも言われた。私は当時、市の職員であり、特定の候補者を応援する立場になく、また応援もしたことはありません。そのどこが選挙のしこりなのか、あわせて教えていただきたい。もし、その議員の意図的な悪意の誹謗中傷であれば、それこそ議員としてよりも人として許されるはずありません。それとも、ちゃんとした根拠があるのか、明確な説明をぜひお願いしたい。ただ、ここは一般質問の場でありますので、適切な場での説明をその議員にはぜひお願いをしておきます。

それでは、一般質問に移らせてもらいます。7番白谷でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

まず最初に、ピアス跡地の今後の対応についてお尋ねします。

市長は、今議会の冒頭、ピアス跡地のアスベスト調査委託料補正予算の説明の中で、市は、ピアス社から申し立てられていた調停が不調に終わったとして、ピアス社に対し、アスベスト除去費用等の損害賠償請求の民事訴訟を来年3月にも起こす予定であることを発言されました。

そこで、市長にお尋ねします。アスベスト問題は、3年前から議会で議論されてきましたが、その間、市長は一貫してアスベスト除去はピアスがすることになっている、ピアスがしなければ私が責任をとるとして、アスベスト問題は既に解決済みであるとして、アスベスト除去を懸念する議員の声に一切耳をかしてきませんでした。それを今、損害賠償請求訴訟と言われてもなかなか納得できるものではありません。市長の説明をお願いいたします。

それに、損害賠償請求の裁判が始まれば、解決するまでピアス跡地は今のまま放置されることになるのでしょうか。あわせて説明を求めます。

また、予定されている損害賠償請求には土壌の分は含まれているのでしょうか。含まれているとすれば、産業廃棄物が確認された旧水路跡地以外の部分は対象になっているのでしょうか。

次に、ピアス跡地購入に際しての固定資産税の取り扱いについてお尋ねします。

市長は、さきの6月議会の一般質問において、町はピアス跡地購入に際し、ピアス社との不動産売買契約に基づき、所有権移転登記日以後の固定資産税をピアス社に払い戻ししている旨の質問に対して、こういうケースは30年に1回出るか50年に1回出るかわからないようなものと答弁をされております。市町村が公共用地を購入する場合、購入した年の固定資産税は売り主の負担とすることが通例であります。なぜピアス社だけをこうした特例扱いにされたのかお尋ねします。

あとの項目の質問については自席より行いますので、よろしく願いいたします。これ壇上からの質問を終わりますが、再質問については自席より行いますので、あわせてよろしく願いをいたします。

市長（石田宝蔵君）

この問題については、つい先般、開会日の中からピアスの問題についての市政報告、行政報告の中でも触れました。これまで3年余、私が市長に就任をいたしまして、あの大阪のクボタの事件が発生をし、そして、その後、アスベストの問題が取り上げられてまいりました。議員はもちろんあのころ職員でございまして、合併後のことはそういった記憶をたどっていかねば私もまいらないわけではありますが、当然このアスベスト問題というのは、私はこれまで繰り返してきておりますように、売買をするときに承知をしていなかったし、そういうものは一切私の頭の中にはなかったというのが、繰り返し答弁申し上げてきているところでございます。

その問題が惹起をいたしまして、住民の皆さんの訴訟が起きた。当初は不当に高く買ったということで訴訟が起きておるわけですが、その後、アスベスト等がつけ加えられ、鑑定の結果、もっと下がるんじゃないかと、こういうことで福岡地裁、あるいはそういった中での争いが行われてきました。もちろん議会においては議会の役割として、百条委員会なるものが設置をされまして、白谷議員いらっしゃったかどうかわかりません。その結論が出た中で、関係者の事情聴取等やられた中で、当時の専務等も言っておりますとおり、道義的責任はあると、そういったものについてはやはり長くお世話になってきたということでやらなきゃいけないという、そういう前向きな話を私どももいただいておったと思っております。

ところが、そういったものを今度は調停が起きました。これはむしろ私どもが本来ならば買った後ですから、こちらのほうから調停申し出るのが筋だと思いますけれども、向こうのほう様からこういった問題についてひとつ話し合いをしたいと、柳川簡易裁判所、ここで調停の申し出があった。私どもはそういう話は一切聞いていなかったものですから、土壌の問

題、汚染の問題、あるいはアスベストの問題、これについては全面的にピアスでやるべきだと、これ一步も私は引いておりません。弁護士交えて、向こう様おいでになっていただいているわけですけれども、ここで繰り返し議場の中で申し上げてきたことは、ピアス社に対しては全部の全面的な責任を持ってみずから解決をなさないと、市の負担は一銭たりとも出せませんと、こういうことで申し上げてきているわけです。

議会の中でも、この問題、私が何かやましいことがあってから、ピアスに強い腰で出られないんじゃないかと、こういう御指摘も再三いただけてきました。しかし、一貫して私はそういうやましいことはないし、毅然と住民で買ったもの、また、この訴訟において似たようなケースが裁判で争われてきている事例がございました。時あたかも太田議員からも相手の関係者の不動産鑑定をなさった方、あるいはこの最高裁の判例等の事例等もお話をいただきました。もちろん私どももそういったものは情報を入手しながら、ピアス社に対しては交渉をやってきたわけですけれども、そういったものがとうとう6回目の交渉においても不調ということになりましたので、私どもは市としてしかるべき対応をしなきゃならない。私もそういった立場の人間として、首長としてピアス社に対してそういったアクションを起こさなきゃいけないということで議会の皆さんに御理解をいただき、そしてまた、相手に対してもこのようなことでピアス社に対して訴訟を起こすという通告をしたという状況でございます。もちろんこれについては当面、繰り返して申し上げておりますように、民事も、あるいは刑事も視野に入れながらやっていかなきゃならないと、このように思っております。

それから、公租公課の問題がございました。民事の場合、さまざまな取引があると思います。口頭での取引、また書面での取引、これについては甲と乙、売り手と買い手がどういった立場での契約の文言にするのか、税については当然所有権が移転されるまでは従前の持ち主の負担、あるいは譲渡後、所有権が移った後は所有権を受けた側の税負担、それはケース・バイ・ケースであろうというふうに私は思います。そういった中での今、ピアスについては特例のことをやったんじゃないかということですが、そのときの交渉の中でそういった取り決めはなされていると、そしてまた、議会にも説明申し上げて御理解を得て採決をいただいた上での取引になっているということで御理解いただきたいと思っております。(発言する者あり)

副市長(大泉勝利君)

白谷議員の質問の中で損害賠償の中身について、土壤の汚染、水路敷以外の部分の扱いはどうなるかと、こういう質問でございますが、水路敷の扱いについては、これまでもピアス社への意思表示の中で損害賠償の対象にしていまいりました。それから、それ以外の場所でピアス社由来の土壤の投棄等汚染物質の投棄が出てきたときには、市と協議をしてその対応をするようにということを調停の場でも主張してまいりました。その結果、その調停の中で双方の主張に溝が出てきたということで解決に至らなかったことになっておりますけれども、土壤汚染等については、これまでももろもろの判例を見ても、売り主側の責任の部分が相当



出ております。今回の損害賠償の中でも水路敷で出てきた廃棄物の投棄の対応についてはもちろんでございますけれども、それ以外の部分についても捨てられた場合にピアス社由来であれば、ピアス社に求めていきたいというふうに考えております。

7番（白谷義隆君）

もう1点、跡地が、裁判をした場合どうなるのか。それをちょっとお答えいただきたいと思います。

市長（石田宝蔵君）

跡地の利用については、ちょっとお答え漏れておりましてお許しをいただきたいと思いません。

跡地については、これは微妙な見解を示されております。と申しますのも、既に所有権は移っているけれども、係争する、裁判をやるとなると、非常に裁判官に対しては心象を害することもあるということで、全く使えないということはないけれども、使って進めていくという方法もあるけれども、やはり一定の決着がつくまではなかなか動かさないほうがいいんじゃないでしょうかというアドバイスはいただいております。そういうことでございます。使ってはいけないということはないそうです。

7番（白谷義隆君）

まず、土壤の件からよろしいですかね。

土壤の分については、先ほど副市長のほうから、当然、水路跡地以外の部分についても請求はしていくという御答弁がありましたので、それについてはぜひそういうふうをお願いをしたいと思えます。改めてお願いをしておきます。

それと、実は損害賠償の件ですが、市長は、今までの経緯と、それと調停のことを話をされましたけど、私がお聞きしたいのは、市長が今までピアスは解決済みである、要するにピアスがするようになっていきますという答弁を再三されてきました。これは先ほども言いましたように、本当にピアスがするのかという問いに対しても、市長は、いや、それはピアスがしますよと答弁をされてきたわけですね。ですから、そのときその質問をされた議員も、あっピアスがするということを確認しましたと。それで、私の質問は終わりますというようないきさつがあつておるわけですね。要するにだれが聞いても、解決あつているという、そういう答弁をされているんですね。

そういう中で、なぜ今損害賠償ですかという話なんです。調停で不調に終わったから損害賠償という話は、それはそうでしょう。でも、今まで私も再三このことについては聞いてきました。ただ、市長はそういうふうになっていきますよということを答弁されたわけですから、なっとつたやつを解決しとつたはずなんです。それで、それをなぜ今損害賠償をすると言われても、やっぱり私は納得できないんですね。やはりなぜそういうことになったのかはちゃんと説明をお願いしたい。あれは市長が今までピアスがするようになっていきますという話

ですね。それがうそだったのかですね。本当にそういう約束をされていれば、損害賠償とか起こるはずないじゃないですか。それとも、例えば、その約束はうその報告を議会でされたのか。そういうことであれば、なるほどと思いますけど、市長の発言だけを聞いていれば、なぜ今損害賠償に、あるいは調停になるのか、非常に私は疑問を持っているんです。そのところについてやはり納得できる説明をお願いしたい。

市長（石田宝蔵君）

これは当然、公人として公取引をやっているわけですね。もちろん私もこの百条委の中の報告があっているとおり、証人として川島専務も立たれております。それなりの責任を感じて、やるということを私も聞いてきておりました。したがって、議会でもそういうことを答弁を私もしております。しかし、やらないわけでしょう。やらないわけですね。結局、私どもの日々の暮らしの中にもあるように、約束はしたけれども、それを履行しない。いわゆる約束不履行ということは、社会の中には日常茶飯事あるんですね。しかも、私どもにだましたものといえますかね、中身を十二分に見せないで、説明しないで、繰り返し申し上げてきておりますけれども、そんなものを売りつけた。こういったものについて当然問題が出てきたならば、これは私どもも繰り返しピアス社には申し上げてきましたけれども、やらないとするならば、実力行使、訴えなきゃいけない。これは当たり前なことだろうと思います。（「お金で出んとやったろうもん、1億円」と呼ぶ者あり）市民の皆さんにも御理解をいただきたい。（「私は理解できん」と呼ぶ者あり）もちろん全面的な費用負担を求めて争わなきゃいけないということは、これは御理解いただけるんじゃないでしょうか。約束をして履行しないと。まさしく不履行でありますから。しかも、うそ偽りを言って売っていた、売りつけたということは、もろもろの資料から明らかになってきたわけです。私どもに申し上げてあったのは、そういうものは説明はあって受けておりませんと。ですから、やらなきゃいけないので、議会の皆さんに説明し、市民の皆さんに御説明し、（「ずっと昔聞いた、我々は」と呼ぶ者あり）そして、司法の場で決着をつけなきゃ、私は、これまでイメージ的に、柳川のイメージ、また、きょうも荒巻議員もおっしゃいましたけれども、企業誘致とかという観点から見ますと、繰り返し私申し上げてきておりますけれども、本当にぎりぎりまで辛抱してきた。しかし、今回の問題については民事の中でも示されるように、福岡地裁、高裁でも判決出ました。また、一方でやっていた調停についても、これはピアスと私どもの主張に隔たりがあって埋まらない。とするならば、もう訴訟以外にはないということは賢明なる白谷議員だから御理解いただけるんじゃないでしょうか。（「またそういう……」「違いますよ」と呼ぶ者あり）

7番（白谷義隆君）

さっき市長の話の中に、ちょっと横道に私のほうもそれるんですけど、ピアスからだまされたということで裁判をされているようなんですけどね。ほかにもあるんでしょうけど。今

の答弁ではですね。アスベストの件についてはだまされたんだという主張のようですけどね。私のちょっと見解だけをここで述べさせてもらおうと、私は、今までの百条委員会とかの、あるいは裁判、調停の経緯等を見させてもらおうと、私はピアスが言っているほうが正しいような気がするんですよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）なぜかという、買うときに、市長は鑑定評価の中で建物は外観調査ということを確認に鑑定評価の中でされているんですね。そして、現状引き渡しについても契約書の中で認められているんですよ。普通、建物を買う場合に、中はどうでもいいですよと、側から見てですね。中は見ませんよと。早い話が、中に欠陥があろうと、なかろうと、いや、いいですよ、そのまま。そのままの状態で買いましょうということで私は買ってあると思うんですよ。

ですから、私の見解だけ言えば、これはもともと買うときに売り主の云々というよりか、明らかにこれ私は買い主の過失だと思うんですよ。過失というかな、（「そうだ」「そのとおりです」「そのとおり」と呼ぶ者あり）仕方がない。買うときにそういう条件で買ったわけですから、それを今さらピアスに、私がこういう場で言っているのかどうかわかりませんが、それをアスベストを言わんやった、それはだましたんだという論法は私はちょっと乱暴のような気がするんですよ。やはり買うほうが注意をする、ちょっと図面を見れば、図面にアスベストの記載はあったわけですから、（「そうだ」と呼ぶ者あり）図面を見ればわかったんですね。要するにそういうことをぼっ込みで、含んで市長は買われたんですよ。そいけん、そのことは私の見解とは違うから、ちょっと一言だけそのことは申し上げたいと思います。

ただ　　ちょっと待ってください、本題はまだこれからですから。市長は先ほど、するようになっていたと、約束はしたと。ところが、相手が約束を守らんから訴訟をすると、そういうふうに言われましたが、今までピアスと交渉されたとき、されてきましたね、議会に経過を出されたこともありましたが、調停の中での資料も、先ほど言いましたように、見ましたけど、市長は約束をしたんじゃないかと、約束はしたんだから、ちゃんと約束どおりしてくれよという話はされましたか。私が見る限りでは、そういった字句は一回も出ていませんよ。どうぞ。

市長（石田宝蔵君）

まず、1点目のあなたは条件は外観で買ったということだから、それは成立しているよということで何も争うことは、あなたの解釈は間違っているんじゃないかという見解を示されましたけど、白谷議員、今示されていましてね。何かあなたの見解と違うよということで

議長（田中雅美君）

白谷議員、そのことをはっきりしてください。

市長（石田宝蔵君）

ですから、ちょっとそのことを申し上げなきゃいけないと思いますよ。（「それはあくまで断ったでしょう、私の私見」と呼ぶ者あり）私見ですからね。はいはい。だから、ちょっとそれに対しての私は市長としての見解を申し上げておきたいと思う。

それは議会でもたびたび取り上げられてきた問題ですね。白谷議員も全協の中でこんなことをおっしゃいました。あなたは物件を買った。実際、建物を買った。その中に私どもが知らなかったものが後から出てきた。それについて市長は黙っておくとかという発言なさいましたよね。記録あると思います。私はそれと同じだと思うんです。市民の皆さんに代表する私がそういった物件を購入していた。そのときに当然、外観ということは、それは確かに一理あるかもしれませんが。しかし、その売買に当たって仲介に当たる鑑定業者、こういう人たちはもろもろの通達が出されてきていることも知っているはずですよ。私はスペシャリストじゃありません。ゼネラリストで、横のことは何らかわかりますけれども、その専門の有資格者たる人の仕事をなさっている方が、国土交通省から何年にどのような通達が出て、これについては売買のときには示さなきゃいけないとか、こういうものが示されているのに示されなかったということは、果たしてそれが通るのか、通らないのか、これが大きな争点にもなってくると私は思います。

したがって、外観という条件はどういったもので明文化されてきたのか、私どもはこれを検証しなきゃならない。これはもちろん弁護士さん等も相談をしながら詰めていかなきゃいけない。（発言する者あり）私的な見解ということでもありますから、私は市長としてそういった関係者の方々の御意見をいただいて（「議論ばちゃんとしてきたぞ」と呼ぶ者あり）検討をして、重ねてそれに臨もうと、私は何もこっこの瑕疵はないというふうに思っております。（「うそ言うのでけん」と呼ぶ者あり）ちょっと私に答弁させてくださいよ。しているじゃないですか。

それから、そういうふうな約束を守らなかったということは、当然、私に対してのそういった住民の皆さんの訴訟とか起きましたので、取り扱いについてはきちんと私はピアスの中にも本社にも参りまして話をしてくれております。ただ、字句の文言の中には出てきていないかもしれません。こういった関係もございますので、きっちりトップとしてやってきていることは事実でもございますし、いつでもそういうものについてはまた申し上げていくことでございます。

7番（白谷義隆君）

先ほど私は、このピアス跡地問題が出たのは、やはりそういった外観調査、現状引き渡し、そうしたずさんな買い方に原因があったのではないだろうかということを私はさっき私の私見として申し上げたわけです。

それと、するようになっていたという大きな部分ですね。文言では出ていないかもしれないと、さっき言われましたけど。そちらから今までのいろんな話し合い、協議の中で、一

言も出ていないんですよ。出なかったかもしれないじゃない。そちらから出された資料の中に出ていないんです。ただ、アスベストなかったつはお互い知らんやったっですよとか、私も知らんやったばってん、ピアスも知らんやったっですよとか、そういったたぐいの文書しか出ていないんですよ。こうなると、果たしてピアスの、今調停申し入れとかしたことを考えれば、本当にするようになっていた約束はされたのかち。それをどうしても疑問に思うんですよ。本当にそういう約束あったのか。もし、そういう約束があったら、やはりそれは、私は法律的事とはわかりませんが、債務不履行なんでしょう、明らかに。そしたら、それはただ単に債務の履行をすればいいことじゃないかと思うんですよ。なぜ調査費用を出して、そうした金額を決定させて損害賠償にされるのか。もし、そういう約束があれば、ただ単に債務不履行を、約束したんだから、ちゃんと約束どおりしてくれよという申し立てではできないのですかね。（「そうだ」と呼ぶ者あり）どうも私はそのところを、一番最初に言いましたように、今、損害賠償と言われることに対して、今までの市長の説明とはどうしても矛盾をするわけですよ。ですから、約束があったなら、債務不履行、債務の履行を求めれば済むんじゃないかと思うんですけど、それについての見解はどうでしょう。（「再三にわたって質問したでしょうが、私が」と呼ぶ者あり）

市長（石田宝蔵君）

それをやらないから裁判しなくちゃいけないじゃないですか。やらないから、やろうとしているだけですよ。やるならいい、裁判する必要ありませんよ。やらないんですよ。

7番（白谷義隆君）

ですから、債務の不履行だけではできないんですか。（「返ってこんです」「いや、できる」と呼ぶ者あり）いや、債務の不履行を求めれば、債務の履行を求めれば済む話じゃないかと私思うんですよ。債務の不履行なんでしょう。（「そうです」と呼ぶ者あり）市長、その見解はどうですか。

市長（石田宝蔵君）

私は法律の専門家じゃございませんのでわかりません。ただ、約束を履行しないから訴えなきゃいけない。もろもろの事案等の流れを考えていただいて、今説明をしているわけですね。約束を履行するならば、何もこういった争いをする必要はありません。やらないから、きちんと積算をして、どの程度私どもが負担をする部分をピアスに求めて、その費用を持たせる、これを明確にするためにお願いをしているわけでございますので、御理解いただきたいと思います。

7番（白谷義隆君）

要するに、約束はあったということですね。明確に答えをお願いいたします。

市長（石田宝蔵君）

文書ではございませんけれども、そういうものは申し上げてきておりますし、今、白谷議

員おっしゃいましたように、知らなかったんですねと、そのときも知らなかったということは当然向こうも知っていながらうそついてきたという客観的な裏の証拠になるわけですね。白谷議員、先ほどおっしゃいましたね。私どもが入手した資料には、そういう文言は出てこなかったと。私も知らなかったけれども、あなたたちも知らなかったんですねということをおっしゃいましたね、ピアス本社で。そういうのは出てくるんですよ。ですから、やらなきゃいけないわけです。（「予算な契約責任……」と呼ぶ者あり）

7番（白谷義隆君）

私はアスベストのことを言っているんじゃないくて、約束があったかどうかだけの確認を今させてもらっただけでですね。

実は固定資産税のほうに移っていきたいと思いますが、市長は契約でそういうふうになったということでしたけど。私は税金を還付されたことが違法だとか、そういうことを言っているつもりは毛頭ないんですね。ただ、市長が前回の議会で認められたように、これは要するに30年に1回か50年に1回かのまれなケースなんだという発言をされましたよね。ですから、本来、これを私が申し上げるまでもなく、市長も行政で、そして建設課のほうにおられたわけですから十分知ってあると思うんですね。税金は買うときはその年については相手方が負担をする、それが普通の取り扱いなんですね。それはもう特別なケースということで認められていますからね。ただ、その特別なことをなぜピアスのときにする必要があったのか。契約というのはわかっていますよ。当然。なぜそういう契約をされたのかをお尋ねしているんですよ。

市長（石田宝藏君）

ちょっとよくわからないんですが、この30年、40年、50年に1回出るかわからないケースと申し上げたのは、旧大和町において3万平方メートル、こういった広大な面積を、1団地ですよ、しかも540,000千円です。こういった金額で取得するようなケースは、やはり30年に1回か50年に1回出るケースということで申し上げたつもりでございます。（「失礼なこと言うな」と呼ぶ者あり）

7番（白谷義隆君）

これは6月の議会の質問の中では、明らかに税金の取り扱いで質問をされたはずですよ。これはもう議事録を見ていただければわかりますけど。これは税金の取り扱いで、要するになぜピアスにそういった優遇な取り扱いをたしかしたのかというような質問だったと思うんですよ。そのときに市長は、いや、これは30年に1回か50年に1回のことなんだということ言われたわけですよ。ですから、税金の取り扱いについて、50年に1回か30年に1回かの取り扱いという答弁をされたと思っていますよ、私は。

市長（石田宝藏君）

その辺の趣旨が私もちょっとよく理解していないんですけど。早く、結局、契約の中で

は所有権の移転の日までピアスなんですね。それから、その後は市ということになるんですよ。だから、何ら問題はないと思います。（「1月1日というのは」「間に合わんでしょう」と呼ぶ者あり）1月1日というのは、金の支払いが12月のたしか、ちょっと記憶はつきり、また間違うといけませんのでね。（「いいです、いいです。そういうことでいいです」と呼ぶ者あり）いや、年度内ですから。固定資産は1月1日だろうと私は思うんですね。あの当時の財政課の担当者、1市2町の。3月21日に合併が迫っていました。それぞれの市町、市と三橋、大和ですね、柳川市と。その財政担当の中で決算を早めるということで、12月の御用納め、こういうところで出納を閉鎖するというような作業が進んでいたんですよ。それは財政の当時の担当に答弁させたいと思います。支払いについては、大きな支払い金額でございますからですね、2回目に振り分けての支払いでございますから、それは平成16年の12月にお支払いをするということで精算をしたわけですね。（「早目に」と呼ぶ者あり）早目と、それはそうですよ。もちろんこの支払いは（「市長、私が質問しよるんだから」と呼ぶ者あり）いや、支払いは17年の3月31日まででよかったんです、本来は。合併していなければ。しかし、合併というのが3月21日に決まったんです。それでもって出納閉鎖、早めなきゃいけないということでそういう措置がなされたと。ですから、こういったのは30年か50年に1回しかないんですよ。しかも、こういった大規模な取引はないんです。と私は記憶、自分もそういう記憶しかございません。（「そういうことがあってはならん」と呼ぶ者あり）

7番（白谷義隆君）

ちょっと済みませんね。時間がありませんので、簡潔にお願いをしたいと思います。私が聞いているのは、さっき市長が早めて支払いをされたと。結局はそのことにも通ずるわけですけど、ただ、私がここで具体的な例としてお尋ねしているのは、現実に町は登記後の税金を返したわけですね、ピアスに。ですから、さっき言いましたでしょう、普通、市町村が土地を購入する場合は税の負担はしないんですよ。私も買って来た経験があるし、市長も買われたことがあるからわかると思いますけどね。土地を買うときに、年度の途中で、登記日の前と後で税金を振り分けるということはないでしょう。私もしたことないんです。そういう話も聞いたこともないんです。必ずその年の税金は売り主が負担をする。それはどこの自治体でもそういう取り扱いなんですよ。ところが、ピアスに限って登記日以後の税金を、年度途中で登記日以後の税金を返したわけですよ。返したわけでしょうが。（「課税主体を……」と呼ぶ者あり）予算を いや、首をひねられても困りますよ。予算をとって、正確な数字は知りませんが、800千円か、どがしこぐらいだったろうと思うんですけどね。その税金相当額を返されたんですよ、ピアスに。（「しかも、一般財源として」と呼ぶ者あり）ですから、そういう異なった取り扱い、通常と異なった取り扱いをされたわけですよ。ですから、それをなぜ、通常と異なった取り扱いをなぜピアスだけにされたのかをお尋ねしているんですよ。御理解いただけますか。

市長（石田宝蔵君）

ちょっとその辺についてはしっかり説明をしたいと思いますから、その当時の事務担当、調査しまして報告したいと思います。説明したいと思います。（発言する者あり）いやいや、実際……（発言する者あり）

7番（白谷義隆君）

実は、これは私は議事録、ちょっと済みません、議事録でも見ましたけどね。これは百条委員会でも実は同じような質問が後からあったんですね。そのとき市長は何と言われたかという、いや、これは正常な処理なんだと答えられているんです、その中でも。（発言する者あり）（「だから、詳しく詳細に説明したいと思います」「行政上はない」と呼ぶ者あり）後でということです。ただ、そういうピアスだけ異なった取り扱いをされたということだけは、ここで指摘をしておきたい。詳しい説明は後でお聞きするとしても、指摘はしておきたいと思います。

ここでまず、ピアスの件については以上で終わりたいと思うんですけど、ただ、このピアスの件については、やはりもう長年経過をしている、市民の方もやはりどうなるだろうかという心配をされているとも事実なんですね。ただ、先ほど言いましたように、私はやはりこの原因は、市長がずさんな買い方をされたことに対する責任はあると、私は先ほどから何回も言いますように、私はそう考えているんですね。（「そうだ」「そうだ」と呼ぶ者あり）ですから、このこと、責任問題と裁判とをいつまでもごっちゃにしても、私はこの問題は解決しないと思うんですよ。ですから、やはり責任問題は責任問題として、これは明らかにしていかなければならない、私はそう思っているんですよ、私はですよ。先ほど理由は言いましたでしょう。（「私もそのとおり……」「私もです」と呼ぶ者あり）ただ、裁判をすれば、さっき言われたでしょう、裁判をされると、損害賠償請求の裁判をされると、土地の活用ができないんですね、実質的に。さっき言われたじゃないですか、実質的にできない。（「できない」と呼ぶ者あり）裁判中は、やはり。そうすると、今から損害賠償を起こされても、これが5年かかるのか、10年かかるのか、全く検討はつかないと思うんですよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）そしたら、今からずっと5年も10年も20年もあのままほっとくわけじゃないでしょう。これは市民の皆さんに説明がつかないと思うんですよ。ですから、先ほどから言いますように、やはりこれについては債務不履行という大きな問題があるわけですから、そうでしょう。それ認められたじゃないですか。そいけん、そういった損害賠償請求じゃなくても、ほかの解決方法をやはり私は探られた方がいいんじゃないかと。あの土地を活用するためには、やはりここで損害賠償だけじゃなくて、ほかの方法についても検討をされたほうがいいんじゃないかと、（「そうだ」と呼ぶ者あり）そういうことを私は提案をして、このピアスの問題は終わりたいと思います。

次に、議会の権能と住民参加について、余り時間がありませんけど質問をしたいと思いま



す。

市長は、議会や移動市長室で企業誘致についての質問が出されると、必ず市長はこう答えられるんですね。こんなにがたがたして印象の悪い柳川には企業は来ませんよと、そして、がたがたして印象が悪いとは、議員が議会でピアスのことなどについて質問したり、市民が裁判をしたりすることだと言われました。我が国における地方自治の根幹を成す住民自治は間接民主主義である議会制民主主義を基本としながらも、一方で直接的な住民参加制度があります。そして、その住民参加の手段として自治法では住民訴訟を認めていることは、これは市長も当然御存じのことだろうと思いますよ。そうした中において、私たち議員が行政運営について質問をしたり、市民が財務処理について住民訴訟を起こすことは、住民自治を実現する上では欠かすことのできない絶対的な権利であるはずなんですね。それをあたかも否定されたような発言を私は受けたわけですね。ですから、そのことについての市長の見解をお願いしたいと思います。

市長（石田宝蔵君）

日本国憲法においては、この趣旨、地方自治法等お読みいただくと御理解いただくとお思いますけれども、基本的人権の尊重を初めとします国の法律では、住民のこういった権利を認めている部分、これはもう議員も御案内のとおりであります。私も全くそのとおりです。ただ、私は、つまみ食いみたいな感じで白谷議員おっしゃっていますけれども、議会を眺めて見ていらっしゃる、今市民の皆さん、傍聴席にもいらっしゃいますけれども、インターネットでごらんになっている方、市町村議会で粛々と執行部が提案をし、そして、それについて議論をいただく。これは賛否ございますでしょう。これ民主主義で多数決の原理、これは私も理解します。ただ、そういった中でやはり地方自治法が定めておる議員の品位ですね。議会内でのこういった発言に対する責任、こういったものを考えますときに、本当にきょうの一般質問でもお答えをしておりますけれども、さまざまなやじが飛んでくる、不規則な。これは議場においては議長がコントロールなさって、議場の議事を進められるわけですが、こういったものをごらんになって本当に粛々たる議論が行われているのか。私どもとしても執行部としては、わかりやすく市民の皆さんに説明をする責任がございます。議員においては、それなりの品位を保つ、良識のある市民の皆さんよりもっと常識のある議員さん方ありますので、これは間接民主主義の中で代表者としてこの議場にお入りになって議論をする。ただ、私はこの昨日、出馬表明をいたした折にも申し上げましたが、やはり本当にやれたのか、やるべきことをやれたのか、政務をやれたのか、やれなかった部分もあった。しかし、私としてはやるだけのことはやったという答弁をいたしました。さまざまなものを回想していただくとわかると思いますが、提案をして、議会というのはチェックするだけではなく、市民の皆さんの日ごろの声、さまざまな暮らしの中での問題を提案する、逆にこのようにやったらどうかと、こういったちょうちょうはっしの議論があってこそ、本当の民主主

義が成熟をしていくと私は思うのです。

そういった議論のない中で、例えば、（「議論はあった」と呼ぶ者あり）私はこうだということは、これは結構です。ただ、そういった中でまちづくりについての思いを共有する、確かにちょうちょうはっしの議論の議論はありながらも、一つのところにまとまったときには車の両輪のごとく執行部も議会も一緒になって、この市の課題に取り組む、こういった姿勢があってこそ初めて私は信頼される議会になっていくというふうに思います。

したがって、住民の皆さん方のさまざまな権利は当然住民の皆さんの中に許されているわけですから、与えられたものは当然行使していただいて結構です。ただ、問題は必要以上に執行部としてもこのように努力しておりますと、そういった推移も見守っていただきたい。言葉の端々をとらえ、部分的なものだけをとらえて、それを誇張してやられるというのはいかなものかなと私はここでもよく答弁することでもございます。

したがって、相手の立場の考え方もしっかり聞いていただく、そして、私も皆さん方の御意見をそういう御意見もあるのかなというのを聞いてまいります。そして、そういったことになったとき、本当の柳川に日差しが差して、企業誘致も、子供たちも、立派な社会、まちができていくというふうに思います。

7番（白谷義隆君）

市長のその考えといいいますか、それはさておいて、私は議会の権能についてお尋ねをしているわけですね。議員が一般質問をする、執行のチェックをする、それは明らかにこれは法律で認められたことなんです。ですから、提案をする、それもやはり議会活動の一つでしょう。ただ、チェックをする、そのために質問をする、それはどんなことを言われても、それを侵すことはできないと、さっき言ったでしょう。侵すことができない権利なんです。別に私は言葉の端々をとらえているわけじゃないですよ。市長はさっき言ったでしょう。いろんな場で答えられますよ。がたがたして印象が悪い、移動市長室でも言われました。議会で企業誘致の話が出れば、必ずと言っていいほどそういう答弁をされますよ。そして、その理由として、議員が質問する、住民が裁判をする、それを理由として上げられたんですよ。そのどこが言葉の端々ですかと言いたいんですよ。住民が訴訟をするから企業は来ないと言われたんですよ。でしょう。なぜ住民が訴訟すれば、企業は来ないのか。議員が一般質問をすれば、なぜ企業は来ないのか。（「そんなこと言ってない」と呼ぶ者あり）いやいや、そういうことじゃないですか。（「いや、それは言ってない」と呼ぶ者あり）いや、いいですか。手前じゃないですよ。（「間違うとる」と呼ぶ者あり）間違うとらんですよ。（「間違うとらんですよ、はい」「だれか、間違うとるち言いよっとは」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

もう時間がありませんから、やってください。静かにお願いします。

7番（白谷義隆君）続

いいですか。市長は先ほど言いましたように、移動市長室とか議会で、こんながたがたして印象の悪いところに企業は来ませんよという答弁をよくされるんですよ。そして、その理由として、がたがたして印象が悪いとは、議員が議会でピアスなどについて質問したり、住民が裁判することと言われたんですよ。これがどこが言葉の端々ですか。そのままじゃないですか。ですから、これをだれが見ても、やはり企業が来ないのは議会のせいなんだ、住民のせいなんだというふうにとらえるでしょう。また、そう言っているんですよ。ですから、私は議会のそうした一般質問をする権能と住民が裁判をする住民参加の制度について、市長はどう考えてあるのかをお聞きをしているわけですよ。再度お願いをいたします。

市長（石田宝蔵君）

議会の権能というのは、議員としての責任を果たすためには、議決権、あるいは選挙権、検査権、監査等のこういった請求等が数多く与えられております。しかし、私はちょっと誤解があってはいけないとは、議員が一般質問をするから企業は来ませんとか、そんなことは言ったこと、どこにあるでしょうか。（「そういうふうだ」と呼ぶ者あり）そんなことありませんよ。がたがたする、異常なまでの。紛争があるようなところには来ないですということをお前は市民の皆さんに言っていますよ。（「そうです」と呼ぶ者あり）

7番（白谷義隆君）

いいですか。市長、私が聞いたときに、がたがたして印象が悪いとはどういうことですかと私は市長に聞きましたよ。そしたら、市長はそのときに、そういうふうに議会が質問をする、住民が裁判をする、そういうふうと言われたじゃないですか。（「そういうことと全然違う」と呼ぶ者あり）いや、何ですか。（発言する者あり）いやいや、市長が言われたことを私は言ったですよ。（「言ったじゃないですか」と呼ぶ者あり）いやいや、市長が……

議長（田中雅美君）

ちょっと大事なところやけん、静かにしてください。

7番（白谷義隆君）続

さっき言ったでしょう。市長ががたがたして印象が悪いとは、議員が議会でピアスのことについて質問したり、住民が裁判したりすることだということをお前は言われたわけですよ。ですから、そのことについてお尋ねをしているわけで、別に私がそう言っているわけじゃない。市長が言われたことを私は質問をしているんですよ。そのことを議会の権能とか、住民参加の部分について、市長の考え方を聞いているんですよ。言った、言わないの話に戻ったら、それは何も話はされんじゃないですか。それとも、市長は言わなかったということであれば、そういうことは言わなかったと言われれば、私はそれでも構わないと思います。

ですから、もうこのことについてとやかく言っても、言った、言わなかったの話なら、もう仕方ありませんから、しませんけど、ただ、そういうことであれば、やはり私は、議会

が質問したり、住民が裁判したりと、そういうことを言わなかったということであれば、そのことについてやはり市長も反省をされたんだろうなと、発言を否定されるということは発言を反省されたんだろうなというふうに理解をしたいと思います。

これ以上、これについて余り深く論議することでもありませんのでね、そういうふうに反省をされたんだろうなということで受けとめて、私の質問は終わりたいと思います。

議長（田中雅美君）

答弁もらいますか。（「もう結構ですよ。また、もめますからね」と呼ぶ者あり）要らんち言いよるけん、座っとかんかい。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

これもちまして、白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時20分まで休憩をいたします。

午後0時17分 休憩

午後1時22分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、11番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

11番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

皆さんこんにちは。大変お疲れさまでございます。11番矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しを得ましたので、平成20年最後の一般質問をさせていただきます。

健全なる精神は健全なる身体に宿る。言うまでもなく、身体が健康でなければ精神も健全ではなくなるという意味であります。ローマの詩人ユウェナリス有名な言葉です。私はノーベル賞の一人ではございませんが、非常に英語が苦手でございます、申しわけなく思うわけです。その人の身長から105を引いたのがその人の標準体重であり、その標準体重を30倍したのがその人の1日の摂取カロリーであると、あらゆる健康教室で教えていただきます。例えば、身長165センチメートルの人は105を引いた60キログラムがその人の標準体重であって、それに30倍した1,800キロカロリーがその人の1日の標準摂取カロリーということになるわけです。飲み過ぎない、食べ過ぎないが健康の秘訣であって、この飽食の時代には大変につらいことではありますが、飲み過ぎない、食い過ぎないを守ってこそ、自分の健康を守ることになります。どうか市民の皆さんが健康で新しい年を迎えられますことを心からこいねがうものであります。

ところで、市長のいらいらがこのところ最高潮に達しているようであります。そんなことは信じたくはありませんが、もしやと気遣うものであります。年末と正月休暇はしっかり体をお休めになって、くれぐれも御自愛を祈るものであります。

なぜ私がそう申すかといいますと、新聞報道にもありますように「特別委員会はばかばかしい」と捨てぜりふを吐いて退席をされました。これではまるでわからず屋の子供でありま

す。だっ子であります。市長としてあるまじき行為であります。しかし皆さん、物事は考えようであります。つまり、一面、反面教師であり、子供を育てるに当たって、石田柳川市長のまねをするなど言えば、それで事足りるからであります。

安全で住みよい柳川のまちづくりにと、きのう石田市長は再出馬の表明をされました。市長のやっておられることを省みますと、全く私には心が見えません。市民は、職員は、議員は、いつ柳川警察署刑事課から呼び出されるか、毎日毎日不安におびえながら、冷や冷やで暮らされざるを得ない状況にあるわけであります。

さらに、税金の無駄遣いは目に余るものがあります。漁業団地しかりであります。ピアス問題しかりであります。時間がありませんから、私は中身については触れませんが、それ以外に数え上げれば切りはありません。これはまさしくほんの一例であります。

上村教育長は、さきの一般質問のだれか議員の答弁で、小・中学校の教育に当たって10カ条を申されました。弱い者いじめをしない。うそを言わない。一方、市長は一番弱い立場にある市の職員をいじめられます。答弁にうそを繰り返されます。上村教育長、どうでしょうか。提案をいたします。どこかの小学校の、あるいはどこかの中学校に石田市長を体験入学させていただき、教育をしっかりとやり直させていただければ、市民も助かるのではないのでしょうか。

柳川市の財政は非常に厳しいものがあります。目を覆いたくなるものであります。荒巻英樹議員が、午前中に柳川市の自主財源率は福岡県内の市ではびりから2番目に悪い状況にありますとおっしゃいました。まさにそのとおりであります。柳川市の財政に大きな大きな影響を及ぼすノリの生産が今始まっておりますが、今期、今現在ではかなり厳しいものがあると同っております。台風が来なかったから海の水をひっくり返すことができなかったからというのも一因があるかもしれませんが、市長は公務を理由に議長からの要請や、あるいは助さん、格さんであります大泉副市長からの議員軽視になりますから出席しなさいとの声も無視されまして、2度目の特別委員会もとうとう出席されませんでした。私も特別委員の一人であり、待っても待っても来られませんでした。当日はノリの入札会に参加をされておられます。私はそのことはとやかく言うものではありませんし、当然ノリの入札会は出席をされるべきであります。問題は、その後であります。すぐ帰って特別委員会に出席をさせていただければ問題ないわけではありますが、新聞報道によりますと、市長は入札後には琴奨菊関を引き回し、時間をつぶされているようであります。琴奨菊関は石田市長のものではありません。人の迷惑を省みず、私は私物化されているような気がしてならないわけであります。琴奨菊は初場所またすぐ始まります。非常に時間を割いて出席をされておるわけでありますから、私はそのけいこにも影響するのではなからうかと思うわけであります。

あとは自席にて一問一答で質問をさせていただきます。ありがとうございました。

11番（矢ヶ部広巳君）続

まず1番に、通告どおりに市長の（市民・職員・議員）刑事告訴乱発についてお伺いいたします。

この3項目それぞれ被害届をされた日と警察が受理された日、そして、その結果について、つまり検察庁の結果について御報告をお願いしたいと思います。市長、どうでしょうか。

市長（石田宝藏君）

このそれぞれの日というのを、通告がございませんでしたので、調査はいたしておりません。

11番（矢ヶ部広巳君）

それぞれの日にちは別といたしまして、それでは、まず私、矢ヶ部広巳の議員の名誉毀損、あなたに対する名誉毀損であります。不起訴になったのはいつか覚えてございませんか。アウトラインで結構でございますが。

市長（石田宝藏君）

ことしの10月後半ではなかったかなというふうに思います。

11番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。矢ヶ部でございます。

まず、私の被害届が平成18年12月12日でございます。警察が受理したのが平成19年5月28日でございます。そして、今市長おっしゃいました。平成20年10月の後半に不起訴になったと言われておられます。それから、市民の会の皆さん2人を被害届を出されました。これが平成19年6月であり、受理されたのが平成19年4月20日であり、不起訴になったのが平成20年10月半ばかなんかそれぐらいであります。それから、職員を刑事告訴されました。被害届が平成19年6月、そして、不起訴と確認されたのが平成20年11月15日ということになっておりますが、まさにこの3つは表にしますと重なっております、本当に。受理されたのが平成19年5月、市民の会が4月、職員はちょっとおくれる過程ですけれども、ほぼ変わりません。不起訴になったのもほぼ同じであります。私を名誉毀損で訴えられまして、市長は18年の12月12日に告発をされまして、そして、何と受理されたのが平成19年5月28日であります。その間、全くの警察からの動きもありません。私は平成19年2月26日の10時の私の一般質問等に関する真相解明特別委員会で、あなたは11時53分に捨てぜりふを吐かれました。このときもかなり血圧が上がっていたのではなかろうかと危惧するわけですが、そのときに初めて自分は矢ヶ部広巳議員が18年12月12日に一般質問したその日に名誉毀損で訴えられたと言われたから、私はそれを知ったわけであります。私は本当驚きましたよ。一般質問をして、どうしてそれが、議場の問題がどうして名誉毀損に当たるのか。本当におかしいわけであります。前回の一般質問でも言いましたが、市長はこういうことで快感を覚えられているような気がしてなりません。本当に情けない話であります。よって、この私を訴える、市民2人の方を訴える、その訴えるときにあなたは刑事から弁護士に相談をした結果、警察に持って

きたかと言われましたでしょうか、どうでしょうか。それとも、何もなくすぐに警察は受理をされたのでしょうか。記憶をたどっていただきたいと思います。

市長（石田宝蔵君）

これは刑事訴訟法に基づく公務員がこういった刑法に抵触するといったものについて、それを承知したときはこれを告発しなければならないという刑事訴訟法の中の文言がございますが、これにあわせて私は告発をしたところでございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

市長は議員である私を告発されたわけでありますが、平成19年6月14日の一般質問での私の答弁で市長は、私は警察の方にお届けいたしましたと答弁をされておられますが、警察の方とはどなたでしょうか。署長さんでしょうか、それとも刑事課の方でございましょうか。御答弁をお願いいたします。

市長（石田宝蔵君）

刑事課にこの話を持ち込みました。

11番（矢ヶ部広巳君）

失礼しました。矢ヶ部でございますが、平成19年6月14日の一般質問、私がいたしました。名誉毀損告訴について、いつ、どこへ告訴されたか、告訴はいつ受理されたかと私は問いました。市長は、警察の問題ですから私はお答えしませんがと答弁をされました。さらに追及いたしますと、市長はお答えできません、警察のことは警察の中でないと私もわかりませんと答弁をされました。市長は市民を、職員を、議員を、市長というトラの威をかりて弱い者をいじめる、どうでしょうか、そのことについて。

市長（石田宝蔵君）

そういうことは決してございませぬ。公序良俗を乱すようなこと、ましてや私は名誉毀損、矢ヶ部議員から快感を覚えていらっしゃるんじゃないかと、そんな趣味は私はございませぬ。ただただ、あのときの私の告発は矢ヶ部議員から当時の新しく合併した53人の議員の中で、私が合併浄化槽の問題を取り上げ、そして旧柳川市のA議員（「イエスカ、ノーだけで」と呼ぶ者あり）A業者、三橋町のA議員（「中身はわかっています」と呼ぶ者あり）こういった者でもって私がぐるになって利益を誘導せんがためのようなまことしやかな発言をされました。そんなやましいことは私はやったことはございませぬし、そんなことがあるならば、私はきょうでも、あすでもやめますと、そんなことを申し上げたことがあります。また、申し上げました。そのことで矢ヶ部議員、根も葉もないようなことをこの公式の議場の中でおっしゃいましたから、私はそれは市民の皆さんに明らかにする責任があるといったことで告発をした。これは市長として当然のことだろうと思います。

11番（矢ヶ部広巳君）

矢ヶ部でございます。平成19年6月14日の一般質問で、あなたが今答弁されましたが、私

は警察の方に届けた、その結果、刑事課のほうに届けたということを言われました。私は平成20年9月10日の一般質問で、そんなおかしいものを受理すると、こんな幹部警察官は罷免しなさいと私は言いました。この方は現在は黒木警察署刑事課長の渡辺勝義警部ではありませんか。当時の柳川警察署刑事課係長知能犯警部補、石田市長と渡辺勝義氏が2人でおられるところを何度も見られたという方もおられますが、どうでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

当時、署長さんにお話し、相談をし、刑事課長さんに相談をし、担当はその方ということでございますから、何度でも、私も届けをし、調書もとられ、あるいは事実の記述等も、陳述等もやったところでございますから、それは間違いございません。

11番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございます。市長は渡辺勝義氏を認められました。日本国憲法ですべての公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないとうたってあります。黒木警察署刑事課長の渡辺勝義警部、当時の柳川警察署刑事係知能犯警部補は、石田宝蔵市長と親密な関係にあるのではないのでしょうか。なぜなら、あなたが告発すれば、すんなり受理していただく。しかし、ほかの人が告発しても受理しない。名刺もとろうとしない。法を守るべき警察官が法を守らない。これでいいのでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

これは刑事訴訟法に基づくものでございますので、それは刑事事案、該当するや否や、判断は担当者の判断ではないというふうに思います。司直というものはそんなものではないと。きっちりとこれは犯罪のおそれがある、また、犯罪だというふうに認知した場合、これは当然、そういった受理はだれであろうと公平に行われるはずであります。

11番（矢ヶ部広巳君）

矢ヶ部でございます。私は平成20年9月10日の一般質問で黒木警察署渡辺勝義警部に対して、もっともっとありますが、限られた時間でありますので、次の機会へ譲ると市民の皆さんに約束をいたしました。渡辺勝義、今の黒木警察署警部は、捜査内容、つまり捜査情報を事もあろうに告発者である柳川市長である石田宝蔵氏に対して漏らしておられます。市長は、全協で私の追及に対して、こうおっしゃいました。「あなたの家に警察の方が来らたでしょうが」。私はこう答えました。「どうしてあなたはそれを知っていますか。捜査情報が漏れていることになります」と。そしたら、市長は顔色が変わりました。しまったという顔をされまして、その後は貝になられました。覚えてありますか。

市長（石田宝蔵君）

よくそんなふうに判断をされますけれども、顔色が変わったとか、にらみ返したとか、よく何かある雑誌の、雑誌といいますが、ミニコミ誌さんもそんなことをよく書かれているんですけどね。私は人の心理がそんなものは主観的にとらえていいものなのかどうなのか、こ



れも私はおかしなことだろうと思います。

11番（矢ヶ部広巳君）

これを聞いて市民の皆さんは笑っておると思いますよ。市長が言っているのはおかしいと。確かにあなたがおっしゃったとおり、数日前に、数日前というのは平成19年6月27日17時40分、警察手帳第0245895、 巡査さんが私の自宅のピンポンを鳴らされました。そして、こうおっしゃいました。「石田市長があなたを名誉毀損で訴えられております」。私はこう答えました。「来週いっぱい詰まっています」と。警察の方はこうおっしゃいました。「私のほうも早く片づけんと困る」。あなたがかかなり警察に圧力をかけていたのではないのでしょうか。そそくさとお巡りさんは帰っていかれました。私の受けた感じではありますが、もう本当に迷惑しとるというような感じを私は受けました。県民の治安を守るべき人が捜査情報を漏らす。渡辺勝義黒木警察署刑事課長、この方は警部であります。警部とは警察の幹部であります。福岡県警の不祥事はかなりあります。一番近いところのニュースでは、お巡りさんが売春宿を経営しておったということも新聞に載りました。こんなことは絶対に許されることではありません。到底あってはならない問題であります。議会での発言、しかも、議員の務めである一般質問に対して名誉毀損で訴える市長も市長ならば、ましてそれをすんなり受理した黒木警察署渡辺勝義警部も、これは全くおかしいわけであります。私はその警察官の自宅への訪問を受けまして、平成19年の7月7日、県警本部長と首席監察官、そして新聞社、そして週刊誌に対しまして、「訴えと文」という文書を平成18年12月12日の会議録ほかを添えて送りました。そしたら、その後、全く何にもなかった。やっぱり警察の怖かったんじゃないでしょうか、私からの追及で。

平成20年1月11日7時56分から連続11回の嫌がらせ電話が市の指名業者、土木A級の方から電話がありました。私もそれまでは、任意出頭やないんでしょうか。任意出頭ならば行かんでいいじゃないですか。お巡りさんもちょうど隣のまちの汚職問題で、ある方が逮捕されました。柳川警察署の刑事課の方はそちらのほうに応援に行かれました。しかし、私もやっぱり心残りがありました。警察官がかわいそうになったわけです。何とかして処理してやらんざっと困るばいということで警察に行きました。私の主の目的は、この市の指名業者、土木A級の方を告発するためであります。警察の方はありがたいことに渡辺勝義課長はおられませんでした。栄転されました。快く引き受けをしていただきました。こんな嫌がらせをする、とても許せない。警察の方はこの方をちゃんと警察に呼んでいただいております。あとはいつかの機会に詳しく説明を、報告をさせていただく機会があるかもしれませんが、そのときを御期待していただきたいと思います。

それで私は、平成20年2月7日に私のこの問題で2階の3つある取り調べ室の真ん中に入らせていただきました。座らせていただきました。中身は全くの茶番でありました。今、市長は、いかにも刑事事件だから告発をするのは義務だとおっしゃいましたが、全然違いま

したよ、あなたが言っていることと。矢ヶ部さん、矢ヶ部さんはお茶が好きね、コーヒーが好きね、まるで喫茶店に行っているようでございました。私は議員だからこそそれで務まるわけですよ。ところが、一番弱い市の職員を何回もその取り調べ室で取り調べる。しかも、文書が完全でなかったから、それを補足するためにしたのを、後で言いますが、でっち上げて、容疑者が手錠をはめられ、腰縄をつけられてうろろうろするところに職員をいっち入れて、何もない職員をさらす。こんなことがありますか。とてもやないが、市民の2人の方と私の分、日本国憲法第21条で「一切の表現の自由は、これを保障する」とありますよ。まさに違法捜査やないですか。不法取り調べやないですか。だからこそ警察はあわてて、怖くなって私を調べ切れなかったんですよ。それが何で弱い者いじめになりませんか。

職員の有印公文書偽造の疑いの件、何度も言いますが、まさにでっち上げであります。完全なものにするための書類をつくったのに、どうして文書偽造になりますか。ましてや何人の者の人に断って判を押してあるわけですよ。それをどうして無断で押印になりますかね。私は、石田市長、山田総務部長こそ責任をとるべきではないかと思えます。しかも、すべてが不起訴となっております。謝罪を当然すべきではないでしょうか。この不起訴になったことについても、私たちの追及によって職員の分は不起訴になっています。不起訴になった通知を市長にやってあるわけですから、その時点で職員が安心するように、あなたのものはもう不起訴になってあるよ、あとは何もないよということをなぜ言えなかったんですか。とてもやないが、あなた怖い人ですよ。限りなく白の人を黒にってしまう。本当に恐ろしい柳川市長と私は言わざるを得ません。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

福岡県警察本部長田村正博様、福岡県警察本部首席監察官藤原健一様、元柳川警察署刑事課係長で黒木警察署刑事課長渡辺勝義警部、捜査情報は漏らす、それだけではありませんよ。彼は犯罪を取り締まる職にありながら、何と犯罪をもみ消している事実があります。私は複数の方から聞いております。しっかりやっぱり県の警察本部、調べていただきたい。そして、こんな警察官を刑事課長、県民の一人として絶対に許すわけにはいきません。断罪を願うものであります。

そういう状況をしながら、あなたのきのうの出馬表明。安全・安心して市民が暮らせるようなまちをつくる。どうしてあなた、安全・安心と言えますか。だから、あなたが言っていることは、言っていることとやっていることが全く違う。職員はとてもやないが、職員のみならず、職員には奥さんがおります、子供さんがおられます、お父さん、お母さんがおられます、親族もおられますよ。こりゃ、首になつとやなか。新聞を見たら、そう思いますよ。公文書偽造。無断で判を押した。中身を調べてみれば何もない。印鑑もらうですよ、いいでしょうかと、何人も断ってもらってあるんですよ。そのことについて、前回の一般質問で、ある議員が追及されたたんでしょうが。これはその人だけじゃないでしょう。ほかもおるじゃないですか。それは記憶に新しいと思えますよ。そんな最も弱い柳川市の職員を奈落の底に

陥れようとする、地獄の底に落とし込めようとする、そして、石田市長といういすだけをし  
っかり守ろうとすることは、当然、私は許すことはできません。

次に入らせていただきます。

通告をいたしておりましたが、例の公務問題であります、平成20年8月22日、嬉野市の  
和多屋別荘で元九州青年町村長会OB会が開かれておりますが、この元九州青年町村長会  
OB会は公用でしょうか。市長、お願いいたします。

市長（石田宝藏君）

その前に、淡々と30分ほど一方的にお話をなさいました。本当にそういうことがまことし  
やかに述べられております首長ならば、これは不適格だと私は思います。（「そうだ」と呼  
ぶ者あり）ただ、今の事実関係については随分誤解されている部分もありますし、事実と相  
違するものもございます。また、それなりの理由があって、それなりの措置をしてきたとい  
うことも、これも市民の皆さんには説明をしておかなきゃなりません。ただ一方的にまくし  
立てて、違法捜査だとか、過剰捜査だとか。公務員というのは、すべてにおいて市民の皆さ  
んの負託を受けて、コンプライアンス、法令遵守の責任と義務があるんです。それをやり、  
なし遂げていくというのが公務員の大きな使命であるわけです。もっとも事件の可能性が高  
い、また、市に対して大きな影響を与えるというものについては、当然の監督責任者として、  
昨日も言いましたように、地方自治法第154条、指揮監督する責任がございます、私には。そ  
れは市民の皆さんからいただいている負託であります。また、こういうものを長く議論して  
おいてもなんでございますけれども、（「そうだ」「質問したとはどげんなっとか」と呼ぶ  
者あり）ただ、議員がおっしゃるように、議員も町長をなさいまして、随分人権問題も取り  
組んでこられたと思います。首長とて人権がございます。議員とて人権がございます。市民  
の皆さんとて人権があります。ただ、そういったものは侵されない。まさしくそういった範  
疇の中での問題であるとするならばいざ知らず、さまざまな不祥事は全国津々浦々の自治体  
でも起きております。こういうことを起こさないために、首長としては責任があること、御  
案内のとおりだと思います。

平成20年8月22日、九州町村長のOB会、公務かというお尋ねですが、公務でございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

公務と、前回の一般質問、だれかの一般質問の中でも公務であるとおっしゃいました。「九  
州青年町村会OB会の開催について」という案内状が来ておりますが、そちらのほうへ持っ  
てあると思います。「皆様お久しぶりです。さて、九州の町村も市町村合併のあらしの中で  
激減し、仲間の町村長も大変な苦勞をいたしました。一段落した今、しばらくぶりに皆で酒  
でも酌み交わしたいとOB会を企画しました」、酒飲み会やっかんも。しかも、市民の皆さ  
ん聞いてくださいよ。平成20年6月9日、発起人代表、元九州青年首長会長、現日置市長宮  
路高光さんであります。これがどうして公務になりますか。そんな税金の無駄遣いをあな

たは口では立派なことをおっしゃいますよ、どうでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

これはまた公務か、私用かという定義を議論しなきゃならないと思いますけれども、この御案内は、私の手元に届きましたのが、最初は6月9日でございます。今、お読みになったのは7月18日の文書だろうと（「いや、6月9日ですよ」と呼ぶ者あり）6月ね。（「そうですよ」と呼ぶ者あり）これは私がなぜ公務かと申しますと、市町村さまざまな自治体合併をいたしまして、それぞれのスタイルが変わってまいりました。この発起人であります日置町長も鹿児島島の町長でございまして、今は日置市となりました。私のところも旧大和町でしたけれども、柳川市ということになりました。それぞれの自治体の合併後の勉強会をしようじゃないかと、こういった連絡がございました。もちろん九州全体ですから、三十数名に呼びかけておるといってお話でございまして、これからのまちづくり、もちろん農業、漁業、福祉、環境、観光だとか、さまざまなものがあるわけですが、そういった情報交換をしようというお誘いでもございました。確かに文書はそのとおりでございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

それは外への大義名分でそのようにおっしゃっておると思いますが。そして、あなたは日帰り、つまり酒飲みだけ会に出ておられるようではありますが、嬉野までの走行距離が163キロメートル、ちゃっかり日当1,500円はもらってあります。本当ちゃっかりしておられます。感心であります。公務であるのに、どうして会費10千円ではありますが、これはどういう科目で支出をされたんでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

この10千円というのは私が個人で出しているものでございます。日当は1,500円いただきました。（「おかしゅうなか」と呼ぶ者あり）

11番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございます。案内は九州青年町村長会OB会開催で来ておりますが、この日当を出されておるときはOB会をなぜか外されております。どうしてでしょうか。やましかったんではないでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

何もやましいことはございません。ただ、青年というのはもう私どもも還暦に近いところに来ていますので、これはおかしいんじゃないかということをおし上げました。

11番（矢ヶ部広巳君）

いや、私が言ったのは、OB会で来ておるのを、旅費を出すときは何でOBを外しているのかということをお聞きするわけです。

市長（石田宝蔵君）

現在は市長をさせていただいておりますので、OBではないと、市町村長交流会、これが

正しいんじゃないかというふうに申し上げました。

11番（矢ヶ部広巳君）

あなたはもうああ言えばこう言う、こう言えばああ言う。上佑さんですね、まさに。私がなぜそう言うかといいますと、8月21日からは東京要望行動であなたたちは有明海沿岸道路建設促進の要望に行くべきなんです。それをすっばかして和多屋別荘に飲み会に行っておられますよ。どちらが大切ですか。しかもメンバー、すべてのメンバーじゃないでしょうが。名前もわかっていますよ。どうですかね。そして、その翌日の8月22日、西鉄複線化促進期成会総会もあっております。これも代理の課長をやられたんじゃないでしょうか。

市長（石田宝藏君）

当然、前後の行事がございまして、それだけではございません。もろもろの行事等重なっております、上京することによって他の行事に参加できないというようなことで欠席をさせていただいております。会長という要職であるならば当然私は参りますけれども、代理でも結構と、これまでもそのように例年やってきていることとございまして、特に重要性があるものについては私が出席をしております。この1日についてはそのようなこととございませぬ。何も問題があることではございません。

11番（矢ヶ部広巳君）

O B会、つまり飲み会は出席をされます。北九州で第103回の九州市長会がっております。平成20年10月16日、17日まででしょうか。これはどうして欠席をされたんでしょうか。

市長（石田宝藏君）

たしかその日は、ちょっと早目におっしゃっていただければここに持ってきておったんですけれども、東京への要望行動が私はございました。したがって、どうしても北九州には出れなかったということとございませぬ。東京だったろうと思います。こちらにはいなかったんです。

11番（矢ヶ部広巳君）

あなたはもう本当、市民の代表ですか、それで。まさにこのO B会というのは、本当に個人的なあれですよ。だからこそ発起人代表ということでなっとるわけでしょうが。それを公務だとあなたは言い張る。そうですよ。しかも、現職ばかりではないわけですよ。どういうあれで青年という名前をつけてありますか。私も図らずも三橋の町長をさせてもらっていましたが、私のメンバーはないようであります、あえて外してあるんでしょうか。どうでしょうか。

市長（石田宝藏君）

これは昭和20年以降に生まれた首長の従来は集まりでございました。それがメンバーがなくなっている。したがって、矢ヶ部議員だとか、大川の市長も後に市長になられた方でございませぬので、こういったメンバーには入られておりませぬ。

11番（矢ヶ部広巳君）

市民の一人として、こういうOB会、しかも金を出すときはこのOB会を外して出される。あるいはマスコミに出すときは、当然このOB会を外して、石田柳川市長トップの動き、22日17時、九州市町村首長交流会、嬉野市と書いてある。これでいくなら、あなつつあん、おれも入ってよかろうもん。（笑い声）でしょうもん、これは。青年じゃないやない。あなたは昭和20年以降に生まれた人を出したと。（「どうせ欠席したっじゃろう」と呼ぶ者あり）黙るときなさい。そうでしょう。（「出席せんときは黙って、今先ほど言われよる」と呼ぶ者あり）じゃないんですか。

市長（石田宝蔵君）

従来はその組織でございました。終戦後に生まれた人たちの町村長の集まりでした。だから、私が出てよかろうもんということですが、今は町村長じゃないでしょう、矢ヶ部議員は議員でしょう。だから、この名称であっても出られないんですよ。（「こういうのが出とっかないと」と呼ぶ者あり）わかりますか。（「わからん」と呼ぶ者あり）

11番（矢ヶ部広巳君）

そしたら、どうして佐藤さんが入りますか。佐藤利幸さん。城島町の町長。この方は今、久留米市の職員ですよ。あなたが言っていることはとてもやないがつじつまが合わん。もうほんと追及していけば、ああ言う、どうしてあなつつあん、そのような生まれ方しているんでしょうかね。感心しますよ。ほんなこてうまい。そりゃもう本当、もう感心します。もうまさに本当もう感心も感心も感心。どうしてあげんすらすらすらかわす言葉が出るのだろうか。もう不思議でなりません。そうでしょう。いや、あなたはね……

議長（田中雅美君）

答弁もらわんでいいですか。

11番（矢ヶ部広巳君）続

まだいいですよ。私は私でちゃんともりがありますから。そうでしょう。

そしたら、今のあなたが答えたのは答えになりませんよ。しかも、今言ったように、九州市町村首長交流会ち、有明新報にもちゃんと載ってある。そして、あなたがこういうところで答弁をする。追及されたら、まずいところを外そうとする。繕おうとする。ところが、繕っとるのが間違うとるから、今、佐藤さん問題を追及されたら困るでしょうが。どうですか。

市長（石田宝蔵君）

これは先ほど言いましたね。平成20年以降に生まれた方たちの首長、当時の集まりでございまして、（「ゼロ歳ばい」と呼ぶ者あり）従来は交流会、ずうっとやってきたんです。昭和20年以降の生まれですよ。矢ヶ部議員は20年以降ですか。こういう組織の中に呼びかけて参画しているメンバーというのは、20年以降であっても入っていない方もいらっしゃいます、従来から。ただ、今回、佐藤町長、城島の町長職員になられておりますけれども、私もそう

いう会ならかたしてほしいと、旧のメンバーでございますから、そういった呼びかけに参加を自発的にしたいということでこのメンバーの一員の中には入っておるわけでありまして。そういうことでございますよ。御理解ください。

11番（矢ヶ部広巳君）

市長に言っておきますがね、あなたは議員を挑発するようなことを言っちゃいけませんよ。これ一般質問ですから。私の質問に素直に答えればそれでいいですから。挑発するようなことを言ったらだめですよ、あなた。あなたは20年以降に生まれましたかとか、そんなこと聞くこつ要らん。私の質問に対して素直にきちんと答えなさい。なっていないじゃないですか。OB会、青年会、追及すれば、そういうふうにおっしゃる。とてもやないが、あなたはそれでよくも市の職員を警察に引っ張る、何もなかった。そうでしょうが。そのことに対して何の職員に対するわびもない。そりゃ職員は寝らんで心配していますよ、当事者であれば。あなたそんなこと一つも心に残らん。そして、常々言うのは、職員は市民に笑顔でこたえなさい。スピードだ。スマイルだ。いつ市長から手錠はめられるかわからん人がどうしてスマイルを持って仕事されますかいな。でしょうもん。とてもあなた本当恐ろしい人よ。私はそう思いますね。実際、私がやられてそう思ったんです。私がなぜこの渡辺勝義氏に対して全体の奉仕者でないと言うかといったら、私が名誉毀損で持っていったときは、もう逃げ回ったんですよ。名刺さえとろうとしなかったんですよ。渡辺勝義氏の横にスタイルのいい刑事課長がおりまして。とてもすらっと、二枚目がいましたよ。もうその方と2人で逃げ回られましたよ。私がいるんなら12月12日の一般質問の会議録も持って行った。とられません。私は置いてきました。あなたの場合はすんなり受け入れる。私の場合は弁護士にまず言ってください。弁護士が刑事事件になるとするならば、立件されるとするならば出してくださいと言いましたよ。これこそあなた、全体の奉仕者じゃないじゃないですか。事もあろうに、黒木警察署刑事課長であります。まさにその人と結託をして、一市民を、一議員を、一職員を警察にやる。とてもやないがね。だから、私は、まともやない、あなたの健全な精神に健全な体は宿らないということで、どうかしっかり年末年始は、休暇のときはしっかり休んでもらって、そして、市民を告発する、議員を告発する、職員を告発する、その理由があれば別ですよ。理由がないでしょうもん、これは。とてもやないが、あなたは立派なことをそりゃ言いますよ。しかし、もう大概の市民が、行動は違うと、今そういう声を聞くところであります。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後2時23分 休憩

午後2時40分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、25番三小田一美議員の発言を許します。

25番（三小田一美君）（登壇）

どうも皆様こんにちは。もう最後の一般質問となりましたので、皆様方にごゆっくり御覧ちといたしますか、お聞きしていただきたいと思います。

議長のお許しを得ましたので、通告の第4点、柳川観光目玉づくり事業。それと、公務と私用について。これは先ほど矢ヶ部議員のほうの答弁でございましたが、ちょっと私のほうは考えがちょっと違いますので、また答弁のほうをよろしくお願いしたいと思います。それと、3つ目がピアス問題について。それと、政治姿勢についてでございます。よろしくお願いをしたいと思います。それでは、一般質問いたします。

第1に、観光の目玉づくりの事業であります。現在の柳川観光は周回型ではなく、一方通行と申しましょうか、柳川駅前付近で川下り船に乗れば、沖端まで船上より観光となります。その間、いろいろ史跡や旧跡、記念碑などが船頭さんの案内で知ることになります。実際に立ち寄って見ることは非常に少ないと言えます。沖端に着きますと、水天宮周辺の水路をめぐる道に沿い、有明海の名所などを店先で見、中にはお土産として購入することになります。観光地といってもお客さんが集まるのは沖端商店街や白秋生家、御花といったごく一部の施設が主であります。バスでお見えの方は乗船場付近で下車をなされ、沖端途中の日吉神社付近でバスに戻り、次の観光地へ移動するのがほとんどであります。乗用車で見た方は、駅周辺の駐車場に車を止め、川下りを楽しんだ後は観光会社の送迎バスで戻り、再度車で移動することとなります。観光都市といっても観光の目玉がありません。

そこで、熊本市には熊本城、最近の本丸御殿を再建し、大にぎわいを見せています。そこで、市長にお尋ねしますが、観光の中心地、目玉として柳川城の再建をしたらいかがでございましょうか。それをお尋ねしたいと思います。

それと、川下りコースの途中での乗りおり自由にして、史跡や旧跡、記念碑等の見学ができるようにしたらいかがでしょうか。業者の間の調整なども難しい問題はあると思いますが、市が主導し、検討したらいかがでしょうか。

乗用車で見える方は現在の市営駐車場のよう便利が悪いところは廃止し、これも皆さん議員さんたちはおわかりかと思いますが、史跡や記念碑のそばに駐車場を整備したらいかがでしょうか。この駐車場は現在一部の方だけが喜んでいるような気がします。また、沖端から柳川駅までの100円のシャトルバスや、名所、旧跡、記念碑をめぐるシャトルバスの運行などを行えば、減少している観光客の増加が望め、現在整備が進んでいる沿岸道路や高速道路のインターを結ぶ443号線バイパスを利用して訪れるお客さんもふえると思われるが、いかがでしょうか。



なお、壇上からの質問はこれで終了し、あとの質問については一問一答で自席よりしたいと思しますので、議長のお取り計らいをよろしく願いいたします。

ちょっと一般質問のとおり市長のほうにお伺いしたいと思いますが、この重大なものは、市長がよく御説明されますので。

市長（石田宝藏君）

詳しい通告を受けておりませんので、適切な答弁ができるかどうかわかりません。

今、三小田議員から出されましたのは4つでございまして、柳川の目玉、観光の目玉づくり事業、こういうふうを考えているがという大変ありがたい御提言をいただきました。熊本においては熊本城と。柳川には柳川城の復活はどう考えるかというのが1点。それから、2点目は、川下りコースでの途中乗船、こういったものはどうなのかということ。それから、駐車場は史跡のそばにという3点目。4点目については、シャトルバス、こういったものの運行をどのように考えるかということでありますが、基本的には今議員がおっしゃいました、柳川も従来は城下町でございまして、今柳川高校裏の土塁には柳川城の本丸があったところでもございます。もちろんこれについては私どもの願いは、財政が許すならば、そういった柳川城の創建というのも当然頭に置いておるわけでございますけれども、厳しい財政事情の中でございますので、こういった柳川へ思いをはせながら、柳川を大事にさせていただく、こういったボランティア、篤志的な方々、NPOの組織等でき上がっていくとするならば、そういったものも夢では私はないんじゃないかなと思います。そういったことで、こういったことができるのか、これも一つの検討の課題にはなっていくだろうと思います。

それから、川下りコースでの途中乗船。今、一方通行と、周遊型の川下りのコースになってはいるんですけれども、周遊コースにはなっていないという御指摘でございます。確かに私もそのように思います。西鉄大牟田線柳川駅から下車されますと、あなたもとの乗船場でお船にお乗りになって御花ないし沖端へと、そういったコースでお客様がおいでいただくわけですが、決まったスポットというのは、どちらかという御花さんであり、戸島邸であり、北原白秋生家であり、沖端船だまりかいはいの散策ということにもなろうかと思いますが、そういった面でこの筑紫町の駐車場、これはまちづくりの水辺のまちづくり事業、歴史あるまちづくり事業ということで、簡保の北側に通じまず道路、遊歩道を今整備を進めております。からたち文人。筑紫町駐車場でおりにたいて、そして、この沖端を散策しながらお土産でも柳川のさまざまな名所をめぐりながら簡保のほうにおいでをいただいて、からたち文人の足湯で足をおつかりになって、そして、バスはそちらのほうへお迎えに来ておると、こういったことも考えられるわけでございまして、観光協会との意見交換、あるいは商工会議所との意見交換の中でも、これは申し上げて、船会社との関係がございまして、ひとつ協議していただきたいという提言もいたしておるところでございます。もちろん観光課も私どもの所管でございますので、こういった提言を具体的に進める話し合いは進めているとこ

るでございます。

それから、駐車場を史跡のそばにということでございますが、3点目。これについても一定の駐車場それぞれあるかと思えますけれども、果たして必要なのか。どこに必要なのか。どこが要らないのか。そういうものもやはり私どもは精査しなきゃいけない。要求課題と必要課題、これをチェックしながら、駐車場のあり方についても私どもは検討しなければならないと、こんなふうに思っております。やみくもに駐車場をつくるというのは、またそういった維持管理の問題等も出てまいりますし、厳しい財政状況を見ながら検討してまいりたいと思っております。

それから、シャトルバス、当然、今度は新幹線の船小屋駅の開通だとか、国道443号バイパスにリンクします九州縦貫道、高速バスも通っていますし、また、西鉄柳川駅のこういった利便性というのは、これから観光の柳川として大変な魅力を持つものだと私も思います。したがって、交通の利便性に合わせまして、利用者がどの程度見込まれるのか、こういった専門的な機関の試算等もひとつやってみなければわからないというふうに思います。専門の方々の御意見、あるいは時としてはこういったコンサルに調査を依頼いたしまして、柳川への入り込み客の動向、客の流れ、そういったものを的確に把握しながら、シャトルバス等についても考えなきゃいけないというふうに思っております。

いただきました4点については以上でございます。また、観光の観点からのまちづくりについては観光課長からお答えをさせたいと思います。

25番（三小田一美君）

柳川城の再建、一応検討課題としてまたお取り組みしていただきたいと思います。

それと、記念碑あたりのあそこはぜひ協議をしていただいて、前向きに進めていただきたいと思います。

また、駐車場の整備、これも一応チェックをして、前向きに。

また、現在整備が進んでいる沿岸道路や高速道路については、もうすぐ予算ですね。うんとうんと柳川市においでいただくように進めていただきたいと。それで、専門の方との御協議をしていただいて、また、市長の御答弁のようにお願いをしたいと思います。

それでは、次の公務と私用について質問をしたいと思いますが、最初に、それは矢ヶ部議員がさっきお尋ねしたとちょっと私がとは違うとりますので、公務はどのようなものを行うのでしょうか。わかりやすいように具体例を挙げてお願いをしたいと思います。それと、また次も、私用も続けて、時間がないかもわかりませんので、両方よかなら教えていただきたいと思います。

副市長（大泉勝利君）

公務というのはどういうものかという質問でございますけれども、法令用語辞典等によりますと、公務とは、一般に国または公共団体の事務をこれに従事する者の面からとらえてい

う場合に用いるというふうになっております。ですから、これを私なりに解釈いたしますと、法令、条例に定める公共の福祉にかかわることに従事することが公務であろうというふうに思っております。逆に言いますれば、それ以外が私用ということになるのではないかというふうに思います。

それから、もう1つの質問は何だったか。（「公務と私用をわかりやすく。お願いします」と呼ぶ者あり）以上が公務と私用の相違点でございます。

25番（三小田一美君）

それなら、同窓会はどちらになるのでしょうか。この公務と私用はどちらになっですかね。ちょっと私も勉強不足でございますので、お尋ねをしたいと思います。

副市長（大泉勝利君）

一般的には同窓会というたぐいのものについては、国家公務員の倫理規定の中では私用という、こういう解釈が一般的だろうというふうに思っております。

25番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。それでは、前回の、市長はこの場合は公務と言っておりますが、前回の議会で市長は旧町村の町村長の集まりであったと、元九州青年町村長会のOB会の出席は公務と発言されていますが、元九州青年の町村長会OB会の開催との案内を受けながら、九州市町村首長交流会とうその発表までして参加されていますが、改めてお尋ねいたしますが、それは公務でしょうか。これは先ほどもお尋ね、答弁があったと思いますが、それ再度お尋ねしたいと思います。

市長（石田宝藏君）

先ほど矢ヶ部議員のお尋ねにお答えしたとおりでございます。

25番（三小田一美君）

そこでお尋ねしますが、元九州青年町村長会のOB会との開催の案内を九州市町村首長交流会とマスコミに発表したのはだれですか、発表したつ。

市長（石田宝藏君）

私ということになると思います。

25番（三小田一美君）

それでは、ちょっとこれの8月22日に嬉野に行っておりますすもんね。これは九州青年町村会のOB会の開催について、これは今、報告されたとおりでございますが、もう1つまた来とるすもんね、これは。もう早目に連絡はして、参加されております、これは、市長は。いいですか。元九州青年町村長会OB会の開催について、通知ですね。「九州は梅雨も明け、毎日暑い日が続いておりますが、会員の皆様におかれましては 会員となつとる。

ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。さて、このたびは標記OB会の開催予定案内を差し上げましたところ、早速御返事賜りありがとうございました。 もう早目にお

ただ返事やってあるわけです。最終的な日程などが下記のとおり決定いたしましたのでお知らせをします」と。これですね。これは元九州青年町村長会。そうすると、これは九州市町村首長交流会、これはどういうことでしょうか。この内容、マスコミに出されたのと、この御案内受けとっと全然違いますが、そこばちょっとよかならば教えていただきたい。

市長（石田宝藏君）

先ほどの矢ヶ部議員のお尋ねにお答えしてきたとおりでございます。

25番（三小田一美君）

これの出張伺のこれ、旅行命令書か、これは旅費の1,500円もろうとなはっですね。それなら、この10千円ですかね、その会費は自費で払うてあるが、これもらう必要ないとしてしょうもん、そういうふうなお考えで行ってあるなら。それと、公用車をまた使用してありますね。今、矢ヶ部議員もおっしゃるが。おれは、これ見るとは公務じゃないと私はそういうふうと思うわけですよ。どうですか、市長。これがほかの方にもちょっとお尋ねしましたが、この福岡県5人、それと佐賀県が6人、それと長崎県が3人、それと熊本県が3人、大分が1人、宮崎県が2人、鹿児島県が3人ですね、おいでやっとなと私はそういうふう思うとりますが、この方たちもOB会で行つとるけん、お金を支払ってあるわけですよ。あれも日当等何ももらっていないわけ、公用車で来ていない方もおられるわけですよ。これはどういうふうな違いでそういうふうになつとつとですか。おたくは公務ちおっしゃるから、そこら辺ちょっと私わかりませんからお尋ねしたいと思いますが。

市長（石田宝藏君）

先ほどの矢ヶ部議員のお尋ねにお答えしましたが、日置市の宮路市長からそういうものについての問い合わせがありました、柳川の議員から問い合わせが来ていると、今般のいわゆる交流会に対して。どんなメンバーで来ているのかと、何人かの首長さんからも電話が入りました。そして、これは発起人たる宮路市長は公務ということでその議員さん方にも申し上げていると。私の場合は、先ほど答弁申し上げましたように、公務と。情報収集、意見交換、こういったものも柳川市にとって必要なことでありますし、公共団体に対してプラスになるものであるというふうにそれぞれが判断をしております。ただ、それは公用車、あるいは1,500円の日当というのは、これは公務だから当然もらわなきゃいけないもの。ただ、自分のおなかに入れるやつ、普通、交際費は5千円以上は監査の指摘によりますけれども、当然、これは申し合わせのごとくそれぞれが5千円を超す部分については負担をするというふうに認識をいつも職員さん方にもお願いしているわけでありまして、自分のおなかに入れるやつについてでございますから、それはポケットマネーで払うのが当たり前だということで、そういうお支払いをしているわけでございます。

25番（三小田一美君）

市長、意見交換等のなされるなら、日帰りをしなくても、宿泊もして、そしたら、そいう

う意見交換をしたらよかったやないですか。これ宿泊費は20千円。そうすると、懇親会のみ  
の参加10千円となつとるですよ。後の会議室でろんどこで、ここの10千円の中で支払われた  
ですか、会費は。これ和多屋別荘、私聞いております何でん。結構お飲みになられたと聞いて  
おりますが、本当にこれは公務ですか、市長。これは私、これが公務だとしたなら、それ  
も市長が公務だと言われるけんね、そういうことで私も信用しておりますが、もしもこれを  
間違つた場合、どげんしなはる。また旧大和町みたいに返還して、我がいっちょん悪うなか  
ごたふうに言われるけど、ああいうふうになるから私心配しよるわけ、市長。旧大和町もそ  
ういうことあったでしょうが、市民から告発されて。市長、やっぱり市の信用の失墜行為に  
はならんとやろうだいな。私は大きな信用の失墜行為に当たると考えますが、いかがでしょ  
うか、市長。

市長（石田宝藏君）

何が信用の失墜になるんですか。物差しの違いですよ。自治体の長として情報収集する、  
それぞれの自治体の長と意見交換をする、それは当たり前のことですよ。御理解ください。  
何も私は最後までたまたありません。意見交換あって、しばらく交換やりましたけれども、そ  
んな長い時間おっておりません。調べていただいておりますなら、途中で私は帰っていることを  
翌日の公務等の関係がありますので、それは調査なさっているんじゃないでしょうか。

25番（三小田一美君）

市長もよく御存じですね、何でも。

それでは、そういうことに私は思っておりますけれども、市の信用の失墜行為ということに  
なれば、前回の柳川ホテル問題、そういうふうになりゃせんじゃかなと私はそげん思います  
が、再度副市長にお尋ねしますが、これの決裁はもう市長だけやったですか、それは。各担  
当の課も係長からずっとおられでしょう、課長から全部。そういう方たちの決裁はもろうと  
つとですか、印鑑は。

副市長（大泉勝利君）

今の決裁の質問というのは、旧柳川ホテルの部分についての（「いやいや、それじゃなく  
てですね、市長が嬉野に行ったことの件ですよ」と呼ぶ者あり）これは資料照会があったと  
おり、お手元に横長の旅行命令書、これのみでございますけれども。旅行命令書、このとお  
りでございます。

25番（三小田一美君）

そのとおりと言いますと、これは部長、課長、係長までここに印鑑の押さつとるごた。そ  
の命令あれが石田さんのちいうことですね、市長んとでしょう。そして、これには旧市町村  
の町村首長交流会ちなつとる。今、副市長がおれに答弁されたのとまたちょっと食い違つと  
ころのあるが、そこら辺のところ答弁をお願いしたいと思います。交流会ちは公務じゃな  
かち言いなはつた言われとつたごた。じゃ、私が聞き間違いかもわかりませんが、答弁をお

願います。

副市長（大泉勝利君）

私が質問を受けたのは、同窓会はどうかという、こういう質問でございます。ですから、この九州市町村首長交流会というのは同窓会ではないということで、旅行命令で公用車使用、公務の扱いをしたということでございます。

25番（三小田一美君）

なら、これは交流会と同窓会は違うわけですね。交流会と同窓会。副市長。

副市長（大泉勝利君）

私は違うというふうに思っております。先ほど公務の定義について質問がございましたけれども、公務とは一般に国または公共団体の事務をこれに従事する者の面からとらえていう場合に用いるというふうに私申し上げました。ですから、この交流会に出席して、その成果が公務として公の公共の福祉に係るような内容であれば、これはもう公務であるというふうに理解できるというふうに考えております。

25番（三小田一美君）

それなら、旅費の日当だけじゃなくて、もらえばよかったやないですか、5千円。10千円なら日帰りは。そうすれば、この旅行の命令書もつじつまが合うわけですよ。なぜ1,500円でや、今市長がおっしゃるるごと、それ10千円をお出しになられたのかなと私はそげん不思議に思うわけですよ。5千円もらえばよかったやないですか。そうすると、何もなかったけん、ただ議会からまたいろいろ言われるといかんからち思うてそういうことなされたっですか。ちょっとお尋ねします。

市長（石田宝藏君）

10千円の会費というのは普通、飲食だけでは高いと思いますよ。ですから、5千円を超すこういった会費のものというのは、私は日当というのは従来その日に行って食事をしたり、お茶を飲んだり、相手と交渉したりするときに要るやつについてのそういった手当というふうに理解をしてもらわなきゃいけないと思います。ただ、この10千円を超す会食というのは、常識から見ると、最近のオンブズマン等の判例から見ても高過ぎると、監査の判定にしても高過ぎるということでございますから、それは公費として支出すべきではないと、こう判断しているわけです。公費からは、公金からは。ですから、何ら問題あることは私はないと思います。

25番（三小田一美君）

それなら、そういうふうに御答弁があったから守ってください。今からまた何回かあるかと思いますが、調べていただきたいと思います。

それでは、次にピアス問題についてお尋ねしますが、今回、市の損害賠償の請求に対して、ピアス側には賠償の責任がないとしてピアス側からの調停の申し立てがあり、結果としては

不調に終わりましたが、その内容の調停の途中経過は調停が不利になるとして全く今まで公表されませんでした。先日の議案審議の際も、矢ヶ部議員の指摘について、すべて申し立てのことでありましたが、その内容は明らかになっていません。そこで、執行部の努力を議員の皆様にご覧いただくためにも、ここに記載をされているすべての調停の内容を明らかにしていただければ、副市長の努力も報われるのではないのでしょうか。そのことが特別委員会で指摘や市長が市民の立場に努力をされていることが明らかになれば、今後のアスベスト処理にも有効に働くと思いますが、いかがでしょうか。

副市長（大泉勝利君）

三小田議員からは、民事調停の内容について説明してみてもどうかという、こういう話だというふうに思っております。これについては、全員協議会等でたびたびお話しさせていただいているところでございますけれども、また、特別委員会の中でも尋ねられて答えてまいりましたけれども、基本的な問題の所在というのは、平成19年の12月21日付で市からピアス社の社長に対して損害賠償を行っていることでございます。この損害賠償の内容というのは、アスベストの除去をピアス社が行うこと、それから、議会と執行部とで共同調査をして、化粧品の投棄が出てきた土壌の改善を図ること、また、この土壌調査のために要した費用をピアス社が負担して行うことというような、こういう内容でございます。これに対してピアス社側から、そういう請求をされるいわれはないということで債務の不存在というようなことが柳川の簡易裁判所に調停の申し立てがなされております。これが平成20年の1月だったというふうに思います。

第1回から全部で6回の調停が行われておまして、第1回の調停が3月6日でございます。そのときにはピアス社の主張と、それから市の主張ということで、ピアス社の主張についてはアスベストの除去について双方ともその存在を知らなかったのに、市はピアス社に全部支払えと主張しているのが調停をしたいという、こういう主張でございました。これに対して市は、アスベストの存在は契約時に説明が一切なかったことである。ピアス社はそのことを知っていて売ったのではないかと。ピアス社の負担で支払うべき。土壌汚染についても誠意を持ってすべてピアス社の負担で対応するべきという主張を行いまして、第1回目からは歩み寄りがないというようなことで、調停委員が双方の主張を探ったというような内容になっております。

その後、第2回以降、双方の歩み寄りがないかどうかということも調停委員が探っております。第2回のピアス社の主張は、土壌の改善については誠意を持って臨むというふうな、そういう意思表示がございました。しかし、アスベストの除去費用は折半であるというようなことでございました。市としては、土壌改善は当然のこと、アスベストは契約前から知っていたのではないかと。旧大和町はこれまでの信頼関係を大切にピアス社の報告を信用したが、今になって双方知らなかったから折半では納得いかないというようなことで、双方の

負担の歩み寄りができないかを双方主張しましたけれども、これで2回目も平行線のままでございました。

さらに、第3回目のピアス社との意見交換の中では、ピアス社の主張はアスベスト除去費用を軽減することには多少前向きな発言がございまして、折半にはこだわらないというふうな、そういう発言もございました。そこで、じゃ一体全体アスベストの除去にどれだけお金がかかるかというふうなそういう話がございまして、その調査をやってみようというふうなそういう話になりまして、調査費の負担をピアス社が一時立てかえをしてもよいのではないかとというふうな、そういうふうなことも話題になりました。土壌改善策については分けて考えてほしいというのがピアス社の主張でございましたけれども、本市の場合にはアスベストの問題と土壌改善の問題は一体的な問題でございましたので、一体的な対応が原則であるということと、調査費の負担については、ここで市の負担を約束することは困難であるというふうな、そういうことを行ってまいりました。

その後、第4回が7月14日、第5回が8月21日になりましたけれども、その間で調査費用の負担、こういったもの、それから、土壌問題についても意見交換をしましたけれども、ピアス社の提示する案というのは折半ということと、それから、土壌の改善についてはピアス社がよしと思うレベルまでの改善であるというふうなこと、さらには水路敷以外のところで新たな土壌問題が出てきた場合には、ピアス社の責任で市と協議をして臨むようにというふうに市は主張したわけですが、ピアス社の回答は、今ある敷地の建物の敷地部分であるというふうなことで、当然、こういった内容ではのめませんので、市としては、このピアス社の考えには同意できないということで調停が不調に終わったというふうなことでございます。

なお、その後、ピアス社のほうからは一方的に申し立てを取り下げるとい申し出がありまして、それを調停委員も了解して、裁判官が結審を告げたというふうな、こういう内容でございます。

以上です。

25番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。今答弁を聞いていますと、進展何一つなかったですね。市長の言われるのと全然違うやないですか、今内容聞きますと。市長は全部ピアス会社さんにさせますと、そういうふうにおっしゃられておるわけですよ。それと、調停じゃなかならお金は取れないと言ってあるわけ。なぜ強く申し込まんやっただですか、ピアス会社さんに。アスベストも相手側は知らんち言うけど、購入する前にアスベストの吹きつけはしてあつたですよ。それは市長も知ってあると思いますが。よかですか、副市長。（「いやいや、言わせてくださいよ」と呼ぶ者あり）よかよか、ちょっと待ってください。（「弁論大会じゃないです」と呼ぶ者あり）はいはい、それはわかります。市長も御出席なられとつとですか、そこの調停の中で。



副市長（大泉勝利君）

1回から6回まで一貫して私と財政課長と、それから高田前庁舎長と出席しております。

それから、第1回目、第2回目のときには、ピアス社からいただいている図面の中に既にアスベストという記述があるということは私も調停委員に提示しております。さらに平成14年の12月と15年の1月だったと思いますけれども、アスベストが飛散するのを防止するための化粧工事を2回ほど行ってあります。そのこともたしか三小田議員からいただいた資料だと思いますが、その資料を調停委員に提示して、こういう事実があると。だから、お互いに知らないから折半だということにはならんよということを手を主張してまいりました。ただ、調停の性格からすると、そのことを市が主張されるんなら、裁判の場でどうぞというふうな、こういうふうな扱いでございまして、調停の場というのは双方の主張の内容を歩み寄りを求めて、その合意点を見つけるというか、そういうふうな役割の部分がありまして、そこまでおっしゃられるなら、どうぞ裁判でというふうなのが相手の弁護士の主張でございました。

25番（三小田一美君）

本当はそれは反対にならんやんとばってんですね。市長はだまされとっとだから。こちらが裁判ばせやんでしょう、被害遭うとるから。だから、もう再三にわたって、合併してからでもずうっと言いよったら、とうとうもうあっちこっち何か言われんことになってしもうて、もう市長がわざわざ提案ばしたっじゃなかですか、アスベストの除去の委託料ば。

それでは、次にちょっと聞きたいと思いますが、先日の議案審議の際に矢ヶ部議員の指摘にあった購入の際に自分はまた設計図も全く見ていなかったと発言されていますが、当時の交渉の担当者も見ていなかったんですか。それ、市長、お願いしたいと思いますが。

市長（石田宝蔵君）

見ておりません。

25番（三小田一美君）

それでは、副市長は図面を見て撤去費用を的確に算出をされています。ということは、設計図は詳細なものと推定できます。そこで、重要事項説明にいただいた翌日に売買の協定を結ばないで、十分な時間をかけて、重要事項説明や建物の設計書、土壌の検査報告書などを検討、確認をしておけば、副市長、このような物議を生じることなくスムーズな取引ができていたと考えられますが、そういうふう取引ができていたと考えられませんか、副市長、御答弁をお願いしたいと思います。

副市長（大泉勝利君）

後になってからは評論家のように何でも言えるんじゃないかというふうに思いますけれども、本件については、もう何度もお答えしているとおり、議会の議決をもとに取引されたものでございます。ですから、その当時、私はこういう席にもおりませんでしたし、そのことをもって、ああすればよかった、こうすればよかったというふうに言える立場にありません。

後になって気づくことも随分あるんじゃないかというふうに思っております。

25番（三小田一美君）

そりゃ、あなたの言いわけなんですよ。議会が議決しとるち、そりゃ何も知らされとらんならそげんやろうもん。だから、石田市長が購入するときも何も知らんかったち言われるから、再三に私は刑事の告発をしなさいと言いよっでしょう、お金も何もかかりませんから。あなたに言っつでしょうが、私も優しくきょうは質問しよりますから。よく親切に教えてください。きょうも今言われた、議会が承認したち。だっでん怒っておりますよ、旧大和町の議員さんは。おいどんたちはばかやっかち、そういうふうになるっですよ。そうじゃなかでしょうが。中身のことはきちんと説明していただいておりますなら、こういう買い物はなかったですよ。石田さんも困らんでもよかった。一般質問のときはですね。本当に困っております、私は。議会が承認しとるけん、それはそうかもわからない。けど、議会は悪くないですよ。何も見せてもらったらんもん。おれたちがあそこのもうちょっと真剣にして、外観の調査だけじゃなくて、全部こっちからの不動産の鑑定ばとらんかんち、何回でん、議員のほうから指摘されとる。そらんかとは信用ある会社やけんちて、よかつて石田さん買うてあるわけですよ。議会で成立するときも私たちは言いよったけどね。強行に議회를、それで、賛成多数で可決されたわけですよ。私は退席しておりましたからね、中身のことはよくわかりませんが。こういういきさつのずうとあつとるわけですよ。副市長。だから、おれは言いよつとですたい。副市長も前のことで余りわからないち、そしてあなたがすぐかばうて、市長の答弁ばよくなされよる。びっくりするときのある。

それでは、次に先日の議案審議の際に矢ヶ部議員に指摘のあった、これは無届けでアスベストの除去作業、封じ込めの作業をしたことが明らかになっていますが、このことを労働基準監督署に届け出る考えはありませんか。これは柳川市の市長に対して、私は応援という形ですかね、そういうよかほうで私は知らせよるわけですよ。もし、無届け作業の届け出には時効があるかも知れませんが、時効。今からでも告訴する検討をしたほうがいいですよ。明らかにこれは違反がはっきりしていることですから。市民の立場として検討ください。はい、答弁をお願いします。

市長（石田宝蔵君）

これは当然、私どもとしては合法的に市の顧問弁護士さんもいらっしやいますので、そういうものは的確に対応してまいりたいと思っております。

25番（三小田一美君）

対応ち、これはいつ言われたですかね。もう準備万全ですか、これは、無届け作業の届けでのあれは。

市長（石田宝蔵君）

無届けというのは、このつい先般の全協の中でも出てきた問題でございますし、これはも

う随分前からこの議場でも出てきた問題です。もちろん合法的に処理をしなきゃならないということで執行部としては当然その対応をとっているわけでありまして、したがって、殊さらそれだけの問題だけではないわけでありまして、そういうことで御理解いただきたいと思えます。

25番（三小田一美君）

そういう問題やなち言うばってん、これはあれでしょうが、労働基準監督署にこれはきちんと法律に載っとるわけですよ。これ間違いないって。いや、早くそういうことをまたしてください。そりけん、今後やられると言いますからね、早急にやっていただきたい。

それでは、次に行きたいと思えます。

今度は柳川ホテル問題に移りたいと思えますが、有印公文書偽造の容疑で送検されているわけですが、文書を偽造し、前市長の公印を押印する、こういう意味は多くの職員が話し合いをしてかかわっているわけですが、かかわった職員は何名になるのでしょうか。御答弁をお願いしたいと思います。私は特別委員会のところにちょっとおりましたけれども、ちょっと忘れておりますので、お願いしたいと思います。

これは、こんかどでんわからんとですか。職員は刑事告発ですから いや、民事ですか、告発しとってから。

副市長（大泉勝利君）

この質問については、前にも何回も同じことを言われております。それで、また人数が違うと言われて議事録どうのこうのと言われるのもあれですから、ちょっと調べさせていただきたいと思えます。

25番（三小田一美君）

副市長、おたくも市長にちょっと似てきよっですよ。ころころころおっしゃるるが、こんかつは覚えとってくださいやん、職員を告発しとっただから、警察に。

総務部長（山田政徳君）

申しわけございません。ちょっと頭の整理をしておりましたので、公印の使用に関する人数でございますが、直接的に話し合ったりしておる分は3人程度ですね。あとはその打ち合わせとかいろいろありまして、その辺のところは実数ははっきりしておりません。

以上です。

25番（三小田一美君）

それでは、市長、なぜかかわった全員に対する被害届は出さなかったんですか。理由を明確に御答弁をお願いしたいと思います。

市長（石田宝蔵君）

その判を捺印したという行為そのものが問題になったんじゃないでしょうか。ということだろーと思えます。（「はっ」と呼ぶ者あり）捺印をした、その当事者そのものが問題にな

ったんじゃないかなと私は思いますが、ちょっとよくわかりません。

25番（三小田一美君）

今までの答弁を聞いていますと、被害届、本当に市の意思で出されたんでしょうか。それとも、最初の議会で答弁されたように、警察署の取り調べ、担当者からの指示があったと答弁が、本当ですか。被害届に加害者の氏名は明記されたんでしょうか。明確に答弁をお願いしたいと思います。

総務部長（山田政徳君）

私のほうから御答弁申し上げますが、加害者の名前はございません。それと、市の意思で出したのか、向こうから強制されたのかというふうな趣旨の御質問でございますけれども、当時、私がかかわって被害届を提出させていただきまして、特別委員会でも申し上げましたように、私自身あいつの取り調べ室で取り調べをされるのは初めての経験でございます、かなり動揺もいたしましたし、平常心ではなかったということもございまして、そのときにはっきり被害届を求められたのかどうかと、そういったことまでは、申しわけございませんが記憶ございません。済みません。

以上です。

25番（三小田一美君）

それでは、今回の送検については不起訴になったとの報告がありますが、市の信用を失墜させた行為の関係者の行政処分、どうなされますか。また、当然、監督の責任者の責任も含めて御答弁をお願いしたいと思います。これは市長にお聞きします。

市長（石田宝藏君）

当然、一定の処分が下されてまいりましたので、それなりの対応をしなきゃならないというふうに思っております。

25番（三小田一美君）

それでは、前助役である島田氏の報告が出されていたことが判明していますが、副市長は引き継ぎの中でそこについて引き継ぎは受けられていますか。また、あなたの議会発言では重大な市の信用を失墜させた行為と数回にわたりなされています。同じ国家公務員としての前助役もそのような認識をされていたのか否か、いかがでしょうか。これは、これを読むとあれですね、もう2年ぐらい前からこれはあったような気がする。前助役さんはいつ交代やったですかね、この方は。それ全部含んで私の答弁に教えてください。

副市長（大泉勝利君）

私が前の島田さんから引き継いだのは平成19年の5月1日でございます。5月1日に私着任しておりますが、その前の4月二十何日かに引き継ぎということで、何が課題になっているかというようなことと、私の宿舎を決めなきゃいけないものですから、それで柳川市に参りました。その中で引き継ぎ事項の中に、土地開発公社の土地の取引について警察から資料

要求がなされていると、一連の資料要求がなされていて、これに関して警察からいろいろ聞かれることがあるというような、そういう話がございました。その中でもう1つ島田さんから聞いたのは、市の中で文書の決裁にルーズなところがあると、非常に文書の決裁がしっかりしていないということだと思いますけれども、そういうふうな話がありました。それを島田さんから引き継いでおります。私も話を聞いただけですので、それがどういう事実なのか何なのかということは、その場で深くは聞いておりませんが、次第に市で仕事をするようになってくると、大体島田さんが何を言おうとしていたかなということは後で気がついた部分がございますが、その辺のことについては私は特別委員会の中で委員の皆さんに聞かれて答えたとおりでございます。

25番（三小田一美君）

私の記憶では、前助役は何か口頭で注意をしとってくれと、そういうことは言われなかったですか、つなぎで。

副市長（大泉勝利君）

そういう話はなかったというふうに思っております。ただ、後で警察の資料要求がなされた時点で、この警察の資料要求の回答に3回ぐらいに分けて回答されております。かなり日数もかけておりますけれども、その中で文書の不備ということが出てきたというふうには何っております。それは島田さんからもそういうふうな話はちょっとありましたけれども、そのことは当時の担当者なり、そういう調査をしていた関係者から伺って、そういう話だということを確認しております。

25番（三小田一美君）

前助役さんも早く柳川市から出て行って、ちょうどまた副市長が来られて大変だと私は思います。

それでは、次の市長の政治姿勢。これは他の議員が質問されて、答弁もされていますので、私はこれをもって質問を終わりたいと思います。

議長（田中雅美君）

これもちまして、三小田一美議員の質問を終了いたします。

25番（三小田一美君）

きのうの伊藤議員の一般質問において議会や議員を否定する発言が行われたことは、柳川市議会の尊厳を著しく損なう行為と思われまます。たとえ市長選で負けた候補者が応援をしていた議会多数派の議員とはどの会派を言うのでしょうか。また、数回にわたり議会多数派との発言がなされていますが、どの会派を言うのでしょうか。反対のための反対、どのような行為を言うのか。また、市長反対派とはどの会派を指すのか。特別な権力を持つ方とはだれを指すのか。発言が抽象的でいかにもそれらしき人がいるかのような発言を、議員全員に対する誹謗中傷であり、人権を侵す発言と言わざるを得ません。また、議会が市長の提案に対

しまして是々非々の態度で臨むことが必要ないとすれば、議会は議案すべてに賛成をすることになります。議会の審議機能を否定することになります。議員が議会の権能を否定するとすれば、議員たる資格を欠いたものと言わざるを得ません。よって、テープ起こしに対する動議を提案させていただきます。

議長（田中雅美君）

ここで暫時休憩をいたします。

午後 3 時40分 休憩

午後 4 時35分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの三小田議員の発言を受けまして、暫時休憩をとり、議会運営委員会を開催し、御協議をしていただきましたので、その結果について委員長より御報告をお願いします。

議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）

ただいま議長口述のとおり、休憩中に議長に申し入れまして、実は議会運営委員会を開会いたしましたところでございます。非常に今議会における不規則発言、不穏当な発言等が目立ちましたので、このことについて今後の議会の運営についてどういうふうな方向で進むべきであるかということについて、慎重に御審議を賜ったわけであります。

実は議会運営委員会としては、余りにも議会がいわゆる先鋭化して、対立感情をむき出しにするような形では、議会そのものの亀裂を生じかねないということで、この問題につきましては、一切今後はこれを繰り返すようなことがないように、少なくとも自分の考えていること、そのことが議会運営の中で、あるいは議会の審議の中でこれが正しいものであるかどうかというのは議員の資質の問題でございます。したがって、この問題につきましては、今後一切そういう不穏当、不規則発言等については発言を慎んでいただくということで議運としてはぜひ皆さん方をお願いを申し上げたいということといたしたわけでございます。

さらには、議会運営委員会で少なくとも申し合わせ事項というものを少なくとも煮詰めて、皆さん方の全協の中にお諮りをして、議会の申し合わせ事項として今後は実施をさせていただくということで結論をいただきましたので、そのように御了承方をお願い申し上げます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

以上をもちまして、本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れでございました。

午後 4 時38分 散会

# 柳川市議会第5回定例会会議録

平成20年12月19日柳川市議会議場に第5回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1. 出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
13番	伊 藤 法 博	14番	龍 益 男
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	18番	近 藤 末 治
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
21番	大 橋 恭 三	22番	藤 丸 正 勝
23番	木 下 芳二郎	24番	佐々木 創 主
25番	三小田 一 美	26番	梅 崎 和 弘
27番	高 田 千壽輝	28番	山 田 奉 文
29番	河 村 好 浩	30番	田 中 雅 美

## 2. 欠席議員

な し

### 3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
副	市長	大	泉	勝	利
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	大	坪	正	明
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	櫻	木	惠	美
三	橋	藤	木		子
消	防	竹	下	敏	均
人	事	高	田		郎
総	務	櫻	木	重	厚
企	画	樽	見	孝	信
財	政	石	橋	真	則
税	務	武	藤	義	剛
健	康	川	口	敬	治
福	祉	木	下	正	司
学	校	成	清	一	巳
建	設	横	山	英	廣
農	政	成	清	博	眞
水	路	安	藤	和	茂
	課	長			彦

### 4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	北	原	博
議	会	事	務	局	次	長	兼	議
議	会	事	務	局	庶	務	係	長
						高	巢	雄
						高	口	佳
								人

### 5 . 議事日程

- 日程(1) 議会運営委員長報告について
- 日程(2) 各委員長報告について



1．総務委員長報告について

議案第75号 平成20年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について

請願第16号 「郵政三事業の利便性の確保を求める意見書」を政府等に提出することを求める請願書

2．産業経済委員長報告について

請願第17号 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」等の抜本的な見直しを求める意見書提出に関する請願書

3．建設委員長報告について

議案第80号 柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第81号 柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

4．教育民生委員長報告について

議案第76号 平成20年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第77号 平成20年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第83号 柳川市民会館の指定管理者の指定について

請願第15号 「教育予算の拡充を求める意見書」提出に関する請願書

日程（3） 石田市長答弁の矛盾点の解明について

（石田市長答弁の矛盾点を解明する特別委員会委員長報告）

日程（4） 議案第87号 郵政三事業の利便性の確保を求める意見書について

日程（5） 議案第88号 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（労働者派遣法）の抜本の見直しを求める意見書について

日程（6） 議案第89号 教育予算の拡充を求める意見書について

日程（7） 議案第90号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

日程（8） 議案第91号 小中学校グラウンドの早急な整備改善を求める決議について

午前10時2分 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程１．議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）

おはようございます。

平成20年第5回柳川市議会定例会最終日の日程等について、12月18日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

日程２が各委員長報告についてであります。各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開後、各委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程３が石田市長答弁の矛盾点を解明する特別委員会委員長報告についてであります。特別委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開後、質疑、討論、採決といたしております。

日程４が議員提出の議案第87号の上程であります。提案理由の説明後、本案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開後、質疑、討論、採決といたしております。

また、日程５から日程８までの４件についても、日程４と同様に質疑、討論終了後、採決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（田中雅美君）

本日の日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第２ 各委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程２．各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（矢ヶ部広巳君）（登壇）

おはようございます。総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

12月3日の本会議において当委員会に付託を受けた請願1件、並びに、12月5日の本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

#### 4 結果

##### (1) 議案第75号 別紙のとおり修正議決

本案は、平成20年度柳川市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

補正前の予算額「266億2,310万8千円」に「1億5,820万8千円」を追加し、歳入歳出それぞれ「267億8,131万6千円」としようとするものであります。

審査では、今回の金融危機に対する経済対策として可決成立した国の1次補正と今回の補正予算との関連や、後期高齢者医療特別会計保険基盤安定繰出金の使途、小学校及び三橋公民館のアスベストの除去工事費等の財源内訳、蒲池校区蒲生公民館新築工事に対する補助金の加算額等について質疑があり、特に、農林水産業費の「道の駅」建設にあたっての不動産鑑定委託料や、総務費のピアス跡地の建物に係るアスベスト調査委託料では活発な質疑がありました。

なお、審査の中で、本案に対する修正案が提出されました。

修正内容は、歳出では、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費のアスベスト調査委託料348万6千円、及び、6款農林水産業費、1項農業費、12目農漁村ふるさとづくり事業費の不動産鑑定委託料50万円を減額する一方、歳入では、その財源であります9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税の普通交付税212万5千円、及び、13款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費補助金のアスベスト調査補助186万1千円を減額しようとするものであります。

修正案提出者の趣旨説明の概要は、アスベスト調査の件については、執行部の説明では、損害賠償請求の民事訴訟が明言されているが、裁判となった場合、長期にわたりピアス跡地の有効活用ができなくなる恐れがある。また、市長の残任期間もわずかな中で、果たして、改選後の市長に問題解決に向けての選択肢を失わせていいのかという疑問が残る。まだピアス社とのトップ会談もなされていない、他の解決策も検討すべきではないかという説明がありました。

また、道の駅の件については、執行部より説明があり、その趣旨を否定するものではなくその効果を期待するものであるが、総事業費8億円という莫大な費用を要する事業に着手する前に、生産者等関係団体との協議、運営方法、費用対効果等について検討しておく

必要があるという説明がありました。

趣旨説明後、委員より、アスベストの件で、裁判のほかに、問題解決に向けてどういった手立てがあるのかという質疑がありました。また、道の駅については、本市の農業振興や地域経済の活性化を図る上で絶対に必要な施設であり、近隣市において、先に建設されたら、本市での実現は困難になるのではないかという意見がありました。

審査の結果、当委員会としましては、本案に対する修正案については、賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、修正部分を除くその他の部分については、賛成多数により原案どおり可決と決定いたしました。

## (2) 請願第16号 採択

本件は、「郵政三事業の利便性の確保を求める意見書」を政府等に提出することを求める請願書であります。

この請願は、昨年10月の郵政民営化により、局の編成や人員削減等が行われ、一部の地域では郵便物の遅れなど不便さが感じられる中、このままでは、地方のサービスの維持や存続も危惧されます。

そのため、今まで同様の利便性が確保できるよう意見書の提出を求められているものです。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく採択することに決定いたしました。

以上で総務委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、産業経済委員長の報告を求めます。

産業経済委員長（樽見哲也君）（登壇）

おはようございます。産業経済常任委員会の審査結果を御報告いたします。

12月3日の本会議において当委員会に付託を受けた請願1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については、記載のとおりでありますので、省略いたします。

## 4 結果

### (1) 請願第17号 採択

本件は、平成20年11月11日に臨時国会に上程された労働者派遣法改正法案を抜本的に見直すことを求める意見書の提出に関する請願であります。

労働者派遣法改正法案は登録型派遣の規制や日雇い派遣の全面的な禁止をうたっていないなど、派遣労働者の雇用と生活の安定を願うものとはかけ離れたものとなっています。また、世界的な景気の後退を背景に派遣労働者を含むすべての労働者が、安定した雇用で人間らしく働き暮らせる社会をつくるために抜本的に見直すことを求める意見書の提出を求められているものです。

派遣労働者がきびしい状況に置かれていることは連日、新聞やテレビでも報道されているとおりであります。

審査の結果、当委員会といたしましては、全員異議なく採択することに決定いたしました。

以上で産業経済常任委員会の報告を終わります。

議長（田中雅美君）

以上で産業経済委員長の報告は終わりました。

次に、建設委員長の報告を求めます。

建設委員長（三小田一美君）（登壇）

どうも皆様おはようございます。議長の許可を得ましたので、建設常任委員会の報告を申し上げます。

12月5日の本会議において、当委員会に付託を受けた議案2件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により、下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては、記載のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

#### 4 結果

##### (1) 議案第80号 可決

本案は、柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

近年、国及び地方公共団体の補助等により低廉な家賃で提供された公営住宅に、暴力団員を入居させることに対する疑問が生じており、公営住宅制度そのものに対する住民の信頼を揺るがすばかりでなく、暴力団員が入居する結果として不当な利得を受け、暴力団の維持存続に利用される恐れも生じることから、社会正義の上でも大きな問題となってきています。

このため、本市においても国土交通省の基本方針に基づき、関係機関との連携を図りながら、市営住宅の入居資格等の一部を見直すため、条例の一部を改正するものです。

審査の中で、委員より「現在、本条例の該当者があるか」「身元の照会をするのはいつの時点か」などの質疑がされました。審査の結果、全員異議なく可決することに決定しました。

#### (2)議案第81号 可決

本案は、柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

議案第80号「柳川市営住宅管理条例の一部改正」に合わせ、市営住宅の共同施設として整備されている駐車場について、市営住宅の明渡しの請求を受けた者に対しては、その利用を認めないよう条例の一部を改正するものです。

審査の結果、全員異議なく可決することに決定しました。

以上をもちまして建設常任委員会の報告は終わります。

議長（田中雅美君）

以上で建設委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（太田武文君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の命を受けましたので、教育民生常任委員会の審査結果を御報告いたします。

12月3日の本会議において当委員会に付託を受けた請願1件、並びに、12月5日の本会議において当委員会に付託を受けた議案3件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については、記載のとおりでありますので、省略いたします。

#### 4 結果

##### (1)議案第76号 原案可決

本案は、平成20年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ「66万1,000円」を追加し、補正後の予算総額を「98億7,262万8,000円」とするものです。本案につきましては、電算システムの改修について質疑がありました。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定致しました。

(2)議案第77号 原案可決

本案は、平成20年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ「3,710万6,000円」を追加し、補正後の予算総額を「8億8,010万6,000円」とするものです。本案につきましては、保険料の未納や事務費負担金について質疑がありました。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定致しました。

(3)議案第83号 原案可決

本案は、柳川市民会館の指定管理者の指定についてであります。平成21年4月1日から平成24年3月31日まで、九州ビルサービス株式会社を柳川市民会館の指定管理者に指定するものです。本案につきましては、指定管理者の選定基準や公募の方法について質疑がありました。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定致しました。

(4)請願第15号 採択

本件は、「教育予算の拡充を求める意見書」提出に関する請願であります。本件につきましては、教職員の定数改善計画について質疑がありました。

当委員会としましては、審査の結果、全員異議なく採択と決定致しました。

以上で教育民生常任委員会の御報告を終わります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

各委員長報告は終了しましたので、ここで暫時休憩をいたします。

午前10時25分 休憩

午前11時17分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を、各報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。質疑通告者の発言を許します。

27番（高田千壽輝君）

2日間における総務委員会に対して敬意を払いたと思います。

それで、議案第75号の修正が出されておりますけど、それについての質問をさせていただきたいと思います。

まず、道の駅については、位置の選定の議論はあったのかをお聞きいたします。

また、執行部が今年度中に土地の鑑定を行いたいという理由を説明されてありますけど、どのように説明されてありますか。

総務委員長（矢ヶ部広巳君）

ただいまの高田千壽輝議員の質疑に対して報告をさせていただきますが、まず最初の、いわゆる道の駅の位置の選定の質疑はあったのかということではありますが、それは本当にあの場所は本市にとってふさわしいかという質疑はありました。

それから、2番目の今年度中に土地の鑑定を行いたいという理由を執行部からどのように説明を受けたのかというのは、恐らくこのことをおっしゃってあるのではなかろうかと思いますが、みやま市が道の駅をつくりたいというような声があると。したがって、早くつばをつけておきたいという答弁はあったようでございます。

以上でございます。

27番（高田千壽輝君）

今、みやま市が同じような計画をされているということで答弁がありましたけど、私もちょっと調べてみたら、同一線上に道の駅はできないということを聞いております。みやま柳川インターが開通されて、443号線沿いは、もう当該地はみやまと柳川しかないんですよ。みやまが先につくったら、もう443にはできないということで、その辺まで議論はあったんですかね、できなくてもいいというような。

総務委員長（矢ヶ部広巳君）

そのようなことはあっておりません。私が記憶する限りにはそのような質疑はあっておりません。

議長（田中雅美君）

いいですか。

ほかに質疑をされる方ありませんか。

3番（浦 博宣君）

先ほどの総務委員長報告に対しまして質疑を行います。

議案第75号についてお伺いをいたします。

修正案を提出されたのは白谷義隆議員で間違いなのかが1点。

修正案に賛成された議員はどなたなのかが2点。

修正案を出された理由はどういうことなのか、改めてお伺いをいたします。アスベスト調査委託料について、不動産鑑定委託料について、それぞれ理由が述べられたと思います。それぞれの理由をお願いいたします。

それから4点目、修正案に賛成された議員はそれぞれ意見を出されたと思いますが、どのような意見を出されたのか、議論をなされたのか、2つの点について、アスベスト調査委託料、不動産鑑定委託料、それぞれに改めて御説明をお願いいたします。



次に5点目、修正案が今議会で可決された場合の影響について執行部からどのような説明があったのか、その部分についても御説明をお願いいたします。

総務委員長（矢ヶ部広巳君）

浦議員から委員長報告に対する質疑が出されております。

まず1点目の修正案を提案されたのは白谷義隆議員で間違いはないのか、どういう意味でそのようなことを言われておられるのか、ちょっと個人名を上げてどうのこうのというのは余り芳しくないと思いますが、答えはそのとおりでございます。

それからでございますが、修正案に賛成された議員はどなたなのかということですが、これは記名投票ではございませんし、賛成多数で議決をしたところでございます。

それから3番目でございますが、修正案を出された理由はどういうことなのか、改めてお伺いします。アスベスト調査委託料について、道の駅不動産鑑定委託料について、それぞれ理由をとということでございます。申し上げますと、まずピアスのアスベストでございますが、まず1番目に調査委託料が裁判が前提となっていると。2番目が、裁判になれば工場跡地に手を加えられない。3番目は、裁判は5年かかるのか、10年かかるのか不明だ、ほかに尽くすべき手があるのではなからうか。4番目が、市長はアスベスト除去はピアス社と約束したと何度も過去に発言をされておると。5番目、だったら、その約束を守るべきじゃないか、履行を迫るべきじゃないか。6番目が、調停ではトップ交渉がなされていない、トップ交渉をなすべきではなかったのか。7番目は、裁判になれば新市長の選択肢が失われてしまうと、そういう理由で修正案が出された。それから道の駅でございますが、1つ目は、議会に唐突に出された問題で説明が極めて不十分であると。それから2つ目は、そういう面からいきますと、結果的には時期尚早じゃないか。それと3つ目が、将来の見通しが不明だということである。それから4つ目が、関係団体と、例えば営農組合とか、あるいはJAとか、そういう方との具体的協議がなされていないよだということ、修正案を出された理由をそのようにおっしゃってられます。

それから4つ目でございますが、修正案に賛成された議員はそれぞれ意見を出されたと思うが、だれがどのような意見を出されたのか。アスベスト調査であります、だれがどのような、何かこう個人攻撃みたいな感じを受けないでもありませんが、アスベスト調査は、買うときだけ市長は東京出張に行く際にわざわざピアス社に寄っておられるが、今回は足を運ばれていないという意見が出ました。それから、不動産鑑定委託料であります、つまり道の駅でございますが、つまりこれは、生徒数はようつとわからんばってん、とりあえず学校ば2階か3階か建てとくとよかやっかと、とりあえず道の駅ばつくっておこうとておるとと変わらんのではないかという意見が出ました。それと同じく不動産鑑定、つまり道の駅の問題でございますが、既存の農産直売所、例えば、大和町とか、あるいは蒲池とかにあるわけですが、それをまず充実、いわゆる農産物直売所を充実させることが先ではないかと

いうことの意見が出されました。

それから5つ目であります。修正案が今議会で可決された場合の影響について執行部からどのような説明があったのか。まず市長がおっしゃったのは、半分おどしめいた声で言われましたが、国の補助緊急対策として出てきた問題である。それを修正すれば、それは重大な問題であるということで、これは具体的に言いますと、国の1次補正での1,861千円、国交省が10分の10負担だと。先ほども言いましたように、国の補助緊急対策として出てきた問題である金を それは失礼しました、今の国の補助云々の問題は前に言いましたので、ダブリますからそれはもう言いません。つまり重ねて言いますと、国の補助緊急対策として出てきた問題での予算だということをおっしゃいました。しかも、こう市長はおっしゃったんですよ。これを採決する直前になって、意見もみんな言ってしまった、その後、減額修正することは重大問題だと。住民監査請求してでも云々かんぬんと。修正案に賛成した議員に対して監査請求するというようなことをおっしゃいました。それで、ある議員の方が、採決の直前になっておどしみたいにおっしゃることは、まことに恥ずかしいということをおっしゃいました。

以上でございますかね、大体言われた問題は。以上でございます。

3番（浦 博宣君）

2点目の修正案に賛成された議員はどなたですかとお伺いをいたしまして、無記名でどうかと判断をされておるとのことですが、どういうふうな採択の方法をとられておるのか、そこを1点お伺いいたします。

それから3点目のピアスの問題で、いろんな修正案を出された理由について述べられたという中で、裁判をすると時間がかかる、それと、いわゆるその間、塩漬けになるというようなお話ですが、だからこそ、調停が不調に終わった時点ですので、早く裁判の請求をして、早く解決の日程を詰めていく、早くするということが一番先決な問題であると思います。ましてや、改選後の市長に問題解決に向けての選択肢を失わせていいのかという疑問が残るとのことですが、例えば、市長が変わったときに、全部市費でよかやっかんもという話になるのか。もう裁判せんちゃよかくさんも、全部市費でいいんじゃないですかという話になるということでしょうか。選択肢を失わせていいかということですが、それが1点です。

それから、道の駅について時期尚早、将来にわたっての展望がわからない、まだ関係団体との協議がなされていない、それは執行部が説明の中で今からそれを進めていくと。とにかく場所選定を早くして、県の申請を早く出さにかいかんというのが先決の問題であったと思います。もうまさに反対するがための答弁と申しますか、そのたぐいではないかなと私は思います。その点についてどうなのか、お願いいたします。

それから4点目のそれぞれ議員が言われた意見の中で、道の駅について学校の問題と一緒

にしてある、つくればいいんじゃないかという、学校の問題と全然これは違うわけです。この拠点は、いわゆる柳川の活性化の起爆剤となるというのは目に見えております。また、地域の方にとっても非常に利便性が高くなるということではないかと思えます。それについて議員の中から御意見があったかどうか、お聞きをいたします。

それから5点目の緊急対策についてでございますが、1,861千円、いわゆる吹きつけアスベストについては全額補助ということでございます。できるだけ金を使わずに処理に当たるといのは、皆さん方、議員も常々おっしゃっているということでございます。できるだけ金を使わずに調査を行って、そして裁判の過程に持っていくということが前提であります。その点についてどういうふうな意見があったのか、お聞きをいたしたいと思えます。

総務委員長（矢ヶ部広巳君）

漏れたときは後でまた言ってくださいね。

2番目の修正案に賛成された議員はどなたなのかということで、先ほど私は記名投票ではありませんし、賛成多数で議決をしましたということでありますし、それ以上のお答えはできないということで御理解をしていただきたいと思います。

それから、今、道の駅の問題であります、学校とは違うと。学校と違うことはわかっているけれども、先の見通しが立たないと。しかも、この問題は、もう一たん入っていったらということの心配があってということで、修正案に賛成をされた方が多数であったということであります。

それ以外、何か漏れておりましたですかね。（「緊急対策について」と呼ぶ者あり）先ほど緊急対策の問題は言ったつもりでございますが。（「いや、5番について、無料で全額補助という吹きつけアスベスト調査費用は、いわゆる全額補助ということですので、一銭でん使わずにせろというような議員の方々がいらっしゃる中で、そういうふうな意見が出たのかどうか」と呼ぶ者あり）

それは、こういう話は確かにありましたと思えますが、委員会で出されたのか、本会議の質疑でなされたのか、ちょっとこんがらかっておる面も私には確かにあると思えますが、もし委員会で出されていなかったら勘違いということで承っていただきたいと思います。調停でピアス社が出してきたのは120,000千円、柳川市が出しておるのは105,000千円やっかということで、そこで大体のアウトラインはあるやないかということは出たような気がいたしております。

以上でございます。

3番（浦 博宣君）

先ほど1億何千万円、1億数百万円、アウトラインがどうかとおっしゃいましたけれども、アウトラインでは今回はだめなんですよ。きちっとした調査を行って、そしてその金額に基づいた損害賠償を起すということが前提の調査料でございますので、何でそういう

ことを言われるというか、意見として私は納得できません。それについてほかの意見があったでしょうか。

総務委員長（矢ヶ部広巳君）

ほかの意見はあっておりませんが、私は納得いきませんと、委員が言ったことをとやかく言えるような問題ではありませんから、その辺はもう浦議員御存じのとおりと思います。

それから、ちょっと漏れておりましたが、浦議員がどのような採決をされたかということに質問されましたが、これはもう浦議員が入ってある委員会も、どの委員会も同じような採決の方法でやっておるわけですから、とりあえず道の駅は、あるいはとりあえずアスベストの問題、ピアスの問題についてはということで特別な採決の方法をやったわけではありませんから御了解をしていただきたい。何か総務委員会だけが特別なところに隠れてやったような、間違った受けとめ方を7万3,000人の市民の方が思っていたら問題でございますから、あえて申しておきます。

以上でございます。

議長（田中雅美君）

ほかに質疑をされる方ありませんか。

22番（藤丸正勝君）

議案第75号修正案についてお伺いいたしますけれども、アスベスト調査費の1,861千円、これは全額、国の補助ということで、これは全員協議会の中で12月1日ですかね、そのときに説明がっておりますが、矢ヶ部委員長、先ほど言われましたが、採決の前に何か市長のほうからそういうふうなことがあったと、おどしのようなことがあったという発言もございましたけど、これがどういう経緯で削除されたか。これを修正案で出されて、全額、今後のアスベスト調査においては市の負担でしなければならなくなるようになるわけですよ。第2次補正はわからないけど、第1次補正で補助金がついたということで、今後、市民負担にならないかということが第1点と、不動産鑑定委託料を削除した詳しい理由、いろいろ前回の質問と競合するところがありますけれども、まだまだこれは調査委託費でございます。まだ計画の中身には入っていない委託料提案でございますので、どうして不動産の鑑定委託料が入り口で削除されたのか、この2点をお伺いいたします。

総務委員長（矢ヶ部広巳君）

委員長に対する質疑通告書が5点出ておりますが、あとは後で言われるということですか。（「これも私の考えでございます」と呼ぶ者あり）いや、それはそうでございますが、そしてたらもう一度、私がちょっとようっと聞き取れない、どうせ出ておる分ば一遍に言われるやろうと思っておりましたものですから、重ねて聞きますが、アスベスト調査費100%国の補助を知って削除したのかということが1点目。（「そうですね」と呼ぶ者あり）それから、2つ目は何をおっしゃったですか。（「不動産鑑定」と呼ぶ者あり）2番目の分ですね。おた

くが出された質疑通告の2番目ですね。（「2番目です」と呼ぶ者あり）

まず、正勝議員にお願いがありますが、このような質疑内容を出されるときは番号を打ってもらったかと、どこまでがどこなのか、ちょっとわからないわけです。（「上から1、2、3」と呼ぶ者あり）だから番号を、わかりません、そうしないとわからんわけです。やっぱりきちんと番号を打って……（発言する者あり）知恵の多いとか少ないとか、そんなことを言うべきじゃないですよ。いいでしょうか。素直にやっぱり受けるときは受けなきゃいかんですよ。

1番目のアスベスト調査費100%国の補助を知って削除したのか、当然でございます。

それから2番目の不動産鑑定委託料を削除した詳しい理由をということではありますが、つまりこれは道の駅のことではありますが、何度も言いましたように、これはもう計画性に乏しいということが削除した大きな理由ということになるかと思えます。

以上でございます。

22番（藤丸正勝君）

国庫補助100%を知りながら削除したということでございますけど、これは今後、先ほど言いましたように、市の負担、市民の負担に直接かかわる問題でございますので、やはりこういう補助があれば使わなければ、今後、国の補助が柳川市へおりのか、これはわからないわけです。断ったら、もう柳川市に補助をやっても断られるんじゃないかというような国の考えでも私はあると思うんですよ。当然これを知ってやったといえ、これは総務委員会としては責任問題が出てきた場合はどうするんですか。市民からは、なぜこういう補助金があるのに使わなかったかというようなことが言われるんじゃないかと思うんですよ。

それから、道の駅は計画性に乏しいということではありますが、さっき言ったように、まだこれは計画実行の入り口でございますよ。まだ本当、これが三橋町の地域審議会で合併した当初からの懸案事項ということで、三橋審議会でこれを審議されながら柳川市の執行部へは要請、要望があっておったということを私は記憶しております。その中で、執行部は審議されながら、3年半審議をしながら、やっと入り口に差しかかって、まず鑑定をしてみようということでございますので、これはやはり三橋町としてはぜひともやってもらいたい事業でございました。

それから、計画の入り口の話であるが、総務委員会でどういうふうな中身まで審議されたのかですね。私は入り口の話だけだったんじゃないかと思っていたら、その後はまた中身に入って審議をされているような報告でありますので、その中身を詳しく教えてもらいたいと思います。

それから、総務委員会として、4番目ですよ、番号はつけとらんけんがら上から4番目のやつです。この道の駅は、柳川市東部活性化のためにはやっぱり絶対必要な施策ではないかという委員会での意見があったと思うんですよ。報告書にありますけれども、地域経済の活

性を図る上で絶対に必要な施設であるということをお聞きしておりますけど、これに対しての詳しい議論があったか、お願いいたします。

総務委員長（矢ヶ部広巳君）

1番目の分かりますが、アスベスト調査費100%国の補助を知って削除したのかということで、削除したら今後どうか、予算がつかんかもしれんばいと、あくまでも意見であります、そんな断言は私はできないと思います。

それから、不動産鑑定委託料を削除した詳しい説明というのは、何度も言うようですが、計画性のないのを8億円の金を使って、とりあえず8億円の金を投資してやるということでもありますし、その具体的な説明等を求めると、なかなかそれがはっきりした説明ができていない。やっぱりそれでは総務委員会としても、皆さんの貴重な貴重な8億円の金を使うわけですから、それはやっぱりじっくり総務委員会として吟味をし、そして結論を出すというのが、私はそれはもう議員としての最低の務めだろうと思うわけであります。

それから3番目の、まだ道の駅計画の入り口の話である、鑑定調査させないのかと。これはもう入り口ではないわけでありまして。これは事実上の事業着手である。したがって、後戻りはできないわけですよ。そうでしょう、市長。そして今、藤丸正勝議員は、まず鑑定をしましょうということで提案されておりますとおっしゃいましたが、そしたら、先ほど全協協議会での資料が出てきましたですね。どうして出てきますか。今、正勝議員が言っているのが本当とするならば、議会を愚弄したことでしょう。どうですか、市長。そうでしょう。まだあくまでもこれは、まず鑑定をしましょう、鑑定をしましょう、そんな資料は出せないでしょう。だから、私たちが一つ一つ言って出されてきた。部長の中にもおっしゃってある方があつとじゃないですか、アドバイスされたのが。とてもじゃないが、これだけでは全協、議員に出されませんよと。あとは言いませんが、もう事務局が心配しておりますから、時間の心配もありますから、そういうことあります。

それから、道の駅は活性化のために絶対必要な施設ではないか。私たちは施設が必要でないとは全然言っていないんです。施設は必要ですよと、否定はしておりません。しかし、説明が不十分であるということで、そういうことで賛成多数で修正案が可決されたとは私は思います。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

施設は必要である。でも、予算は削除と。何と納得しがたい発言でございます。これは全協でも報告、説明があつて総務委員会に付託された分でもございます。それが私は、不動産鑑定の委託料の審議をする中で、総務委員会のほうはその中身まで入ってしまっているんじゃないかということでお尋ねしているわけですよ。まず不動産鑑定をやって、今後は建設計画によるのは我々産業経済委員会とか、そういうところでまた審議をするというようなこと

にもなろうと思いますので、総務委員会で中身まで入るということは、どうしてそこまで入ったのかということでございます。

それと5点目に参りますが、総務委員会の中で矢ヶ部委員長に何か不信任案が提出されたということでございますけれども、なぜ総務委員会の審議の中において委員長不信任案が出されたか、詳しい説明を聞きたいと思います。

総務委員長（矢ヶ部広巳君）

恥ずかしいような意見、今、藤丸正勝議員のお話が出ておりました。

そしたら、道の駅でございますが、中身を知らなくて、どうして中身まで踏み込んだかとおっしゃいましたが、中身に踏み込んだ上で、果たして道の駅を建ててどうかということをしかり吟味した上で私は決定をする、それだけのやっぱり責任があるかと思うわけでありまして。そういうことで、当然中身をしっかりと吟味した上でやったということでありまして。

それから、私への不信任でございますが、事務局としても不信任案が出た以上は、どういう理由であれ、不信任を受けざるを得ないと思います。議決上、会議といいますが、議会の規則上。なぜ出てきたかといいますが、私が市長に尋ねたんですよ。私も法律に詳しくありません。したがって、前もって法律の専門家に、あるいは不動産の専門家に、やっぱり予備知識を持っておくべきではなからうかということ、私はそういう専門家の方、法律の専門家、不動産の専門家に尋ねました。そしたら、市長は全面勝訴と断言されましたが、専門家に見せたところ、これは矢ヶ部さん、とてもやないが負けばんと、ひょっとするなら全面負けかもしれないと言われた。そして、さらに私は市長に対して全面勝訴と断言された根拠はと尋ねたわけですよ。そしたら、市長は何事も絶対はありませんからおっしゃいました。それで、だったら全面勝訴とも断言されないのではないかと私はあえて申しました。そしたら、先ほど正勝議員おっしゃるように、伊藤議員から案件の意義そのものを否定するような発言もあったことは委員長として不適格であるということで、きょう傍聴者の方もおられますから、これ出されておるのを実際回して見せてもらっていい、何というんですか、コピーして見せてもらっていいぐらいであります。なぜならば、こんなことで、私は勉強してそれに臨んだ。なぜかといったら、やっぱり総務委員長としての少なくとも責任があるわけですから、そういうことで臨んだのに、そのようにおっしゃるといって自体が議会の否定するというようなものではないかと私は感じましたけれども、やっぱりそういうものに動じることは要りませんし、そういう審議があったところでございます。

以上でございます。（「だから100%負けと言ったじゃないか」と呼ぶ者あり）いや、それは言うたよ。

議長（田中雅美君）

ほかに質疑をされる方ありませんか。

21番（大橋恭三君）

まず、今までのお話を聞いておって感じましたことは、委員長に特別なことをやっていただくということではないんですよ。市民や議員は特別な目で総務委員会を見ているということをしかり認識していただきたい。勉強をして、ちゃんと対応しておられるということは大変結構なことで、立派なことだと思います。当然です。ところが、今の答弁の中でも一般質問みたいに自分の主観をどんどん入れながらお話しをされる、これはやはり総務委員会の報告ということを考えるならもう少し考えていただきたい。

まずお聞きしますけれども、減額修正を採決されたときの賛成者は何人だったのか、反対者は何人だったのか。今私が言った意味はわかりますかね。そういうふうに大事な委員会の採決というのは、皆さんに見えるようにしていただかなければならない。こういうふうな逼迫した、そして拮抗した採決であった場合は、よければ、それだけ勉強しておられるなら、主観を述べられるのも結構ですけれども、全委員の賛成、反対の意思も加えていただくぐらいのことがあったらもっとよかったと私は思います。ですから、今回は何人賛成で何人が反対だったのか、よければ、4対3とか、あるいは3対2とかすれば、もし矢ヶ部委員長の胸の中が少ないほうの意見だったらどう変わるかわからないんです。ですから、そういうことは大事にしていきたい。その辺をお願いしておきます。

それから、白谷議員、一生懸命していただいておりますけれども、自分で道の駅建設に向けた不動産鑑定委託料については、趣旨は否定しないとちゃんと言っておられます。にもかかわらず減額修正をする。それから、ピアス工場のアスベスト調査委託料については新市長のもとで判断すべき、これは重大な発言だと思いますよ、をした上で修正動議を出しておられる。たとえ残りの任期が4カ月だろうと何だろうと、市長には全力を尽くしてやっていただきたいわけであります。これは私が通告していますね。字句、文言にちょっとわかりにくいのあると言いましたけれども、「市長の残任期間もわずかな中で、果たして、改選後の市長に問題解決に向けての選択肢を失わせていいのか」、これはどういう意味ですか。こういうあいまいな表現で、どっちともとれる表現をしながら、これは私は単純に考えれば、石田市長、おまえはもう要らんごとなるけん、次の市長がするために、もうしとくがよかということじゃないですか。そういうことを言ってするというのは、これは異常ですよ。まず、この2つをしかり説明してください。

総務委員長（矢ヶ部広巳君）

まず2つとおっしゃいましたが、3つじゃないですか。（「まず2つ」と呼ぶ者あり）いや、3つとも言うたんじゃないと。

議長（田中雅美君）

矢ヶ部議員、マイクば立ててください。

総務委員長（矢ヶ部広巳君）続

わかりました、はないということですね、今度はまだとりあえず と ということですよ。



ね。（「はい」と呼ぶ者あり）

何かくさんも、市長になったごつなるもんやけんさ、おれが市長のような勘違い、まず大橋恭三議員に言いますが、委員長は主観を持って言われておる、具体的にどういうことでしょうか。（「そのとおりじゃない」と呼ぶ者あり）私は総務委員会の中の報告をしておるわけでございますから、何も主観は入っていない。（「だから、総務委員会の中のことをもっと丁寧にしてくださいと言っているじゃないですか」と呼ぶ者あり）

それから、総務委員会は特別な総務委員会というのはちょっと、総務委員会やろうと何やろうと、4つの常任委員会、私はみんな同じと思います。総務だけが特別な委員会ではないということで、その辺は誤解をされておるような気がしてなりません。それから、修正したのは重大な問題だとか、重大なおっしゃいましたが、すべて重大なんですよ、ここで論議していることは。（「当たり前です」と呼ぶ者あり）それをあえて修正したのは重大だと言うこと自体、ちょっと私はその辺は問題ではなからうかと思えます。

それでは、（「その文言」と呼ぶ者あり）言われなくてもちゃんとやりますから、ちょっと待っておってください。（「お忘れなったらでけんやっかんも」と呼ぶ者あり）ああ、そうかんも、ありがとうございました。それは人間ですから忘れますよ。

減額修正採決時の賛成、反対者人数ほか裁判での早期決着に向けた、まず減額修正の採決時の賛成、反対者の人数ということでございますが、これはやっぱりほかの委員会も、だれが反対した、だれが賛成した、どうだったということは報告はあっておりませんし、それに倣ってやっていくということが私は当然だろうと思えます。そして、挙手されたのは4名でございます、言ったとおりです。それならば、挙手されなかった人が果たして反対なのか、あるいは中には白紙かもしれん、そういうことで賛成は4名ですという以上は答えられないわけでありませう。

それから、 聴取不能 が強く言ってきたと、これはもうそれだけでいいですかね。（「いいですよ」と呼ぶ者あり）それでいいですか。（「お任せします」と呼ぶ者あり）

21番（大橋恭三君）

強く言うと大変あれですけども、強く言わないと響かないから私は言うておるんです。

それで、2番と3番をちょっと入れかえたのにはわけがあります。（「入れかえたわけか」と呼ぶ者あり）2番と3番、わかりますね。（「わかります」と呼ぶ者あり）あなたもちょっとひっかかれたでしょう。（「あ、ひっかけでしよっとですか」と呼ぶ者あり）わけがあるわけですよ。というのは、これまでいろいろ特別委員会や百条委員会がありましたね。そういうふうな中で、私が理解している結論というのは、アスベスト調査や土壌調査を早くしろ、訴訟に向けた取り組みを強く迫ってきたのではないんですか。そういう中で、ここまで来て、もうもはや裁判ということは避けて通れないことじゃないですか。だったら、住民の公共の福祉に資するためにも、住民の知る権利をちゃんと保障するためにも、早く取り組

みをしているところ、そして中身を知らせるべきじゃありませんか。先ほど藤丸正勝議員の質問で入り口でというお話が出ましたけれども、少なくともそういうふうに感じておられる方がたくさんおられる。だから、この辺のことについて、裁判以外に何か方法があるように惑わしてするというようなことは、もうこれからは通用しないのではないかと思います。

それで、もう質問しても答弁はわかっています。委員会の採択という事実は市民に大変な影響を与えます。（「議長、一般質問」と呼ぶ者あり）ちゃんと通告しております。ですから、一方的とは言いませんけれども、この委員会の採択された重みをしっかり市長は考えて、もし修正案が議会でまた採択されるということになれば、柳川市の政務に大きな影響が出ると思います。今後の影響がはかり知れない、この辺を教えてください。市長、お願いします。（「何ば言いよっとですか」「ちょっと待ちなさいよ」と呼ぶ者あり）いや、あなたじゃないよ。

議長（田中雅美君）

いや、こっちはしてもらいますから。いいですか。（「そしたらもういいです」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。

市長（石田宝藏君）

これは、私はきのう、こういった質問があるということで議会事務局に問い合わせをしました。本来ならば、委員会の質疑については、委員長の報告に対する質疑でございますから、原則的には委員長が答えるべきだと。しかし、こういった市へ重大な影響を与えるとするものについては、議長の許可を得て執行部が答弁できる、執行部が答弁できると、こういうふうに相なっているようでございます。したがって、この通告、私も聞いておりましたので、やはりそういったものについての市民の皆さんに説明する責任があるというようなことで答弁をさせていただきます。

今、先ほど来、質疑が行われてまいりました。今回、今の質疑を聞いておりますと、修正されたのは総務委員会の道の駅とアスベストに係る予算のみであります。補正予算については、他の委員会においてすべて御承認をいただいたということで、採決がぁっているところはないようでございます。ただ、先ほどの採決については、きょうのちくごタイムスの紙面に写真も載っております。中身についても書かれておりました。また、そういったものの事実に基づいての記述があったと思います。まさに私は、あの12月1日の全員協議会で、今回の補正予算の中身について、議員の皆さん方にも説明をしてまいりました。

道の駅については、新市が合併して誕生して、あれ以来、さまざまな産業振興の施策の一つとして研究を重ね、調査をし、そして本市の道路網の整備、進んでおります国道443号、有明海沿岸道路、国道385号、こういったもろもろのところ、どこが将来に向けて柳川の発展のためにはベストなのか、市民の皆さん、市の発展に一番プラスになるのか、こういうことを申し上げてきたわけでありまして。そして、この4月には、遅々滞々として進まないという

批判を受けながら検討しておりますということで、温めてきたもの、こういったものを具体化するために産業振興推進室という部屋を立ち上げました。そして、さまざまな道の駅を調査し、経営形態、参加団体、さまざまな情報を収集しながら、いよいよ道の駅の具体的な作業に入る取っかかりとして、不動産の鑑定をさせていただきますということで500千円の鑑定料を計上させていただきました。そして、やはりどなたがお思いになっても御理解いただけると思いますが、来年の3月には、みやま柳川インターチェンジという瀬高の清水、九州縦貫道に活性化インターができる、これがやはり将来の柳川への動脈になるということでも説明は申し上げてきました。そして、最終的に三橋の地域審議会等から要望があったこの件については、三橋の棚町付近、あのルート、矢部川の柳瀬大橋から有明海沿岸道路のルートの北側に計画をしておりますということで説明をしたのは、皆さん方にも全員協議会で示したこの資料であります。その後、さまざまな御意見が飛んでまいりましたので、具体的に、じゃ、予算についてはどうするのか、スケジュールについてはどうするのか、こういう説明も繰り返してきました。

そして、その中で、先ほど委員長の報告では8億円という膨大な予算を使うということですが、これはまた漁業団地と同じように誤解を与えたらいけません。国の事業として採択を受けるためにここまで温めてきたもの、これが道の駅構想であります。国土交通省、農林水産省、経済産業省、8億円の事業費の計画は、おおよそ農林水産省は2分の1、国土交通省は2分の1、経済産業省は3分の2ということで、今のところ概算でございますけれども、210,000千円の補助を見込んでおります。特例債を使うとなりますと、これが475,000千円。市の持ち出し、単独は140,000千円ほど、これは委員会の中でも説明を申し上げた。ですから、大枠の数字そのものが走っていくというのが、私が市長に就任して以来のずうっと同じことなんです。漁業団地にしてもしかり、50億円もかかると。しかし、国、県の補助が41億円あるんです。こういった千載一遇のチャンスを逃すことは、国、県へこれまで詰めてきたものが重大な信頼を失うことになる。仮にだれがコミュニティーリーダー、柳川のリーダーになっても、市民にとって決してプラスになることではない、市の発展につながるものではない、こういうことを私は申し上げてきたわけでありまして。

委員会の中でも、聞かれることについては、るる説明を申し上げます。ただただ、その中で、やはり時期が尚早だとか、計画が見えないとか、先ほどありましたように学校のようにさしおろしておくとか、そういった議論があってきました。私は残念でたまりません。なぜならば、きょうの委員会の報告の中にもありますとおり、国道443号のルートの通りにみやま市がもしつくったならば、これはできないんです。できないと100%私も断言できません。恐らく99%、同一路線の近距離の中ではつくることはできないと。そうやってまいりますと、千載一遇のチャンス、今まで日々努力してきた職員の苦労というのはどういったことなのかと、こういうふう思うわけでありまして。ましてや、こういった予算の計画を出す段

階においては、国、県とのそれぞれの協議も進めてきておりますし、御理解をいただきたいと、このように申し上げてきているわけであります。

ただ、もう1つのピアスの問題ですけれども、これは総務委員会で予算が否決となりますればこんなこととなりますよと、決しておどしておりません。修正案が出されましたので、これはとんでもないことになるよということで、私は再度、否決されたときの柳川における立場、市民の皆さんに係るものについて御報告、説明をさせていただきました。決しておどすようなことはございません。私は穏やかな顔ですし、穏やかな言葉でやるわけですから、決してそんなことはありません。もちろん紳士的な議論を重ねていくわけです。私はこう申し上げました。今回提案する補正予算案は、さきの国の緊急1次補正予算のメニューに盛り込まれ、先ほどからおっしゃっていることですね、初めて国の100%補助を受けてのアスベスト調査です。この調査は入り口部分でございまして、建物に吹きつけるアスベストが含まれていることはもう既にピアスの場合は明らかでありますから、次なるステージは除去費へと移るわけです。除去費はピアスがはじいたもの、副市長がはじいたもの、あるいはある業者さんがはじかれたもの、金額が3つとも三者三様違うんですよ。ですから、裁判に持ち込んでいく、先ほどから、つい先般の一般質問でも白谷議員からありました。裁判以外にもっとあるだろう、損害賠償以外にあるだろうと。もう万策を尽きたと。私もトップ会談を申し入れました、調停の中に3回目に。しかし、受け入れていないんです、受け入れないんです。とすると、裁判の中でしか 私、初めてじゃないですよ、ここで言いましたよ。そういうことで申し上げてきたわけですから、究極は、行政のこういった話し合い、行政の分野では決着がつかないから司法の場にステージを移さなきゃいけない。そのためには、公判を維持するためにきちとした金額を出し、あいまいな数字では裁判できないということを申し上げました。（発言する者あり）したがって、いやいや、十二分に市民の皆さん聞かれているわけですよ、関心がありますからね。だから、ピアス社への損害賠償裁判で公判への影響がございまして。除去工事については、国の補助を受けて、次なる補助を受けて執行することができなくなるんですね。

今回、全国で緊急の補正予算として組まれたアスベスト除去費、10億円でございます。10億円の中で、全国ほぼ平均して配分されているのが250千円です。でも、柳川については1,860千円というお金をいただいたわけですよ、いただくことになっているんです。ところが、これを辞退するということは、議員さん方がいつもおっしゃっている無駄遣い、特に矢ヶ部委員長なんかがおっしゃいます。無駄遣い、無駄遣いとおっしゃいますけど、これをもらわないということは市民の金が要るということ、市の金が要るということですよ。（発言する者あり）そんなものを本当に要らないとするということは、今度の調査費だけでなく、除去工事費までつながる、数字的にも大変大きなものです。これもコミュニティーリーダーがだれになると、市民の負担を幾らかでも少なくする、軽減するということは変わらないわけです。

しかも、今回修正をされて、再び申請をしたといたしましても、限られました国の予算でありますから、全国で多くの市町村がまだまだ手を挙げております。しかし、今回は緊急の国の予算ということで、追加の採択は、今回修正されて辞退するということになれば厳しいものになっていくと思います。したがって、修正をされた方については、私は再度委員会の中で申し上げたのは、これは大変な問題ですよと。都合によっては、私は市長としても一市民に戻っても監査請求をやらせていただくことになりますよということまで申し上げました。

したがって、今回提案しております補正予算、否決されるということになりますれば、調査費、除去費の工事費すべてが市の負担、つまり間接的に皆さん方がいつもおっしゃっている市民の負担にはね返ってくるということを覚悟して、採決に臨んでいただきたいと思えます。ということでございます。

21番（大橋恭三君）

先ほどの質問の中で、矢ヶ部委員長の答弁を遮ったところがあるかと思えます。もし答弁していただけるならしていただきたい。

それから最後の質問は、今市長が答えたことは間違いかどうか、それが最後の質問です。

総務委員長（矢ヶ部広巳君）

もうあえて言いません、もう時間ももったいないですから。

以上でございます。

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

ここで午後1時30分まで休憩をとります。

午後0時19分 休憩

午後1時32分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第75号 平成20年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について討論を行います。

まず初めに、原案に賛成討論される方ありませんか。

15番（菅原英修君）（登壇）

皆さんこんにちは。15番菅原でございます。私は、原案に賛成討論をさせていただきたいと思えます。

この原案で問題になっているのは、ピアスのアスベスト調査費と500千円の道の駅の不動産鑑定だろうというふうに思えます。私、18年に議員になりまして、それからずっとピアスの問題を聞いてきておるわけでございます。その前は、17年に恐らく私が知っている限りでは島添達也委員長のもとで特別委員会ができて、それで、そこでいろいろ論議されていると、

私はその報告をきのうおととい読ませていただきました。しかし、本当に大変でございましたでしょうけれども、十分な結論は出ていないように私は感じております。

それで、私がピアスの問題で賛成するのは、まず第一に委員会ができて、そして争論されて、その後、私、議員になりまして執行部がピアス側と話し合いをなされた。その後、話し合いも不調に終わりました、その後調停に入ったと、しかし調停も不調に終わったと。そして、あと何が残るのか、私は裁判しかないと思います。裁判は、調停までは話し合いでございます。しかし、裁判は、やっぱり最終的には白黒つける場だというふうに私は思います。そのときに、果たして、きょうも午前中の議論の中であってありましたように、副市長とかその他の人たちの積み上げで、そういう資料でいいのかという問題が私はあると思います。

そういうことで、一日も早くこのピアス問題は私は解決してもらいたいというふうに思っておるわけでございます。ちょっと、この結論に至るまでのことを時間が要りますが議長にお許しいただいて、ちょっと述べさせていただきたいと思います。

まず、このピアス問題で一番の責任は、私はピアスにあると思います。市長も裁判したら全面勝訴だろうという発言がありました。私も素人ながら、そうじゃないかというふうに思っております。じゃあ、一番責任はピアスであって、これは売り主でございます。じゃあ、買い主にはだれが責任があるのか、それはもちろん当時の町長にあります、最高責任者として。しかし、それなら議会はどうか。議会は、当然議決をしてあります。議決をしてから、まず予算審査特別委員会で審査をされて、そして認定をされたと、そしてそれを議決してあるはずですよ。その後、またその決算委員会、特別委員会ができて、その中で十分な議論はしてあると思います。そして、それまた認定をされて議会で議決されたと、こういうふうな経過でございます。だから私としては、もちろんその当時の町長にありますけれども、議会にも当然責任があるという判断でございます。

それともう一つは、職員の問題でございます。職員に責任とかじゃなくて、道義的責任と申しますか、そういうのが私は少しはありゃしないかと。なぜならば、役場には過誤台帳として備えてあると思います。昔は県と町で別々に調査しておりましたけれども、いつの時点かわかりませんが、非木造は県が、木造は市町村がするというようなことで調査をしたわけでございます。だから、ピアスの調査は当然、大和町役場のほうには来ていると思います。その中には、どういう材料をつくって、どうしてあるのかということは、私はわかると申します、三橋の場合はわかります。だから、そういうのがやっぱりあるわけでございますので、当然その物件は事務屋さんでこの物件は買って大丈夫だということまでは、やっぱり少なくとも職員が調べて、そして大丈夫という結論は町長に伝えるべきというふうな、そういうシステムだと思います。

しかしながら今、私が思うのには、これはだれが責任じゃなくて、大和町の皆さんのやっぱり責任じゃないのかと私は思うわけでございます。なぜかと言うと、やっぱり大和町の皆

さんが人間がいいのかどうか分かりませんが、慎重さを欠いたところで売買契約まで行ってあるんじゃないかというふうに思うわけでございます。だから今、申しわけございませんけれども今いろいろ言うてあることは大部分が大和町の中で、議会と執行部で議論をすべきことが私は多々多いのではないかというふうに思っております。

ですから、これを今、どうのこうのと言ってももうおさまりつきません、まず言うて。だから、もう一日も早く裁判をやって、そして、まだ大和町の業務は引き続いて柳川市でやっているわけでございますので物件はあります、540,000千円の物件が。ただ、本当に申しわけございませんですけれども傷物でございます、今。だから、この行政の中で、やっぱりこの傷物を一日も早くきれいな物件になかして、そして市民が喜ぶような物件に早くなかして使用していくというのが私は最善だと思ひまして、賛成するわけでございます。

と、もういっちょの500千円の道の駅の件でございますけれども、この件につきましては、私も当初説明を受けたときは500千円ぐらいの予算で鑑定だからということで、簡単に考えておりました。明るる日に、やっぱりその事業内容を見てびっくりしたわけでございます。とてもやないが1ヘクタールから2ヘクタールと、そして事業費が8億円ということを知ったわけでございます。きょうの午前中の説明の中で、いろんな委員会で説明してあるように言われましたけれども、私は2年になりましたけれども初めて知ったわけでございます。これは、あなたが勉強不足と言われたらそれで終わりますけれども、知らなかったわけでございます。だから、本当言うて、私はこの500千円を通したくないというのが素直な気持ちでございます。

しかし、じゃあこれを通さなかった場合どうなるのか、あそこは443バイパスはそう長くはありません。あそこは恐らく1カ所の道の駅だというふうに私は判断いたしております。その場合に、じゃあ隣のまちがした場合に、三橋はそれを眺めておくのかと言うた場合に、本当に市民の方には申しわけなく思うようなことになるんじゃないかというふうに思っております。一日も早く、よそのまちに負けないように、1時間でもやっぱり申請を早く出してもらって実現するような道を選んでいただきたいというふうに思います。そして、それがまた、それを柳川市の活性化につなげていって、そうしたら、多分いい意味で京町の辺の商店街にもいい影響を及ぼしてくるんじゃないかというふうに私は期待をするわけでございます。いろんな観点から原案に賛成するわけでございます。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

次に、原案及び修正案ともに反対討論される方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

次に、修正案に賛成討論をされる方ありませんか。

29番（河村好浩君）（登壇）

皆さんこんにちは。29番河村でございます。私は議案第75号 平成20年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について、総務委員会からの修正案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

合併して約4年、ピアス問題はさまざまな問題が出てまいりました。4年間を振り返り、この問題を総合的に判断して、信念を持って討論をさせていただきます。決して反対のための反対ではないことをインターネットやモニター中継をごらんの皆様、そして議場の皆様に申し添えておきます。

理由といたしましては、先日の議案質疑のときにも言いましたが、何でこの時期なのか。合併当初から、議員からの一般質問、全員協議会、百条委員会など、それでも言われてきたように、今日のような結果になりますよと、再三にわたり忠告されてきたにもかかわらず、それを無視してピアスとの交渉を避けてきた。しかし、買うときは石田町長みずからがトップ会談で、そして市長が言われるピアスとの約束までして買ってこられました。そしてまた、その約束があったにもかかわらず、それさえほごにされたというのに、今回は一向にトップ会談による交渉すらやらない。普通、約束が違うじゃないかと、市民の皆さんのことを思ったら、何を置いても先にまず交渉すべきではないでしょうか。

また、私の質疑の中でも、私が「勝ち目はあるのですか」と質問をしたところ、「全面勝訴ですよ」と言われました。100%勝つとはおっしゃらない、ここに言葉のトリックがあるような気がします。なぜなら、過去の質問において市長は、「ピアスにやらせる。やらなければ私が責任をとらなければならない。市民の皆様に納得していただけるようにやる」と言っておきながら、それは交渉する責任にすりかわっている。また、「石田宝蔵、逃げも隠れもしません」と言っておきながら、矛盾点を解明する特別委員会の中では質問の途中でばかばかしいと逃げ帰られた。それを思いますと、本気で争う気があるのか見えてこない。市長選挙のリップサービス、パフォーマンスにしか見えてこない。そのために、市民の皆様の血税を使わせるわけにはいきません。

最後に、損害賠償額はさきの調停において、わざわざピアス社がアスベストの撤去には120,000千円程度かかるだろうと提示をしているにもかかわらず、市長はそれよりも低い105,750千円ぐらいだろうと言われております。ピアス社より15,000千円も低い損害賠償額を提示するというまことに不思議な行為をなされております。

また、ピアス社からは債務不存在、つまりピアス側は何の落ち度もありませんよ、ちゃんと法律にのっとって契約をしてるじゃないか、だからピアスは1円も出しませんよ。でも、大和町にお世話になったから折半ならいいですよとまで言われ、それでも不調に終わらされている。それは、ずさんな契約のため交渉ができなかったのかと思わざるを得ません。

ここで言いたいことは、市長は調停においてみずから損害賠償額は105,750千円と提示しているわけでございます。調査をして高かったり、安かったりしたら、ピアス社や裁判所は、



じゃああの金額の提示は一体何だったのかと言われかねません。よって、調査は今ごろすべきではありません。本来ならば、議員からの要請があった合併当初にすべきだったと思います。

また、石田市長の任期内には間に合わないし、私たち議員は4年間も待ったんだから、あとたった3カ月延びても何ら支障はないのではないかと思います。ですから、選挙後、新しい市長にやってもらうことが望ましいと思います。

次に、道の駅についてであります。私も三橋町でやってもらいたいと思っております一人であります。道の駅をつくってはいけないと言っているわけではありません。言いたいのは、提案の仕方に問題があると言っておるわけです。

先ほど市長は、繰り返し繰り返し説明したと言われましたが、先日の全協でたった1回、説明というよりも提案だけでした。ある議員からの質問に対して初めて、こうこうこうなっているんですよということで説明をされただけです。それに、計画が唐突過ぎる、ピアス購入にしてもしかり、ずさんな計画では私は納得できません。後でまたピアス問題のような問題が出たら困るわけでございます。

先ほどから大事な案件、大事な案件と言われております。たった1回の説明では納得できるわけがございません。もっともっと議論を重ねるべきだと思っております。何度も言うようですが、してはいけないとは言っておりません。しかし、できれば違う人をお願いしたい。

市民の皆様には、何でもここまで議員たちは、何でも河村は言っているのか考えていただければ幸いです。

以上で修正案に賛成の討論を終わります。

議長（田中雅美君）

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

16番（諸藤哲男君）（登壇）

16番諸藤でございます。私は、修正可決したことに対し、反対の立場で討論いたします。

平成20年12月5日の本会議において、総務常任委員会に付託された議案第75号 平成20年度柳川市一般会計補正予算（第3号）の一部について、同委員会所属の白谷義隆議員から補正予算の一部修正案が提出され、賛成多数で修正されました。私は、白谷議員が提案し、賛成多数で修正した修正議案に反対し、執行部提案の原案どおりの予算にすべきであるとの意見であります。

この執行部提案の予算は、地域活性化の起爆剤となる道の駅に係る土地の不動産鑑定料と、民事裁判を前提とした元ピアス・アライズ社の工場建物のアスベストの分布とその除去等に関する調査予算であります。

まず、道の駅問題については執行部から12月定例議会前の議会全員協議会において、道の駅の構想の説明がありました。新市が誕生後に設置された三橋町地域審議会からも早期設置

を求められていた要望課題であります。新市誕生以来、検討されてきたものと承知しております。決して唐突なものではないのです。

道の駅開設は、今や市町村の開設競争の時期に入っていると考えます。有明海沿岸道路や国道443号バイパス、国道385号と市内へのインフラの整備が進み、近い将来、本市への流入、交流人口の格段の増加が予想され、専門家のアドバイザーからの早急な設置をとの助言もあっていると聞いております。その潮どきは、国道443号の全線開通にあわせた今がベストと考えます。

不動産鑑定は、用地の位置や面積、形状などの特殊条件により、大きく異なるものであり、広大な用地買収には後日の混乱を招くことのないように鑑定に付すべきであると考えます。

今なお混乱が続いているピアス工場跡地も、なぜ鑑定をしていなかったとして発言を繰り返してこられた議員の皆さんが、今回、執行部提案の不動産鑑定料を全額削減しゼロにされることは、これまでの発言と大きく矛盾するものであります。

また、ピアス工場跡地の建物に係る吹きつけアスベスト調査費は、全額を国の補助金であることの内示を受けたものであります。市の負担ではないことを執行部より説明を受けていました。この問題は、新市誕生以来、きょうまで抱えてきた問題であり、一日も早い解決が必要であると承知しております。

執行部は、これまで直接交渉やピアスが申し立てた調停の場においてもさまざまな交渉に当たってきており、その都度経過説明を受けてきました。手を尽くしての最終的な結論は裁判での決着しかないとの説明も受けております。これまで裁判で決着をと主張されてきた議員が、これまた今回の執行部提案を否定し、予算を削るという修正提案は理解できない。よって、今回の総務委員長の修正案には反対するものであります。

議長（田中雅美君）

次に、修正案に賛成討論される方ありませんか。

7番（白谷義隆君）（登壇）

7番白谷でございます。先ほどから修正案を出した私の名前が再三にわたって出てきます。確かに修正案は出しましたが、私が出したことに何か問題があるような私は受けとめ方をし、実はびっくりしております。

午前中の委員長質疑の中でも、私の考え方に触れられ、私の考え方を否定されるような、そして、私は委員長でもないのに、私に質問されるような発言がありました。もちろん、そのこと自体認められるものではありませんが、その中で、私の考え方に反するような勝手な解釈をされ、発言されたことには非常にびっくりしておりますし、遺憾に思っております。実は、しかも私が尊敬する議員の一人である方の発言であったことに、非常に残念に思っております。

私は、議案第75号 平成20年度柳川市一般会計補正予算修正案についての賛成討論を行い

ます。

まず、2款・総務費のピアス跡地に係るアスベスト調査費3,486千円についてですが、私もピアス問題がここまで来た以上、アスベストの除去費については一定把握をしておく必要もあるだろうとは思っております。しかし、今回のアスベスト調査は、3月に損害賠償請求訴訟の裁判のための調査であるということは、提案理由の中ではっきり明言をされております。ですから、アスベスト調査そのものより、損害賠償請求の裁判を起こすことが時期も含めて私は問われていると考えております。

そうした中で、私は、この損害賠償請求訴訟には時期も含めて疑問を持っています。さきの一般質問で市長も言われたように、損害賠償の裁判になれば、その裁判の間、ピアス跡地には手がつけれません。そして、裁判は5年かかるか10年かかるかわかりません。それ以上かもしれません。540,000千円という莫大な税金を投入して購入したものが、そのままほっておかれる状態になるかもしれないのです。果たして今、長期に及ぶかもしれないこの損害賠償の裁判がベストの手段なのでしょうか、ほかに手だてはないのでしょうか。市長は、アスベスト除去についてはピアス社がするように約束をしていたと議会でも答弁をされております。しかし、市から提出された資料では、ピアス社に対して、そうした要求は一切なされておられません。また、そうした約束があるにもかかわらず、一回もトップ交渉が行われていません。まず今、市長がすべきはトップ交渉ではないのでしょうか。そして、約束を守るように迫るべきではないのでしょうか。それでも約束に応じなければ、債務の履行を裁判所に請求するなど、ほかの手だてがあるはずですし、考えるべきではないのでしょうか。債務の履行請求には、アスベストの除去費用の提示は要らないと思います。今考えることは、このピアス跡地を一日でも早く活用できるようにすることだと私は考えています。そのための手段を考えるべきではないのでしょうか。果たして今、5年かかるか、10年かかるか、それ以上か。そうした損害賠償請求の裁判を行うことが今、市民の利益にかなうのでしょうか。

次に、6款・農林水産費の道の駅に係る不動産鑑定委託料500千円についてであります。この不動産鑑定は、用地を買うためのものであり、事実上の事業着手となります。市長は、道の駅の建設が地元産品の販路の拡大や商品開発等により、地域振興の大きな起爆剤になると説明をされます。私は、道の駅建設による効果を否定するつもりはありませんし、道の駅が地域振興の大きな柱となることを期待しております。しかし、8億円という莫大な税金を投じるわけですから、事業として成り立つかどうかの検討はしなければなりません。これは民間であろうと、市であろうと同じことです。事業実施に当たっては、地元生産者団体などの協力を欠かすことはできません。しかし、市の説明ではこうした関係者団体との協議もなされていません。また、この事業に対し、肝心の費用対効果、採算性も検討されておられません。運営方式も第三セクター方式かと思っておりましたが、それもまだ協議されていない状況にあります。市長はこれで本当に事業に着手して大丈夫と考えておられるのでしょうか。

事業として成り立つのか全く検討されていません。確かに、よそには繁盛しているところもあるかもしれませんが。しかし、赤字に苦しんでいるところもあるのです。市長は力説をされます。隣がやる前にしなければならぬ。ただ、隣に先を越されたくない、これだけで事業をスタートさせるのはいかなもののでしょうか。やってみなければわからない、これでは後に市民の皆さんに負担だけを押しつけることになりかねません。

以上の理由により、補正予算修正案に賛成するものであります。

議長（田中雅美君）

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

13番（伊藤法博君）（登壇）

私は原案に賛成、修正案に反対の立場から討論をしたいと思います。

今、白谷議員からトップ会談をしていないじゃないかと言われますけれども、執行部のほうとしては、トップ会談を何回も申し入れたけれども向こうが受諾しないということでトップ会談が実現していないのは皆さんも周知の事実だと思います。（「何回しているかわからんじゃないか」と呼ぶ者あり）

それと、ほかに手だてがあるということであれば、やはりそういったことを示さなければ、（「さっき言いましたよ」と呼ぶ者あり）そういったことはやった後で、できなかったから今度裁判にするわけですから、（「さっき言いましたでしょう」「そうそう」と呼ぶ者あり）だから、そういったことは今までやってきたことじゃないですか。（「やっていないですよ」と呼ぶ者あり）やってきたことをしてきて、できなかったから最終的に損害賠償請求をやるということでありませぬ。

それと、道の駅に関しても費用対効果と言いますが、これは道の駅をつくって、そして農産物の直売とか、そういったやつを5年、10年やって初めて、その効果が出てきて、農家の方も自分たちで物をつくるやり方を覚えながら、売る喜びを知りながら、そして観光客の皆さんや地元の皆さんにそういった物品を販売していくものであって、つくる当初からそのかかった費用対効果についてやはり論議するのは間違いであって、5年、10年、その期間の中で皆さんが努力して、費用対効果がよくなるようにしていくのがやはり話の流れじゃないかと私は思います。

平成20年度柳川市一般会計補正予算（第3号）が総務常任委員会に審査付託され、総務委員会では各案件について、それぞれ執行部より説明があり、その後、各案件について8名の委員より執行部に対して質問がありました。その中で、矢ヶ部広巳委員長がアスベスト調査委託料の審査中にピアスに対する損害賠償請求裁判は100%負けるとの発言があったことは、アスベスト調査委託料そのものを否定するもので、案件について審査中に委員長みずから結論を誘導するという委員長としてあるまじき発言がありました。委員長は、議案審査中に自己の意見は述べてならないようになっております。

そこで、私は矢ヶ部委員長に対し、委員長不信任決議案を提出しましたが、賛成少数で否決されてしまいました。このような状況の総務委員会の審査の最後に白谷議員より、議案第75号 平成20年度柳川市一般会計補正予算(第3号)に対する修正案が出されました。すなわち、アスベスト調査委託料3,486千円と道の駅の建設のための不動産鑑定料の500千円です。アスベスト調査委託料の修正理由として、第1に4月になって新市長のもとでどのような手段でアスベスト工場の解決を図るか判断すべきで、3月の提出には反対であると。第2に、裁判の係争中はピアス跡地の利用が結審まで長期間できなくなる。第3に、瑕疵担保の時効まであと10年もあるから急ぐ必要はないという理由で修正案が出されました。しかし、議会は一日も早い解決を市長に迫っていたことと、執行部は今まであらゆる手段で交渉してきたが解決に至らず、最後の手段として損害賠償請求の裁判を起こすものであって、ほかの選択の余地がないことはわかっているはずであります。この調査委託料は、国の経済対策、1次補正予算1,861千円の国庫補助率100%が含まれていて、それを返却すれば、今後アスベスト調査にしても、市はすべて市の単独事業でやらなければならないとなり、柳川市に大きな損害を与えることとなります。

また、道の駅の不動産鑑定料500千円についての修正案の理由として、第1に趣旨は否定しないが、多額の市費の投入が必要であるため、費用対効果の検討が不十分である。第2に、農協や商工団体との話し合いがまだなされていない。第3に、道の駅に併設される農産物、海産物の直売所やレストラン、土産物販売所の採算性について問題があるというようなことで修正案が出されました。しかし道の駅は、みやま柳川インターが来年の3月開通に合わせて設置すべきで、今から作業に取りかからなければ間に合わないことは執行部の説明で明らかであります。

また、柳川市が今回の機会を逸し、みやま市が道の駅の先手をつけたら、国道443号バイパスに2つの道の駅はできないので、柳川市にとって443号バイパス線に道の駅はできなくなってしまいます。さらに、この道の駅に併設される農産物、海産物、土産物の直売所は、柳川市の活性化の起爆剤として大いに期待されるもので、特に蔬菜、園芸作物の振興には欠かせません。そして、アメリカ発の経済危機が世界的に蔓延している中、日本でも緊急の経済対策の必要性が叫ばれていて、道の駅の建設が柳川市においても絶好の有意義な経済対策となり、柳川市の活性化に役立ちます。

私は、この修正案は合併して3年余り、議会多数派が行ってきた反対のための反対の一環であり、そのことによって、過去にも多くの損害を柳川市に与えてきましたが、(「発言を中止してください」と呼ぶ者あり)今回もまた多くの損害を柳川市に与えようとしています。議員の皆さんは、反対のための反対ではなく、将来の柳川市を念頭に置きながら、是々非々の立場でこの修正案を判断してください。

また、市民の皆さんも議会がどのような判断を下すか見守って、どの議員が反対し、どの

議員が賛成したかを確認してください。この修正案の成否が、柳川の将来に大きな影響を与えることとなります。そういった意味で、この修正案には反対をいたします。

議長（田中雅美君）

次に、修正案に賛成の討論をされる方ありませんか。

4番（熊井三千代君）（登壇）

皆様こんにちは。4番熊井三千代でございます。議長のお許しをいただきましたので、議案第75号 平成20年度柳川市一般会計補正予算（第3号）修正案について賛成討論をさせていただきます。

この補正予算では、原案には6款・道の駅用地設定のための不動産鑑定委託料が計上されています。この不動産鑑定委託料については、本年度新たに設置されました産業活性化推進室において、休憩施設機能、情報発信機能、地域連携機能をあわせ持つ道の駅建設事業の基本的コンセプトがまとまったため、また、国、県への要望に当たり、まずは建設候補予定地の検討と決定が必要であるため、今回、不動産鑑定委託料を計上したとの説明を受けました。

しかし、ほぼ毎月行われている所管での産業経済常任委員会にも、全くこれまで事業内容の説明もなく、12月1日の全員協議会において、不動産鑑定委託料が計上されているのを初めて知りました。提案内容の表示もなく、会の中で計画書提出を議員より求められ、12月3日、道の駅建設についての文書、工程予定表、イメージ図、土地鑑定候補地が示された地図が提出されました。

このように、大規模な事業を議会不在のまま進められており、現時点では市民の理解を得るのは難しいのではないのでしょうか。また、事業内容についても不十分な計画、不十分な説明であり、全く納得できるものではありませんでした。

県は土地の確定をしないと補助金の算定ができない。まずは、建設予定地を確定してから事業内容を検討していくとの説明でありました。しかし、たとえ完成が平成24年度であるかと言っても、近年の世界的金融悪化など、社会的状況は軽視できるものではないと強く思います。執行部におかれましては、もう少し慎重に調査研究し、計画を進めるべきではないでしょうか。現時点での提出資料、また説明内容では検討するにも判断材料が不十分で、原案に対し賛成できません。よって、私どもの意見といたしましては、道の駅用地設定のための不動産鑑定委託料の修正に重きを置き、修正案に賛成するものでございます。

以上で終わらせていただきます。

議長（田中雅美君）

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

5番（梅崎昭彦君）（登壇）

皆さんこんにちは。私は修正案に反対の討論をさせていただきます。

市長は、ピアス社に弱みでもあるんですか。だからピアス社には何も言えない、裁判もで

きないではないかと言われた議員もおられます。市長はそのとき、「私が悪いことをしたなら今でもやめます、すぐにでもやめます」、そういう答弁があったと思います。

私どもここにペーパーがあります。平成20年9月26日付の日本経済新聞であります。見出しは、「土地売り主に除去責任 東京高裁 448,000千円の負担命令」とあり、リード部分を読むと、「土地の売買時に無害とされていた土中のフッ素が12年後に有害として法規制されたため、買い主が売り主に汚染除去費を請求した控訴審判決。裁判長は、後から有害物質として法規制された場合も、売り主は除去費を負担すべきと判断した。売り主に約448,000千円の支払いを命じた」と報道する紙面であります。

もう1枚は、ことし7月8日に時事通信が報じた、東京地裁で争われた土壤汚染の判決で王子製紙に賠償命令、土壤汚染で590,000千円というものであります。購入した土地からダイオキシンやポリ塩化ビフェニールが検出され、多額の処理費用を要したという裁判。売り主に590,000千円の支払いを命じたという報道の紙面であります。

これまで、裁判はやるべきと迫っていた議員が、3月の裁判は遅過ぎる、もっとゆっくりやれと、余りにも場当たりの無責任と言わざるを得ません。これまでのピアスとのやりとりからもアスベストの存在を買い主として、本市はしっかり認識することが絶対必要であります。

さきの民事調停も、当初ピアスは調停費用を市の負担と申し立てていた、最後は市に負担させるということで聞いております。市のこと、市民のこと、本当に思うなら、今ピアス社に対して、議会と執行部、心を一つにして、この問題に対応する必要が絶対あると思います。また、道の駅は旧三橋町の皆さんを初め、柳川全地域の市民の要望事項であり、直売所や加工所、観光拠点整備を強く望んでいらっしゃることでもあります。道路が開通してしまっただけでは、多くの人が素通りしてしまうことになり手おくれになったと批判的になることは明らかであって、いずれの予算修正も認めることはできないので反対をいたします。

どうもありがとうございました。

議長（田中雅美君）

次に、修正案に賛成討論される方ありませんか。

14番（龍 益男君）（登壇）

14番龍益男でございます。私は、平成20年度柳川市一般会計補正予算の修正案に対しまして賛成討論を行います。

まず、ピアス調査費委託料の件でございます。

このピアスの問題は、新柳川市になって百条特別委員会が立ち上げられ、当用地を一日も早く市民のために安心・安全な公共用地として活用する上で問題はないのか。用地取得するに当たって、適正なる事務処理がなされていたか。その真相を解明するために、目的のために調査を進める特別委員会で行いました。

ちなみに、この百条特別委員会の副委員長は私が務めさせてもらいました。このときの委員長報告の結びとして、市長に対して4つの事項を強く要望しております。その中の1つに、「約定書の締約に基づき、ピアス・アライズ社に明らかに責任のある重油汚染やアスベストについては、市財政にいささかたりとも負担を及ぼさないように、毅然たる姿勢で交渉に挑み、完全撤去に関する覚書を締結し、速やかに解決すること」の強い要望事項でありました。

このような観点から見て、アスベスト調査委託料は今回のピアス・アライズ社との調停の際に、はっきりと除去費用は算出されて協議されてきたのは事実であります。調停が不調に終わったとは言え、今さら調査する必要はないと思います。これからも市財政にいささかたりとも負担のないようお願いをしておきます。

次に、道の駅の不動産鑑定委託料の件でございます。

九州縦貫自動車道とアクセスする国道443バイパスは、平成24年春の開通見通しなのに、なぜ今なのか疑問があります。もっと時間をかけて協議して、選定場所等は選定すべきだと思います。有明海沿岸道路とアクセスもあるし、農業委員の立場から農地保全と優良農地の減少は食いとめなければなりません。そして、ましてや来年は市長の選挙でもあります。状況の変化がございますので、常に見極めて慎重に検討していただきたいとも思います。

以上をもちまして、修正案に対しての賛成討論といたします。どうもありがとうございました。

議長（田中雅美君）

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

3番（浦 博宣君）（登壇）

原案に賛成し、修正案に反対の立場で討論をいたします。

まことに残念でたまりません。石田市長こなしなのか、政争の具にされておるのか、私は市民の声をよく耳にします。「まだピアスの問題はもめよっとか。議員は何ばしよっとね。私たちの生活の問題、福祉の問題、どげんなりよっとか。どげん考えとっとね」という声です。

ピアスの問題については、先ほど龍議員のほうからもございましたが、ピアス跡地の活用策並びに環境調査特別委員会の委員長報告、いわゆる4項目についての市長の責任において今まで十分に努力されてきたと思っております。今では調停も不調に終わっております。ましてや、今回のピアス工場跡地の建物に係る吹きつけアスベスト調査費は、執行の説明によりますと全額国の補助の内示を受けているということでもあります。「早く解決しなさい。市長、あなたの責任でしなさい」と言う議員もいらっしゃいますが、この修正案に賛成される議員は何を考えておられるのか、全く矛盾を感じます。

道の駅不動産鑑定料についてもわかりであります。計画自体が時期尚早である、この場所



にされないのかという意見がありますが、何か思惑があるのでしょうか。今から計画をしても、3年以上かかる事業であります。ましてや、みやま市についても、この計画をされると聞きます。私は、せんだって地元の方にお聞きいたしました。「何で道の駅に反対せにゃんやかの、何でよそさんおっとられやんとやかん」という声もあります。柳川市議会議員として、柳川市の活性のため、地域の声を聞いて行動することは当たり前のことであります。議員は市民の代弁者であるべきと考えます。

以上、原案に対して賛成し、修正案に対し反対するものであります。

議長（田中雅美君）

次に、修正案に賛成討論される方ありませんか。

18番（近藤末治君）（登壇）

18番近藤です。ただいま議長からの発言許可を得ましたので、議案第75号 平成20年度一般会計補正予算（第3号）について、総務委員長報告に対し、賛成の立場で討論をいたします。先ほどからの賛成討論に重複するかもしれませんが、1点だけについて私の意見を述べます。

今回、突然、平成20年度も残り3カ月ほどになったこの時点で、道の駅構想に伴います不動産鑑定委託料が計上されました。このことについては、先日の12月1日、全員協議会でその議案の説明の中で初めて我々議員が知ったわけでございます。どこに、どのような計画でされるのかと、いろんな質問を受けまして、後日12月3日、執行部より説明資料が配付されたわけです。これによりますと、今回のこの委託料は、候補地を決定するためということです。通常、このような公共事業を行う場合は、まず候補地を見立ててから、その場所が事業目的に適するのか、また地権者の了解が得やすいのか。それにいろんな制約条件もあります。その条件もクリアできるのか。このようなことを十分検討し、予定地を決定するものと思います。その後、その決定した場所を不動産鑑定するのが筋ではないかと私は思うのです。しかも、8億円にもなるような大事業を、そして道の駅のオープン予定が計画では平成24年度上旬となっているのに、わざわざ市長の任期も残り4カ月ほどしかないこの時期に、補正までして進めるものではないと私は思うのでございます。

このような大事業は当初予算で計上し、十分事業精査をすべきです。3カ月早めて進める必要がどこにあるのでしょうか。したがって、私は議案第75号 平成20年度一般会計補正予算を減額修正された総務委員長報告に対し、賛成するものでございます。

以上でございます。

議長（田中雅美君）

ここで10分間休憩をいたします。

午後2時32分 休憩

午後2時46分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、原案に賛成討論をされる方ありませんか。

27番（高田千壽輝君）（登壇）

27番高田です。私は、今議会に提案され、総務委員会に付託された一般会計補正予算が同委員会で修正され、可決された予算に反対し、原案に戻すよう討論いたします。

まずは、道の駅に係る鑑定委託料。景気が冷え込み、農家や漁家、商工会が悲鳴を上げる状況であるが、産業振興の起爆剤としての起点となる道の駅は、この柳川において必要とされる重要な意味を持つ拠点整備であると思われまます。

九州新幹線鹿児島ルート船小屋駅、九州縦貫道清水活性化インターチェンジ、有明海沿岸道路供用開始と本市に明るい日が差してきているのに、道の駅構想を具体化する不動産鑑定料をゼロにするとは市民の皆さん方の期待を裏切ることではないかと私は思います。

時期が早い、交通量がどれぐらいか、場所が云々との理由で執行部の計画には賛成と言いながら、一方では予算が出されたら減額修正するとはどういうことでしょうか。本当に市民の皆さんのことを考えてのことかと疑問視いたします。

市民に元気が出るような施策、振興策を執行部に提案するのが議員の務めだと思います。執行部が議会にその関連予算を呈さんすると、これを否決する、それが本当に市民のためなのですか。市民の声を率直に受けとめ、しかるべき議員のあるべき姿勢だと思われまます。

今回の道の駅計画実行のための補正予算こそ、旧市町のときからタイミングを見て設置すべきとの多くの声こそ寄せられております。それも市民の要望の課題の一つだと認識しております。いいタイミングとは、さきに述べた市内への道路や鉄道などの整備、供用開始にあわせた事業着手であります。それにあわせ、執行部が提案したら、いろんな理由をつけ減額修正し、事業に取り組みないようにされております。このような行動が本当に市民のためになるのでしょうか。

また、ピアスに係るアスベストの調査費についてもしかりであります。さきの定例議会の一般質問のやりとりの中での答弁で議員からピアスとの約束をめぐって話し合いのカードはもうないとの発言をされ、これまで議会に繰り返し、議論となった責任のあり方を含め、もはや裁判で明らかにするほかはないと苦渋の決断を下されて答弁されました。私も刑事訴訟なら刑罰を求めるものである、有害物質であるアスベスト問題の根本解決になるのが、ここに至っては一日も早く民事裁判へ向けて準備することが市民への責任だと思われまます。

これまで市がピアス問題に使ってきたお金や所々の鑑定、違いを正確に試算し、これを提起し、司法の場で裁いていただくのが一番いい方法だと私は思います。予算削減提案者は、裁判が長期化すれば跡地利用ができない、社長とのトップ会談などの交渉の余地があると一昨日の新聞記事のコメントに載っていましたが、執行部からはもう手は尽くした、調停も不

調に終わり、もう裁判しかないという説明も受けております。また、提案者もさきの議会では、私は裁判をやったほうが良いという提案もされて、ほかの議員の方々も裁判をせろという発言がっております。それなのに、予算を削減される議員の今回の言動に疑念さえ持つものであります。

以上の理由から、私は委員会がゼロ予算に修正したこの案件に反対します。

議長（田中雅美君）

次に、修正案に賛成討論をされる方ありませんか。

6番（島添 勝君）（登壇）

6番島添です。議案第75号 平成20年度一般会計補正予算（第3号）の修正について、賛成討論をいたします。

市長は、大和町町長のときにピアス側の不動産鑑定をうのみにし、事前の調査を怠ったずさんな契約により、副市長のコメントにもありますように、副市長は好ましくないという返事も返ってきております。ピアスの土地、建物のアスベストなどの問題が合併してからも尾を引き、議員の一般質問でも売り主であるピアスの責任でやっていただくとか、責任を持ってやりますとか、やらなければ市長は私が責任をとらなくちゃならないわけですからとか、市長において責任を持ってピアスと交渉に臨むということですねと念を押されているにもかかわらず、石田市長の任期が残り4カ月になってから、裁判を起こすから調査委託料は裁判が前提になっている、損害賠償の請求をすれば裁判は何年かかるかわからない、その間、ピアス跡地は手をかけられません。石田市長は前にも述べられたように、自分の責任でやるとはっきり言いながら、調停交渉も副市長にさせたり、トップとして交渉すべきこともやらず、ピアスにさせると言っておられるなら調査費は向こうがするはずですから必要ないと思います。

また、道の駅についても、今不動産鑑定しなくても4年後の計画であり、インターが開通したり、沿岸道路等も開通すると、不動産の価格も変わるはずで、私たちの血税を8億円もの金を使うので、その間、もっと議論をして、その時点で鑑定すればよいと思います。そういうことなどで修正案に賛成をいたします。

以上です。

議長（田中雅美君）

次に、原案に賛成討論をされる方ありませんか。

21番（大橋恭三君）（登壇）

21番大橋です。市長の在任期間もわずかな中で、果たしてというふうに出馬のことも非常に意識をしてあります。金子健次をよろしく、石田宝蔵をよろしくではないと思います。柳川市民をよろしくお願いします。

以上です。

議長（田中雅美君）

次に、修正案に賛成討論をされる方ありませんか。

9番（荒巻英樹君）（登壇）

9番荒巻英樹でございます。私は、総務委員会での採決において、原案に反対された方がこの場で賛成討論をなさっていることに大変驚いておりますけれども、私は委員会での判断どおり、議案第75号の修正案に賛成の立場で討論を行います。

まずは、ピアス社跡地のアスベスト除去費用に関する調査委託料ですが、本日も数名の方がおっしゃっていますとおり、石田市長はアスベストの除去はピアス社がやることになっていると幾度となくおっしゃっております。また、そのことに関して、書面にはないが間違いなく約束をしているとも発言されております。

市長は、ピアス社が除去をしない以上は実力行使に出なければならず、司法の場で決着をつけるということですが、本来は契約の不履行を迫るなり、万事を尽くした後に裁判を考えるべきであり、トップ会談も行わずに裁判に訴えるというのは逃げであり、明らかなミスジャッジであります。市長はまた、トップ会談を申し込んだが受けしてもらえなかったとも述べられておりますが、いかがでしょうか。普通の企業が、自治体の市長からの申し出を断るはずがありません。だれが考えても間違った手順を踏むというのは、もしかしたらトップ会談は既に行われており、解決の糸口が見出せなかったのかもしれない。

いずれにしろ、ピアス社跡地の問題は石田市長がずさんな購入を行ったことに起因するものであり、みずからのミスで火事を起こしているわけです。しかしながら、みずからは何らの消火作業もせずに、傍観者であり、すべて部下任せであります。みずからの手で早急に消火作業を行い、一日も早い鎮火を願うものであります。

次に、道の駅建設に伴う不動産鑑定委託料ですが、まずもって計画性に乏しいと言わざるを得ません。具体的には、1つ、JA柳川など関係諸団体との協議がなされていないこと。1つ、行政内での情報共有がなされていないこと。1つ、所管の産業建設委員会への事前の説明もなく唐突に提案がなされたこと。1つ、全員協議会で提供された情報では、事業の効果が全く判断できないこと。1つ、候補地は違う沿線を含めて検討すべきもので、今回は地域性に偏りがあり、比較対象にならないこと。1つ、地域活性化の起爆剤と言われるが、8億円もの予算をかけての新設よりも既存の農産物直売所、例えばJA柳川によりますふれ愛の里、ふれ愛の里大和中島の朝市などの施設の充実やPRを優先すべきであると考えております。

そして、今回、私の判断が決定的になりますのは、委員会質疑の際、みやま柳川インターチェンジの通行量予測を尋ねたときであります。執行部の説明では、自動車なりバスなりで柳川に来たお客さんに柳川のお土産を買ってもらう、みやま柳川インターチェンジを利用してこられた方に柳川のお土産を買ってもらうということでしたけれども、何と執行部はみや

ま柳川インターチェンジの通行量予測の数値を持ち合わせていらっしやらなかったわけです。道の駅前の道路の予測は1万7,000台という報告を受けましたが、そのことが机上の空論であることがわかった瞬間であります。そのことにより、私は今提案に対して反対を決断した次第であります。

それから、最後になりますが、午前中の総務委員会でのおどし発議に対して、市長は御自分の発言を引用しておどしではないと反論されましたが、皆さんはどのように感じられたでしょうか。私は、総務委員会の際、おどしに聞こえましたし、おどし以外の何物でもないと思っております。そのことに市長がお気づきでないとしたら、まさに、今はやりのK Y、空気が読めない（「そうだ」と呼ぶ者あり）ではないかと思っております。

以上で私の賛成討論を終わります。

議長（田中雅美君）

次に、原案に賛成討論をされる方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

次に、修正案に賛成討論される方。

19番（太田武文君）（登壇）

19番太田でございます。私は、補正予算の修正案について賛成の立場で討論させていただきます。

まず最初に、道の駅の計画については12月議会で提案された一般会計補正予算書によって初めて知らされました。事前に全体構想などを示されることなく、全く唐突な提案で、このような提案のやり方自体に驚きを隠せず、議会を愚弄するものであることを冒頭に指摘しておきます。

道の駅をつくるからには、お客さんに多く来てもらわなければいけません。そのためには、立地条件をしっかりと考えなければいけません。来年4月には有明海沿岸道路が貫通します。貫通後は車の流れも変わることが予想されます。そのことも視野に入れて見きわめながら、具体的な構想を考えても遅くないと思います。また、現在、候補地3カ所を選んでありますが、その理由についてまだ納得できる回答をいただいております。また、候補予定地には、隣接する場所にはアクアタウンが建設予定になっており、その一角には農産物の直売所が計画されているので、今回本市が建設する道の駅と競合するようになり、適地とは考えません。

市長は、費用対効果をよく口にされますが、今回の道の駅については費用対効果は採択条件になっていないとして、全く検討されていません。事業が8億円もかかる大型事業であるのに費用対効果、設置場所、運営方法案を十分に検討して計画すべきではないでしょうか。また、もう少し各種団体とか、市民の意見を聞いて計画を練るべきではないでしょうか。

以上、このような状況を踏まえ、時期尚早であると考えます。余り急いで事を進めると、

ピアス社の二の舞になる可能性もありますので、慎重にすべきだと思います。したがって、修正案に賛同するものであります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

ほかに討論される方ありませんか。

26番（梅崎和弘君）（登壇）

26番梅崎でございます。議案第75号 平成20年度柳川市一般会計補正予算（第3号）につきまして修正案、道の駅不動産鑑定委託料500千円を減額する修正案に対して賛成の討論をいたします。

私は、反対のための反対討論を行うわけではありません。今まで何度も私はこの壇上で一般会計の予算、また決算に対しまして反対討論を行ってきました。本日は、今まで十数名の方々が反対、賛成の立場から意見がっております。私はお互いに意見があって当然だと思っております。

そこで、簡単に申し上げます。私は、脱サラから百姓になりまして30年近くなります。その間、トマトやナスのハウス栽培、米づくりをやってきました。1つの作物をつくるためには3カ月、6カ月、また本当に道の駅で「ああ、これは柳川の特産物としてよかね」と言われるような、そういうふうな農産物をつくるためには、土づくりを初めとして1年近くかかるのではないかなと、このように思っております。

先ほど、この道の駅の費用対効果、これはある議員は5年、10年かかるばんと、その結果が出るのにですね。やはりこの道の駅を運営するには、私は安くて安全な農産物、売るよりもつくる人、いわゆる供給体制をつくるのが最重要だと思っております。これ次第で道の駅の事業が成功するか、失敗するかにかかっているんじゃないかなと思います。いわゆるこちら辺の検討が全くされていないんじゃないかなと思います。

農産物売るこのような道の駅構想は、私は大いに結構だと思いますけれども、赤字経営のところがたくさん出てきていると、こういうことも聞いておりますので、いま一度考え直す必要があるのではないかと、このように思います。

以上です。

議長（田中雅美君）

ほかに討論される方ありませんか。

1番（島添達也君）（登壇）

私は、このたびの一般会計補正予算（第3号）に関する総務委員会の修正案に賛成の立場で討論いたします。反対のための反対なのか、是々非々に立った意見なのか、よくお聞き分けいただきたいと思っております。

1つは、9ページ、2款・総務費、5目・財産管理費、ピアス跡地のアスベスト調査委託料の件であります。

そもそもピアス跡地の問題は、平成15年、旧大和町が当該用地を購入する際に、当時の大和町長で現柳川市長の石田宝蔵君が、地方自治法第234の2、契約の履行の確保の条項「当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならない。」と定める法に違背して職責を怠り、そのことは購入するとき図面も見なかったと明言しておることで明らかであります。なおかつ、議会には不動産鑑定書、重要事項説明書、契約書などの重要書類の内容について一切説明することなく、ただ面積、購入金額、支払方法、支払期日のみを提案して議決を求め、結果、2,000坪余のうち1,800坪にアスベストが使用されている建物と産業廃棄物が大量に、しかも、ひそかに投棄されている土地を購入したことに起因いたします。

さらに合併後の柳川市長になってからも、百条委員会や一般質問の答弁で「何か問題が発生するならば、売り主であるピアスプロダクツの責任においてやっていただくということにいたしておりますので、私どもが何らそういうものについては、問題が出た場合については先方に申し入れまして、きちりその辺は処理させたいと思っております」と、確かな約束があったと言っておきながら、その約束の履行を迫る交渉を行った形跡や事跡は全然見受けられません。また、「アスベストの問題はピアスの問題として解決してくれると交渉、確認に行きなさいということですから、責任を持ってやりますと、やらなければ私が責任をとらなくちゃいけないわけですから」などと自分の責任で解決のための交渉をすると断言しておきながら、土壌調査、瑕疵担保責任の期限延長、損害賠償請求など、すべて議会からの強い要求に応じて副市長を中心に立てて行ったものであり、中でもピアスが提訴した債務不存在確認調停では、元職員を代理で出頭させていたらくであります。

以上のてんまつをよくよく考えてみますと、石田市長の職務怠慢と言行不一致の政治姿勢は歴然としております。そのことについて、謝罪はおろか弁明さえあっておりません。議会が議決したからといって、市長の責任が免れるとは到底思えません。何を今さら、どの面下げて、選挙直前になって責任を持ってかかわることができるかどうかもわからない裁判を起こそうというのでしょうか。とても本気で裁判を継続して争っていくとは信じられません。そう言っておけば、今までの言動がチャラになるとでも思っているのでしょうか、それとも、選挙を有利に戦えるとでも思っているのでしょうか。どうしても提出資料として除去費用の算出が必要ならば、調停の際に100,500千円の除去費(消費税除く)を提示しているではないですか。12月1日の議案説明の全員協議会で、私がああ資料を公開したら情報の入手先がどうかしたかのような、これにつながった、混乱させたというような次元の低い表現で私を非難しようとしていましたが、あれが一体どういうことかわかっているのでしょうか。議員活動に対する制限であり、冒涇であります。むしろ、ああいった情報は市長が進んで議会に報告すべき事柄ではないでしょうか。(「そうだ」と呼ぶ者あり)市民の方が正当な手続を踏んで

得た情報を、私が議員活動の一環として手に入れて議会で公表した。それが混乱させたとはどういうことでしょうか。議会制間接民主主義をどのように理解しているのか、市長の政治的センスを甚だ疑問に思わざるを得ません。

それはともかく、調停で提示した金額と裁判で提示する金額に差異があったら、柳川市はかえって恥をかくことになりませんか。また、3,480千円といえども公金であります、無駄遣いは極力避けるべきであります。しかも、国庫補助が一部1,800千円ついておるといえるようなお話であります、これは第1次補正についておるわけで、第2次補正がないとは言えませんし、これを返上することになったら、他の補助事業にも影響があるかのような説明がっておりますけれども、御自分は河野市政から引き継いだまちづくり交付金事業の1億円近い補助金を返上しております。このところを市民の皆さんはよく聞き分けて、だまされないようにしていただきたいと思えます。

第2は、6ページ、6款・農林水産業費、12目・農村ふるさとづくり事業費、不動産鑑定委託料についてであります。

本来、選挙直前の当初予算は骨格予算で編成するのが政治の常道、行政の常識であります。したがって、新規の大型事業は選挙後の議会で本格予算の中で組むべきであります。今回の提案は、不動産鑑定委託料500千円の枝葉の予算ではありますが、最終的には8億円にもなるうかという大型建設事業道の駅に連なる用地取得のための不動産鑑定委託料であります。ですから、予算計上の時期が不適切だと思えます。

さらに、候補地は3カ所に絞られたということですが、まだ特定はされておられません。その他のことは一切未確定であります。まだまだ交通アクセスも未完成の部分があり、通行車両の動向も想定すらできないのが現状であります。しかも、道の駅事業は3省、国交省、農水省、経済産業省がそれぞれかかわっておりますが、現在は農水省サイドからの折衝だけで国交省、経済産業省との折衝はなされておられません。県に至っては、現状では取り組むことは難しいと話す担当職員もあります。したがって、国庫補助がつくかどうかもわかりませんし、事業規模、面積、事業内容、予算総額、財源構成、運営形態すべて未確定であります。それなのに、用地取得のみを先行させた提案であります。このことはピアス跡地、漁業団地を連想せずにはおれません。石田市長独特の政治手法であります。我々議会も、また柳川市民もその手に乗るわけにはいきません。

以上の理由で、この件も修正案に賛成するものであります。

議長（田中雅美君）

ほかに討論される方ありませんか。

25番（三小田一美君）（登壇）

私は、補正予算の修正案の賛成の立場で討論をいたします。

まずは、なぜ今になって調査が必要なのか、17年度の調査の存在が明らかになったときに、



詳細な調査を行い、直ちに損害賠償請求か瑕疵担保責任を追及しておけば、今ごろは早う解決をしておった。

昨年末に、議会からの厳しい請求を受けて損害賠償請求をし、それまでは話し合いでなければお金は返ってこないなどのへ理屈で行動を起こさなかったことが今日結果を招いている最大の原因であります。

市長は、契約時点では建物にアスベストが使用されていたことは私もピアス社も知らなかったと今まで答弁をされてきているが、特別委員会で瑕疵担保に該当するのではないかと、ピアス社の川島さんは持ち帰って検討しますと、そうおっしゃられていますとのお答えですが、市長はピアス社は法的責任はないともお答えをされています。なぜ法的責任がないとの発言をしていると思われますか。また、瑕疵担保の該当する認識された民法の第566条の3によりますと、これはこの前もお尋ねしたけど全然前に進まなかった。瑕疵担保が発見されたなら、契約の解除または損害賠償の請求は買い主の事実を知らなかったところから1年以内に行ななければならないと定められています。ピアス社がアスベストの存在を認識していたと思うので、また、視野に入れて対抗の手段をとるべきではないかと私、再三になって指摘もありました。市長は全く取り組みをされていない。だから、手おくれと思う。また、市長が何もしなかったことは無作為による時効消滅を故意に発生させたことに該当すると思います。ピアス社がたとえ瑕疵担保責任の追求を受けても、既に双方が認識をしているなら、1年経過して時効が成立していると思うが、損害賠償請求は無効だと思う。副市長、あんた書かんでも、この間質問しとってしょうが。平成17年12月において、いただいた竹井議員の一般質問に「問題が発生するなら、売り主であるピアス社の責任において撤去を実施していただきます」と、市長はそういうふうに回答されています。また、「私が責任持ってやらせます、ピアス社がやらなければ私が責任をとらなくちゃならないわけですから」とお答えしてあるのは議事録にはっきりとしています。やはり約束されたとおり、市民に心配、迷惑かけないようにして、ピアス社にやらせるか、でなければ自己責任で答弁をされたように、市民にうそは言わないように守っていただきたい。

ピアスの工場跡のアスベスト除去に対する調査費であります。この根拠はピアス社に対し、損害賠償請求裁判を維持するためとなっております。しかし、既にピアス社に対しては昨年12月、損害賠償請求を行い調停が行われています。今回改めて調査し、損害額を算出することですが、昨年12月に副市長の算出した損害賠償額はあてにできないということでしょうか。副市長は、そんなでたらめな計算をされるのでしょうか。私は、キャリアの優秀な国家公務員と伺っています。農水省の技術畑を長年経験された方でございます。算出した損害賠償額で権威のあるものと信じておるわけですよ。今議会で、議員の質問に対して市長は、「ピアス社が約束を守らない、だから裁判するために必要」と言われていますが、本当にそうでしょうか。今までの答弁と矛盾するのではありませんでしょうか。今、市長がしな

ければならないのは、ピアス社に対してアスベスト除去の約束を実行させることです。調停も副市長や元職員に任せて、市長は一度も出ない。副市長、また元職員に任せて自分で何もしていないのではありませんか。交渉をやったと言われますが、何回ピアス社の社長と会われ、直接話をされたのでしょうか。

ピアス社が約束を守らないなら、記者会見の場で、そのことをマスコミに発表し、ピアス社と対決すれば、ピアス社は夢を売る会社であります。イメージダウンにつながることは敏感ですので、すぐ対応するのではないですか。そうでしょう、大きい会社だから。市長はやましいことは何もない、ピアス社が実行しないとばかり言っていないで、実行するようにしたらよいではないでしょうか。公式の記者会見でピアス社が約束を守らない会社であることを明らかにすることも方法だと私は思います。市長の答弁では約束はあったと明確に答えられているわけですから、相手の訴えられることはないと思います。

次に、道の駅の鑑定評価であります。慶和が予定してあります娯楽施設の付近に道の駅の用地を購入するためとありますが、果たして443号線のバイパスの通行量は予定どおりでしょうか。市長は、漁業団地を整備する際には、100名程度の希望者があると答弁されています。50億円の予算を投下される予定ですが、現実には10名程度であります。非常にサバを読むのがうまいとも言えます。今回も8億円の予算を予定してありますが、その内容はほとんど決まっていらないのが実態であります。道の駅で何を売るのか、それはだれが持ってくるのか、どの程度持ってくるのか、種類はどれくらいの準備ができるのか、海産物はどうなっているのか。何を聞いても、これから計画していきます、関係団体ともこれから協議をしていきますとの答えであります。

有明沿岸道路は間もなく開通します。とすれば、車の流れ、人の流れは大きく変わると考えます。果たして443号線バイパス沿線がよいのか、有明沿岸道路沿いがよいのか、できなければだれにもわかりません。2つの道路が開通し、条件を比べ、それまでにしっかりした計画をつくっても決して遅くありません。急げば、またピアスと同じことになります。最初にきちんと計画しておけば、こんな結果にならなかつたと悔やむことがないようにしていただきたいと思います。

そのようなことから、今回の予算の修正案に賛成し、討論を終わります。

議長（田中雅美君）

ほかに討論される方ありませんか。

24番（佐々木創主君）（登壇）

もうこの討論が長くなってありますが、恐らく最後かと思しますので、おつき合いをいただきたいというふうに思います。

私の考えとしまして、今から意見を述べさせていただきますが、まずピアス、アスベストの調査委託料でございます。この件に関しましては、合併後この3年半余り、いろいろと議

論が尽くされ、特別委員会も設けられ、さまざまな角度、見地から議論が行われてきたわけであります。そういう中で、新たな材料等々も出てき、今後どうやっていくのか。そういう中で、ピアスと当市の直接交渉、その後調停、そういう経過の中で、そういうもろもろの議論がなされ現在に至っておるわけでございます。

その中で、私もこの3年半、その議論を静かに聞かせていただいたわけでございます。そして、去る今週の月曜日でございますけれども、総務委員会におきまして付託をされたこの案件、私もその総務委員として執行部と1日に渡りましていろいろ情報交換、議論等々させていただいたわけでございます。そういう中で、今回訴訟という前提ではありますが、いずれにいたしましても、来年の4月、市長選が行われます。新しい方になれるかもしれません、石田市長が再任されるかもしれません。しかし、この市と議会内部の議論とは別に、ピアスとどう交渉していくのか、どうこの除去費を確保していくのか、それがまず第一でございます。

そういう中で、もうここに至っては幾らかかるのか、話し合いをするのか、訴訟を起こすのか、そういういずれの選択肢をとるにいたしましても、その基本となるアスベストの除去費、これがわからなくてはもうどうしようもない。そういうふうを考えるわけでございます。したがって、私はこのアスベストの調査費、これは認めるべきではないかなというふうに考えております。

次に、道の駅でございます。

この件は、市民の皆さんも有明新報の報道によりまして御存じのことと思います。私も、この議論が始まる、議会で議論をなされる前に有明新報で知ったわけであります。率直な感想としましては、いいのができるな、道の駅が柳川んにきもできるか。そういう率直な感想を持ったのも事実であります。そして、執行部からの説明によりますと、みやま市も計画をしており、443バイパス、来年開通いたします九州自動車道柳川みやまインター、これから柳川へ入ってくるこの443号バイパスにみやま市も計画している。だから、早くしないとできなくなるかもしれない。そういったことから言うと、そうあるべきかな、しかし、今、我々この柳川市、合併して4年目であります。10年間の中でしっかりと次の時代にこたえられる、その財政基盤、足腰づくりと、どういうふうにまちを、旧1市2町を1つのまちととらえて、どういうまちづくりをしていくのか、その議論の最中であります。もっとマクロな中での道の駅、物産販売所をどうするんだ、そういう議論が必要であります。

そういうことを考えたときに、この提案、部内でしっかりと議論されたのか。都市計画の見地から、農業振興の見地から、産業振興の見地から、道路行政の見地から、そういうことで私は確認をさせていただいた。しかしながら、その責任を負う建設課、まちづくり課、商業振興課、農政課、だれもこの相談を受けていない、知らなかった。そういう状況の中で唐突に提案されたわけであります。と当時に、現在、柳川の10年、20年後、どういうまちを

していくのか、そういう絵をかく、都市計画マスタープラン、そういうものが計画され、この年度内にはもう完成される予定であります。そうしますと、この道の駅が立地をする443号バイパス、この地域をどうするのか、優良な農地であると同時に広域幹線道路沿い、活性化も予想される。計画的に農地を壊さないように、しっかりと将来も含めて議論して配置を考えなくてはならない、その対策はまだできておりません。そうしますと、今回立地する443号バイパス、垂見地区、ここに行政が率先して農地を壊して商業施設、活性化施設をつくる。そうすると、皆さん御承知のとおり、現在の208号線、柳川駅から枝光、矢ヶ部、この地区、当初は周りは何もない田んぼだけ、非常に理便性の高い道路でありました。それが現在の様相、商業施設が張りついております。

計画として、443号バイパスをそういうところにするんですよ、そういう方針であるなら結構でしょう。しかしながら、市の指し示されたマスタープラン、そして現在作成をされておる都市計画マスタープランにはそんなこと書いてございません。まず農地を保全する、利用するにしてもしっかりと将来を含めてどうしていくのか、その辺をしっかりと整理して活用していくんですよということを述べられておると同時に、執行部の提案によりますと、これを今後の地域活性化、産業振興、こういったものにつなげていく、食品加工もやる、農業振興にもつなげる、結構なことでございます。しかしながら、これをどこに立地するのか。例えば、先ほどの開発、そうしますと、この道の駅周辺がそういった商業、産業活性化、そういった意味での一大拠点となります。そうなったときに、市が指し示しておるコンパクトシティ、中心市街地が空洞化しておる、これをどうやってここにもう一度都市機能集約をしていくのか、それとどうバランスをとっていくのか、それと交通の利便性、そういったものを含めて議論をしていないじゃないですか。急がなくてはならない、しかしながらその基本的な議論ができていない、それをしっかりとやりましょうよということを私は総務委員会で申し上げ、市長も傾聴に値する意見をいただいたというふうに言っていました。

そういった意味で、この年度途中、市長がかわろうが何しようが、こういった産業振興策、活性化策、やらなければなりません。しかしながら、市長がかわろうが、同じ人であろうが、なるほどこの案だな、我々議会も市民も納得できるだけのしっかりとした材料、検討、それをまず私はお願いしたい。その上で、私もその議論に参加させていただきたいと思ひますし、ぜひとも執行部におかれましては、この案件は一遍取り下げただいて、新たな場面でのしっかりと検討した上での御提案をよろしくお願い申し上げます。

議長（田中雅美君）

ほかに討論される方ありませんか。

11番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

11番矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しを得ましたので、議案第75号 平成20年度柳川市一般会計補正予算（第3号）修正案について賛成討論を行います。

この修正案は、2款・総務費では、ピアス跡地の建物に係るアスベスト調査委託料3,486千円減額し、さらには6款・農林水産業費では、道の駅用地選定のための不動産鑑定委託料500千円を減額するものであります。本案は、総務委員会へ付託をされた案件であり、私はその委員長の役にありますし、それなりの責任ある立場にあります。

そこで私は、ピアス問題について予備知識を得る目的で法の専門家と不動産の専門家にアドバイスを受けたところであります。ピアス工場跡地を買うに当たっての売買契約であり、売り主は大阪市北区豊崎3丁目19番3号、ピアス・アライズ株式会社代表取締役・阪本和俊氏、買い主は福岡県山門郡大和町大字鷹ノ尾120番地、福岡県山門郡大和町長・石田宝蔵とあります。また、免許証番号、大阪府知事(1)第48265号宅地建物取引主任者大阪府第5099号・砂山誠、この方の免許取得は、平成13年3月7日でありました。ここは、ピアス・アライズ株式会社の中の不動産部である。なぜ、同じ同一会社にある方を入れたのか理解しがたく不自然であります。さらに、疑問は仲介者免許番号、大阪府知事(2)第45850号大阪市北区豊崎3丁目19番3号、ピアス・シティーク株式会社代表取締役・阪本和俊氏、宅地建物取引主任者大阪府第84097号・坂元潤とある部分であります。普通、行政の取引には仲介者はいれないのに、なぜあえて仲介者を入れてあるのか疑問だ。もっとおかしいのは、その仲介者は売り主であるピアス・アライズ株式会社代表取締役・阪本和俊氏と全く同一の人物であり、さらにさらにおかしいのは、売り主のピアス・アライズ株式会社と仲介者のピアス・シティーク株式会社は住所も全く同じ大阪市北区豊崎3丁目19番3号であるところであり、つまり売り主と仲介者は住所も代表取締役も全く同じであります。

そこで、これはあくまでも邪推であるがと断られた上で仲介者には売り主と買い主の双方からそれぞれ3%の仲介料を取っていいように法で定められている。売買価格は540,000千円でありますから、その3%は17,200千円となる。それを双方から取れるわけだから、倍の34,400千円。果たして、その金はクエスチョン、クエスチョン、クエスチョンである。

ところで、宅建法に違反しているところがあります。それは、平成15年2月15日施工で土壤汚染は不動産屋が必ず説明することになっているのに、その説明がなされていない。これは、あくまでも土壤汚染の問題であって、アスベストの問題ではないそうである。だから、損害賠償訴訟のために、アスベスト調査するなんてお門違いも甚だしい、見当違いもいいところ、全くの税金の無駄遣いである。3,486千円という大金をどぶに捨ててしまう行為は市民への背信行為である。まして、石田市長が全面勝訴と言われること自体、全く根拠がありません、大うそと言えますと、アスベストに限って言うならば、全面勝訴どころか、全面敗訴も考えられます。もっと言わせてもらうならば、当時の石田大和町長は買ったときの自分の手落ちをピアス社に求めてあるが、何度も指摘するようにそれは筋が通りません。なぜに当時の石田町長はしっかりと調査した上で買われなかったのでしょうかね、その責任は当然、免れられないだろう。

繰り返しになりますが、到底瑕疵担保や債務不履行には当たりません。だから、アスベスト除去費用を算定したところで無駄であり、無意味であります。ただただ、石田宝蔵柳川市長が買った当時の手落ちを素直に認めて、損害額を責任を持って支払いますと約束されれば別ですが、いずれにしても、調停時に柳川市がピアス・アライズ株式会社に示した105,000千円でもそんなに差があるはずがありません。副市長が図面に基づいて積算されておりますからね。

次に、道の駅建設費、不動産鑑定委託料500千円の減額であります。

いつものことですが、執行部からの積極的な納得できる説明が議会にはなされておられません、全く誠意が見えません。提出していただいた資料は、ほとんどが議会側から指摘を受けて出されたものばかりであり、ややもすれば、漁業団地やピアスや筑紫町駐車場と同じように、土地を買うのがねらいだったという二の舞だけは避けなくてはなりません。何と言いましても、全世界が未曾有（みぞゆう）ではありません、未曾有（みぞう）の冷え切った中にあります。

一方、柳川市の自主財源は福岡県の市の中で下から2番目に悪い状況にありますから、なおさら、1円の無駄遣いはできないのであります。これ以上、市民の皆さんを泣かせることは許されません。石田市長は、平成17年12月議会の一般質問で、「アスベストの件については問題が発生するならば、売り主であるピアスの責任においてやっていただくということにいたしております」。また、平成18年3月17日の特別委員会でも、「アスベストはピアスが、ピアスがとおっしゃるが、本当にピアスが撤去するのか」という議員の質問に対し、「この前の一般質問でお答え申し上げてきたでしょう。責任を持ってやります。やらなければ私が責任をとらなくちゃいけないわけですから、そんないい加減なことは言わないでくださいよ」などなど、これで今まで市長があらゆる場で答弁されてきたものは、全くの根も葉もないうそであったことが白日のもとにさらされたこととなります。今まで市長は一貫して、ピアスがやると議会を、市民をこれではだましてこられましたということではないでしょうか。今は何とおっしゃっているかと言えば、アスベスト除去はピアスがやると言ってきたが、今になってピアス側がやらないと言っている。だから、民事裁判で訴えるしかない。そして、さきの総務委員会では副市長は、「ピアスはさすが大阪商人だ。相手を信じられないと思った。これは争いだ」、ここに来てピアス社を非難されておる状況にあります。

勝ち目のない裁判を、5年かかるか、10年かかるか、30年かかるかわからん、そんなにかけて、裁判費用もどれぐらいかかるかわからないもの、あげくは議会を、7万3,000人の市民の皆さんを暗い暗いトンネルの中に封じ込めてしまうような、そして、最後は、うやむやにしてしまう。このようなことでは、私はおかしいと思います。

だから、私は修正案について賛成であります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

ほかに討論される方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案の総務委員長報告は修正でありますので、まず、委員会の修正案を起立により採決いたします。

委員会の修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除くその他の部分について、原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、修正部分を除くその他の部分については原案どおり可決されました。

ここで10分間休憩をいたします。

午後 3 時56分 休憩

午後 4 時14分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお諮りをいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、この際あらかじめこれを延長いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

お諮りいたします。請願第16号 「郵政三事業の利便性の確保を求める意見書」を政府等に提出することを求める請願書については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本請願は総務委員長報告どおり採択とすることに賛

成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本請願は総務委員長報告どおり採択と決定いたしました。次に、産業経済委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。請願第17号 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」等の抜本的な見直しを求める意見書提出に関する請願書については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本請願は産業経済委員長報告どおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本請願は産業経済委員長報告どおり採択と決定いたしました。

次に、建設委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第80号 柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第81号 柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第76号 平成20年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第77号 平成20年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第83号 柳川市民会館の指定管理者の指定については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛

成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。請願第15号 「教育予算の拡充を求める意見書」提出に関する請願書については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本請願は教育民生委員長報告どおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本請願は教育民生委員長報告どおり採択と決定いたしました。（「議長」と呼ぶ者あり）

13番（伊藤法博君）

私は、ここで田中議長の辞職勧告決議案を提出したいと思いますので、よろしく取り計らいをお願いします。

議長（田中雅美君）

暫時休憩をとります。

午後4時22分 休憩

午後5時4分 再開

副議長（島添達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

田中議長が退席されていますので、副議長の私が議長の職務を代行いたします。

ただいま伊藤議員外2名から、田中雅美議長の辞職勧告の決議案が提出されました。

お諮りします。この決議案を日程に追加し、追加日程3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（島添達也君）

賛成少数であります。よって、この決議案を日程に追加し、追加日程3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることは否決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午後5時5分 休憩

午後5時18分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

### 日程第3 石田市長答弁の矛盾点の解明について

議長（田中雅美君）

日程3．石田市長答弁の矛盾点の解明についてを議題といたします。

石田市長答弁の矛盾点を解明する特別委員会委員長の報告を求めます。

石田市長答弁の矛盾点を解明する特別委員会委員長（森田房儀君）（登壇）

平成20年第1回柳川市議会定例会において、当委員会に付託を受けた調査事件1件について、その調査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおり報告を申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について及び2、執行部出席者、3、案件についてを省略いたし、4の調査結果から報告をさせていただきます。

#### 4、調査結果

新生柳川市が誕生して4年間、市政の中に独りよがりと言言のすり替えや、議会と執行の間にいびつな関係が生じ、市政の混乱は目を覆いたくなる実態がある。

ここに柳川市議会として、中立、公平なスタンスで柳川市の将来を熟考した議論を通し、新生柳川市が一つになり、「限りなき前進へ向けて」の第一歩となるための報告書としたい。

##### 一、調査の方法

本委員会は、石田市長の議会、全員協議会などにおける答弁が、その都度変わっていくことに不審を抱き、平成20年3月議会において「石田市長答弁の矛盾点を解明する特別委員会」が14名の議員をもって設置されたものである。

平成20年3月委員会設置以来、14回の委員会を開催し、関係職員や副市長の出席を求め説明を聞いた上、議会として慎重な審査を行い、最後に執行の最高責任者である石田宝蔵市長の出席を求め説明を求めたが誠意ある答弁はなく、出席して20分程度で、「馬鹿ばかしい、私は退席します」と言い放ち、無断退席（逃げ帰って）し、議長からの再出席要請にも頑として出席拒否を貫いたことは、議会軽視もはなはだしく執行長としての説明責任を放棄したと言わざるを得ない。正に、市長としての資格はない。議会は、市民に代わっての執行権へのチェック機関でありこれを拒否したことは市民に対する背任であり議会制民主主義への冒瀆である。

時系列的に、過去の発言の議事録をたどりながら、3班に別れ分科会で調査を進めた。

- |                    |                |
|--------------------|----------------|
| 1班 柳川ホテル跡地問題について   | 班長 龍 益男議員 外4名  |
| 2班 ピアス跡地問題について     | 班長 森田 房儀議員 外4名 |
| 3班 全日本同和会大和支部補助金問題 | 班長 矢ヶ部広巳議員 外3名 |

各班に分かれて調査した内容を持ち寄り、全体会議を開催した。

執行の説明員の出席要請は、前述の通りである。

説明の聴き方については、先ず基本的な質問を委員長質問として、その後各委員から質問をしていく方式を取った。

## 二、調査内容

柳川ホテル跡地問題について

有印公文書偽造の被害届の件

### 事案惹起の顛末

- ・ 職員が、県のヒヤリング通知を受け、関係書類の点検をしたところ、柳川市土地開発公社との業務委託契約書が欠落していることに気付き、関係上司に相談をして書類作成（平成17年7月）を行い、当時の島田助役にその顛末を事前に報告（平成18年2月）していたものを、平成19年6月28日に柳川市の被害として、柳川警察署に被害届を提出した。関係3課（総務課、商工観光課、都市計画課）で協議の上、善意の書類作成をし、県のヒヤリングに備えたものである。
- ・ 本事案の始まりは、柳川ホテル跡地購入に際し不正疑惑の議員発言があり、購入に際し何らかの不正があったのではないかとする警察の捜査が始められたものである。  
捜査の結果、不正の事実は今日まで認められていない。副市長の答弁から察するに、捜査協力のために急遽別件の「有印公文書偽造の被害届」の提出となったものである。
- ・ 平成18年2月、警察への書類提出をする前に、当時の島田助役に対し、事の顛末を報告していることは、その報告を受けた時点では島田助役は、追認していたと解するのが妥当である。
- ・ 平成18年2月に、関係職員から報告を受けて、平成19年6月までの1年4ヶ月の間、服務規定違反、公印管理規定違反などの処分もせず、放置した執行部の責任は重いといわざるを得ない。
- ・ 関係職員の前市長公印を無断使用したことは、極めて重いといわざるを得ないが、事前に報告していること、善意から出た行為であり、速やかに内部において、行政処分を行えば良かったのではないかとする疑問が残る。
- ・ 市役所の行政は、すべからく組織で動くものであり、単独個人で動かせるものではない。特に、上司の判断を伺ってから関係職員が行動を起こしている。指揮監督の徹底が見えてこない。

## 執行答弁の矛盾

- ・ 平成20年3月議会において、本事案に対し一般質問及び緊急質問が出された際、石田市長は、「私は全く知りませんでした」と答弁し、次の6月議会において、議会の追及を受け、山田総務部長が、市長、副市長と相談をして私が被害届を提出してまいりましたと答弁した。それでも、石田市長は「私が言ったのは、被害届の内容を知らなかった」「警察から言われて被害届を提出した」との答弁を繰り返した。
- ・ 警察署長に市長答弁の真偽について、議長、副議長が確認をしたところが、大塚柳川警察署長は「被害届というものは、あくまでも被害を受けたもの自らが、自らの意思で出すものであり、警察のほうから提出を求めることはありえない。被害届は『当事者を罰してください』。という意味で出されるものである。『警察の求めに応じて被害届を出した』そういうことを言われれば警察としては非常に迷惑だ」との談話であった。
- ・ 更には、大塚柳川警察署長談話が出ると、「担当の刑事から言われた」と詭弁を弄する。正にすり替えの名人といわざるを得ない。
- ・ 本来、柳川ホテル跡地問題が捜査の対象となっていたのは、何らかの不正取引があったのではないかと疑惑によって行われていたものを、何の不正もなかったことから急遽、有印公文書偽造の被害届となったと予測できる。

## 本事案に対する問題点

- ・ 本事案の被害届の提出については、山田総務部長の説明では「市長から事前に警察から呼び出されたときには、宜しく頼む」と言われていた。従って山田総務部長は警察に行った時、「ああ市長から言われたのはこのことか」と思い、被害届を提出してきた」との答弁であり、山田総務部長は、直接の部下である関係職員に対し、事前の事情調査もしないまま被害届を提出したのは、市長の暗黙の了解があったとはいえ極めて軽率な行為と言わざるを得ない。

更には、市長の落ち度は、職員の指導監督不足及び公印等の管理規則の制定について厳格に対応していなかったとする執行責任があり、関係職員だけを責任追及することは、天を向いて唾を吐くがごとき行為である。
- ・ 検察庁の事情調査でも、「何でこんなものが、被害届として出されるのか」と「この種の届けは行政で処理すべきだ」と笑われたと聴くと柳川市の恥を天下にさらしたに過ぎない。
- ・ 首長たるもの、職員のやる気を引き出し、市民のために働く意欲を増幅する包容力がなくては、職員は自発的に働く意欲を失ってしまう。
- ・ 石田市長には、「自分だけは正当で間違っているのは職員であり、議員であり、市民である」との誤った自己主張は改めてもらいたい。そうでなければ、市長としての統治能力を疑われる。
- ・ 平成20年10月15日、柳川検察庁に副市長が電話による問い合わせをしたところが「不起

訴処分」であったことが判明、石田市長による名誉毀損、被害届の処分は全てが不起訴処分に終わっている。司法の権力を利用して柳川市の中に恐怖政治を敷くことは、民主政治の根幹を狂わすものである。

- ・ 平成19年5月大泉副市長は、島田助役の後任として副市長に就任されておりますが、その当時、有印公文書偽造の刑事事件としての判断はありましたか？の質問に対し「ありませんでした」と答弁した。そして、前任者の島田助役からは、「文書決裁について、注意せよ」との忠告を受けたそうである。

更には、「公印管理規則などの見直しを図るべきと考えられていたのか」の質問については、「平成20年改善の余地を感じた」との答弁であった。

#### ピラス跡地問題について

ピラス工場跡地問題は、平成15年3月7日、ピラス社川島常務(当時)と大和町長(当時)石田宝蔵氏との間で不動産売買契約に係わる協定書の締結から始まり、5年余りの歳月を経過しているが今日までその使用目的すら決まらない状況にある。

旧大和町でも購入当時から、取引内容、用地代金の支払い方法に疑惑が持たれ、混乱が続き平成17年3月21日一市二町の合併成立後も、柳川市議会において一般質問や特別委員会などによる審査が横行され、問題点の解明は進んでいるところであるが平成18年7月10日「ピラス跡地の活用並びに環境調査特別委員会(百条委員会)」による調査結果については、出来るだけ重複することを避け効率的な調査とした。

#### 本事案の経緯

1. 平成14年12月6日、ピラス大阪本社を訪れ、川島常務(当時)藤野和雄事業部副部長と会い、ピラス九州工場の処分に関する考え方などを尋ねる。
2. 平成14年12月13日、平成15年1月30日、平成15年2月10日の全員協議会に於いてピラス跡地購入の意向表明。
3. 平成15年3月7日、全員協議会にピラス常務(当時)川島氏が出席し、取引条件などについて説明。同日、ピラス社川島常務と大和町長石田宝蔵氏との間で「不動産売買契約に係わる協定書」を締結。
4. 平成15年3月31日、重要事項説明書を受領。翌4月1日、不動産売買仮契約書を締結。ピラスシティアーク株式会社 藤野和雄事業部長の証言では、平成15年4月3日に説明したということである。説明も聞かずに不動産売買仮契約書を締結したことになる。
5. 平成15年6月27日、6月定例議会に用地買収のための予算案を提出する。
6. 平成15年7月25日、不動産売買契約書を締結、第1回分として、2億4千3百万円を支払う。
7. 平成16年12月27日、第2回分として、2億9千7百万円を支払う。(支払い約束は、平成17年3月31日)

{註}ピアス社との契約・議会開催・文書提出の流れ・法律改正などの流れ、については別添資料1.を提出。

## 調査内容

### 石田市長答弁の変遷とその矛盾点について

- ・平成15年1月30日、本木昭典議員の質問「～商品価値はあるのか？又不動産鑑定などをどのように考えているのか？」の質問に対し、石田町長（当時）は莫大な費用がかかるので「不動産鑑定については考えていない」と答弁。

又、平成15年3月7日の全員協議会に於いても、本木昭典議員から「5億4千万円もする物件を購入する以上、大阪の鑑定業者だけでは正確性を欠くのではないか？地元の鑑定業者それも複数の業者に鑑定を依頼して、万漏のない買い方をするのが常道だ」と指摘を受けても「同鑑定書は、正当に行われていると思う。再鑑定は考えていない」として指摘を無視した。

{註}ピアス側の提供した資料を鵜呑みにし、事前の調査研究を怠ったずさんな契約により、全ての問題がここから始まっている。更に、議会の指摘にも耳を傾けず独断先行した責任は極めて重く「不作為の行為」である。

{註}平成15年1月1日施行の不動産鑑定評価基準運用上の留意事項に於いて、「対象確定条件については、対象不動産に係わる諸事項についての調査確認を行ったうえで、依頼目的に照らしてその条件の妥当性を検討しなければならない。

特に対象不動産が土地及び建物の結合により構成される場合又はその使用収益を制約する権利が付着している場合において、例えば抵当権の設定のための鑑定評価、設定された抵当権を基に証券を発行するための鑑定評価など、関係当事者及び第三者の利益に当該鑑定評価が重大な影響を及ぼす可能性がある時には、独立鑑定評価を行うべきでなく、その状態を所与として鑑定評価を行うべきである」とあり、ピアス社から提出された鑑定評価書は、ピアス社の一方的な鑑定評価であり第三者には効力を持っていないものである。これを鵜呑みにして買収を先行した行為は、市民に対する背任行為である。

- ・一市二町合併後、議会において環境問題として、アスベスト問題と産業廃棄物処理の問題が指摘されたとき、市長は、「アスベストが塗布されていることは知らなかった」、「アスベストが問題になったのは、平成18年大阪クボタ問題からで以前は社会問題化していなかった」と答弁を繰り返し、責任逃れを画策してきた。

{註}平成15年1月1日施行の国交省、事務次官通達では「建物については、有害物質（アスベスト等）の有無を記載するよう」改正されていた。正に、不勉強であり、ずさん極まりない判断であった。

- ・平成15年3月7日、全員協議会に於いて石田町長が不動産鑑定書の鑑（一枚もの）を配布した。また、平成15年9月30日大和町9月定例議会に提出された建物取得についての議

決内容の一部変更追加議案の審議の際、江崎 實議員が関係書類の開示を求めた際にも「表紙だけを見せ、中身は見ないでください」と開示を認めなかった。石田町長は、「個人情報があるので公開できなかった」と後に弁明をしているが言語道断である。

{ 註 } 公共の事業で、公金を使った案件については、如何なる人と言えども（個人法人を問わず）これを公開するのが、情報公開条例の原則である。

個人情報保護条例を意図的に悪用し、議会への適切な情報提供を阻止したことは、議会の適切な判断を出来なくした最大の原因である。

もし個人情報として、秘密厳守しなければならない部分については、黒塗りにしてでも開示するのが当然の義務である。

- ・ 平成17年12月議会での、竹井澄子議員の質問「私が言わんとしていることはピアスの件なんです。飛散防止だけでいいんですか。指導は、市では出来ないんでしょうか」の質問に対し、石田市長は「問題が発生したならば、売主であるピアスエルソルプロダクツの責任においてやっていただくと言うことにいたしておりますので私どもが何等そういうものについては問題が生じた場合には、先方に申し入れましてその辺は処理させたいと思っております。」と答弁している。
- ・ また、平成18年3月17日開催のピアス跡地の活用策並びに環境調査特別委員会（百条委員会）での竹井澄子議員の「アスベストは、ピアスがピアスがとおっしゃるけれど、ピアスがはっきりとそのアスベストの件に関して撤去するという確証も私は持っておりません。この前の答弁では」の質問に対して、石田市長は「この前の一般質問でお答え申し上げたでしょう。責任を持ってやりますと、やらなければ私が責任取らなくちゃいけないわけですから、そんないい加減なことは言わないでくださいよ」と答弁した。更に、平成18年8月31日の島添達也議員の一般質問では「市民の皆さんに私は申し上げてきておりますとおり、責任をもってやります。石田宝蔵、逃げ隠れもしません。市民の皆さんに納得のいただける形で私の責任においてやってまいります」と明言している。
- ・ ところが、平成20年6月議会で石田市長は、「私が申し上げているのは、市長の責任、交渉の責任と申しておりました」と答弁し意味が全く違うすり替えを行った。

{ 註 } 前段の12月議会における説明は、ピアス社との約束があると答弁した。百条委員会での答弁は、「責任を持ってやります」の部分は柳川市長として責任を持ってやりますと理解できるが、「やらなければ私が責任取らなくちゃいけないわけですから、そんないい加減なことは言わないでくださいよ」とする部分は「ピアス社がやらなければ私個人の責任になります。そんないい加減なことは言わないでくださいよ」と解すべきである。

本事案の失敗の最大の原因は、契約のずさんさ、調査不足、更には議会の指摘よりもピアス社の説明を重視して強行したところにある。その政治責任は極めて重く、もしもピアス社よりの全額補償が得られない場合には、個人石田宝蔵氏の責任に帰するもので



ある。

- ・ アスベストの飛散問題が深刻である。ピアス社が操業を停止して1年、雨漏りがしたり、壁が破れたり、建物の老朽化、劣化が進んでいる。地震や台風による建物の損壊が起きた場合、周辺へのアスベストの飛散が心配される。

解決を意図的に引き延ばしたり、責任回避を続けるだけでは、肺がん、中皮腫、石綿肺（じん肺）の被害が出る恐れがある。

- ・ 石田市長は、平成20年6月議会において、転売の話を正々堂々と主張されたが市長としての見識を疑うものである。

{註} 1.買収目的を逸脱している。2.買収手続きのずさんな問題のすり替えである。3.同時に、責任のすり替えである。4.市民に被害は与えていないと強弁をするが、長期に亘り使用不能な状態を放置しておいて、アスベストの問題や産業廃棄物の対策もしないで、その上、使用目的も、利用方法もないままで「市民に被害、損害は与えていない」とする市長の答弁は、正常な判断ではないと指摘せざるを得ない。

- ・ 本事案については、平成20年11月13日の特別委員会での委員からの要求に対し大泉副市長は、損害賠償訴訟については只今準備中だと答弁した。しかし、市長の任期は、後4ヶ月余しか残っておらず、アスベストの塗布状況、産廃土壌の有無、更には被害金額の確定作業に、相当の時間日数を要する上、裁判を起こしても判決確定されるのは、遠い遠い先のこととなる。正に間に合わないといしかいえない。解決の引き延ばしであり責任逃れと言わざるを得ない。

#### 便宜供与等と思われる行為

1. 平成15年1月30日、同年3月7日の全員協議会に於いて、本木昭典議員から「売る側の鑑定評価書を鵜呑みにして、5億4千万円もの買い物をして大丈夫か？買い取る側としては、公金を使って高額物件を購入する以上、地元の鑑定業者に依頼して（それも複数の）万遺漏のない調査の上、買い取るのが常識ですよ」と指摘されたのに、全く何の調査もしないまま、ピアス社の鑑定評価書を鵜呑みにして、買収に走った行為は、不作為の行為であり、結果的には、ピアス社に対する便宜供与である。
2. 議会側のピアス社から提出された資料開示の要求にも応えず、説明責任をも果たさず、石田町長（当時）と総務課長の2人で、全てを取り仕切った経緯から見て、単なる便宜供与だけでなく、住民に対する背任行為であることを指摘したい。
3. 平成16年12月27日、2億9千7百万円の繰り上げ支払い(3ヶ月)および固定資産税の還付についてはピアス社(特定の者)への便宜供与である。地方公共団体の税金の取り扱いとしては、市民の理解を得ることは出来ない。

全日本同和会大和支部補助金問題

本事案については、平成19年12月議会において、全日本同和会大和支部補助金調査特別委員会報告書が提出されて、賛成多数で可決された経緯があり、その末尾の「結び」で議会の要求として、当時、大和町長であった石田市長は現職の柳川市長であり、市の最高責任者として責任の取れる立場にある。その責任の所在を明確にするため、身の処し方について、法と社会正義に照らし、市民の納得のいく判断を求めたい。議会が市長である石田市長を処分するよりも、自らの反省による自らの処分が望ましい、とする思いやりを無視して、只、言い訳のみを「広報やながわ(平成20年2月15日号)」に掲載し、一件落着を図ろうとした市長の政治責任を質すものである。

#### 本事案の経緯

平成19年9月議会において、全日本同和会大和支部の補助金交付に、不正や不透明な部分があるとの指摘によって、問題が表面化したものである。

平成19年12月議会において報告承認された「全日本同和会大和支部補助金調査特別委員会報告書」によれば、補助金支出の期間と金額は次の通りである。

(1) 昭和53年度から平成18年度まで(29年間) 総支出総額 128,517,860円也

- ・ 不当支出の疑い、(昭和53年度から平成15年度までの26年間)

支出金額 117,017,860円也

- ・ 石田宝蔵町長時代、平成6年度から平成15年度までの10年間の不当支出

支出金額 45,600,000円也

当該補助金については、全日本同和会大和支部の活動実態とその成果が確認されれば、正当な支出として認められるものである。しかしながら、大和町における予算編成とその支出方法に事務的違法性が指摘され、その金額たるや前述の通り、莫大な金額となり住民の血税を湯水のように無駄遣いしたことが明確となった。

市民(議会)に対する欺瞞とすり替え

- ・ 平成19年6月14日、一般質問(矢ヶ部議員) ○支部長は、7~8年前から450万円の補助金を石田町長からもらっていたとのことだが?

(石田市長)今始めて聞いていることとございまして~

矛盾点=石田市長(町長)町長に当選したのは、平成6年8月7日である。

実際には、平成6年度 450万円、平成7年度 480万円、平成8年度 480万円、平成9年度 450万円、の補助金を交付しているのに、知らない、今はじめて聞いていることとございまして~と知らぬ存ぜぬと嘘の答弁を続けてきた。

{註} 実際には、補助金の支出命令書には、平成6年度で石田町長が9回、金額にして390万円を町長自ら決裁しておいて、嘘の答弁を繰り返した。

- ・ 平成19年9月13日、一般質問(矢ヶ部議員) 町の予算書にはない補助金が、職員退職手当組合負担金(職員分)で支給されているがこれは違法支出ではないか?

(石田市長)承知しておりませんでした。

(高田庁舎長)2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、19節負担金補助及び交付金、事務事業名職員退職手当組合負担金・職員分の中から流用いたしまして、支出いたしておるわけでございまして～

{註}市長も庁舎長も流用だったと、最後まで通していたものが、実際には「隠し予算」であり流用でなかったことが判明した。そのことについて、訂正も説明もあっていない。

・平成20年2月15日「広報やながわ」に掲載された、市民へ向けた説明はあまりにも自己中心主義に解釈し、議会の指摘も、監査委員の指摘も或いは、決算審査も適切な支出と認めているかのごとき説明に終始していた。

・広報やながわ掲載の内容分析

1. 補助金交付申請書の決裁権者は町長であるが、支出するための補助金支出伝票の決裁権者は助役であり～、とあるが石田町長自らが、9回、金額390万円を決裁している。
2. 流用ではないと記述してあるが、職員退職手当組合負担金・職員分の予算の中から隠し予算として組んだものを勝手に支出し、「好ましくない予算計上である」と詭弁を弄することは、他にもそういった隠し予算が存在するのではないかと、疑問が残る。
3. 「補助金支出の流れ」「情勢に対応した措置」の説明では、あたかも当然のように説明をしているが、議会の調査によると、その活動実態に触れることは出来なかった。只単に補助金の垂れ流しとしか受け止められない。
4. 他市町村も同様の措置を講じてきた、監査委員もさほど厳しい指摘はなかった、今後は注意します的な言い訳に終始し、自らの責任はないとする掲載内容である。

平成20年3月議会において、「全日本同和会大和支部補助金問題のけじめについて」の質問に対し、誤解を招くようなところがあれば、改めて報告いたします。と答弁をしておきながら、その後何等の対応もしない政治姿勢は看過することはできない。市民だましの典型である。

しかも、監査委員による監査では「補助金は公益上必要な場合と限定しているので、議会での審議が必要である。歳入歳出予算事項別明細書に明示しないで議決を得た予算から補助金交付を決定することは、首長の裁量権の範囲を逸脱しかねない越権行為の疑義(可能性)を払拭できないもので、今後はこのような事務処理は厳に慎むべきである。」との意見があっている。

団体活動補助金は、経常経費と違い政策予算である。従って、首長がその活動実態に照らして補助金の額を毎年査定し決裁するのが当然であるが、例年同じく前例踏襲として無審査の予算計上であった。

各調査ごとの総括

本特別委員会が設置された最大の要因は、石田市長の答弁のぶれ、すり替え、更には知らぬ存ぜぬと逃げる答弁があまりにも多いことに対する議会からの怒りである。

この報告書は、単に、議会と執行に対して提言するものだけではなく、柳川市の将来に対するメッセージであり、子供や孫たちの将来に向けての叫びであります。

数々の疑惑、疑問に揺れる柳川市政に一応の決着を導き、新しい将来へ向けての出発点となることを希求するものである。

その重要な特別委員会において、関係職員及び副市長の説明を受けた後、平成20年10月31日開催の特別委員会において、説明要員として出席した石田市長は「退席します、バカバカしい」と無断退席をした。議長、副議長からの再三の出席要請にも応じず、又、副市長の「議会軽視と取られかねませんよ」の忠告にも耳を貸さず、再出席を拒否したことは市長としての説明責任の放棄に他ならない。更には、平成20年11月25日の特別委員会であらためて出席要請したにもかかわらず出席を拒否した。このことは、市長として首長として無責任の極みであり、執行長としての資質を問われる大問題である。

そもそも何ゆえに、石田市長を最後に説明要員として要請したかと言えば、議会において、発言答弁をされるたびに、その内容、ニュアンスの違いが出て、何が本当か、どこに真実があるかを確信できない無責任な答弁が繰り返されてきたことに起因する。その根底には、議会を軽んじ、市民を馬鹿にした思い上がりの慢心がある。

#### 柳川ホテル跡地問題

そもそも業務委託契約書の欠落を発見したのは、福岡県のヒヤリング通知書にある書類提出用の点検をしているうちに気付いたものである。

しかも、総務課、国土調査課、商工観光課の関係3課（7名）が協議の上、書類をそろえておかないと県の指摘を受けることを恐れて、善意の処置を行ったものである。

書類作成日	平成17年7月、
島田助役への報告	平成18年2月、
有印公文書偽造被害届	平成19年6月28日

公印管理者が公印の使用を認め、当時の助役にその顛末を報告していた事実、更には、柳川警察署大塚署長の談話でも確認できるように、以前は柳川ホテル跡地買収に係わる不正疑惑解明であったのに、いつの間にか、有印公文書偽造の被害届と変わっていた。当時の島田助役に報告して1年4ヶ月もしてから、当該被害届が提出されるのは極めて不自然である。しかも当該被害届の結末は不起訴処分であった。

本来、市執行部特に市長は、本事案が発覚した時点（平成18年2月）で関係職員に対し、事情聴取を行い適切な判断を行うべきであった。

更には、公印管理規程や職員の服務規程など必要な規約の改正を行い、職員の指導監督を

行うことが執行最高責任者に与えられた使命である。

前助役の島田氏から、大泉副市長への業務受け渡しの際「文書決裁について注意せよ」との忠告があったことがそのことを物語っている。

職員を訴えて、執行責任者の責任は免れるものではない。敢えて申し上げたい、首長としての責任を回避して、職員に責任を転嫁し自分だけが正しいとする市政では、職員のやる気、率先垂範の気概を摘み取ってしまう。断じて卑怯なやり方を糾弾するものである。

#### ピアス跡地問題について

本事案については、平成14年12月より当時の石田宝蔵大和町長と当時の高田総務課長の2人だけで全ての交渉が進められてきたと言っても過言ではない。

従って、石田市長の特別委員会逃げ出しのために石田市長本人からの説明を聞きだすことは出来なかった。止むを得ず、過去の議会での答弁、特別委員会での証言の議事録を精査しながら特別委員会の判断を行うこととなった。

市の代表権者である市長には、予算編成権、人事権など強大な権力が集中している以上、議会は市民の代弁者として、市政をチェックし、公平公正な市政運営に寄与しなければならないのは当然の職務である。この重大な市長と議会の関係を理解することなく、副市長の「議会軽視と言われますよ」の忠告に対し、「執行軽視じゃないですか」と抗弁するあたりは、正に見識の無さを露見し、市長としての資格なしと判断する。更には、平成20年11月25日、再度の出席要請についても出席を拒否し、市民の代表としての立場を失墜させた。

本事案については、議会一般質問、100条特別委員会などで永きに亘って議論が交わされ、審査が進められていることから、市長のその後の発言、答弁について検証し、その矛盾点やすり替えの答弁などについて、過去の議事録、文献資料を精査して調査を進めた。

・ 前段の「石田市長答弁の変遷とその矛盾点について」、及び「便宜供与等と思われる行為」で指摘したように契約のずさんさ、調査不足、不作為の行為、更には議会の指摘よりもピアス社の説明を鵜呑みにして、町長、総務課長の二人で買収を強行したところに混乱の原因と全ての責任がある。

特に許しがたいことは、個人情報保護条例を盾に的確な情報開示をしなかったために、議会の的確な判断が出来なかったことである。

この問題で、柳川市民にその損失を転嫁することは出来ない。過去の和町長時代、更には、柳川市長時代の発言や答弁の内容からして、その責任の全ては石田宝蔵氏に帰する事は明白である。

・ 敢えて指摘をしておきたい。当該物件は、建物の劣化が進み周辺へのアスベストの飛散が心配される。管理体制を強化して万漏のないよう努めて欲しい。

## 全日本同和会大和支部補助金問題について

本事案については、平成19年12月議会において、「法と社会正義に照らし、市民の納得のいく判断を求めたい」との議会の要求には全く応えず、自己弁護に走ったことに対する指摘がある。その背後には、石田市長の議会軽視と利益誘導政治の本質が隠されているのではとの疑問を払拭することが出来ないところがある。更には、他にも隠し予算として、町の予算(当時)を自己の利益のために流用していたのではないかとこの疑問が生じたからに他ならない。

- ・ 石田市長は、議会の指摘、特別委員会の指摘について、その場しのぎの答弁をするが、いつも誠意ある対応をしたことがない。

平成20年2月15日「広報やながわ」の市民に対する弁明報告を追及されると、誤解を招くようなどころがあれば、改めて報告いたします。と弁明をしておきながら何の対応もしない。殊に、団体補助金が政策予算であるにも拘らず前例踏襲予算として、無審査で毎年同額の補助金を垂れ流し的に交付したことは事務手続きのずさんさを物語っている。更には、監査委員の指摘についても反省の情もなく、弁明の道具とするあたりは救いようのないものである。いさぎよく、自己の不明を認め自らを処すべきである。

## 結び

政治の世界である以上、ある程度の「思い違い等による発言ミス」は容認すべきであろうと思慮するが、政治は、最後に責任の取れる人でなくてはならない。

問題が起きると、知らぬ存ぜぬとその場を濁し、答弁のたびに少しずつニュアンスを変え、結果的には矛盾を生み出すような手法は、厳に慎むべきである。特に、庁内の指揮命令、管理規定など関係規定の見直し、整備を行い庁内秩序の確立とトップダウンオンリーの行政運営は避けるべきである。

市民を含め、外部に向けては情報開示を原則として説明責任の徹底を図らなければならない。

議会制民主主義の根幹をなす市長と議会の関係において、特別委員会を出席拒否し、出席しても僅か20分ほどで無断退席をする。しかも「バカバカしい」と捨て台詞を残して、その後は、議長副議長の再要請、副市長の忠告にも耳を貸さず議会を軽視、侮辱した行為は議会の名誉にかけて看過することはできない。

市長の辞職勧告をも問われる大問題である。しかしながら、石田市長の任期は、僅か4ヶ月余である。本特別委員会としては、残された任期に於いて、万全の職務遂行と猛省を求めて、石田市長答弁の矛盾点を解明する特別委員会の報告といたします。

どうもありがとうございました。

議長(田中雅美君)

以上で石田市長答弁の矛盾点を解明する特別委員会委員長の報告は終わりましたので、本件に対する質疑、通告、考案時間として暫時休憩をいたします。

午後 6 時10分 休憩

午後 6 時38分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました委員長報告に対する質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

16番（諸藤哲男君）

16番諸藤でございます。もう時間も大分遅くなっておりますので、簡単に行きたいと思いますが、まず通告に従って質問していきたいと思っております。

矛盾点を解明する特別委員会となっておりますけど、私自身が把握しているのとちょっと違うところがありますので、その点について質問させていただきます。

まず、大きい1のピアスの問題でございます。これは購入時から疑惑が持たれたと、そういうふうに長々と書いてあって、どこら辺、私もちょっと見ながら書いてしておりますけど、はっきりわからないところもございまして、購入時からの疑惑が持たれておるとい問題、2点目に議会の指摘があったということですね。

それから、大きい(2)旧柳川ホテルについて、大塚署長の見解。これも私が後日確認したところとちょっと違うようですので、その点についてお願いいたします。

それと、不起訴になったという点でございます。

それと3点目、全日本同和会については無駄遣いとありますが、説明の中では、当該補助金については全日本同和会大和支部の活動実態とその成果が確認されれば正当な支出として認められるものである。しかしながら云々、そして最後に血税を湯水のように無駄遣いをしたとあります。これはどういうことでしょうか。御説明、よかったですらお願いいたします。

石田市長答弁の矛盾点を解明する特別委員会委員長（森田房儀君）

まず、諸藤議員の質問でございますが、購入時からの疑惑ということは何なのかということですが、実はこれは平成14年12月6日、その前の時点から実はもう石田町長は何回か大阪のピアス本社にも寄ってこられておるようですよ。いわゆるピアスの工場長が何か知らんけれども、大阪駅で待ち合わせて、どうもピアスのほうに行かれたようですよといううわさも最初から実は出ておったわけです。

それから、422,000千円です。実は民間業者が購入を予定しておった部分があります。ところが、川島常務は3月7日の時点で、いわゆる説明をされたのは、いや、あれは実は私のほうで久留米市の業者に頼んでおりましたが、余りにも値段を安く引き下げて契約をされてお

りましたので、私のほうでこれはお断りをしましたというような話などが出てきたわけです。そこで、これは大変だと、実は当時の津村議長について第2回目にもう一回、大阪ピアス本社に御同道願いたいという全協の申し入れがありました。それは大ごつぱん、いわゆる市長と一緒にいきよんなら、全部議会が決めたごつ言われるばんと、それではやっぱり行かんほうがいいということで、津村議長も実はその時点で、いや、執行部のほうでよろしく願いますということで、ピアス本社への同道というものをお断りされたという経緯があります。そこで、当時からいろいろとうわさがあった。そういう疑惑があったということです。

それから、議会の指摘ということはどこを指しておられるのかですね。私が言っておるのは、議会でいわゆる全協の中で当時の議員さんたちがいろいろと問題の指摘をしておられます。特に厳しい指摘は、実は私どもはいわゆる不動産取引について、なかなか詳しい内容についてはわからないので、その当時不動産取引をやっていた議員がおられたので、その方にあなたのほうでこれは詳しくきちっと追及してくれないと、我々ではわかりにくいよという話の中で、当時の本木昭典議員がそういう質問をされたわけです。だから、絶対に大阪の業者だけじゃなくして、やっぱり地元の業者、それも複数の業者をきちっと選定をして鑑定評価をしていただかないと、580,000千円もするような物件をそんな簡単にどうして買うのかというような指摘があったわけです。ところが今になってみると、その指摘が非常に大きかった。そういうことの議会の指摘であります。

それから、旧柳川ホテル、この問題について、いわゆる大塚署長の見解というのは、私はあくまでも談話を、警察署長の発言である以上はこれが正しいと、それは当然こういう署長としては当たり前前の発言をされているし、確認をする必要もないと、議長、副議長で確認をいただいておりますから、これは間違いのないということでここに実は書いておるところです。

それから、不起訴については副市長から答弁をいただいたわけですから、10月15日でしたか、検察庁に聞いたら不起訴処分でありましたということでありますから、そういうふうに書いております。

それから、3番目の全日本同和会の無駄遣い、これは完全に無駄遣いだとは私は思います。というのは、補助金としてみなし補助金のやり方をしているというのが一番できないことでして、いわゆるこれは政策予算である。だから経常経費のものではなくて、政策予算である以上は、いわゆる活動実態を確認して、きちっとやっておかないと無駄遣いにつながるということです。我々はどんなに当たってみても、活動実態はないと。いいえ、何もなかですよと、みんなその組織に入っていた人たちがそういうふうにおっしゃるわけですから、それは無駄遣いという形で表現をいたしております。政策予算である以上は当然がっちりした理由と現実の活動を見ながら予算化をしていくと、補助金の支出をしていくというのが当たり前のことであって、無駄遣いの何物でもないというふうに思っております。



以上です。

16番（諸藤哲男君）

委員長がるる答弁なさいましたけど、私の見解と少し違うところがありますけど、これを議論しても始まらないことだと思います。その上で、またちょっと別にお聞きしたい点がございませうけど、これを先に聞けばよかったんですけど、ピアスへの便宜供与ですね。これは値段の問題も先ほど4億何千万円とか、民間業者とか出てきましたけど、540,000千円で買ったのが高いとかなんとか、そういう問題で住民の訴訟が起きておりますね。それについて今地裁と高裁、こちらのほうの判決が一応出ておるのは委員長も御存じだと思います。これは原告敗訴という形で、今地裁、高裁の判決は出ていると思います。

それから、済みません。柳川ホテルの問題ですけど、私が先ほど聞きましたように、見解は一般論として大塚署長自身は確認していないということで御理解してよろしいんでしょうか。

それと私自身の経験から言いますと、私自身のことではないんですけど、息子が若いときに自転車をとられまして、そのときに私と息子と自転車を探しておりましたら、警察のほうから連絡があり、盗んだ犯人といたしますか、それが見つかったと。そいけん警察のほうに来てくれと、そういうお話がありまして、私と息子と出向きまして、そのときに警察のほうから被害届を出してくださいというふうな形で言われたことをちょっと記憶しておりますけど、これは大塚署長の場合、あくまでも一般論としてのあれでよろしいんですね。

それから、不起訴とありますけど、これは起訴猶予じゃなかったんでしょうか。そこら辺の確認をお願いいたします。

石田市長答弁の矛盾点を解明する特別委員会委員長（森田房儀君）

この大塚署長の談話というのは、議長、副議長が出向いて確認をされていることですよ。そういうのをどうのこうのと言ったって、これはもう私は大塚署長の見解、談話というのが一番正しいというふうに理解をいたしております。

それから、不起訴は起訴猶予じゃなかったかということですが、起訴猶予というのは、不起訴の中の20番目に、いわゆる起訴猶予処分という形で、その不起訴の中の20番目の理由なんです。だから何であれ、不起訴は起訴猶予も何もないとですよ。不起訴は不起訴なんです。そのことを理解していただいております。

16番（諸藤哲男君）

起訴猶予と不起訴の違いについて今述べられましたけど、私自身がちょっと辞書のほうで引いて調べたところによりますと、ちょっと見解が違いますので、その辞書の部分をちょっと読ませていただきたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

まず、不起訴ですね。1点目、これは犯罪が成立しない。2点目、犯罪の十分な証拠がない。3点目、公訴条件を欠く。4点目、訴追を必要としない場合。そんなふう書いてあり

ますね。起訴猶予とは、犯人の性格、年齢、境遇、犯罪軽重や情状及び犯罪後の状況により訴追を必要としないとき検察官の裁量により公訴を提起しないこととしてありますね。だから、私は起訴猶予と不起訴は違うと思うんですけどね。そこら辺を何で不起訴と、そんなふうにここに記載されてあるのか。私はこれを起訴猶予と報告を受けておりますけど、よろしいでしょうか。

石田市長答弁の矛盾点を解明する特別委員会委員長（森田房儀君）

不起訴の中に、今あなたが言ったようないろんな理由によって不起訴処分になると。要するに起訴猶予になると。起訴猶予にできるというものは20項目あるうちの20番目に起訴猶予というものがあるんですよ。それで起訴猶予も20番目の理由として、しかしながらそれ全体は不起訴なんですよ。だから、そこんところを理解していただかないと、不起訴だったというものを、いいえ実は起訴猶予でしたというふうに職員の身分についてをわざわざ何か念を押したような形で言うこと自体が問題だということを指摘しておるんですよ。

以上です。

議長（田中雅美君）

ほかに質疑をされる方ありませんか。

3番（浦 博宣君）

委員長に幾つか質疑をお願いしたいと思います。先ほど諸藤議員からの質問と重複するかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

まず最初に、4ページの上から3行目でございますが、善意の書類を作成したとあります。それと16行目、善意から出た行為であり、この善意というのは何をもって善意という、この意味が私はよくわかりませんので御説明をお願いいたします。

それから、5ページ、検察庁の事情調査でも、何でこんなものが被害届として出されるのか云々、笑われたと聞くと柳川市の恥を天下にさらしたに過ぎない。これはどなたがおっしゃったのか、それをお願いいたします。

それから、先ほど諸藤議員が質問いたしました。冒頭に8ページでございますが、便宜供与等と思われる行為、このと思われるというのは非常に言葉としてあいまいな表現であります。下の文章を見ますと非常に断定的であります。しかし、大見出しはと思われる行為ということで、この根拠はどういうふうなものか御説明をお願いしたいと思います。

それから、同じく8ページ。先ほど諸藤議員からもありましたが、湯水のように無駄遣いをしたことが明確となったということでございますが、当時、全日本同和会の方々には活動内容、いろんな書類を出されて補助金を得られとった。今になって無駄遣いをしたという断定的にできるのかどうか、そこら辺について御説明をお願いいたします。

石田市長答弁の矛盾点を解明する特別委員会委員長（森田房儀君）

この善意の書類作成というのは、もうここに文章に書いておるとおりです。県のヒアリン

グを受けにゃいかんと、そのヒアリングの指摘項目がずっとあるわけですが、その中でいわゆる契約書が1つ不足をしておった。わあ、これは大ごとばい、これは柳川市の恥になるぎとでけんけんということで、これは説明の中では上司に諮って、そして話し合いをしてつくりましたと。これは善意以外の何物でもない。裏を返せば、県から指摘をされていっちょくなら、何もなかったとです。そいばってん、そうじゃなくして、県から指摘をされるなら、どうもこうもならんけん、やっぱりつくとかにゃいかんと、これが一番正しいやり方だという考え方で、いわゆる3課で話し合いをしておるんですよ。これは、いわゆるだれかさんが、AならAという人が1人でこれをやっているわけじゃないんです。これはもう3課が話し合っただけで済んだらいいということで、それをやっておるんです。これは7名という人数まで書いておられますけれどもね。まだ、実際にはそれ以上の関係者がおったような気がします。ただ、そういうことで、これはあくまでも善意のいわゆる処置であったというふうに思っております。

それから、だれが検察庁のどうのこうのということを言われたかと、これは14名のいわゆる委員会の委員の方から、行ったらこういうふうに言われましたということをはっきりと言われましたので、ここにそういうふうに書いております。

それから、便宜供与と思われる行為ということですが、結果的にはそういうふうになってしまっているということですね。ここに書いておるとおりなんです。だから、それは賢明な浦議員ですから、読んでいただくと、あっ、こういうことかなというふうにおわかりいただけると思っております。

それから、当該補助金がいわゆる無駄遣いというようなことはどういうことかと、その根拠はということですが、あくまでもこれは、まず最初に職員退職積立金の中に隠し予算としてやっておると。これはあくまでも非合法だと、これは私どもから見れば、こんな隠し予算があってもいいのかということで、これに対する批判が相当強い。おまけに、いわゆる活動実態そのものも確認しないままにこれを出しておられるということで、この数字の上でも明確に出しておりますとおり、117,000千円何がしかが出ておるし、いわゆる石田市長の10年間においても45,600千円というものが出されておる。聞いてみると、全部これは前例踏襲で何の調査もしないままに出しておりましたというようなことですから、これは無駄遣いの何物でもないということをご指摘しているとおりでございます。

3番（浦 博宣君）

先ほど、県から指摘を受けてそのヒアリングをやったと。しかしながら、善意のこう、何かよかほう その行為を何か持ち上げたような感じでございますが、しかしながら、職員の行為というのは一般的な仕事じゃないんですか。わざわざ何で善意の行為とか、善意の何とかとか、何でこの言葉をつけられにゃいかんのでしょうか。それが1点です。

次は、上から3行目、検察庁の根拠が全然、何か委員の中からそれが出たということで

ざいますが、検察庁の事情調査ということです。ということは、これは人間は恐らく限られているはずで、委員の方がその事情聴取を受けられたんですか。そして、その方が検察庁の方から聞かれたんですか。そういうことじゃないんでしょう。そこをひとつお願いします。

それから、便宜供与と思われる行為。思われる行為、いわゆる何といいますか、この言葉は思惑が先行しているんですよね。こじつけとるような感じに私はとります。思われる行為、もう一つ、ちょっとそこら辺をお願いいたします。

それから、4番目の無駄遣いしたことが明確になったと、このお話でございますが、隠し予算であって、それが非合法、いわゆる前例踏襲をしてきた。いわゆるこれは全日本同和会の特別委員会の中でもお話を私いたしましたが、森田議員もその当時、旧大和町議員でおられて、そして、そのことに一般質問をされた議員は、あと大ごとやったというふうなお話をされました。だから、その前例踏襲をしてきたというのは、皆さん方議員も含めてそうじゃないんですか。職員もそうじゃないんですか。そこら辺について、もう一回お願いいたします。

石田市長答弁の矛盾点を解明する特別委員会委員長（森田房儀君）

これは善意の書類作成というのは、県からヒアリングをしたいということで、ヒアリングの前にヒアリングについて、これこれこれこれの書類をそろえておいてくださいということが来るんですよ。それにずっと当てはめて書類のチェックをしようと思ったら、1つ抜けておったということなんですね。だから、ヒアリングのために大体もともとしたということなんですよ。これはなぜ善意というのかというと、やっぱり前の市長のときから予算の編成もちゃんとして、開発公社に対してちゃんと発注しておったと。そういうことだから、もう私どもが落ち度だったと、そりけん落ち度をやっぱりないように、県に対しても恥ずかしくないようにということで、いわゆるみんなで関係課と話し合っただけでこういう作り方をしました。これは逆に言うと悪意じゃなくて善意じゃないかということなんですね。善意じゃないと（発言する者あり）これは善意かどうかというのは我々が感じておることであって、あなたは違うかもしれんけれども、私はそういうふうに思っておるところです。

それから、いわゆるだれかがそうじゃないかもしれませんが、しかし、委員会の中では、そのことが明確に出されましたから、そういうふうには書いておられます。だれからということは、これはひとつ個人の名誉に係ることですから、これは御勘弁をいただきたいと思っております。

それから、便宜供与と思われるというのは、結果としてそうなるという部分も含めてということなんですよ。だから、これは結局ここに書いておるとおりなんです。もうあなたがどげんおっしゃっても、1、2、3はそういうふうにはしかとられません。だから、そういうふうには指摘をしておるところです。

当該補助金のいわゆる無駄遣いということですが、私はその当時、浦議員にも、実は黒田さんという議員がおられて、大分いろいろ問題があったというのは私が話したと思うんです

よ。ただ、私は〇支部長に対して、何でこそこそあんなしよるか、きちっと出さんか、出してよかやっか、あんなが活動をしよるならば、裏に隠れんでもちゃんと出しなさいということをお前は〇支部長には申しあげました。やっぱり裏でどうのこうのすることが一番でけんばい。というのは、筑後地区の同和対策何とか大会とか、そういうのが幾つか100千円、200千円とって上がっていったわけですよ。だから、それはおかしかと。だけど予算書には何もなかやっかち。何でこれが上がってくるかということは〇支部長にも私は話をしました。やる以上は正々堂々とちゃんとあなたが要求してやっていいじゃないかということをお前は申しあげました。

以上です。

3番(浦 博宣君)

善意の行為というのは、職員だから、それは一般的な職務じゃないんですか。善意な行為とかち改めてこちらから、善意の行為、そのヒアリングのためにしなければならなかった、せんだっちゃよかったとばってんしてやったと、そういうことじゃなくて、これは一般的な職員の職務でしょう。と私は思います。

2点目については、明確に出されたということですが、だからこれは追及しても、恐らく今おっしゃったように、名前までは言われませんということですので、検察庁の事情調査ということは、本当にこれは限られた人しか行かれないんでしょう。だから、その方から聞かれたのかどうなのか。聞かれたならば、この執行部の出席の欄にも書いておっていただかなければいけないんじゃないでしょうか。だから、これは本当に何というか、こじつけと申しますか、こういうふうにおもしろくおかしく書くような特別委員長の報告であってはならないと私は思います。(「浦さん、余り言わっしやんな。おどんたちも入っとるばん、ここに」と呼ぶ者あり)もうわかりました。ちょっと黙っとってください。そして、思惑が先行しているということは、私はそう思っておりますので、それで結構です。

4番目の〇支部長に言ったと。そのときに何で無駄遣いやっかん、あんなたちはとまで何でおっしゃらなかったのか。いっちゃん活動費とかなんとか明確にせんかんち、そりゃ、私は今となっておっしゃったのかどうか、それはもうおっしゃったからおっしゃったんでしょうけれども、それはちょっと確認がとれませんので、いたし方がないと思いますが、そいけん、この全文はかなりのページでございますので、一つ一つ読んでいくと、何かこう私は全体的に矛盾を感じるわけですね。何か自分たちの思惑で書かれておるといのが私の感じ取ったところですよ。

質問いいです。終わります。(「言わんちゃよか」と呼ぶ者あり)いいです。

議長(田中雅美君)

ほかに質疑をされる方。

13番(伊藤法博君)

13番伊藤でございます。

まず1つ目は、特別委員会の委員の構成は、ある新聞ではすべて市長反対派であると指摘されていますが、これは事実なんですかね。

それと次に、私はこの文章を読んでみましたけれども、何か手前みそで勝手な解釈であると思うが、どう思われるか。

それと、7ページの個人石田宝蔵氏の責任に帰するとはどういうことか。

それと、被害が出るおそれがあるものの解決を引き延ばすというような文言がありますけれども、今回の補正予算の削減は議会がそのような引き延ばしを図っているんじゃないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

一応ほかのやつもありますけれども、前人の質疑の中で出ているようでございますので、その点についてお答えを願いたいと思います。

石田市長答弁の矛盾点を解明する特別委員会委員長（森田房儀君）

実は、損得を余り考え過ぎると他人の働きというものが見えなくなるということわざがございます。結局どう見ても我田引水的な感覚でこのことを見ておられるから、いわゆる市長反対派の人ばかり集まっておるち、そりゃ、本会議においてきちっとメンバーも出して、お諮りしているんですよ。だから、そんなのはだれかがどこかの新聞がち、こんなばかげた話をしないでください。ましてや、この手前みそ、勝手な解釈であると思うと、そりゃ、あなたの解釈もあるでしょうけれども、特別委員会の委員の皆さん方の解釈ですから、そんな勝手なことは言わないでくださいよ。

それから、ここの被害届の出るおそれがあるものの解決を引き延ばした。引き延ばしたというのは、市長がそげんじゃなし、議会が引き延ばしよるじゃっかということを言いたいんでしょう。そうじゃないでしょうが。はっきりとちゃんとこの中に、何で市長は12月きょうの現在まででやらなければならなかったことをすりかえすりかえやっているかということを書いておるじゃないですか。だから、あなたたちはそういうふう思うけれども、委員会としてはそういうふうな全員一致の見解を示しているわけですから、何かあなたは反対のための反対の質問をされているようで、あなたがそうしているんですよ。

以上です。（「7ページの個人石田宝蔵の責任に帰するということとはどういうことかということですか」と呼ぶ者あり）

これはもうずっと今までの市長の答弁を検証してみると、自分がやらんならでけん、いわゆる市長としてやってみてもでけんなら、結果は私の責任じゃないですか。男、石田宝蔵逃げも隠れもいたしません、明確に言うておいて、今ごろは、いえ、交渉の責任でした。そんなばかげたことを言うから、はっきりとここに書いておかなきゃだめだということを書かせていただいております。

13番（伊藤法博君）

公の議会の場で、公のそういう特別委員会の報告書の中で公私混同をするような報告を出すということはいかがかたと私は思いますよ。それで、私は文書をお聞きしておって、反対派議員で構成された特別委員会のお手盛り報告書だという実感を強く持っております。（「議長」と呼ぶ者あり）そして……

石田市長答弁の矛盾点を解明する特別委員会委員長（森田房儀君）

特別委員会に対する侮辱ですよ、それは。

13番（伊藤法博君）

私がそう判断しておるから、しょうがないじゃないですか。

石田市長答弁の矛盾点を解明する特別委員会委員長（森田房儀君）

あなたが今、議長不信任案を出したこと、それ自体がもう個人のプライバシーにかかわる問題を議場で出したんですよ、あんた。

13番（伊藤法博君）

そりゃ、そうでしょう。それは議長の責任も問題があるじゃないですか。

石田市長答弁の矛盾点を解明する特別委員会委員長（森田房儀君）

地方自治法第132条に違反していますよ、あなたは。

13番（伊藤法博君）

どこが違反していますか。的確に言ってください。

石田市長答弁の矛盾点を解明する特別委員会委員長（森田房儀君）

個人的な話をやっているじゃないか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

13番（伊藤法博君）

どこが個人的な話ですか。

石田市長答弁の矛盾点を解明する特別委員会委員長（森田房儀君）

自分がそう言っておきながらですよ……（「それは質疑の内容と違う」と呼ぶ者あり）14人の……

議長（田中雅美君）

森田委員長、ちょっと聞いてから答弁をお願いします。

石田市長答弁の矛盾点を解明する特別委員会委員長（森田房儀君）

ばかげた話ばかりするからですね。（「だから、ここの文章を……」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

ちょっと伊藤議員、質疑にそれないでおってください。（「議長、ただいまのをお諮りしてからいいですか」と呼ぶ者あり）三小田議員、わかりました。続けてください。（発言する者あり）

13番（伊藤法博君）

だから、この文章を読んでおって、報告書を読んでおると、これは市民の信託を受けた市

長に対する態度ではなく、市長を否定し続ける態度が如実にあらわせるような文章だと私は思いますよ。そして、しかも後出しじゃんけんなら、どんなことでも言えます。そういったことを後出しじゃんけんで、いろいろ後で調べて、こうやった、こうやったというようなことで皆さん指摘されていますが、そんなら大和町議会でどういう議論をやってきたか、その辺の責任も非常にあるじゃないんですか。私はそう思いますよ。

石田市長答弁の矛盾点を解明する特別委員会委員長（森田房儀君）

あなたはおかしいですね。ですから、いわゆる最初にあなたに申し上げた。損得を考える心が強ければ、人の努力とかそういうものが見えなくなる。あなたに全くそのままお返ししたいんですよ。これは一方的だどうだと言うけれども、あなたが一方的に見ているんですよ。そりゃ、市長は少々の失敗をしても守っていききたいというあなたの欲からそういうことが出ていると思いますけれども、これは14人の皆さん方の総意なんです。これは事実なんです。それをあなたは勝手にあなたの都合のいいように判断をしているだけで、あなたは大和町の時代からのことを知っていますか、知っていないでしょうが。あなたの質問は質問ではない。自分の意見を言われるということですから、非常に不愉快な思いで聞いております。

以上です。

13番（伊藤法博君）

今言われたことを、やはり特別委員会の14人の皆さんにお返しをしたいと私は思います。

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

次に、討論に入ります。討論は会議規則第52条の規定により反対討論から行います。反対討論をされる方ありませんか。

3番（浦 博宣君）（登壇）

私は特別委員会報告に対しまして反対討論の立場で討論を行います。

今、委員長の報告を聞いて、やっぱりそうだったのかと思っております。それは従来から市長や執行部の答弁の言葉の一部をとらえての数々の特別委員会の設置であります。思い起こせば、森田委員長が大和町町議会議員時代もこれによく似ておりました。石田市長が旧大和町町長の2期目もこんなものでした。当時の議会多数派は町長との見解の相違、解釈の相違だとし、何だかんだと理屈をつけて平成11年6月から13年3月までの2年余りの期間に13もの特別委員会をつくられました。しかも、同委員会の調査予算も5,800千円を組まれました。（「これは中身じゃないですね。別な……」と呼ぶ者あり）といったことを思い出しております。他の業務で多忙な職員をこの問題調査のため長時間拘束し、しかも多くの予算を費やしてのいずれの特別委員会の結論は大山鳴動、ネズミ1匹も出るようなことはなく、今回のような一方的な報告に終わって来ました。

クリーンな石田町政は町民の厚い信頼のもとに負託されて続いております。信頼の上に今



日があり、町民や市民の皆さんはこれらの言動をちゃんとごらんになられております。市長は問題となるような行政課題については常々明らかにし、説明してきているところであります。ピアス工場跡地を不当に高く買ったとする住民訴訟は既に高裁で原告の訴えを退ける判決が出ております。

第2ステージのアスベスト除去費用負担についても、トップ会談の道が閉ざされるなど調定が不調に終わったことで、今回、裁判で決着をつけると市長は決意し、調査費の予算を提案されておりました。市長が言うとおり、議会で100の議論をするより法廷の場で真実が明らかになるはずであります。また、全日本同和会の問題も記憶をたどらなければよく承知していないとする市長の言葉じりを取られ、知らぬ存ぜぬとうその答弁を続けてきたとありましたが、これも多数派議員の手前勝手な解釈であり、説明を受けてきた歴史的背景や当時の近隣市町の状況など、市報の説明文から理解できることであります。

また、柳川ホテル問題についても、大塚署長の一般論のコメントを誇張したり、市長に指揮監督権が付与されている権限の行使についてもクレームをつける一連の発言は、いかに議会といっても越権行為であると思います。むしろ市民へ向け行政への信頼を取り戻すチェックの発言があってしかるべきと思います。

以上、反対討論といたします。

議長（田中雅美君）

次に、賛成討論をされる方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

ほかに討論をされる方ありませんか。

13番（伊藤法博君）（登壇）

13番伊藤でございます。委員会の設置が意味ありで突飛であったことに、今回の委員長報告は断じて理解できない。この委員会の立ち上げは申し合わせたかのごとく来年の選挙をにらんで、ことし3月定例議会、いかにして石田市長のイメージダウンをさせようかと意図して立ち上げられたもので、柳川の市政の発展や市民の暮らしがよくなるものにつながるような前向きの委員会でないことと私は感じてきた。

その理由は3つある。それは、3月の定例議会前に、前議会事務局長金子健次氏が退職勧奨によって退職し、4月に後援会を立ち上げるために、この委員会のメンバーが動かされていたこと。さらには委員会のメンバーがつい先日の三橋町公民館において開催された同者を励ます会に出席し、エールを送る言動があっていることなどがそれである。また、ちくごタイムズの報道によると、委員会の委員メンバー14人すべてが石田市政で野党の立場をとられていると報じてきた議員であること。ことし3月定例議会最終日に突飛に立ち上げられたこの委員会は、今の報告のとおりこの4月から14回、つまり3週間に1度のペースで委員会を開

かれています。今回の委員会報告から見える審議内容は、この3年半、ほとんどの議会で委員会メンバーが一般質問で市長をただしてきたものや百条の特別委員会や全日本同和会へ補助金調査特別委員会と重複する委員会そのもので、今回の特別委員会の審議は執行部幹部や職員を拘束し、いたずらに時間を費やしてきたものであり、市民のためになる建設的な審議の場たるものではないといったほうが適当である。むしろ、市長や執行部いじめ、市長に対するジェラシーそのものである。

説明責任を果たしていないとする今回の報告は間違いであり、理解できるものでなく、委員会の報告そのものは偏った報告書と言わざるを得ない。議会は審議の過程と結論に責任を持たなければならないことは言うまでもない。議会は議事機関であり、議員は住民から選ばれた選良である。つまり人格、識見ともすぐれた代表者であり、議員の一言一句は住民の意見であり声である。今回出された特別委員会の報告書は、すべてが事実と証明できるものが疑問でならない。この中の言葉一つを取り上げてみても、信憑性が問われるのではないかと恐ろしさを感じる。報告書の中に出てくる「すりかえの名人と言わざるを得ない」を初め「司法の権力を利用して恐怖政治を敷く」「市民に対する背任行為」「便宜供与」「議会に対する欺瞞とすり替え」など、これらの文言を羅列しての市長への批判文言に責任を持って説明できるのか。本会議の報告書の数カ所に誇張し、想像や推察の文言であり、市民の皆さんに提出できる信憑性のある報告でないとの判断から、私は市民の皆さんに見てもらえる報告書として疑問が多く、この報告書を認めることはできません。

以上でございます。

議長（田中雅美君）

ほかに討論される方ありませんか。

21番（大橋恭三君）（登壇）

21番大橋恭三でございます。反対討論を行います。

市民に伝えるべき委員会の役目はこんなものでしょうか。真相を伝えていない、まるで選挙を妨害するための中傷ビラみたいな印象でございます。報告をしたからといって、何をねらっているのか。本報告書は言っていることがわかりません。全く不明であります。これまでもピアス問題については一日も早い解決を、土地を遊休させないで有効な利用をと言いつつながら、本報告でもそのような内容であるが、その実体は補正予算を認めず、裁判を迫りながら裁判以外の方法があると無責任なことを主張しております。多くを申さなくてもおわかりだと思いますが、同和問題、旧柳川ホテル問題についても執行部の改善策や対応がなされているではありませんか。

以上のようなことを考えてみても、本報告書で何をしろと言っているのかが私にはわかりません。これまで14回の会議を重ねているが、市費の無駄遣いという市民の指摘にはどう説明するのか。思いどおりに結末を導けなかった腹立ちで、破れかぶれの報告となっていると

言わざるを得ない。（「税金は使っていないよ」と呼ぶ者あり）数の力で押さえつける横暴としか言いようがありません。議会人のしていることとは思えません。それだけ確信があるなら、石田市長に辞職勧告を行ったらどうですか。（「言わせよとやけん」と呼ぶ者あり）私は事実の誤認こそ民主主義に対する最大の脅威だと思っております。皆様の御判断はどうでしょうか。

終わります。

議長（田中雅美君）

ほかに討論される方ありませんか。

25番（三小田一美君）（登壇）

石田市長答弁の矛盾点を解明する特別委員会の報告について、私は賛成の立場で討論をいたします。

今、反対の方の討論、あれは私、びっくりしました。ああいう討論で本当に議員かなと私はそういうふうにびっくりしております。選挙運動何々ち言われますが（「議員です」と呼ぶ者あり）今、この委員長の報告を見ていただければ、だれでもすぐわかりますよ。ただ、私はアスベストの除去、かかる費用、その件でちょっとお尋ねするが、これは間違っておりますか、皆さんたちは。

理由としてアスベストの有害性、発がんの原因の物質が1972年、昭和47年にILOやWHOに指摘されて、旧労働省においても吹きつけの作業の禁止規制出されて以来、年々と強化されているわけですよ。数年前から、がんの多発が社会問題になっている。そういうことは議員さんたちはおわかりかなと私はそういうふうに思いますよ。そういう市民の方たちを安心・安全にするために委員会、皆さん方そういう考え方で報告をなされとっと私は思うとるわけ。あなたたちは今、壇上で反対をされている。そういう市民の安心・安全は何も思っていないとですか。びっくりしました。

それと、まだあつとですよ、いろいろ並べてみますと。ここにまあいっちょあるばってん、議会は平成18年2月17日のピアス跡地の活用策並びに環境調査特別委員会の証人喚問で、証人ピアス・アライズ株式会社の川島良一氏、ピアス・アライズ株式会社の負担で工事を行うことで責任を果たしたいと証言もしてあるわけですよ。それば石田市長はなされない。だから、おれは全員協議会の中でも 梅崎議員、ちょっと、ようと聞きよってください。（「はい、聞いております」と呼ぶ者あり）要するに全員協議会の中でも、やましいことはなかかと議員の中で言われましたから、市長は正々堂々とやましいことはない、ああ、そんなら市長、おれも安心したと、そんなら、いっちょ頑張ってやらやんじゅっかと私はそういうふうに言いました。

ただ、言ったことは、市長が今まで答えたこと、答弁されたことを守っていただくとお思って、そういうふうにしたわけですよ。だから、刑事の訴訟、あれもしていただかんといか

ん、そして大和町のこともおっしゃられましたが、私も言いたくなか。二重取りをなされておるわけですよ、市長は。その場合は、二重取りをなされたときは起訴猶予やったです。あの場合は、やはり選挙も近づいてきたし、市長もそのときは戻入、戻してあるわけ。二重取りをされたときね。一応、向こうが言われんなら、私も言いたくなかったですよ。（発言する者あり）ああ、そうですね。市長、それは済みませんでした。（「あなた議員が発言しよつとですよ」「あってないことを言うから」「発言中ですよ」と呼ぶ者あり）いやいや、そういうことをおっしゃられますが、選挙運動とのあれやなかでしようが、市長。おれたちは市長、きちんと請求をしていただけて、安心・安全のまちにしていただければ私結構だと思います。

今、委員長の特別委員会の報告、私はそれに賛成します。よろしく願いをしておきたいと思います。もう市長から怒られましたから、やめます。（笑い声）

議長（田中雅美君）

ほかに討論される方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、石田市長答弁の矛盾点の解明について採決いたします。

本件は石田市長答弁の矛盾点を解明する特別委員会の報告書どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本件は委員長報告どおり決定いたしました。

日程第4 議案第87号

議長（田中雅美君）

日程4 議案第87号 郵政三事業の利便性の確保を求める意見書についてを上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

11番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

こんばんは、11番矢ヶ部広巳でございます。議案第87号 郵政三事業の利便性の確保を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

昨年10月の郵政民営化により、局の再編や人員の削減等が行われ、一部の地域では郵便物のおくれや貯金・保険事業への不便さを感じられています。全国一律のサービス維持が郵政民営化に関する法律に明記されていますが、このままでは収益性の低い過疎地など地方のサービスの維持や存続が危惧されます。そのため、郵便局が今まで同様の利便性が確保できるよう政府等に意見書を提出するものであります。

議員各位におかれまして御賛同いただきまして、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午後7時40分 休憩

午後7時48分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第87号 郵政三事業の利便性の確保を求める意見書については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第88号

議長（田中雅美君）

日程5 議案第88号 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（労働者派遣法）の抜本的見直しを求める意見書についてを上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

17番（樽見哲也君）（登壇）

議案第88号 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（労働者派遣法）の抜本的見直しを求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、平成20年11月11日に臨時国会に上程された労働者派遣法改正法案を抜本的に見直すことを求める意見書であります。労働者派遣法改正法案は、登録型派遣の規制や日雇い派遣の全面的な禁止などが盛り込まれていないため、派遣労働者の低賃金や不安定雇用などの解決にはつながっていません。また、世界的な景気の後退を背景に、派遣労働者を含むすべての労働者が安定した雇用で、正規、非正規の枠を超えて人間らしく働き暮らせる社会をつくるために、抜本的な労働者派遣法の見直しを求めるものでございます。

派遣労働者が厳しい状況に置かれていることは連日、新聞やテレビでも報道されておりであります。議員各位におかれましては、本案に御賛同いただき、速やかに御決定をいただきますようお願い申し上げます。

議長（田中雅美君）

提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午後7時53分 休憩

午後7時53分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第88号 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（労働者派遣法）の抜本的見直しを求める意見書については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第89号

議長（田中雅美君）

日程6．議案第89号 教育予算の拡充を求める意見書についてを上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

19番（太田武文君）（登壇）

議長のお許しを得ましたので、議案第89号 教育予算の拡充を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

請願第15号 「教育予算の拡充を求める意見書」提出に関する請願書が教育民生常任委員会で採択されたことを受け、意見書を提出するものであります。

内容といたしましては、まず国の財政削減等により、地域間で教育条件の格差が広がっております。また、低所得者の拡大で就学援助受給世帯が増大しております。自治体の財政力や家計の違いによって、子供が受ける教育に格差があってはなりません。また、教職員の厳しい勤務状態の改善は喫緊の課題であります。このような現実を改め、国において教育予算を確保・充実させることを求めて、意見を提出するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願いいたします。提案理由の説明といたします。

議長（田中雅美君）

提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午後7時57分 休憩

午後7時57分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第89号 教育予算の拡充を求める意見書については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第90号

議長（田中雅美君）

日程7．議案第90号 地方財政の充実・強化を求める意見書についてを上程いたします。議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

7番（白谷義隆君）（登壇）

7番白谷でございます。議長のお許しを得ましたので、議案第90号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提案理由の説明をいたします。

地方分権の推進、少子・高齢化の進行、産業・雇用対策など、地方の行政需要は増大しており、地方自治体が果たす役割はますます重要になっております。

一方、2008年度に創設された地方法人事業税の国税化による地方再生対策費は格差是正策としては不十分であり、地方分権に逆行する措置です。さらに、自治体財政硬直化を招いた国の財政責任は極めて重いにもかかわらず、自治体に財政責任を押しつけ、医療、福祉など住民生活に直結する公共サービスを削減することは容認できません。

このため、2009年度予算は深刻化する地域間格差の是正と公共サービスの充実に向け、地方財政圧縮を進める政策の転換を図り、国が果たす財源保障に必要な財源を確保することが重要です。地方分権の理念に沿った自治体運営を行うことができるよう、2009年度政府予算における地方財政の充実・強化を求める意見書を提出するものです。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨を御理解の上、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

議長（田中雅美君）

提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩を



いたします。

午後 8 時 1 分 休憩

午後 8 時 1 分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第90号 地方財政の充実・強化を求める意見書については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第 8 議案第91号

議長（田中雅美君）

日程 8 . 議案第91号 小中学校グラウンドの早急な整備改善を求める決議についてを上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

19番（太田武文君）（登壇）

議長のお許しを得ましたので、議案第91号 小中学校グラウンドの早急な整備改善を求める決議について提案理由を申し上げます。

教育民生常任委員会の視察でも明らかのように、三橋中学校を初めとして、市内の小中学校の運動場については排水が悪く、雨が降ると二、三日使用ができない学校が散見されます。学校教育は言うまでもなく、市行政が取り組む重要な課題であり、施設整備のこれは児童・生徒の授業に極めて悪影響を及ぼすことが懸念されます。当委員会といたしましては、財政

状況が厳しいことは十分承知するところでありますが、今回の補正予算でも措置されていない状況でありますので、早急な取り組みを要望するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願いいたします。提案理由といたします。

議長（田中雅美君）

提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午後 8 時 5 分 休憩

午後 8 時 5 分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑通告者がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第91号 小中学校グラウンドの早急な整備改善を求める決議については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 8 時 6 分 休憩

午後 8 時 6 分 再開

副議長（島添達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

田中議長が退席されていますので、副議長の私が議長の職務を代行いたします。

お手元に配付いたしております本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、再度お諮りいたします。先ほど田中雅美議長辞職勧告決議案の提出がありましたが、所定の賛成者がおりますので成立いたしております。

お諮りします。この決議案を日程に追加し、追加日程 9 として直ちに議題とすることに賛

成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（島添達也君）

賛成少数であります。よって、この決議案を日程に追加し、追加日程 9 として直ちに議題とすることは否決されました。

これをもちまして、平成20年第 5 回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午後 8 時 8 分 閉会

地方自治法第123条第 2 項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 田 中 雅 美

柳川市議会副議長 島 添 達 也

柳川市議会議員 矢ヶ部 広 巳

柳川市議会議員 太 田 武 文